

平成 2 6 年度

包括外部監査結果報告書

「倉敷市建設局の事務の執行について」

「私債権（非強制徴収公債権を含む）の管理回収について」

「倉敷市下水道事業について」

倉敷市包括外部監査人

加瀬野忠吉

目 次

I 包括外部監査の概要

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の実施期間	1
第 4	監査の体制	1
第 5	利害関係	1
第 6	監査テーマの選定理由	1
第 7	包括外部監査の手続・経過	2

II 倉敷市建設局の事務の執行について

第 1 章	建設局の概要	8
第 1	建設局の組織・職員数	8
第 2	建設局の予算	15
第 3	建設局の主要事業	18
第 2 章	監査の結果及び意見	25
第 1	まちづくり事業	25
1	倉敷駅周辺総合整備計画策定事業	25
2	倉敷駅付近連続立体交差事業	28
3	倉敷駅前東土地区画整理事業	33
4	倉敷駅周辺第二土地区画整理事業	37
第 2	道路及び橋梁	41
1	道路建設（長期未着手路線、着手後長期未完成路線、廃止検討路線）	41
2	道路パトロール	44
3	補修	46
4	道路の瑕疵に起因する事故	48
5	台帳等管理に関する事項	49
6	未利用地管理に関する事項	57

第 3	河川・港湾事業	59
1	事業内容	59
2	台帳等管理に関する事項	62
第 4	その他	67
1	市営駐車場管理運営・整備事業（指定管理者制度）	67
2	地域改善駐車場（旧同和対策事業）	72
3	駐輪場管理業務	75
4	公園管理業務	77

Ⅲ 私債権（非強制徴収公債権を含む）の管理回収について

第 1 章	監査対象の概要	79
第 1	地方自治体における私債権の管理	79
1	地方自治体における債権の定義及び分類	79
2	地方自治体における債権管理の概要（非強制徴収債権及び私債権を中心として）	80
第 2	倉敷市の私債権の状況	84
1	平成 24 年度末における滞納状況	84
2	監査の対象とした債権	86
第 3	倉敷市における債権管理適正化に向けた取り組み	86
1	債権管理体制	86
2	倉敷市債権管理条例の制定	86
3	倉敷市債権管理マニュアルの内容	87
第 2 章	監査の結果及び意見	88
第 1	共通事項	88
第 2	個別の債権に関する事項	92
1	損害賠償金	92
2	生活改善事業費貸付金	94
3	し尿処理手数料	97

4	塵芥処理手数料	100
5	工事請負損害賠償金	102
6	水洗便所改造資金貸付金	104
7	生活保護費返還金	106
8	緊急援護資金	110
9	老人福祉施設費負担金	112
10	母子寡婦福祉資金貸付金	115
11	児童扶養手当返納金	117
12	児童手当返納金	119
13	子ども手当返納金	121
14	一般被保険者返納金	123
15	診療費	125
16	水路等使用料	127
17	市営住宅使用料	129
18	住宅新築資金等貸付金	132
19	新倉敷駅前再開発住宅等使用料	134
20	住宅復旧費雑入	136
21	売店等光熱水費	138
22	施設使用料	140
23	水道料金	142
24	幼稚園保育料	145

IV 倉敷市下水道事業について

第1章	監査対象事業の概要	147
第1	下水道事業について	147
1	下水道の役割	147
2	下水道とは	149
3	流域下水道	152
4	浄化槽	155

5	農業集落排水施設	160
第2	倉敷市の下水道事業	163
1	倉敷市の下水道事業の概要	163
2	倉敷市の下水道事業の沿革	165
3	倉敷市の下水道事業に関する計画	167
4	下水道事業に関する事務を所掌する組織	171
5	倉敷市下水道事業特別会計	175
第3	地方公営企業法の適用について	178
1	地方公営企業法	178
2	倉敷市における公営企業会計移行への取組み	181
3	地方公営企業の会計基準の見直し	183
第2章	監査の結果及び意見	184
第1	倉敷市の下水道事業	184
1	他の中核市との比較	184
2	下水道事業の経営状況	203
3	下水道事業の財政状態	209
4	岡山県との関わりについて（児島湖流域下水道の負担金）	214
第2	収入事務	220
1	下水道事業における収入等について	220
2	下水道使用料	224
3	受益者負担金、受益者分担金	228
第3	資産管理	230
1	地方公営企業法の適用について	230
2	貸借対照表とその内容	235
3	固定資産（下水処理場・ポンプ場）の実査	238
4	下水道施設の老朽化	247
第4	浄化槽にかかる事業	252
1	合併処理浄化槽の設置に関する補助	252
2	個人設置浄化槽の維持管理	255

第 5	下水道に関連する事業	257
1	水洗化促進事業	257
2	農業集落排水施設にかかる事業	268

I 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法（以下、「自治法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2 監査の対象

1 対象事項（選定した特定の事件）

- （1）倉敷市建設局の事務の執行及び同局が所管する自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等の事務の執行
- （2）下水道事業の事務の執行
- （3）私債権（非強制徴収公債権を含む）の管理回収の事務

2 監査の対象部局等

- （1）倉敷市建設局の各部・課並びに同局が所管する財政援助団体等及び施設
- （2）環境リサイクル局下水道部の各課
- （3）対象債権の管理回収を担当する各部・課

3 監査対象年度

平成25年度。ただし、必要に応じて平成24年度以前も監査の対象とする。

第3 監査の実施期間

平成26年6月9日から平成27年2月16日まで

第4 監査の体制

包括外部監査人	弁 護 士	加 瀬 野 忠 吉
同補助者	公認会計士	宮 崎 栄 一
同補助者	公認会計士	上 坂 岳 大
同補助者	公認会計士	田 邊 上 智
同補助者	弁 護 士	長 谷 川 威
同補助者	弁 護 士	小 松 原 玲 子

第5 利害関係

包括外部監査人及び各補助者は、いずれも監査の対象とした事件について、自治法第252条の29に規定する一切の利害関係を有していない。

第6 監査テーマの選定理由

1 対象事項（監査テーマ）（１）（２）について

倉敷市では、平成８年２月に「倉敷市行財政改革大綱」を策定して以降、行財政改革の実施を継続して行ってきた。そして、最近の地方公共団体を取り巻く環境の変化、特に地方分権の推進や経済状況・財政構造の変化、インフラ・施設の大規模修繕時期の到来等を踏まえて、平成２３年１月には「倉敷市行財政改革プラン２０１１」を策定し、年度毎の進捗状況報告を行い、上記のような社会経済状況の変化に対応した行財政改革の推進を行っている。

そして、建設局が行っている事業には、倉敷市における重点事業である駅周辺の市街地再開発事業等の大規模な事業が多く、その予算規模も大きい。また、下水道事業についても必要な財政規模は大きく、いずれの事業についても、倉敷市における予算において大きな比率を占めており、また、過去の包括外部監査の監査対象ともなっていない。

したがって、建設局が所管する事務及び下水道事業の事務について、その有効性、効率性、経済性の観点から監査を実施することの意義があると考え、特定の事件として選定した。

2 対象事項（監査テーマ）（３）について

私債権（非強制徴収公債権を含む）については、平成２４年度末で約１６億円の滞納が発生しており、これら債権の回収は、倉敷市の厳しい財政にとって喫緊の課題であると考えられる。現在、倉敷市では、これら延滞債権の回収については、統一的な回収を行う体制が整っていないため、これら債権の管理・回収について監査を実施することの意義があると考え、特定の事件として選定した。

第７ 包括外部監査の手続・経過

1 包括外部監査契約の締結

当職は、平成２６年４月１日、倉敷市との間で、自治法第２５２条の２７第２項に定める包括外部監査契約を締結した。

2 包括外部監査人補助者の選任

当職は、包括外部監査業務を補助させるため、次の弁護士及び公認会計士を補助者に選任した。

公認会計士	宮 崎 栄 一
公認会計士	上 坂 岳 大
公認会計士	田 邊 上 智
弁 護 士	長 谷 川 威
弁 護 士	小 松 原 玲 子

3 予備調査の実施

監査テーマの選定のため、平成26年5月7日と12日、対象事項に係る関係部局から事情聴取を行った。

4 監査テーマの選定

予備調査の結果を踏まえ、検討した結果、監査テーマを、上記のとおり（１）倉敷市建設局の事務の執行及び同局が所管する地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等の事務の執行、（２）下水道事業の事務の執行及び（３）私債権（非強制徴収公債権を含む）の管理回収の事務と決定し、平成26年5月23日、倉敷市長及び倉敷市監査委員に通知した。

5 調査の実施

（１）監査テーマ（１）（２）について

ア 資料の調査と分析

建設局の所管するすべての事業及び下水道事業について、事業の概要を調査するとともに、条例、規則、契約書、その他の関連する文書、資料ならびに管理運営に関する文書、資料等について精査し、分析を行った。

イ 所管部局からの事情聴取

所管部局から監査対象事項について説明を求め、事情を聴取するとともに、書面による報告及び資料の提出を求めた。

ウ 現地調査

上記資料の調査・分析及び事情聴取の結果、特に実際の事業内容や施設を確認する必要があるものについては、できる限り、現地や各施設に赴き、現地調査を実施した。

なお、実際に現地調査を実施した現場及び施設等は、次のとおりである。

- ① 水島下水処理場（平成26年8月25日）
- ② 大浜港・松島港（同年10月8日）
- ③ 河川・橋梁（同年10月20日）
- ④ 河川・道路（同年10月27日）
- ⑤ 倉敷中第一ポンプ場・真備浄化センター（同年11月6日）
- ⑥ 駐車場（同年11月18日）
- ⑦ 市営駐車場・駐輪場（平成27年1月8日）

（２）監査テーマ（３）について

ア アンケートの実施及び資料の提出

平成24年度末における倉敷市の私債権及び非強制徴収公債権の滞納分のうち、滞納金額が10万円以上の債権について、以下の項目についてアンケートを実施し、資料の提出を求めた。

- 1 収納金科目の発生根拠
- 2 収納金科目の内容

- 3 過去5年間の収納状況
- 4 滞納の内訳
- 5 収納金徴収事務手続の流れ
- 6 収納金徴収事務手続に関し、マニュアル等は作成しているか
- 7 滞納者に対する督促手続の内容
- 8 時効管理の方法
- 9 滞納者に対する訴訟提起等の有無
- 10 その他、収納金及びその徴収手続に関し、特徴或いは留意点など

イ 所管部局からの事情聴取

上記債権の内、滞納金額が100万円以上の債権について、当該債権を所管する担当課から、詳細な説明を求め、事情を聴取するとともに、書面による報告及び追加資料の提出を求めた。

6 監査の視点

建設局が所管する事務及び下水道事業の事務について、その有効性、効率性、経済性の観点から監査を実施した。特に、事業の内容及び施設の管理について、その見直しを含めて、事業等の背景・必要性、事業効果、他の有効な事業・手段の有無、事業の実施及び施設管理が適法・適切かつ有効に行われているか等について監査を行った。

また、私債権の管理回収については、管理回収が適切かつ適宜に行われているか否か、回収の手続・体制が適切か否かという観点から、監査を行った。

7 監査報告書の作成

上記監査結果を整理、検討して、本報告書を作成した。

なお、監査テーマ毎の報告書の「監査の結果及び意見」において、監査の結果についての報告事項としての「指摘事項」の有無及び監査の結果に関する報告に添えて提出する「意見」を記載している。なお、「指摘事項」とは、事務の執行が、法令・条例に違反し（違反のおそれが高い場合を含む）、又は著しく妥当性を欠き、改善を要する事項を意味し、また、「意見」とは、指摘事項には該当しないが、組織の運営及び事務の有効性、効率性及び経済性の観点から、改善が望ましい事項を意味している。

8 本包括外部監査の詳細な日程等は、図表1「日程表」のとおりである。

図表1 日程表

年	月	日	曜	内容	加瀬野	宮崎	上坂	田邊	長谷川	小松原
26	4	23	水	監査テーマ打合せ	1		1	1	1	1
		4月計(時間)			1	0	1	1	1	1
		7	水	ヒアリング調査	3			3	3	3
		12	月	ヒアリング調査	2.5		2	3	2.5	2.5
		19	月	打ち合わせ(テーマ)	1		1	1	1	1
		22	木	監査テーマ・監査計画検討	2					
		24	土	監査依頼資料及び監査計画のまとめ		6				
		29	木	ヒアリング事項検討・打合せ			4	2	3	
		5月計(時間)			8.5	6	7	9	9.5	6.5
		9	月	ヒアリング事項検討		6				6
	6	13	金	ヒアリング調査	3.5		4	4	4	
		20	金	打合せ(ヒアリング事項等)	2		2	6	6	
		24	火	監査依頼資料のまとめ		6				
		25	水	ヒアリング事項検討	2	6				6
		26	木	監査依頼資料のまとめ		4				
		27	金	ヒアリング事項検討						1
		6月計(時間)			7.5	22	6	10	10	13
		1	火	ヒアリング事項検討						1
		2	水	監査依頼資料のまとめ		6				
		3	木	ヒアリング調査	4			4.5	4.5	
	7	3	木	報告書作成		6				
		4	金	報告書作成		6				
		17	木	関係書類の閲覧				6	5.5	
		18	金	ヒアリング調査	2	6				6
		19	土	監査資料依頼文書の作成		4				
		28	月	記録精査・調査					3	
		29	火	ヒアリング調査	6	6				6
		30	水	関係書類の閲覧				3	3	
		30	水	報告書作成		6				
		7月計(時間)			12	40	0	13.5	16	13
	8	1	金	資料・ヒアリング事項・提出資料検討					4	
		4	月	打ち合わせ・資料精査				5	5	
		5	火	原稿まとめ		6				
		7	木	ヒアリング調査	6	6				6
		18	月	報告書作成		3.5				5.5
		19	火	ヒアリング調査	5		5.5	5.5	6	
		23	土	資料精査・追完資料検討					2	
		25	月	ヒアリング調査	1.5	2				2
		25	月	資料まとめ		4				3.5
		27	水	打ち合わせ・資料精査	1.5		2	6	6	
		8月計(時間)			14	21.5	7.5	16.5	23	17
	9	9	火	資料、ヒアリング項目検討、報告書原案作成	2	6				5
		11	木	打ち合わせ・報告書作成				6	6	
		22	月	資料、ヒアリング項目検討、報告書原案作成	3	6				6
		26	金	資料閲覧・打ち合わせ	2			6	6	
	9月計(時間)				7	12	0	12	12	11

年	月	日	曜	内容	加瀬野	宮崎	上坂	田邊	長谷川	小松原
26	10	6	月	報告書原案作成	2	6				6
		8	水	現地調査	2.5		2		2	
		8	水	資料検討			4		4	
		16	木	打合せ	1	0.5	1		1	1
		20	月	報告書作成・打合せ					3	
		20	月	現地調査	3				3	
		21	火	報告書原案作成	3	6				4.5
		27	月	報告書作成・打合せ					3	
		27	月	現地調査	2				2	
		29	水	原稿まとめ		6				
		10月計(時間)			13.5	18.5	7	0	18	11.5
	11	5	水	報告書作成・打ち合わせ	3			6	6	
		6	木	ヒアリング・資料検討	2.5	2				5.5
		6	木	視察	3	3				
		17	月	資料まとめ		6				
		18	火	現地調査等	3.5			4	4	
		18	火	報告書作成・打ち合わせ	2			2	2	
		20	木	報告書原案作成						2
		26	水	資料まとめ		6				
		11月計(時間)			14	17	0	12	12	7.5
	12	1	月	報告書作成	4.5	6		1.5		6
		2	火	原稿まとめ		6		4.5		
		3	水	原稿まとめ		6		3.5		
		4	木	報告書作成				4.5	4	
		5	金	報告書作成・打ち合わせ	4		6	6	6	
		6	土	報告書作成					2	
		7	日	報告書作成					2	
		8	月	報告書作成						2.5
		9	火	報告書作成				4.5	3	
		10	水	報告書作成					3	
		11	木	報告書作成		6		6	6	
		12	金	報告書作成				4.5	4	
		13	土	報告書作成		6				
		14	日	報告書作成		6			2	
		15	月	報告書作成		4.5			3.5	2.5
		16	火	報告書作成					2.5	
		17	水	報告書作成				6	6	2
		19	金	報告書作成			2	2		
		20	土	報告書作成					2	
		21	日	報告書作成					3	
		22	月	報告書作成	4.5	6		3	5	5
		26	金	報告書作成			2			
		27	土	報告書作成		6				4
		28	日	報告書作成						5
		29	月	報告書作成	5					
		30	火	報告書作成		5				4
		12月計(時間)			18	57.5	10	46	54	31

年	月	日	曜	内容	加瀬野	宮崎	上坂	田邊	長谷川	小松原		
27	1	5	月	報告書作成		6				3		
		6	火	報告書作成		6			1			
		7	水	報告書作成		6						
		8	木	報告書作成	6	6		6	6	6		
		9	金	報告書作成		5			2			
		10	土	報告書作成		6						
		11	日	報告書作成		1						
		12	月	報告書作成		6				2		
		13	火	報告書作成								
		14	水	報告書作成		5						
		15	木	報告書作成						3		
		16	金	報告書作成		6						
		17	土	報告書作成		6						
		18	日	報告書作成		3						
		19	月	報告書作成	3					3.5		
		20	火	報告書作成	6	6		6	6	6		
		23	金	報告書作成	6		2					
		24	土	報告書作成	6							
		25	日	報告書作成	6				1.5			
		26	月	報告書作成		6				3		
		27	火	報告書作成	2	3				5		
		28	水	報告書作成						2.5		
		29	木	担当課ヒアリング・報告書作成	4.5	4		4	4	4		
		30	金	報告書作成					1.5			
		31	土	報告書作成	3							
		1月計(時間)					42.5	81	2	16	22	38
		2	2	月	担当課ヒアリング・報告書作成	6	4.5	6	6	6	6	
			3	火	報告書作成	3						
			4	水	報告書作成	4		1				
			5	木	ヒアリング・報告書作成	3						
			6	金	報告書作成	1.5						
	10		火	報告書作成	2							
	2月計(時間)					19.5	4.5	7	6	6	6	
総合計(時間)					157.5	280	47.5	142	183.5	155.5		

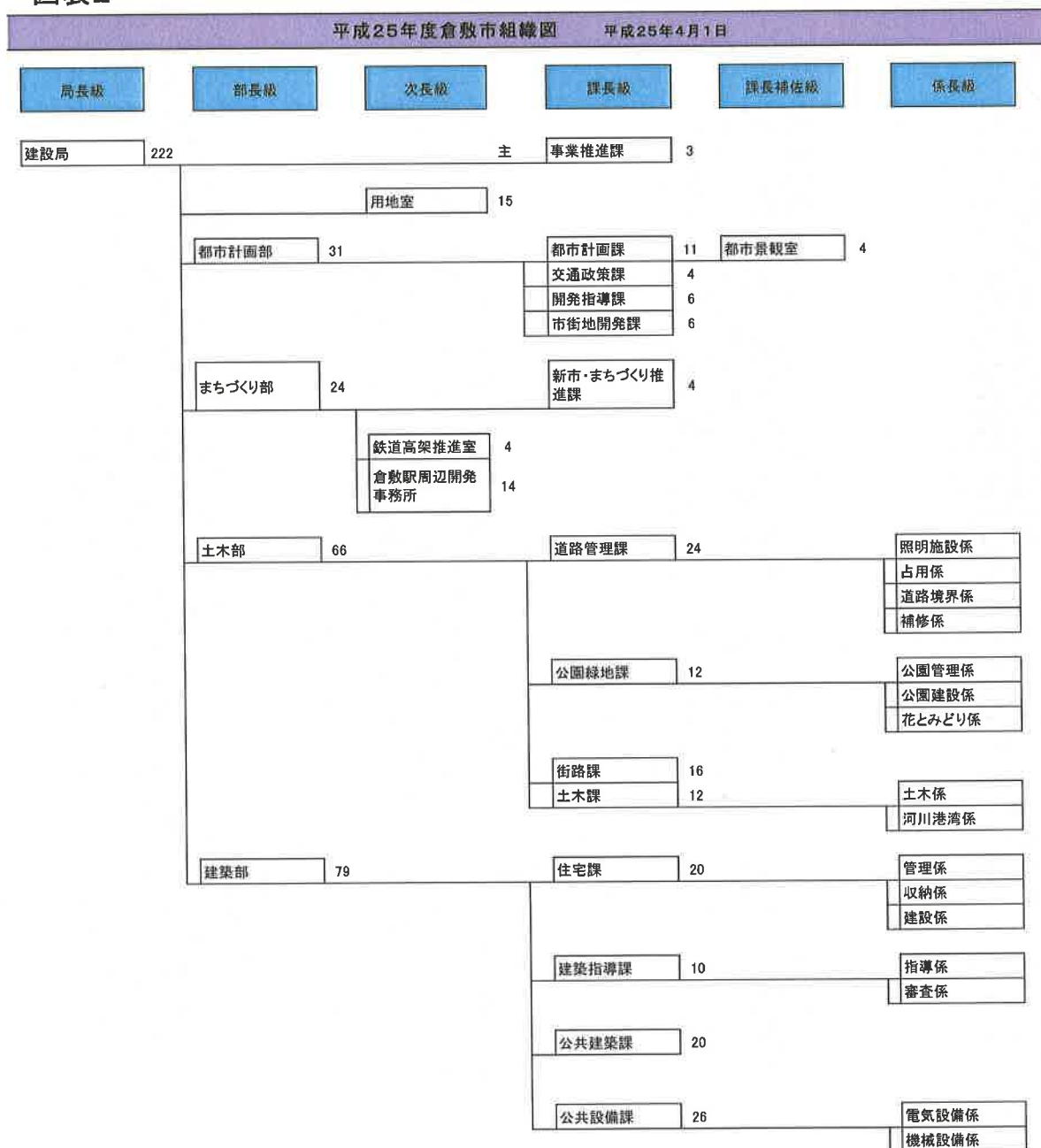
II 倉敷市建設局の事務の執行について

第1章 建設局の概要

1 建設局の組織・職員数

平成25年度の建設局の組織及び職員数は図表2のとおりであり、その事務分掌（支所を除く）は図表3のとおりである。

図表2



図表 3 事務分掌 平成 25 年 4 月 1 日現在

【建設局】

事業推進課

- (1) 建設行政の総合調整に関すること。
- (2) 国県建設事業の促進及び調整に関すること。
- (3) 国県補助金等事務の局内総括に関すること。
- (4) 所管に属する水防事務に関すること。
- (5) 住宅災害復旧等資金利子補給金及び浸水住宅改良資金利子補給金に関すること
(審査及び完了確認を除く。)
- (6) 岡山県建設事業の負担金に関すること。
- (7) 公有水面埋立法に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、建設事業の推進に関すること。

用地室

- (1) 市の施行する事業（市民病院，農林水産部，建築部及び競艇事業局の所管事業を除く。）及び特別の事業の用地買収，補償並びに進行管理に関すること。
- (2) 国，県等の委託による用地買収及び補償に関すること。
- (3) 市の施行する事業の用地買収及び補償の価格調整に関すること。
- (4) 市の施行する事業の用地買収及び補償の指導に関すること。
- (5) 土地収用に関すること。
- (6) 地価公示制度に関すること。
- (7) 公共事業の施行に伴う建物等移転融資に関すること。
- (8) 不動産の登記に関すること。
- (9) 不動産の登記の指導に関すること。

都市計画部

都市計画課

- (1) 都市計画の企画及び調査に関すること。
- (2) 都市計画に基づく土地利用に関すること。
- (3) 都市施設の基本計画及び調整に関すること。
- (4) 都市計画施設等区域内の建築の制限に関すること。

- (5) 地区計画区域内の建築等の行為の届出に関する事。
- (6) 都市計画事業地内の建築等の制限に関する事。
- (7) 都市計画審議会に関する事。
- (8) まちなみ形成推進事業に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、都市計画に関する事。

都市景観室

- (1) 景観の保全及び創出に係る施策の調査、研究、企画及び推進に関する事。
- (2) 景観法による景観計画の策定及び景観整備機構等の指定に関する事。
- (3) 倉敷市都市景観条例に関する事。
- (4) 都市景観審議会に関する事。
- (5) 屋外広告物法及び倉敷市屋外広告物条例に関する事。
- (6) 屋外広告物審議会に関する事。

交通政策課

- (1) 市の総合的な交通政策の推進に関する事。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する事（公共交通に限る。）。)
- (3) 交通バリアフリー基本構想に関する事。
- (4) 公共交通の活性化に関する事。
- (5) 生活交通対策に関する事。
- (6) ITS 等交通新技術の調査及び研究に関する事。
- (7) 交通関係機関等との連絡調整に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通政策に関する事（交通安全等他部署で所管するものを除く。）。)

開発指導課

- (1) 国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関する事。
- (2) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事。
- (3) 宅地造成等規制法に基づく規制区域の指定等に関する事。
- (4) 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可等に関する事。
- (5) 公有地拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出の受理に関する事。
- (6) 岡山県県土保全条例に基づく協議及び進達に関する事。

- (7) 土砂等による土地の埋立て等の規制に関すること。
- (8) 開発審査会に関すること。
- (9) 土地利用審査会議に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、土地利用の総合調整及び地域開発に関すること。

市街地開発課

- (1) 土地区画整理事業（倉敷駅周辺開発事務所が所管する事業を除く。）に関すること。
- (2) 市街地再開発事業に関すること。
- (3) 優良建築物等整備事業に関すること。
- (4) 市街地開発事業に係る調査及び計画に関すること。
- (5) 市街地開発事業等予定区域内の建築等の許可に関すること。
- (6) 駐車場の整備及び指導に関すること。
- (7) 路外駐車場の設置届の受理，立入検査等に関すること。
- (8) 倉敷市駐車場条例に基づき設置した駐車場（児島市民交流センター第1駐車場，第2駐車場及び第3駐車場を除く。）の維持管理に関すること。
- (9) 倉敷駅前再開発事業に関すること。
- (10) 所管の財産の維持管理に関すること。

まちづくり部

新市・まちづくり推進課

- (1) まちづくり及び都市再生の総合調整に関すること。
- (2) 中心市街地活性化の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 都市再生整備計画に関すること。
- (4) 新市建設計画の推進に関すること。
- (5) 倉敷市船穂地域審議会及び倉敷市真備地域審議会との連絡調整に関すること。
- (6) 合併に伴う各種調整に関すること。
- (7) 国土利用計画に関すること。

鉄道高架推進室

- (1) 鉄道高架事業に関すること。

倉敷駅周辺開発事務所

- (1) 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業に関する事。
- (2) 倉敷駅前東土地区画整理事業に関する事。
- (3) 所管に属する財産の維持管理に関する事。

土木部

道路管理課

- (1) 道路、橋りょう等の維持補修に関する事。
- (2) 道路、橋りょう、河川等の占用、使用及び管理に関する事。
- (3) 道路の認定並びに道路、河川の変更及び廃止に関する事。
- (4) 道路台帳の調製及び保管に関する事。
- (5) 交通安全施設（カーブミラーを除く。）の維持管理に関する事。
- (6) 車両制限令による車両制限に関する事。
- (7) 所管に属する土地（法定外公共物を含む。）の境界に関する事。
- (8) 地下埋設物の統制に関する事。
- (9) 都市計画法第32条に基づく同意及び協議に関する事。
- (10) 私道整備の補助に関する事。
- (11) 自転車等駐車場の維持管理に関する事。
- (12) 放置自動車に関する事。
- (13) 道路等の照明用電灯施設に関する事。
- (14) 屋外広告物法に基づく簡易除却に関する事。

公園緑地課

- (1) 緑化の推進及び総合調整に関する事。
- (2) 緑化基金に関する事。
- (3) 都市公園の維持補修、管理及び苗ほに関する事。
- (4) 自然公園（国立公園及び県立自然公園）に関する事。
- (5) 風致地区内の建築等の許可に関する事。
- (6) 都市計画法第32条に基づく同意及び協議に関する事。
- (7) 都市公園の調査及び整備計画に関する事。
- (8) 都市公園の新設及び改良に関する事。
- (9) 緑化工事に係る他部門への技術提供に関する事。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、公園及び緑地の管理及び整備に関する事

街路課

- (1) 都市計画道路の新設及び改良に関する事。
(2) 国庫補助金（道路関係に限る。）の請求事務に関する事。
(3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画道路に関する事。

土木課

- (1) 道路及び橋りょうの新設及び改良に関する事。
(2) 道路の舗装に関する事。
(3) 交通安全施設（カーブミラーを除く。）の整備に関する事。
(4) 宅地造成事業の設計及び施行に関する事。
(5) 公共土木施設災害復旧工事（農林水産業施設を除く。）に関する事。
(6) 河川等の新設及び改良に関する事。
(7) 河川の維持補修に関する事。
(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する事と。
(9) 小規模急傾斜地崩壊対策事業に関する事。
(10) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可等に関する事。
(11) 港湾施設（漁港を除く。）に関する事。
(12) 補償物件の評価に関する事。
(13) 住宅災害復旧等資金利子補給金及び浸水住宅改良資金利子補給金対象事業（土木関係）の審査及び確認に関する事。
(14) 土木工事に係る他部門への技術提供に関する事。
(15) 学校園の整備並びにこれに関連する土木工事の設計及び施行に関する事。
(16) 前各号に掲げるもののほか、土木技術に関する事。

建築部

住宅課

- (1) 住宅行政の企画及び調査に関する事。
(2) 市営住宅に関する事。
(3) 市有住宅に関する事。

- (4) 都市計画住宅及び再開発住宅に関すること。
- (5) 改良住宅に関すること。
- (6) 家賃の収納に関すること。
- (7) 市営住宅入居者選考審議会に関すること。
- (8) 市営住宅家賃問題審議会に関すること。
- (9) 宅地造成事業（設計及び施行を除く。）に関すること。
- (10) 住宅新築資金等の収納に関すること。
- (11) 環境改善資金及び浴槽設置資金の貸付金の償還に関すること。
- (12) 特定優良賃貸住宅に関すること。
- (13) 高齢者向け優良賃貸住宅に関すること。
- (14) 住宅地区改良事業に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、住宅行政に関すること。

建築指導課

- (1) 建築基準法に基づく確認及び検査に関すること。
- (2) 建築基準法に基づく許可、認可及び指定に関すること。
- (3) 特殊建築物、昇降機等の定期報告に関すること。
- (4) 違反建物等に対する措置に関すること。
- (5) 住宅金融支援機構に係る受託検査等に関すること。
- (6) 都市景観等まちづくりに係る建築物の指導に関すること。
- (7) 土地譲渡益重課制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- (8) がけ地近接危険住宅移転事業に関すること。
- (9) 建築動態統計調査に関すること。
- (10) 建築審査会に関すること。
- (11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関すること（建築物の構造及び設備に限る。）。
- (12) 建築物の耐震改修の促進に関すること。
- (13) 倉敷市美観地区景観条例に関すること（教育委員会で補助執行する事務を除く。）。

(14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること（産業廃棄物対策課で所管する事務を除く。）。

(15) 前各号に掲げるもののほか、建築指導に関すること。

公共建築課

(1) 公有建物の新築、増改築、補修等の設計及び施行に関すること。

(2) 学校園の新築、増改築、補修等の設計及び施行に関すること。

(3) 補償物件の建築の評価に関すること。

(4) 住宅災害復旧等資金利子補給金及び浸水住宅改良資金利子補給金対象事業の建築の審査及び確認に関すること。

(5) 建築工事に係る他部門への技術提供に関すること。

(6) 公共施設の保全及び更新計画に関すること。

(7) 公共施設の耐震化の促進に関すること。

(8) 公共施設の建設仕様の策定に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、建築技術に関すること。

公共設備課

(1) 公有建物及び公有工作物（水道事業及び下水道事業に係るものを除く。）の電気設備、機械設備等の設計及び施行に関すること。

(2) 学校園の電気設備、機械設備等の設計及び施行に関すること。

(3) 補償物件の設備の評価に関すること。

(4) 住宅災害復旧等資金利子補給金及び浸水住宅改良資金利子補給金対象事業の設備の審査及び確認に関すること。

(5) 設備工事に係る他部門への技術提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、設備技術に関すること。

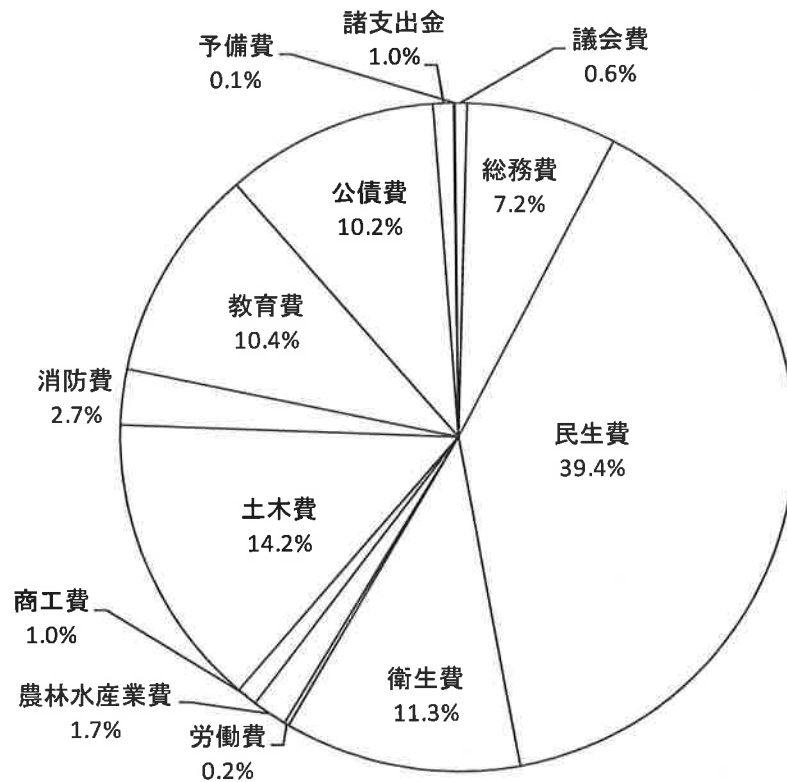
2 建設局の予算

(1) 平成25年度の予算の概要

図表4のとおり、平成25年度の倉敷市の一般会計の当初予算額は、166,624,662千円であり、前年度予算から2.1パーセントの増加となった。

なお、平成25年度の建設局（土木費）の当初予算額は、倉敷市の一般会計の当初予算額の14.2パーセントをしめている。

図表4



【歳出(目的別)】

(単位: 百万円, %)

区 分		平成25年度 当初予算額	平成24年度 6月補正後予算額	増減率
款 別	議 会 費	976	967	0.9
	総 務 費	11,993	12,596	△ 4.8
	民 生 費	65,678	63,586	3.3
	衛 生 費	18,872	19,181	△ 1.6
	労 働 費	376	356	5.5
	農 林 水 産 業 費	2,768	2,898	△ 4.5
	商 工 費	1,763	2,047	△ 13.9
	土 木 費	23,708	23,012	3.0
	消 防 費	4,476	5,273	△ 15.1
	教 育 費	17,271	14,636	18.0
	公 債 費	17,030	16,888	0.8
	諸 支 出 金	1,614	1,715	△ 5.9
	予 備 費	100	100	0
合 計		166,625	163,255	2.1

(2) 平成25年度の建設局の当初予算の項目別の内訳金額は、図表5「平成25年度倉敷市（建設委員会関係）予算」の通りである。

図表5 平成25年度倉敷市（建設委員会関係）予算

款	項	目	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	対前年度比較 25予算－24予算	担当課	備考
総務費	総務管理費	新市建設計画推進費	580	581	△ 1	新市・まちづくり推進課	
			580	581	△ 1		

款	項	目	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	対前年度比較 25予算－24予算	担当課	備考
農林水産業費	農業費	農道施設新設改良費	82,637	45,955	36,682	土木課	
	林業費	林道管理費	6,235	6,243	△ 8	道路管理課	
		林道新設改良費	2,000	2,100	△ 100	土木課	
			8,235	8,343	△ 108		
			90,872	54,298	36,574		

款	項	目	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	対前年度比較 25予算－24予算	担当課	備考
土木費	土木管理費	土木総務費	972,748	1,022,041	△ 49,293		
			6,019	5,267	752	都市計画課	
		設計管理費	9,455	10,152	△ 697	公共建築課 公共設備課	
		用地登記費	16,838	16,908	△ 70	用地室	
			1,005,060	1,054,368	△ 49,308		
	道路橋りょう費	道路橋りょう総務費	463,278	478,292	△ 15,014		
			19,496	18,763	733	道路管理課	
		道路管理費	1,551,688	1,593,382	△ 41,694	道路管理課	
		道路新設改良費	62,758	15,234	47,524		
			3,150,342	3,511,123	△ 360,781	街路課 土木課	
		橋りょう新設改良費	26,000	5,000	21,000	土木課	
		交通安全施設費	43,717	43,717	0	道路管理課	
			5,317,279	5,665,511	△ 348,232		
	河川費	河川管理費	104,479	100,844	3,635	土木課	
		河川新設改良費	21,659	23,877	△ 2,218		
			1,133,780	670,000	463,780	土木課	
			1,259,918	794,721	465,197		
	港湾費	港湾費	1,058,961	855,261	203,700	土木課	
			1,058,961	855,261	203,700		

都市計画費	都市計画総務費	339,450	367,853	△ 28,403		
		17,151	18,764	△ 1,613	都市計画課	
	交通政策費	163,592	61,349	102,243	交通政策課	
	鉄道高架事業費	25,228	21,850	3,378	鉄道高架推進室	
	開発費	106,651	9,982	96,669	開発指導課 市街地開発課	
	倉敷駅周辺整備事業費	62,373	66,691	△ 4,318		
		371,156	359,371	11,785	倉敷駅周辺開発事務所	
	土地区画整理費	70,504	75,427	△ 4,923		
		892,041	596,956	295,085	倉敷駅周辺開発事務所 市街地開発課	
	まちづくり推進費	66,747	15,563	51,184	新市・まちづくり推進課	
	街路事業費	59,285	103,618	△ 44,333		
		644,902	516,591	128,311	街路課	
	公園管理費	726,287	725,701	586	公園緑地課	
	公園整備費	224,219	109,949	114,270	公園緑地課	
	建築行政費	99,664	89,436	10,228		
		37,999	30,933	7,066	建築指導課	
		3,907,249	3,170,034	737,215		
住宅費	住宅管理費	155,042	146,417	8,625		
		550,294	674,399	△ 124,105	住宅課	
	住宅建設費	48,690	50,931	△ 2,241	住宅課	
		754,026	871,747	△ 117,721		
		13,302,493	12,411,642	890,851		

3 建設局の主要事業

平成25年度の建設局の当初予算の主要事業の予算額及び事業内容は、図表6「平成25年度一般会計予算の概要（建設局関係分）」のとおりである。

図表 6 平成 25 年度 倉敷市一般会計予算 (案) の概要 (建設局関係分)

土木費【新】は新規事業、()内数値は24年度面付予算となる6月補正予算額 (単位:千円)			
項	目	事業名	比較
土木管理費			
用地登記費	・用地取得事務に関する経費	16,838	16,908
		8,692	8,762
土木総務費	・登記事務に関する経費	8,146	8,146
		978,767	1,027,308
土木総務費	・土木総務関係経費	6,019	5,097
			(6,127)
都市計画費			
都市計画総務費	・都市計画基本調査事業	356,601	386,617
		7,700	10,560
			(35,560)
			(△ 27,860)
都市計画総務費	・屋外広告物管理事業	3,384	2,364
		4,000	4,000
交通政策費	・旧街道景観整備事業		0
			0
交通政策費	・乗合タクシー事業	163,592	61,349
		4,029	4,000
交通政策費	・コミュニティタクシー事業	19,290	25,000
			(26,300)
交通政策費	・バス路線維持費補助事業	30,500	0
			30,500
交通政策費	・【新】倉敷駅エレベーター等整備事業	46,350	0
			46,350
交通政策費	・倉敷駅周辺誘導案内施設整備事業	15,300	9,400
			5,900
交通政策費	・水島臨海鉄道補助事業	21,000	0
			(17,545)
交通政策費	・公共交通対策推進事業	2,840	2,600
			(680)
交通政策費	・井原線補助事業	16,945	16,949
			△ 4

(単位:千円)			
内	容	説	明
用地室	・鑑定評価手数料 7,543 など		
	・登記手数料 8,000 など		
	・建設行政に関する総合調整事業		
都市計画課	事務機器備上料 1,560	道路関係等期成会・協議会負担金 645 など	
	・都市計画道路調査検討委託料 5,500	都市計画基礎調査委託料 2,200	
	・違反広告物除却委託料 1,362 など		
交通政策課	・旧街道沿いの町家のファサード整備に対する補助金 (国 4. 5 / 10)		
	・バス路線廃止に伴う代替交通に対する運行費補助金 (改正内容) 地元負担割合の変更 (市 8 割 : 地元 2 割 : 市 9 割 : 地元 1 割) 3,924		
	補助創増制度の創設 (前年度比利用者増加人数 × 100 円) 105		
交通政策課	・船越・真備地区で運行しているコミュニティタクシーに対する運行費補助金 (改正内容) コミュニティタクシー (船越・真備地区) 運行費補助金 19,124		
	補助創増制度の創設 (前年度比利用者増加人数 × 100 円) 166		
	・補助分 1 路線 8,500		
交通政策課	寄島～新倉敷駅線 (旧井笠鉄道分)		
	・単線分 帯江線、中庄線ほか 9 路線 22,000		
	相次ぐバス路線の減便に対応するため補助対象となる路線の条件を拡大 (現行) 運行回数 10 回以下 / 日、輸送量 50 人以下の路線		
交通政策課	補助額 : 経常費用 × 30 %		
	(新) 運行回数合計 26 回以上 / 日、地域・地区拠点間を結ぶ幹線・特設路線		
	補助額 : 経常費用 × 10 %		
交通政策課	運行回数 4 回以上 20 回以下 / 日、輸送量が 100 人以下の路線		
	補助額 : 経常費用 × 30 %		
交通政策課	・南口エレベーター及びトイレ整備費補助金 39,050		
	〔負担割合 : 国 1 / 3、市 1 / 3、JR 1 / 3〕		
	・南口自由通路スロープ撤去工事費 7,300		
交通政策課	・誘導案内施設整備委託料 (8 か所) (国 4. 5 / 10)		
	・水島臨海鉄道の車両更新及び改造費に対し助成するもの		
	〔負担割合 : 国 1 / 3、市 1 / 3、水島臨海鉄道 1 / 3〕		
交通政策課	・バスマップ作成委託料 1,100	バス教室を開催するためのバス備上料 1,500 など	
	〔県 1 / 2〕		
	・井原線鉄道基礎設備維持費補助金		

土木費 ()内数値は24年度内付予算となる6月補正後予算額 (単位:千円)				
項 目・事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	比較	
都市計画費				
開 発 費	106,651 11,366	9,962 3,020	96,669 8,346	
・市営駐車場管理運営費				
・倉敷駅周辺駐車場整備事業	3,900	0 (9,100)	3,900 (△5,200)	
・阿知3丁目東地区市街地再開発事業	84,700	0	84,700	
土地区画整理費	962,545 25,627	672,383 29,000	290,162 △ 3,373	
・土地区画整理事業資金融資預託金				

総務費 (単位:千円)			
項 目・事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	比較
総務管理費			
新市建設計画推進費	580	581	△ 1
・地域審議会経費	580	581	△ 1

土木費 ()内数値は24年度内付予算となる6月補正後予算額 (単位:千円)			
項 目・事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	比較
都市計画費			
鉄道高架事業費	25,228 25,087	21,850 21,687	3,378 3,400
・倉敷駅付近連続立体交差事業			
倉敷駅周辺整備事業費	433,529	426,062	7,467
・倉敷駅前東土地区画整理事業	298,000	301,000	△ 3,000
補助分			
単 独 分	73,156	58,371	14,785
土地区画整理費	962,545 500,000	672,383 50,000	290,162 450,000
・倉敷駅周辺第二土地区画整理事業			
補助分		(45,430)	(454,570)
単 独 分	363,860	515,241	△ 151,381

(単位:千円)			
内 容	説 明	担 当 課	
・市営駅前駐車場防火扉・排煙窓等修繕料 6,243 など 〔指定管理〕市営駅前駐車場ほか17か所の管理運営 (倉敷まちづくり課)		市 街 地 開 発 課	
・倉敷駅周辺駐車場整備計画検討業務委託料			
・事業計画作成に伴う市街地再開発事業費補助金 [国1/2] 施工面積: 約1.7ha 施工期間: 平成25年度～平成29年度予定			
・建物等の移転資金として貸付をした金融機関に対する預託金 (新倉敷駅南第一及び第二土地区画整理事業資金融資預託金)			

(単位:千円)			
内 容	説 明	担 当 課	
・船穂・真備地域審議会委員報酬 568 など		新 市 ・ ま ち づ くり 推 進 課	

(単位:千円)			
内 容	説 明	担 当 課	
・県が行う調査検討のための負担金 6,900 高架脚道ほか市関連事業に関する調査検討委託料 18,000 など		鉄 道 高 架 推 進 室	
・施工面積: 3.6ha 施工期間: 平成18年度～25年度 電線類地中化工事委託料 90,000 物件補償費 100,000 など 〔国5.5/10 4.5/10〕		倉 敷 駅 周 辺 開 発 事 務 所	
工事費 20,000 物件補償費 33,000 都市再生住宅維持管理費 2,163 など			
・施工面積: 22.5ha 施工期間: 平成14年度～27年度 建物等調査委託料 16,000 物件補償費 458,000 など 〔国5.5/10 1/2〕			
建物等調査委託料 5,000 物件補償費 221,600 など			

(単位:千円)					
()内数値は24年度肉付予算となる6月補正後予算額					
項	目	事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	比較
都市計画費					
まちづくり推進費	・ 中心市街地活性化事業		66,747	15,563	51,184
			45,023	12,669 (13,669)	32,354 (31,354)
		・ 【新】玉島港橋周辺整備事業	17,000	0	17,000
		・ 水島リフレッシュ構想事業 (【新】まちづくり活動推進)	2,000	0	2,000

(単位:千円)			
内	容	説	明
新市・まちづくり推進課	・ 中心市街地活性化事業を推進するための経費		
	倉敷物語館周辺整備事業	用地費 33,900	
	中心市街地まちづくり活動推進事業補助金	5,000	[国4.5/10]
	中心市街地情報発信システム使用料	2,400	
	まちなか案内フラッグ入替委託料	2,000	
	倉敷物語館外観改修工事費 1,500 など		
	・ 玉島港橋周辺を整備するための経費		
	広場整備工事	9,600	
	歩道美化工事 6,300 など		
	・ 地域住民・団体と協働してまちづくり活動の推進や、人材育成を行う経費		
	まちづくり研修事業委託料	1,000	まちづくり活動推進事業補助金 1,000

農林水産業費					
(単位:千円)					
項	目	事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	比較
農業費					
農業施設新設改良費	・ 農道新設改良事業 (単独)		726,828	463,050	263,778
			84,451	41,649	42,802
林業費					
林道新設改良費	・ 林道新設改良事業 (単独)		2,000	2,100	△ 100
			2,000	2,100	△ 100

(単位:千円)			
内	容	説	明
土木課	・ 浅原29号線ほか25線 工事費 69,914 など		
	・ 遥照山線保安林解除申請委託料		

土木費 (単位:千円)				
項	目	事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額
道路橋りょう費				
道路橋りょう総務費	・ 道路橋梁総務関係経費		482,774 300	497,055 300
		・ 道路路側街事業	5,499	5,469
		・ 道路占用事業	75	102
		・ 境界立会事業	13,622	12,892
				△ 14,281 0 30 △ 27 730

(単位:千円)			
内	容	説	明
道路管理課	・ 道路維持管理に関する事務的経費		
	・ 道路及び道路付属物等賠償責任保険料	5,484	など
	・ 道路占用料の賦課・徴収に関する事務的経費		
	・ 未登記処理測量補助委託手数料	8,000	など

土木費

()内数値は2年度度内付予算となる6月補正後予算額

(単位:千円)

項	目・事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	比較
道路橋りょう費				
道路管理費	・道路維持管理事業	1,551,688	1,593,382	△ 41,694
	・橋りょう長寿命化事業	1,205,809	1,250,166	△ 44,357
	・道路台帳整備事業	5,200	7,000	△ 1,800
	・道路管理補助金事業	38,291	34,185	4,106
	・道路照明維持管理事業	8,866	11,101	△ 2,235
	・自転車駐車場等管理事業	109,206	103,900	5,306
	・駅前広場等管理事業	68,274	68,440	△ 166
	・倉敷駅北広場管理事業	60,971	63,808	△ 2,837
	・倉敷駅北広場管理事業	39,221	38,952	269
道路新設改良費				
・補助分	3,213,100 2,000,400	3,526,357 3,058,000 (2,768,390)	△ 313,257 △ 1,057,600 (△ 767,990)	
単独分	連島町西之浦29号線道路改良事業費 〔総額 120,000 債務負担行為(工事請負費) 72,000 平成26年度〕	976,900	331,107 (521,468)	645,793 (455,432)
	・水島リフレッシュ構想事業(道路整備)	69,000	0	69,000
	・県営工事負担金	166,800	137,250	29,550
	橋りょう新設改良費	26,000 10,000	5,000 0 (4,000)	21,000 10,000 (6,000)
・補助分	宮木橋改良事業費 〔総額 40,000 債務負担行為(工事請負費) 24,000 平成26年度〕	16,000	5,000 (10,000)	11,000 (6,000)
交通安全施設費				
・交通安全施設管理事業	43,717 13,717	43,717 13,717	0 0	
・交通安全施設整備事業	30,000	30,000	0	

(単位：千円)

内 容	説 明	担 当 課
道路管理課		
・修繕料 584,374 工事費 328,727 など		
・修繕計画策定委託料 34橋 2,000 [国1/2]		
・実施設計委託料 3橋 3,200		
・道路台帳の調製委託料 33,600 道路管理課システム(GIS)運用委託料 4,641 など		
・私道整備補助金 6,000 水江渡船組合助成金 2,866		
・防犯灯等電気使用料 18,280 道路照明修繕料 40,200 道路照明工事費 12,000 地域防犯灯補助金 31,500 など		
・各地区の自転車駐車場管理委託料 49,061 自転車駐車場等敷地借上料 12,387 など		
・修繕料 11,147 委託料 33,780 など		
・委託料 32,762 など		
街 路 課		
・柏島道越線 882,000 [国5.5/10] 工事委託料(JR西日本) 380,000 工事費 502,000		
・高砂町中島柳井原線(高梁川新架橋) 1,090,000 [国5.5/10 1/2] 工事費 992,000 用地購入費 73,000 物件補償費 25,000		
・美観地区電線類地中化事業 工事費 5,000 [国4.5/10]		
・本町7号線 工事費 23,400 [国4.5/10]		
・高砂町中島柳井原線(高梁川新架橋) 委託料 5,200 工事費 20,769 など ・粒江福江線ほか54線 工事費 447,200 用地購入費 155,800 など		
土 木 課		
・福田町浦田西千島町線ほか2線 工事費		
・加須山中帯江線ほか8線		
・川西町13号線 工事費 [国4.5/10]		
・宮本橋 工事費		
道路管理課		
・ガードレール、ガードパイプ、区画線等交通安全施設管理に伴う修繕料 13,360 など		
・ガードレール、ガードパイプ、区画線等交通安全施設整備工事費		

土木費【新】は新規事業、()内数値は24年度内予算となる6月補正後予算額 (単位:千円)				比較	
項	目	事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	
河川費					
河川管理費 ・河川維持管理事業			104,479 104,479	100,844 100,844	3,635 3,635
河川新設改良費 ・河川新設改良事業(単独)			1,155,439 61,800	693,877 (61,800)	461,562 30,900 (O)
・治水対策事業 ・沙入川治水対策事業費 ・沙入川治水対策事業費 ・沙入川上流部浸水対策解析修正委託料 5,000 ・田の口・下津井西地区浸水対策解析修正委託料 5,000 ・公共急傾斜地崩壊対策事業費負担金(田の口東向地区)			1,070,000 2,140,000 2,140,000 (工事請負費) 1,110,000	616,000 (626,000) 454,000 (444,000)	454,000 (444,000)
・原管工事負担金			1,980	23,100	△ 21,120
港湾費					
港湾費 ・港湾工事等負担金			1,058,961 1,052,587	855,261 848,255	203,700 204,332
・港湾関係補助金			5,693	5,693	0
都市計画費					
街路事業費 ・補助分			704,187 489,000	620,209 400,000 (339,200)	83,978 89,000 (149,800)
・単独分			149,002 6,900	75,841 (134,021) 40,750	73,161 (14,981) △ 33,850
・原管工事負担金					
公園管理費 ・都市公園管理運営事業			726,287 545,274	725,701 547,422	586 △ 2,148
・緑化推進事業			40,294	40,333	△ 39
公園整備費 ・補助分			224,219 31,000	109,949 35,000	114,270 △ 4,000
・単独分			156,140	54,870 (106,340)	101,270 (49,800)
・水島リフレッシュ・環境事業 (【新】水島中央公園再整備)			17,000	0	17,000
・緩衝緑地事業費負担金			20,079	20,079	0

(単位:千円)

内 容

説 明

担 当 課

土木課

- ・普通河川、雑用河川、それに付随する水門及びポンプ場等、施設の維持管理費
労務賃金 6,683 光熱水費 18,478 修繕料 10,572
- ・高梁川植栽管理・ポンプ場管理などの委託料 52,006
- ・高梁川改修促進協議会など各種協議会負担金 834
- ・水門管理費負担金 13,550 など

土木課

- ・新川ほか12か所 工事費 42,000 委託料 19,800
- ・沙入川浸水対策事業費 1,030,000
- ・遊水池浸透工事費 240,000 排水機場整備工事費 790,000
- ・沙入川上流部浸透工事費 35,000
- ・田の口・下津井西地区浸水対策解析修正委託料 5,000
- ・公共急傾斜地崩壊対策事業費負担金(田の口東向地区)

土木課

- ・新高梁川橋りょうの建設費負担金 768,600
- ・水島港、児島港、下津井港の港湾改修費負担金 283,987
- ・水島港湾会補助金

街路課

- ・新田上富井線 工事費 30,000 用地購入費 200,000
- ・西阿知矢栢線 用地購入費 259,000
- ・矢栢西田線 測量設計等委託料 28,000 用地購入費 24,561 など
- ・連島呼松線

公園緑地課

- ・【指定管理】倉敷運動公園ほか5園管理運営委託料(倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ共同事業体) 95,772
- ・【指定管理】児島地区公園管理運営委託料(NPO法人岡山県水泳連盟) 6,044
- ・【指定管理】阿賀崎公園管理運営委託料(玉島テレビ放送・JFE西日本ジェーエス共同事業体) 1,349
- ・水島緑地管理委託料 59,125 など
- ・花と緑あふれるまちづくり事業 30,768
- ・フラワーロード・もてなし花壇・草花育成委託料 15,000
- ・玉島E地区フラワーワールド管理委託料 3,600
- ・フラワーボット管理委託料 2,000 など
- ・生涯施設補助金 1,200
- ・公共施設緑化工事費(大高小学校) 2,000
- ・緑化フェア開催委託料 1,650 など

公園緑地課

- ・公園施設長寿化計画策定委託料(370か所) 24,000 [国1/2]
- ・中山運動公園再整備実施設計委託料 7,000
- ・住吉公園 崖面整備工事費 50,000 古城池南公園 用地購入費 26,015 など
- ・再整備実施設計委託料
- ・水島緑地(明神・中畝東塚地区)の県への維持管理費負担金

土木費						(単位:千円)	
項	目・事業名	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	比較		担 当 課	
土木管理費							
設計管理費	・ 建築・設備設計管理関係経費	9,455 2,001	10,152 1,684	△ 697 317		公共建築課 公共設備課	
	・ 営繕工事積算システム管理事業	7,454	8,468	△ 1,014			
都市計画費							
建築行政費	・ 建築物耐震診断等事業	137,663 8,043	120,369 10,786	17,294 △ 2,743		建築指導課	
	・ 木造住宅耐震改修事業	18,000	8,000	10,000			
	・ 倉敷市建築文化賞経費	519	0	519			
	・ アスベスト建築物改修事業	4,160	5,400	△ 1,240			
住宅費							
住宅管理費	・ 市営住宅維持管理事業	705,336 435,363	820,816 559,401	△ 115,480 △ 124,038		住 宅 課	
	・ 市営住宅長寿命化維持管理事業	100,000	100,000	0			
住宅建設費	・ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	48,690 48,690	50,931 50,931	△ 2,241 △ 2,241			

(単位:千円)		
内 容	説 明	担 当 課
公共建築課 公共設備課		
・ 設計調査旅費 278 書籍等購入費 985 など		
・ 事務機器借上料 810 積算システム使用料及び賃借料 2,493 など		
建築指導課		
・ 木造住宅耐震診断事業費補助金 2,958 [国1/2、県1/4] 一般診断50戸 補強計画25戸 精密診断3戸 住宅・建築物耐震診断事業費補助金 5,085 [国1/2、県1/4] 戸建住宅1件 共同住宅1件 雑居ビル1件 マンション1件		
・ 木造住宅耐震改修事業費補助金 (1棟当たり補助限度額72万円 25戸予定) [国1/2、県1/4]		
・ 第11回倉敷市建築文化賞の実施に要する経費 3年毎に、まちなみに調和して景観形成に貢献し、建築水準を高めていると認められる建築物を表彰する。 消耗品 41 印刷製本費 294 など		
・ アスベスト改修事業費補助金 分析調査補助金 160 (1か所当たり補助限度額8万円) [国10/10] 除去等工事費補助金 4,000 (1施設当たり補助限度額 1,000万円) [国1/2]		
住 宅 課		
・ 市営住宅等の維持管理を行う。 修繕料 256,338 (市営住宅の緊急修繕、計画的修繕、空家修繕) 工事費 111,402 (外壁改修工事、屋上防水改修工事等) [国1/2] など		
・ 長寿命化計画に基づき、市営住宅の延命化改修を行う。 修繕料 57,000 (屋根葺替、外壁塗装等) 工事費 43,000 (給排水設備・ガス管改修工事等) [国1/2]		
・ 高齢者向けの良質な賃貸住宅を確保するための建設費補助等を行う。 建設費補助金 (民間の地域優良賃貸住宅の建設に対する補助金) 40,000 [国1/2] 家賃減額補助金 (一定所得以下の入居者の家賃減額に対する補助金) 8,529 など		

第2章 監査の結果及び意見

第1 まちづくり事業

1 倉敷駅周辺総合整備計画策定事業

(1) 事業の概要

事業名	倉敷駅周辺総合整備計画策定事業
事業目的	倉敷市では、平成5年に策定した「倉敷地区都市拠点総合整備事業計画」に基づき、倉敷駅周辺における都市基盤の整備を行ってきた。計画策定から約20年が経過し、土地利用の状況や社会経済状況が大きく変化していることから、現時点における駅周辺地域の現状を調査した上で、計画を見直し、今後の倉敷駅周辺のまちづくりの基礎となる総合整備計画を策定する。
対象区域	主要地方道倉敷笠岡線、市道三田五軒屋海岸通（2号）線、国道429号、主要地方道倉敷玉野線及び市道酒津大島老松線に囲まれた390haの区域
事業内容	倉敷駅周辺の総合整備計画の策定
開始年度	平成25年度
予算額	999万円（平成25年度）

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

総合整備計画の策定を急ぐべきである（意見）。

倉敷市では、従前、倉敷駅周辺について、「倉敷地区都市拠点総合整備事業計画」に基づき都市基盤の整備を行ってきた。倉敷駅周辺では、各種の事業が実施されているが、この事業計画は、倉敷駅周辺のまちづくりの基礎となる事業計画といえる。

ところが、「倉敷地区都市拠点総合整備事業計画」は、平成5年に策定されたものであり、計画策定から既に20年以上が経過している。この事業計画は、もともと倉敷駅北側の都市機能集積・基盤整備が遅れていたところ、倉敷駅北側のクラボウ倉敷工場跡地の事業転換を契機として、駅周辺の市街地の一体的な発展を図るため、倉敷駅周辺の将来の土地利用や都市基盤等の総合的な整備計画の策定を目的に実施されたものである。また、倉敷駅周辺の南北市街地の一体的な発展を図るための鉄道高架化の可能性についても、予備的検討が実施されている。

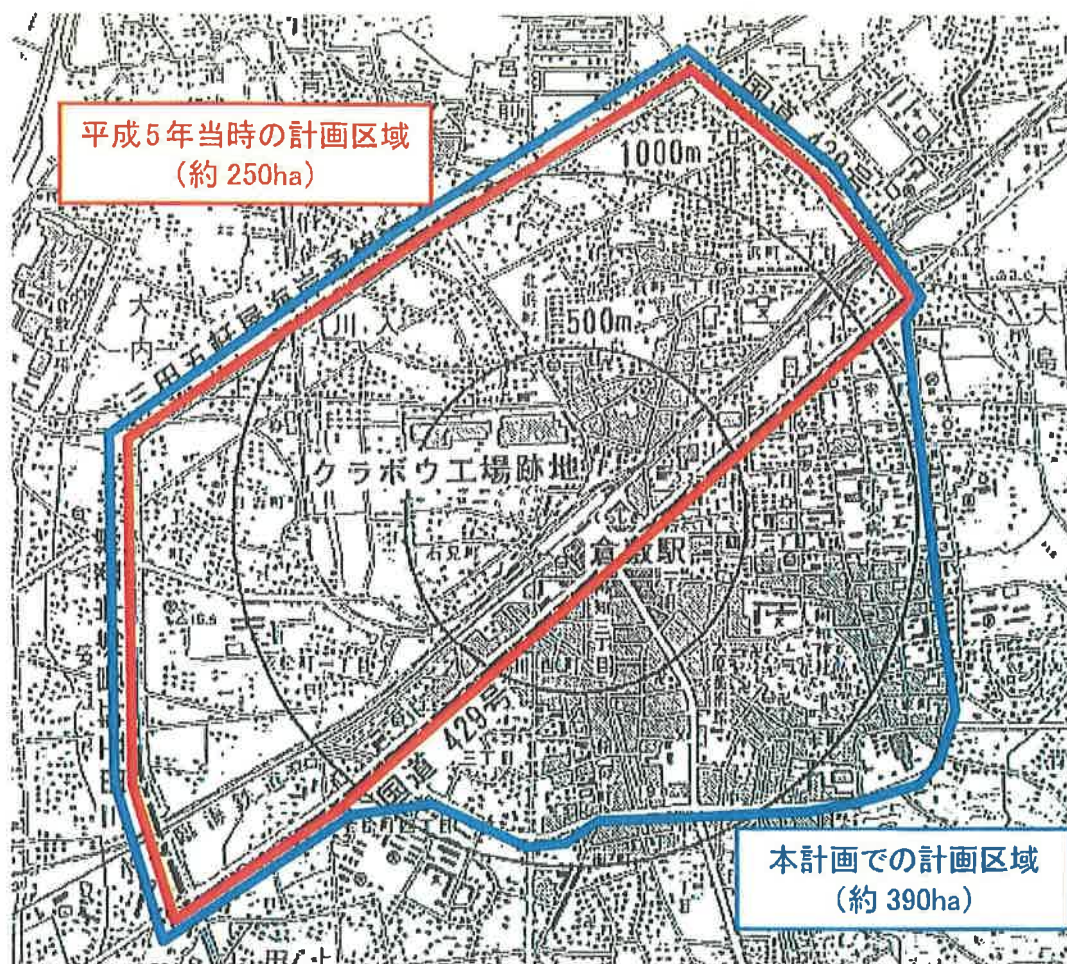
平成5年当時、倉敷駅北側のクラブウ倉敷工場跡地には近い将来に大規模アミューズメントパークが開園される予定となっており（平成9年に倉敷チボリ公園が開園）、これを前提にまちづくりの計画が策定されていた。ところが、現在までの間に、平成9年に開園した倉敷チボリ公園は、平成20年12月をもって閉園し、その後、平成23年11月に倉敷チボリ公園跡地には倉敷アリオや三井アウトレットパーク等が開業しており、策定当時の状況と比較しても現状は大きく様変わりしている。また、少子高齢化の進行、倉敷駅南北での人の流れの変化（現在は倉敷駅南側よりも北側の人の流れの方が多くなっている。）、長引く不況などの社会経済状況も策定当時と比べて大きく変化している。そのため、「倉敷地区都市拠点総合整備事業計画」は、その拠り所としていた前提事実自体を失ってしまっており、事業計画の大幅な変更や修正をしなければならないことは、一見して明白であった。

そこで、倉敷市も、土地利用の状況や社会経済状況が大きく変化していることを認識し、現時点における駅周辺地域の現状を調査した上で、計画を見直し、今後の倉敷駅周辺のまちづくりの基礎となる総合整備計画を策定しているところである。これが、本事業であり、上位計画である「倉敷市第六次総合計画」や「倉敷市都市計画マスタープラン」等の方針を踏まえ、整合性を図るようになっている。

倉敷市は、前記の対象区域について、平成25年度に、倉敷市及び倉敷駅周辺の現況と問題点、課題の整理等を行い、次年度以降の業務項目の抽出、業務の進め方を整理した。平成26年度は、倉敷市の都市づくりの方向性、倉敷駅周辺の整備理念、整備方針などの基本方針、土地利用構想、交通構想などの基本構想、土地利用計画、交通計画、都市基盤整備計画、環境形成計画、鉄道高架化の検討、拠点施設計画などの整備計画について検討を進め、総合整備計画の策定に繋げていくことを予定している。そして、総合整備計画を策定するに当たり、倉敷駅周辺のまちづくりの必要性を整理し、理念、将来像、整備方針を定めるため、「倉敷駅周辺まちづくり基本方針（素案）－理念と将来像・整備方針－」が作成され、これにつき意見募集（平成26年10月20日～平成26年11月14日）が行われたところである。

倉敷チボリ公園が閉園することが決まった時点や、その跡地に倉敷アリオや三井アウトレットパークが開業することが決まった時点で、事業計画の見直しには着手できたはずであり、見直しの着手時期が遅きに失した感を拭えない。本事業は倉敷駅周辺のまちづくりの基礎となる総合整備計画であるため、これが滞り、まちづくりの方向性が定まらなると、倉敷駅周辺の開発が遅れ、ひいては、これに関連する諸事業の進捗にも影響が及んでくる可能性も否定できない。

については、できる限り早期に総合整備計画を策定すべきである。



(資料 倉敷地区都市拠点総合整備事業計画)

2 倉敷駅付近連続立体交差事業

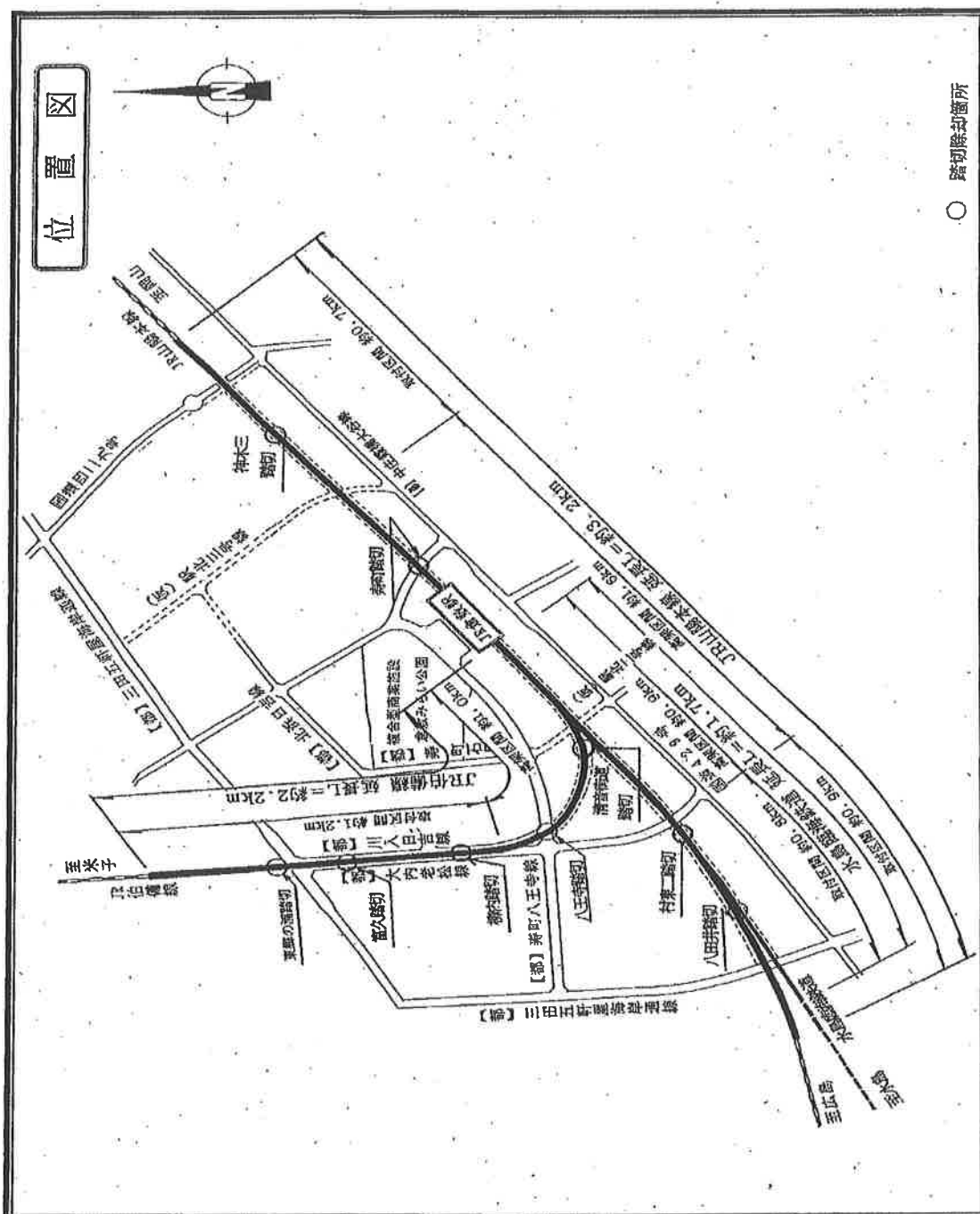
(1) 事業の概要等

事業名	倉敷駅付近連続立体交差事業
事業の目的	本市の中心市街地である倉敷駅周辺地区は、鉄道によって南北の交通や土地利用が分断されており、一体的な発展が阻害されている。このため、倉敷駅付近の鉄道を高架化し、鉄道によって分断されている市街地の一体的な整備を行うことによって、土地利用の促進と都市機能の集積を図り、48万都市の「顔」づくりを行う。
事業計画の概要	
①事業主体	岡山県
②事業計画区間	・ J R 山陽本線 約 3.2 km (大島～四十瀬) 高架区間 約 1.6 km ・ J R 伯備線 約 2.2 km (阿知 1 丁目～酒津) 高架区間 約 1.0 km ・ 水島臨海鉄道 約 1.7 km (阿知 1 丁目～安江) 高架区間 約 0.9 km
③除去踏切	9 箇所
④主な交差道路	都市計画道路 6 路線 (既決定道路 4 路線・新規計画道路 2 路線)
⑤概算事業費	609 億円

【事業の経過】

平成 5 年 3 月 倉敷地区都市拠点総合整備事業計画策定調査 (250ha)
 平成 7 年 4 月 連続立体交差事業補助調査採択
 平成 10 年 4 月 J R 山陽本線・伯備線が「新規着工準備箇所」として採択
 平成 13 年 11 月 鉄道線形や高架区間等の計画概要を公表
 平成 14 年 8 月 事業採択前に準備・計画段階で 5 年経過している事業として「再評価」
 環境影響評価現地調査を実施
 平成 16 年 3 月 環境影響評価実施計画書を策定
 4 月 環境影響評価実施計画書を縦覧
 平成 17 年 4 月 水島臨海鉄道が「着工準備箇所」として追加採択
 平成 19 年 6 月 概算事業費約 401 億円を約 600 億円に変更

- 8月 再評価実施後5年間を経過している事業として「再評価」
- 平成23年 7月 市執行部、市議会の合同で岡山県知事に整備促進を要望
- 平成25年 1月 概算事業費約600億円を609億円に変更
- 市執行部、市議会の合同で岡山県知事、県議会議長に整備 促進
を要望
- 6月 倉敷地区都市拠点総合整備事業計画を見直すことを表明



(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

倉敷市においても、事業の必要性や効果等を再検討し、事業縮小等も含めた事業計画の見直しなども視野に入れた上で、岡山県と協議すべきである（意見）。

倉敷駅付近連続立体交差事業は、平成5年3月より計画された事業である。事業主体は岡山県となっているが、倉敷市が側道、交差道路、駅前広場等の高架関連事業を分担することになっている。平成25年度の倉敷市鉄道高架事業費は、予算額約2500万円（決算額は1100万円余り）となっている。

本事業は、平成16年度までに概略設計を終え、環境影響評価については、環境影響評価実施計画書の作成、現地調査を終えている。

なお、「連続立体交差事業の手引き」（「連続立体交差事業の手引き」改訂会議編集）によれば、連続立体交差事業の流れについては、概ね

- (1) 事業調査 (①現況調査、②概略設計)
- (2) 着工準備 (①比較設計、②環境影響評価、③都市計画決定手続き)
- (3) 工事実施 (①詳細設計、②都市計画事業認可、③工事実施)

といった経過を辿るようになっており、倉敷駅付近連続立体交差事業でいえば、(2)の着工準備段階にあるものといえる。

また、岡山県では、現在、本事業に対する再評価の一環として、その方策について多角的な検討を行っているところであり、平成26年4月にJR西日本にコスト縮減や工法変更等の方策につき委託して検討した結果の概要を公表し、今般、水島臨海鉄道に高架化区間の縮減や走行経路・運行方式につき委託して検討した結果もとまりまとめられる。岡山県は、県議会を初め倉敷市や関係者と十分協議を行った上で、対応方針を定める予定である。

確かに、鉄道により南北市街地の交通・土地利用が分断されており、倉敷駅付近の鉄道の高架化は倉敷市の長年の悲願ともいえるべきものであり、鉄道の高架化により倉敷駅を起点とした南北市街地の融合・一体化による都市機能の強化が見込まれる。

しかし、先の【事業の経過】からも明らかなとおり、本事業が計画されてから20年以上が経過しているものの、本事業は円滑に進捗している状況とはいえない。そして、この間、毎年この事業のために税金が支出され続けているが、いくら事業の必要性があるからといって、現状のままで倉敷市の税金が支出している事態も好ましいことではない。

この間、倉敷市としても、事業主体である岡山県に度々整備促進を要望しているものの、本事業自体が大規模なプロジェクトであって、円滑に事業が進捗していない。

やはり、本事業が必要であるとして継続していくにしても、限りある財源のなか、コスト縮減に努め、最も効果的・効率的な方法を追求していくべきことは当然である。前記のとおり、本事業には相応の事業費が計上されているが、重要なのは、本事業にこれに見合うだけの投資効果が見込まれるのかどうかである。

そこで、本事業は岡山県が事業主体であるが、倉敷市においても、事業の必要性や効果等を再検討・再確認し、コスト削減に努めつつ、場合により、事業縮小等を含めた事業計画の見直しも必要ではないかと考えられるため、この点も視野に入れた上で、今後、岡山県とも協議すべきである。

3 倉敷駅前東土地区画整理事業

(1) 概要

ア 事業の目的等

事業名	倉敷駅前東土地区画整理事業
事業目的	本地区は、JR 倉敷駅の東 150m から 450m という至近距離に位置する商業地区であるが、主要地方道倉敷清音線の慢性的な交通渋滞や、老朽化した木造低層住宅の密集、商住等の土地利用の混在など多くの問題を抱えている。 本事業は、倉敷市中心市街地再生の一環として、都市機能の強化を図るため公共施設を整備改善することにより構築物の更新と土地利用の高度化を促進し、倉敷市の顔としてふさわしいまちづくりを推進することを目的とする。
対象区域	JR 倉敷駅前南口から東方へ約 200m に位置し、JR 山陽本線・国道 429 号線に接し、商業地と住宅地が混在する面積約 3.6ha の区域である。 本地区に含まれる土地の名称は、倉敷市阿知 1 丁目、阿知 2 丁目、昭和 1 丁目、昭和 2 丁目の各一部である。
事業計画作成方針	本地区は倉敷駅に近接した商業地域であり、中心市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を求められている。 このため、地区内の大規模商業店舗及び地区隣接の大規模商業店との調和を図りつつ、商業・業務地として整備すると共に、小宅地地権者の土地利用を可能とする整備を行う。また、低層階店舗中高層住宅等のマンション又は共同住宅として土地利用可能な整備を行う。 本地区は全地区商業地域であり、想定人口密度を 1 ha 当たり 100 人とし、計画人口 360 人とする。
事業施行期間	自 平成 18 年 9 月 21 日（事業計画決定公告の日） 至 平成 34 年 3 月 31 日（第 2 回変更後。清算期間 5 ヶ年含む。） ※当初は至平成 28 年 3 月 31 日。第 1 回変更により至平成 31 年 3 月 31 日（いずれも清算期間 5 ヶ年含む。）に変更されている。
予算	下記 イ 資金計画 参照

イ 資金計画

(ア) 収入

収入計画は以下のとおり。（事業計画書より抜粋）

単位：百万円

区分	当初計画	H23/3/28 第1回 変更後	H26/1/8 第2回 変更後	当初計画比 増減	当初計画比 増減率
国庫補助金	1,298	1,284	1,170	-128	-10%
市費	1,785	1,913	1,776	-9	-1%
その他	1,016	572	425	-591	-58%
計	4,099	3,769	3,371	-728	-18%

(イ) 支出

支出計画は以下のとおり。(事業計画書より抜粋)

単位：百万円

区分	当初計画	H23/3/28 第1回 変更後	H26/1/8 第2回 変更後	当初計画比 増減	当初計画比 増減率
築造	153	179	180	27	17%
移転・移設	2,425	2,490	2,189	-236	-10%
整地費	117	120	59	-59	-50%
工事雑費	329	91	66	-263	-80%
調査設計費	255	212	245	-10	-4%
減価償却費	667	608	608	-58	-9%
事務費	152	69	24	-128	-84%
計	4,099	3,769	3,371	-728	-18%

(ウ) 年度別事業費計画表

年度別事業費計画は以下のとおり。

単位：百万円

当初計画

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	累計
事業費	857	1,011	1,105	1,005	121	—	4,099
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29～ H32 年度	累計
事業費	—	—	—	—	—	—	4,099

第1回変更後

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	累計
事業費	413	309	414	535	672	608	2,951
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29～ H32 年度	累計
事業費	602	197	4	4	4	8	3,769

第2回変更後

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	累計
事業費	413	309	414	552	705	257	2,650
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29～ H32 年度	累計
事業費	57	78	218	283	85	1	3,371

当初計画比増減

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	累計
事業費	-444	-702	-691	-453	584	257	-1,449
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29～H32 年度	累計
事業費	57	78	218	283	85	1	-728

(2) 監査の視点及び実施した手続

ア 監査の視点

事業に関する進捗管理が適切に行われ、必要に応じて予算及び期間が適宜適切に見直されるとともに、これらの事項が適切に開示されているか。

イ 実施した手続

(ア) ヒアリング調査

(イ) 資料査閲

(3) 監査の結果及び意見

事業施行期間の延長は、追加経費を定量的に評価したうえで、判断する仕組みを構築することが望ましい。(意見)

本件土地区画整理事業については、当初計画から2度にわたり変更され、計6

年間の延長がなされているが、主として移転交渉の難航が原因である。これに対して倉敷市は、基本的な方針として移転交渉の継続により、可能な限り合意を得る方向で対応している。

一方、土地区画整理法第77条第1項に基づく施行者（倉敷市）自らの移転除去工事をするかどうかの判断は、周辺土地が相当程度開発され移転未了土地が工事のボトルネックになる、あるいは移転未了土地への移転予定者の損失が大きくなるなど、移転交渉の継続が事業の進捗もしくは利害関係者の利益を著しく損なう状況の発生をもって決定している。

土地区画整理法第77条第1項に基づく施行者自らの移転除去工事の施行は、私権の制限を伴うものであることから、その適用は慎重を期すべきではある。一方、費用面からは施行期間の短縮が求められるところであるが、現状では移転交渉の継続による経費の増加額に一定の基準を設けて同法の適用の是非を判断するなどの定量的評価は必ずしも十分ではない。

事業施行期間の延長の是非については、移転交渉にあたる人員の人件費その他の追加経費を定量的に評価し、土地区画整理法第77条第1項に基づき施行者自らが移転除去工事を施行する場合との比較衡量を行ったうえで、判断する仕組みを構築することが望ましい。

なお、事業施行期間の延長に関する事項については倉敷市ホームページより開示がなされており、指摘すべき事項はない。

4 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業

(1) 概要

ア 事業の目的等

事業名	倉敷駅周辺第二土地区画整理事業
事業目的	駅南部が都市活動の拠点として商業業務を主体とする土地利用がなされているのに対し、本地区は JR 倉敷駅に隣接しているものの、鉄道により南北の交通や土地利用が分断されているのに加え、公共施設等が未整備のまま住宅地が形成されているため、中心市街地にふさわしい都市基盤整備や土地利用がなされていない。 本事業は、都市基盤の整備にあわせ、都市的土地利用への転換を行い、倉敷市の都市拠点としてふさわしい機能強化を図り、倉敷駅南北の市街地の一体的な発展に寄与することを目的としている。
対象区域	JR 倉敷駅北西部に隣接する東西約 0.7km、南北約 0.6km の区域である。地区の南側は JR 山陽本線及び水島臨海鉄道、西側は JR 伯備線に隣接している。地区の南方 0.2km に国道 429 号、北方約 2.1km に山陽自動車道が走り、西方約 2.0km には高梁川が流れている。 施行地区は、北側から東側を倉敷駅周辺第一土地区画整理事業区域界及び一部宅地境界、南側を JR 伯備線敷地界とした面積約 22.5ha の地区である。 本地区に含まれる土地の名称は、石見町、日吉町、寿町、阿知 1 丁目及び老松町 1 丁目の各一部である。
事業計画作成方針	本地区を含む倉敷駅一帯は、多核都市「倉敷」における広域的拠点として「倉敷市第五次総合計画（平成 13 年度～平成 22 年度）」において、南北市街地の一体的な整備を促進し、合理的で健全な土地の有効利用と都市機能の集積を図りながら、機能的で美しくゆとりある交流拠点として位置づけられている。なお、倉敷市第六次総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）についても、本計画の位置づけに変更はない。 これらを考慮して、倉敷駅に近接する本地区南東部については、商業・業務ゾーンとして商業地、商業・業務地を計画し、またこれらを取り囲むように住商複合ゾーン、住宅ゾーンとして一般住宅地を計画し、駅北部における中心市街地として育成・整備する。 本地区の人口計画は、1ha 当たりの計画人口密度を一般住宅地 170 人、商業業務地 120 人、沿道商業業務地 100 人として地区全体で計画人口 2,100 人とする。

事業施行期間	自 平成 14 年 5 月 7 日（事業計画決定公告の日） 至 平成 33 年 3 月 31 日（第 1 回変更後。清算期間 5 カ年含む。） ※当初は至平成 28 年 3 月 31 日（清算期間 5 カ年含む。）。第 1 回 変更により上記に変更されている。
予算	下記 イ 資金計画参照

イ 資金計画

（ア）収入

収入計画は以下のとおり（事業計画書より抜粋）。

単位：百万円

区分	当初 計画	H21/11/24 第 1 回 変更後	当初計画比 増減	当初計画比 増減率
国庫補助金	3,873	3,519	-354	-9%
市町村分担金	3,873	3,084	-788	-20%
市単独費	7,838	9,256	1,418	18%
公共施設管理者負担金	767	767	—	0%
計	16,350	16,626	276	2%

（イ）支出

支出計画は以下のとおり（事業計画書より抜粋）。

単位：百万円

区分	当初 計画	H21/11/24 第 1 回 変更後	当初計画比 増減	当初計画比 増減率
築造	2,406	2,406	—	0%
移転・移設	9,154	9,430	276	3%
電気・ガス・上下水道設備	769	769	—	0%
整地費	231	231	—	0%
工事雑費	137	137	0	0%
調査設計費	988	988	—	0%
損失補償費	14	14	—	0%
減価補償費	2,291	2,291	—	0%
事務費	362	362	—	0%

計	16,350	16,626	276	2%
---	--------	--------	-----	----

(ウ) 年度別事業費計画表

年度別事業費計画は以下のとおり。

当初計画

単位：百万円

年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	累計
事業費	83	30	10	20	750	900	1,793
年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	累計
事業費	1,555	2,860	2,910	3,040	2,970	1,168	16,296
年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	累計
事業費	54	—	—	—	—	—	16,350

第1回変更後

単位：百万円

年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	累計
事業費	83	30	10	20	31	736	911
年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	累計
事業費	1,259	563	217	107	54	250	3,360
年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	累計
事業費	2,185	2,493	2,947	3,049	2,439	153	16,626

当初計画比増減

単位：百万円

年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	累計
事業費	0	—	0	0	-719	-164	-882
年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	累計
事業費	-296	-2,297	-2,693	-2,933	-2,916	-918	-12,937
年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	累計
事業費	2,131	2,493	2,947	3,049	2,439	153	276

(2) 監査の視点及び実施した手続

ア 監査の視点

事業に関する進捗管理が適切に行われ、必要に応じて予算及び期間が適宜適切に見直されるとともに、これらの事項が適切に開示されているかを調査する。

イ 実施した手続

(ア) ヒアリング調査

(イ) 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

事業施行期間の延長は、追加経費を定量的に評価したうえで、判断する仕組みを構築することが望ましい。(意見)

本件土地区画整理事業については、当初計画から5年間の延長がなされ、平成27年1月8日現在ではさらに4年間の延長申請がなされているが、これは主として移転交渉の難航が原因である。これに対して倉敷市は、基本的な方針として移転交渉の継続により、可能な限り合意を得る方向で対応している。

一方、土地区画整理法第77条第1項に基づく施行者(倉敷市)自らの移転除去工事をするかどうかの判断は、周辺土地が相当程度開発され移転未了土地が工事のボトルネックになる、あるいは移転未了土地への移転予定者の損失が大きくなるなど、移転交渉の継続が事業の進捗もしくは利害関係者の利益を著しく損なう状況の発生をもって決定している。

土地区画整理法第77条第1項に基づく施行者自らの移転除去工事の施行は、私権の制限を伴うものであることから、その適用は慎重を期すべきではある。一方、費用面からは施行期間の短縮が求められるところである。

本件土地区画整理事業については、一部の移転交渉は難航しているものの、他の交渉済み区画の工事は進行中であり、移転未了土地が事業全体のボトルネックになっている状況にはない。このような状況に鑑みて、本件土地区画整理事業においては、現時点で直ちに土地区画整理法第77条第1項の適用を検討すべき状況にはないと言える。

しかしながら、事業施行期間の延長は、当然、移転交渉にあたる人員の人件費その他の経費を増加させるものであるから、事業施行期間の延長については、それら追加経費を定量的に評価し、土地区画整理法第77条第1項に基づき施行者自らが移転除去工事を施行する場合との比較衡量を行ったうえで、判断する仕組みを構築することが望ましい。

なお、事業施行期間の延長に関する事項については倉敷市ホームページより開示がなされており、指摘すべき事項はない。

第2 道路及び橋梁

1 道路建設（長期未着手路線、着手後長期未完成路線、廃止検討路線）

（1）概要

ア 現況

（平成26年3月31日現在）

		延長（m）	率（％）	路線数
計画延長（全体）		322,440	100.00	96
整備済		170,410	52.85	28
事業中		14,720	4.57	9
未着手	全体	137,810	42.58	14
	長期	14,950	4.64	8
暫定整備済		70,250	21.79	34
未整備	全体	81,780	25.36	54
	長期	57,760	17.91	37

※工事中：工事中のもののほか、測量中や用地買収中のものも含む。

暫定整備済：2車線以上で共有しているもの

未整備：事業中のものは除く。

長期：当初決定から30年以上経過して未着手ないし未整備のもの

路線数については、1路線で整備済、暫定整備済、未整備の部分がそれぞれあるような場合、複数計上となっている。

倉敷市における都市計画道路は、計画延長が322,440m（96路線）となっており、そのうち、170,410m（28路線）が整備済となっている（平成26年3月31日現在）。

この点、暫定整備済のものが70,250m（34路線）であるから、整備済及び暫定整備済を除いた未整備率は、25.36％ということになる（暫定整備済を含めれば、未整備率は47.15％）。このうち、当初の決定から30年以上経過して未完成のものは、57,760m（17.91％）となっている。

また、事業中のものが14,720m（9路線）となっているから、整備済及び事業中を除いた未着手率は、42.58％ということになる。このうち、当初の決定から30年以上経過して未着手のものは、14,950m（4.64％）となっている。

このように未着手路線及び未整備（未完成）路線は、依然として大きな割合を占めており、長期未着手路線及び着手後長期未整備（未完成）路線も、その割合は決して少なくはない。

未着手路線及び未整備（未完成）路線が生じる要因としては、用地買収に手間取っていることなどが挙げられる。

イ 都市計画道路の見直し

都市計画道路（岡山県南広域都市圏）の見直しについては、岡山県が策定している「岡山県都市計画道路見直しガイドライン」を運用している。

「岡山県都市計画道路見直しガイドライン」は、平成17年3月に岡山県が都市計画道路に関して策定したものである。都市計画道路建設の中で、見直しがなされることになっている。

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、都市計画道路は、都市の将来像を達成し円滑な都市交通と良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に定める道路である。

平成15年に社会資本整備審議会（歴史的風土分科会都市計画部会－都市交通・市街地整備小委員会）より「都市計画道路の見直し」に関する方針が答申され、平成17年に岡山県が「岡山県都市計画道路見直しガイドライン」を策定し、国土交通省、岡山県、岡山市、倉敷市等を委員とする岡山県南広域都市圏都市計画道路網検討協議会が設置された。

具体的には、未整備都市計画道路のうち、都市計画決定後、未整備のまま30年以上経過した路線について、見直し検討路線候補とし、必要性の検証・実現性の検証を実施し、廃止、現道にあわせた幅員変更、代替道路への振り替えを基本に、都市計画の変更を行うこととされた。

「岡山県都市計画道路見直しガイドライン」に従うと、見直し検討路線候補は、都市計画道路（岡山県南広域都市圏）全112路線のうち、45路線となっており、そのうち、8路線につき見直し路線を決定している。そのうち、4路線については、倉敷市都市計画審議会において、全線廃止・一部廃止等が決定されている。

（2）実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

（3）監査の結果及び意見

長期未着手路線及び長期未整備路線については、再度事業計画の見直しをすべきである（意見）。

最後に都市計画道路の見直しが検討されたのは、平成23年3月であり、そこから3年以上が既に経過していることになる。

道路の多くは、高度経済成長期にあたる昭和30年代から40年代にかけて計画されたものであり、この間の社会経済情勢の変化（少子・高齢化の進行、人口減少社会の到来、交通量の減少、産業構造の変化、まちづくりに対する市民の関心の高まり、コンパクトなまちづくりの要請等）に応じ、計画自体を見直す必要がある。倉敷市の会計も潤沢な訳ではなく、限られた財源の中で最も効果的・効率的な選択をすべきであり、廃止路線を検討することは勿論のこと、路線の整備優先度を総合的に判断した上で、効率よく道路建設を実施することが必要である。

また、都市計画道路を含む都市施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとされており（都市計画法第53条第1項）、一般には木造2階建ての建築物など容易に移転・除却が可能な建築物のみが許可の対象として取り扱われている（同法第54条）。このように都市計画道路の区域内には大幅な建築制限が認められていることから、事業計画の長期停滞は、周辺住民の生活に与える影響も大きく、地域の活性化を阻害している側面があるものといえる。

よって、長期未着手路線及び長期未整備路線については、再度事業計画の見直しを検討すべきである。

2 道路パトロール

(1) 概要

ア 目的等

倉敷市は、同市が管理する市道の機能を常時良好な状態に保つために、パトロールを行っている。道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路パトロールを実施し道路管理の万全を期するためである。

そして、このパトロールについては、平成25年度まではこれに関する要領等はなかったが、平成26年4月に「倉敷市道路パトロール要領」が策定され、「道路パトロール点検項目」「道路管理作業及び道路パトロール週報」や「平成26年度 補修要望（パトロール報告）受付処理票」の書式も作成されている。

イ パトロールの種類

倉敷市では、パトロールの種類には、①通常パトロールと②特別パトロールが設けられている。

通常パトロールとは、通常時（平日における勤務時間内）に道路等の状況を把握するために行うパトロールである。パトロール区域は、管内全路線を対象とし、主要幹線道は1週に1回以上、一般道（生活道路等）は2週に1回以上を目標に行う。

特別パトロールとは、異常気象時、特に濃密なパトロールを必要とするとき及び緊急を要するときに行うパトロールである。特別パトロールは、課長が特に必要と認めたときに実施し、異常気象時においては、「倉敷市地域防災計画」第3章（災害応急対策）により行うものとされている。

ウ パトロールの内容

パトロールは、運転技師及び環境整備技師が従事することになっており、パトロール車は、原則として緊急自動車（道路維持作業車）を使用する（特別パトロールは、パトロール車以外の車両も使用可）。

パトロールは、路面、路側構造物、その他道路付属物の汚れ及び損傷状況等の点検事項について、車内から目視、あるいは徒歩でパトロール点検項目表をもとに点検することになっている。

そして、パトロール中発見又は取扱った事項は、事案に応じて適切な措置を取ることが要求されている。パトロール終了後、パトロール従事者は、状況を報告することが求められている。

エ 補修

道路及び橋梁の補修要望件数は、毎年1700件前後あるが、そのうち、大部分は市民からの補修要望である。また、補修要望があったもののうち、毎年700件前後について修理・修繕がなされている。

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に大型連休の際には、休日パトロールの導入も検討すべきである（意見）。

通常パトロールは、平日における勤務時間内にしか行われていないため、休日や夜間については対応していない。

しかし、休日にパトロールをしていれば、早期に道路の瑕疵を発見でき、事故を未然に回避できる事案もあるものと思われる。とりわけ大型連休の場合には、その間にパトロールを実施しない訳であるから、予め瑕疵を発見することができず、必然的に事故が発生する危険性も高まることになる。実際、他の自治体では、休日にパトロールを実施していれば事故を未然に防止できていた事案もあったようである。

また、休日パトロールは、必ずしも職員が行う必要はなく、外部の民間業者へ委託することも可能である。

よって、特に大型連休の際には、休日パトロールの導入も検討すべきである。

なお、以上のことは、夜間についても当てはまるが、この点については、今後の検討課題とされたい。

3 補修

(1) 概要

道路管理課においては、平成 26 年 4 月 1 日現在で市道 20,640 路線（実延長 3,918Km）、橋梁についても 5,840 箇所（実延長 28Km）の維持管理を行っている。

道路については、主として市民からの要請に基づいて補修を実施し、橋梁については、主として橋梁長寿命化計画策定事業において策定された維持管理計画に基づいて補修を実施している。

(2) 監査の視点及び実施した手続

ア 監査の視点

道路・橋梁に関する補修が適時適切に実施されるための体制が整備されているか。また、実施した補修は明瞭に記録され、管理されているか。

イ 実施した手続

(ア) ヒアリング調査

(イ) 資料査閲

(ウ) 実施した手続の詳細は以下のとおり。

① 道路に関して

担当者へのヒアリングを通して、補修の実施状況及び補修明細・補修記録管理簿、定期点検記録等の書類の整備状況を調査した。

② 橋梁に関して

担当者へのヒアリングを通して、補修の実施状況及び補修明細・補修記録管理簿・定期点検記録等の整備状況を調査した。また、長寿命化修繕計画書を査閲し、修繕計画が適切に策定され、これに基づき点検・補修が実施されているかを調査した。

(3) 監査の結果及び意見

ア 主要道路に関しては、網羅的に定期点検を実施する体制を構築すべきである。
(意見)

道路の補修に関しては、概要に記載のとおり、主として市民からの要望に基づいて実施されているものの、現在のところ計画的かつ網羅的に定期点検を実施し、これを記録・管理する体制は構築されていない。

また、修繕記録を各道路ごとに台帳に記載して履歴として残す仕組みも構築されておらず、例えば市道の地域・仕様・交通量ごとに破損の傾向などを分析し、対策を立てるための基礎データは蓄積されていない。

このため、補修は対症療法的にならざるを得ず、破損に伴う事故を予防する体制とはなっていない。少なくとも主要道路については、網羅的に定期点検を実施する体制の構築が望まれる。

イ 長寿命化修繕計画に基づく修繕実績については、適時に報告され、計画が適時に見直される仕組みの構築が必要である。(意見)

橋梁の補修に関しては、倉敷市では国土交通省道路局から補助を受け、橋梁の長寿命化及び橋梁の修繕・架替えに係る費用の縮減に資する長寿命化修繕計画を策定する事業（長寿命化修繕計画策定事業）を行っている。

A 対象橋梁

補助国道、主要地方道、その他の重要な道路ネットワーク上の橋梁

B 補助率

国 1 / 2

C 支援期間

5 年間（平成 19 年度～平成 23 年度）

ただし、市町村道については 7 年間（平成 19 年度～平成 25 年度）

D その他

- 道路管理者による定期点検、日常的な維持管理の履行が義務付けられている。
- 定期点検や日常的な維持管理を行わずに実施する修繕・架替えへの補助は、平成 23 年度までの措置とする。

実際の修繕は、長寿命化修繕計画策定事業で策定された計画に沿って実行されるが、修繕実績については適時に報告され、計画と対比する仕組みとはなっていない。

このため、実際の修繕で計画よりも多くの費用が発生し、他の橋梁について修繕費の増加が予想される場合でも、計画の見直しが行われない可能性がある。

今後、橋梁の維持管理はますます重要になっていくことと思われるが、維持管理が効果的・効率的に行われるためには修繕計画は実効性のあるものでなければならない。そのためには、修繕実績が適時に報告され、計画と比較することにより、計画が適時に見直される仕組みの構築が必要である。

なお、長寿命化修繕計画については石橋、木橋は対象外となっており、その修繕管理は各支所管轄となっている。倉敷市内の橋長 15m 以上の橋は 165 橋あり、そのうち石橋は 5 橋、木橋は 0 橋であることから、長期修繕計画の網羅性に著しい問題は認められない。

4 道路の瑕疵に起因する事故

(1) 概要等

倉敷市が維持管理する道路の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、当然のことながら、倉敷市はそのことに対する損害賠償責任を負うことになる。

倉敷市では、この5年間で、年間2～4件当たりの道路の設置管理の瑕疵に起因する事故が生じている。そのうちの約4割が人身事故、約6割が物損事故である。このなかには、死亡案件（1件）も含まれる。

倉敷市は、道路賠償責任保険に加入しており、事故が発生した場合、一旦倉敷市から被害者に賠償金が支払われるものの、倉敷市が支払った賠償金については、最終的に保険会社から填補されることになっており、倉敷市の実質的な出損はない。被害者との示談折衝は、倉敷市が保険会社へ事故報告を行い、損害額や過失割合等につき打ち合わせを行った上で、自ら被害者と示談交渉を行うようになっている。

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

なお、前記のパトロールの実施等によっても、一切の道路の瑕疵をなくすことは容易ではなく、道路の設置管理の瑕疵に起因する事故は不可避免的に生じることになるが、今後も一層事故が発生して市民等に損害を及ばないように努めるべきである。

また、不幸にも事故が発生し、市民等に損害が生じた場合、保険会社と連携を取りながら、迅速かつ誠実に事件対応すべきことが望まれる。その際には、保険会社には同種事案の解決に関するノウハウが多く蓄積されていることと思われるため、保険会社との緊密な連携や打ち合せ等は特に重要であると考えられる。

5 台帳等管理に関する事項

(1) 概要

ア 道路台帳

(ア) 道路台帳とは

道路台帳は道路法上の道路に関する基礎的事項を総括して把握するもので、道路行政にとって、最も基本的な資料であり、道路法第 28 条によって道路管理者に調整・保管が義務付けられている。

(イ) 道路台帳整備

倉敷市は昭和 62 年 3 月 31 日に道路台帳を完成させている。道路台帳補正業務の内容は以下の通りである。

① 定義

当年度に施行された道路の新設改良、県道との管理引継ぎ、市道の寄付採納等の要因による道路台帳の調整及び図面の修正業務を指す。

② 道路台帳補正業務の現状の流れ

- A 道路の新設改良については、担当部署が道路現況変更届を道路管理課へ提出する。
- B 道路の新設改良以外の市道編入・帰属等については、担当部署が図面等を道路管理課へ提出する。道路管理課では、前年度 7 月から当年度 6 までの間に収集した図面等に基づき、毎年 8 月頃、道路台帳補正業務の入札を行う。
- C 落札業者は翌年 1 月から 3 月にかけて、成果品を納入する。
- D 道路管理課担当者は、道路管理課にて作成する補正分にかかる道路の増減表をもとに、成果品について路線ごとに点検を行う。点検の結果、修正が必要となる場合には、直ちに落札業者へ指示し、成果品の修正が行われる。

③ 道路台帳補正業務の成果品一覧（台帳類）

- A 道路台帳
- B 実延長調書…路面幅員毎の延長、面積等
- C 構造物台帳…橋梁・踏切の箇所ごとの種類・延長・幅員・写真等
- D 橋調書 …橋梁の箇所毎の種類・延長・幅員・通行制限等の一覧表

(2) 監査の視点及び実施した手続

ア 監査の視点

道路台帳・構造物台帳が、現況に基づき正しく作成・更新されているか。

イ 実施した手続

- (ア) ヒアリング調査
- (イ) 資料査閲

(ウ) 現地調査

(現場視察結果)

道路

NO	路線名	道路の種類	実延長 (M)	台帳と路線図の整合性	起点の整合性	終点の整合性	その他
1	玉島 81 号線	市道	354.4	不整合なし	台帳と現地状況に不整合なし	台帳と現地状況に不整合なし	特記事項なし
2	玉島 87 号線	市道	97.5	不整合なし	台帳と現地状況に不整合なし	台帳と現地状況に不整合なし	特記事項なし

橋梁

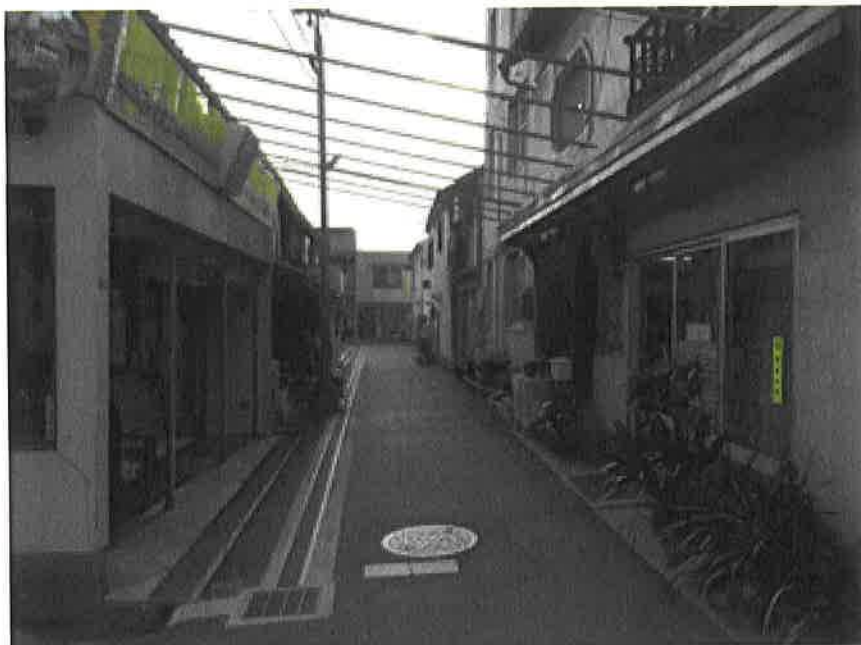
NO	名称	橋梁の種類	橋長	台帳貼付の案内図の整合性	路面区分	永久（木橋以外）・非永久（木橋）区分	その他
3	新橋	橋	32.0	案内図は現況を正しく示しており不整合なし	コンクリートと記載する台帳と現地状況に不整合なし。	永久橋と記載する台帳と現地状況に不整合なし。	接合部伸縮装置に破損あり。
4	先陣橋	橋	74.0	案内図は現況を正しく示しており不整合なし	アスファルトと記載する台帳と現地状況に不整合なし。	永久橋と記載する台帳と現地状況に不整合なし。	破損箇所等、特記事項なし

5	新田川子 岩線 2 号橋	橋	4.7	不整合あり。	コンクリートと記載する台帳と現地状況に不整合なし。	永久橋と記載する台帳と現地状況に不整合なし。	破損箇所等、特記事項なし
---	-----------------	---	-----	--------	---------------------------	------------------------	--------------

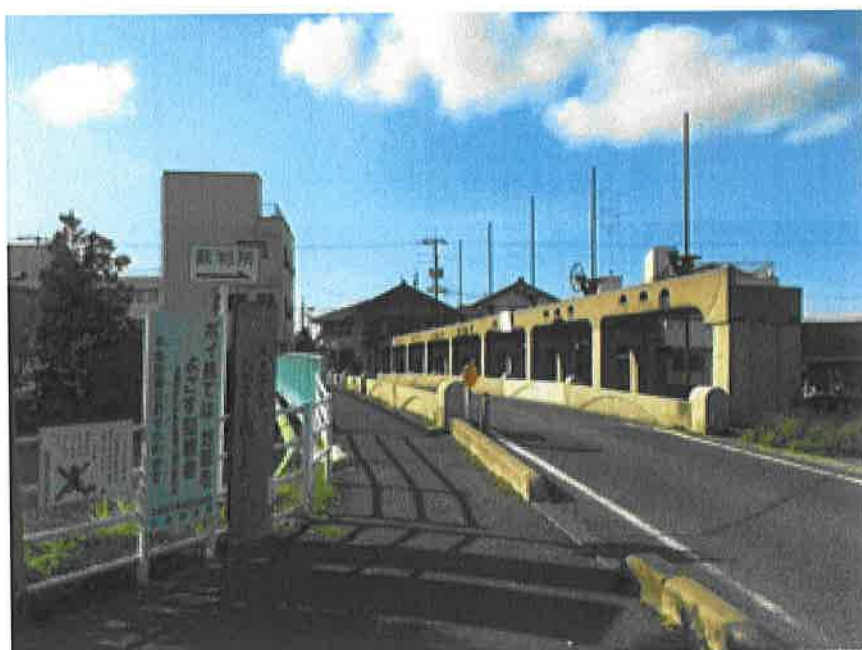
玉島 81 号線



玉島 87 号線



新橋



先陣橋



新田川子岩線 2 号橋



(3) 監査の結果及び意見

ア 重要な破損及びその修繕実績については台帳に記録され、管理されるべきである。(指摘事項)

現場視察の結果、道路については、台帳と現況との間に不整合は発見されなかったが、橋梁については、以下の事実が識別された。

No. 3 新橋について、接合部伸縮装置（橋梁の構造体の接合部に樹脂状の部材を挟み、経年変化や温度変化に伴うズレを吸収するもの）に破損箇所が見受けられた。これは樹脂の劣化により柔軟性が失われたことによるものと思われる。

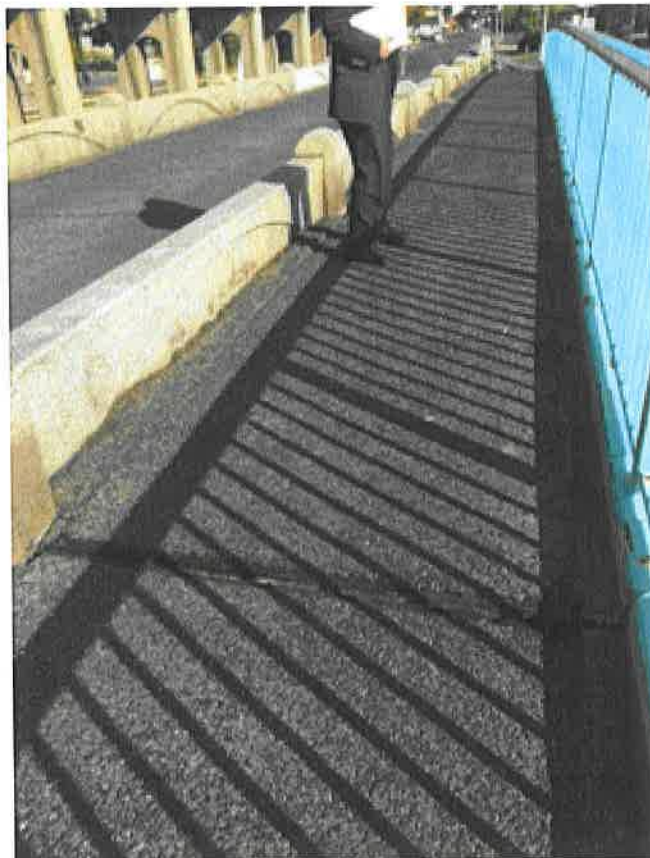
この破断により接合部には2～3 cmの隙間が認められ、橋梁上の隙間より下の河川の流れが識別できた。ハイヒール等のかかとの細い靴を履いて歩行した場合、隙間に入り込み事故に繋がる可能性がある。

本件を倉敷市に質問したところ、定期点検において「伸縮装置の損傷」として修繕計画に織り込まれているとのことであるが、事実としての伸縮装置の損傷及びその修繕予定を台帳に記載され、管理されるべきと考える。

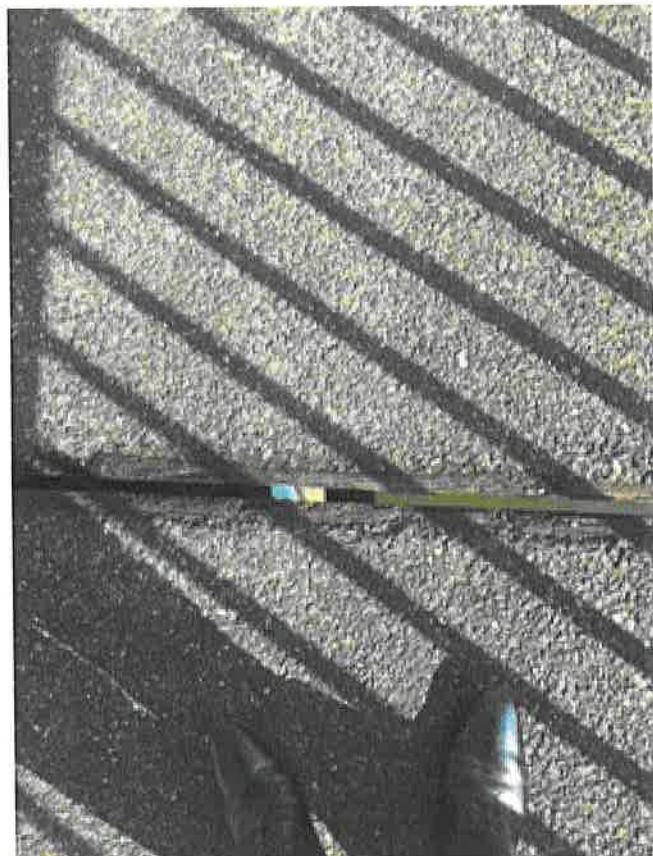
この点、道路台帳についても将来の閲覧・集計に資するため舗装履歴の台帳への記載など同様の対策が採られるべきであるが、その際、瑣末な情報を台帳に記載する事は事務の煩雑性から現実的でないことも考えられる。

これについては、修繕や舗装についてある一定の金額的重要性の基準や、路線の重要性による優先順位を設けて記載の要否を判断することも容認されることが考えられる。

参考写真その①



参考写真その②



イ 成果物の受領時には、記載漏れ又は不備の有無について慎重に検証する必要がある。(指摘事項)

新田川子岩線 2 号橋について、台帳に貼付される案内図の現況との不整合が認められた。なお、道路台帳、橋梁台帳ともに閲覧用・保存用として 2 部が作成されるが、本件不整合は閲覧用についてのみ発生しており、保存用には正しい案内図が貼付されていた。

原因は台帳補正業務の請負業者が案内図を取違えて貼付したことによるものであるが、道路管理課が台帳の納品時に適切に検収を実施していれば発見されていた可能性のある不整合である。

ウ 道路台帳及び構造物台帳は電子記録化し、マスタデータを倉敷市が受領する契約とすべきである。(意見)

道路台帳の補正業務は、指名競争入札により業者の選定を行っているが、毎年およそ 2,500 万円前後で落札されており、台帳整備事業開始の昭和 62 年から継続して同じ業者が落札している。(過去 3 年間の落札率は 93%前後。)

この点、台帳のマスタデータを倉敷市が保有していないため、新規受注業者が受注しようとするゼロベースでの台帳作成となり、相当の工数が必要となることから、新規業者が入札で不利な状況になっているものと推測される。今後は、電子記録化した台帳のマスタデータを、倉敷市が受領する委託内容とすることを検討すべきである。台帳を電子記録化することで、現在の紙媒体よりも台帳の更新が容易になり、発注金額低減の余地があるものと考えられる。また、電子記録化により、閲覧・検索の利便性も向上するものと思われる。

6 未利用地管理に関する事項

(1) 概要

主に街路事業において、未利用地が発生する。市が事業対象となる土地の所有者のために代替地として取得したものの、土地所有者が代替地の購入を選択しなかった場合、当該代替地が未利用地として残ることとなる。

この場合、宅地利用可能な一定の面積をもつ土地が対象資産であるため、自ずとその資産価値は無視できないものとなる。倉敷市の財政状態健全化の観点からは、未利用地については早急に処分するか、有効利用が望まれる。

(2) 監査の視点及び実施した手続

ア 監査の視点

建設局所管の事業から発生する未利用地について、適切な処分又は有効利用がなされているか。

イ 実施した手続

(ア) 資料査閲

(イ) ヒアリング調査

建設局における未利用地に関する管理の状況、及び平成 20 年度の包括外部監査でテーマ【公有財産の管理に関する事務】にて監査対象とされ、その処分又は有効利用について意見の付された土地の顛末についてヒアリングを実施した。

(3) 監査の結果及び意見

効果的かつ効率的に未利用地の処分又は有効利用を図るため、建設局全体の未利用地一覧表を作成・開示すべきである。(意見)

平成 20 年度の包括外部監査において監査対象となった未利用地の顛末は、以下のとおりであり、未だ処理未了のものはあるが、積極的に処分が行われているといえる。

平成 20 年度包括外部監査において監査対象とした土地リストについての現在の処理状況

所管局	所管課	町丁名	面積・金額	施設名称	処理状況
建設局	街路課	羽島	226 m ² 13,696 千円	倉敷市中第 2 ボ ンプ場代替用 地	一時貸出中 企画財務局財産活用課 へ所管替済。
建設局	街路課	玉島乙 島	6,448 m ² 238,519 千円	街路事業代替 用地	6 区画を残し、売却済み 企画財務局財産活用課 へ所管替済。

建設局	街路課	玉島	292 m ² 53,054 千円	堀貫線代替用地	売却済み 企画財務局財産活用課 へ所管替済。
建設局	街路課	玉島乙 島	2,882 m ² 295,426 千円	堀貫線代替用地	3 区画を残し、売却済み 企画財務局財産活用課 へ所管替済。
建設局	街路課	亀山	1,331 m ² 84,263 千円	市道矢柄西田 線代替用地	売却に向け準備中 企画財務局財産活用課 へ所管替予定。

未利用地については、各街路事業ごとに設計図上で把握されているものの、建設局全体における一覧表の作成はなされておらず、優先順位をつけた処分・有効利用の検討の基礎資料が具備されていない。

また、他の自治体においては、未利用地一覧をホームページ上で公開し、その有効利用のアイデアや、将来的な取得希望を募ることにより、より効率的かつ効果的な処分方法を模索している例も多々見受けられる。倉敷市においても、同様の取り組みを検討することが望まれる。

第3 河川・港湾事業

1 事業内容

(1) 事業概要

安全・安心なまちづくりの観点から、治水事業、砂防事業、海岸事業の促進を図る。

ア 河川事業

(ア) 河川の種類

河川法上、河川には、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川があり、一級河川（大臣管理区間）は国（国土交通大臣）が、二級河川は県（都道府県知事）が、準用河川及び普通河川は市町村長ないし地方公共団体が管理することになっている。なお、普通河川には河川法の適用はない。

(イ) 倉敷市内の河川

倉敷市内には、一級河川として国が管理する高梁川等、二級河川として岡山県が管理する倉敷川等、倉敷市が管理する準用河川として13路線（11,048m）、同じく普通河川として110路線（124,260m）がある。市内の準用河川及び普通河川の総延長は、135,308mである。

(ウ) 事業内容

- ① 一級河川高梁川等（国管理）、二級河川倉敷川等（県管理）について、治水対策の促進を図るため、国・県に要望すること。
- ② 市内の準用河川及び普通河川の未改修区間の整備促進を図るとともに、浸水対策として排水機場の新設・増改築を進める。
- ③ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定に関する地元周知等を行うとともに、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。
- ④ 高潮対策事業の促進並びに内水対策としての排水機場の整備。

イ 港湾事業

(ア) 港湾

倉敷市が管理する港湾は、大浜港と松島港の2港である。

① 大浜港

港湾管理者		倉敷市
港湾区域		防波堤の基部を中心として150mの半径を有する円内の海面 (面積 3.5ha)
	認可年月日	昭和31年4月2日
重要港湾又は地方港湾の別		地方港湾

概要	本港は鷺羽山の南東に位置している港である。
----	-----------------------

② 松島港

港湾管理者		倉敷市
港湾区域		中防波堤基部を中心として150mの半径を有する円内の海面 (面積 2.8ha)
	認可年月日	昭和31年4月2日
重要港湾又は地方港湾の別		地方港湾
概要		本港は大島の東南端久須美が鼻から海上500mを隔てている松島（周囲約1kmほどの小さな島）の唯一の港である。

(イ) 事業内容

- ① 市管理港湾の維持管理を行う。
- ② 県管理港湾（児島港）の使用許可事務を行う。

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 現場調査 平成26年10月8日、20日、27日

ウ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

倉敷市は、倉敷市長、倉敷市議会議長、総社市長及び総社市議会議長をメンバーとする「高梁川改修促進協議会」を通じて、毎年、高梁川の改修促進等につき国に要望をしている。また、倉敷市は、毎年、国際拠点港湾である水島港の整備促進につき岡山県に要望している。

しかし、過去3年間の要望書を見る限り、いずれも、要望内容は、字句等も含めてほとんど同じであり、毎年形式的に要望を行っているだけではないのかとの印象を抱かざるを得ない。また、実際に要望の効果があつたのかどうかも、判然とはしない（例年同じ内容の要望であるため、要望の効果が無いのではないかとさえ感じられる。）。

そこで、実効的・効果的な要望とするために、優先順位や重点事項を付すなどして、要望の内容や方法をもっと工夫したらよいのではないかと考える。

2 台帳等管理に関する事項

(1) 概要

ア 河川について

建設局では、準用河川に限り河川台帳を作成している。台帳作成は平成19年度の予算で実施された。対象となった準用河川は13河川であり、電子記録化した台帳を受領している。

また、河川台帳とは別に『倉敷市河川網図』を作成し、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川の別を明瞭に把握できる資料を作成している。

イ 港湾について

建設局では、倉敷市の所管する大浜港及び松島港について港湾台帳を作成し、紙面で保管している。

(2) 監査の視点及び実施した手続

ア 監査の視点

河川及び港湾に関する台帳及び河川網図が現況と整合しているか、及び記載すべき事項が台帳上で網羅的に記載されているか、並びに現地の資産管理が適切になされているか。

イ 実施した手続

(ア) ヒアリング調査

(イ) 資料査閲現地調査

(ウ) 現地調査

河川2箇所、港湾2箇所について現地視察を実施し、台帳との整合性を確かめた。

(3) 監査の結果及び意見

ア 河川の利用状況管理のため定期点検を実施し、点検時に占用許可がなされていない河川の不法占用を識別した場合には、遅滞なく、不法占用者に撤去もしくは占用許可申請の提出を促すべきである。(指摘事項)

河川網図等管理資料の作成に際して、記載誤りが適時に発見されるチェック体制を構築すべきである。(意見)

護岸その他の構造物に対して行われた変更を適時に河川台帳に反映させるべきである。(指摘事項)

河川 2 箇所の現地視察の結果、台帳との整合性は以下のとおりであった。

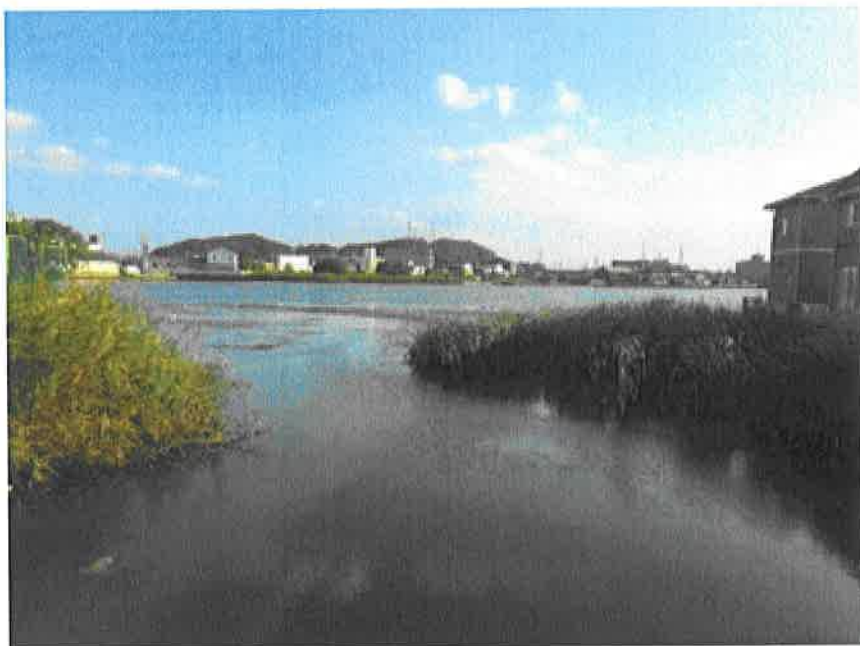
河川

NO.	河川名	河川の種類	延長 (M)	起点の整合性	終点の整合性	その他
1	汐入川	準用河川	3,400	台帳と現地状況に不整合なし	台帳と現地状況に不整合なし	護岸内に占用許可のない菜園等の造作が見受けられた。
2	溜川	準用河川	958	台帳と現地状況に不整合なし	台帳と現地状況に不整合なし	台帳に不整合は無いが、別途作成する河川網図に不整合が発見された。

汐入川護岸内菜園



溜川



N0.1の汐入川を視察したところ、護岸内に菜園等としての使用が認められたが、河川台帳への占用物の記載はなされていなかった。担当課によると、個人が占用許可を経ずに護岸内区域を使用している場合でも、特段の問題が生じていなければ、占用許可申請書の提出要請や占用物の撤去指導ができていないとのことである。

しかしながら、護岸内の構造物に対して構造の変更がなされているおそれがある点、及び公共物利用に関する行政サービスの公平性の観点からは、定期点検計画を策定し、点検時に占用許可を得ていない不法占用を発見した場合には、不法占用者に撤去もしくは申請書の提出を促すなどの対策をとるべきである。

また、N0.2の溜川について、下流域は県の管理する二級河川となることから、河川網図では、市の管理する準用河川とは色を別にして明確に区分されていたものの、河川名を留川と誤記していた。台帳のみならず管理資料を作成する際には印刷委託前に十分注意する必要がある。

また、準用河川については、平成19年度に業務委託により台帳を作成しているが、その後の更新はなされていない。多額の費用をかけて河川台帳を整備したのであるから、台帳整備後に護岸その他の構造物に変更が生じた場合には、その変更を河川台帳に反映させるのは当然のこと、河川台帳の記載事項については、定期的に現況との整合性を確かめ、更新するべきである。

イ 港湾台帳の記載の事項については、定期的に現況との整合性を確かめ、更新する必要がある。(意見)

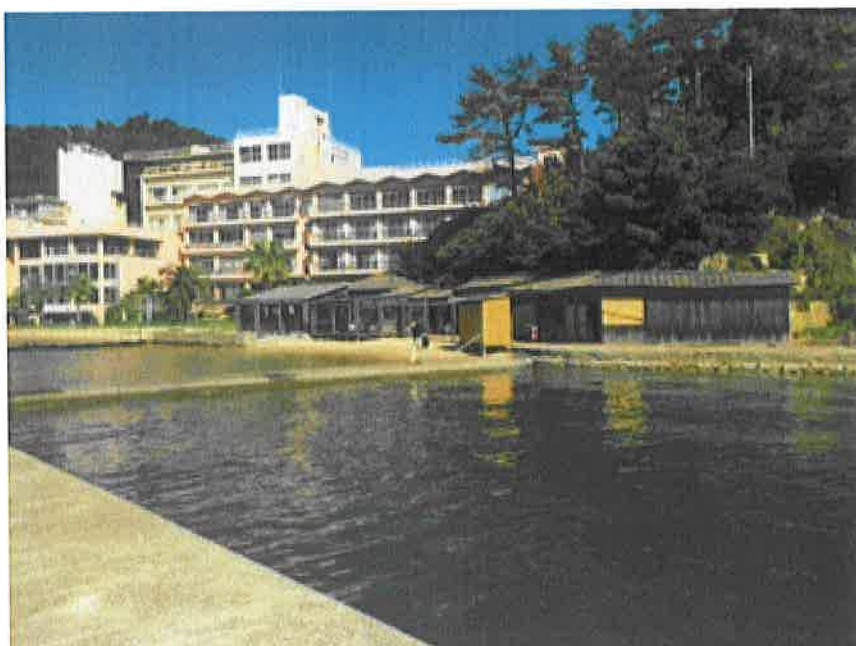
港湾 2 箇所の現地視察の結果、台帳との整合性は以下のとおりであった。

港湾

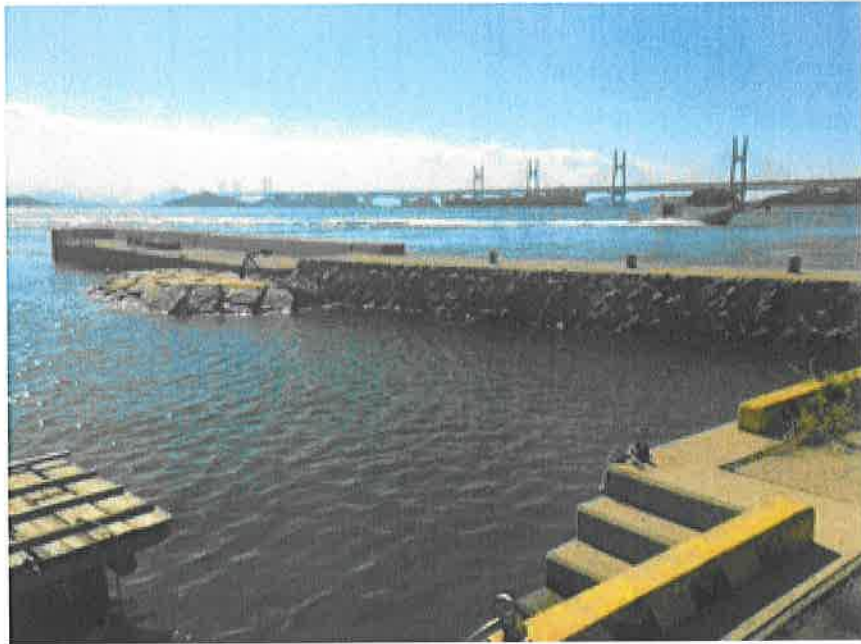
No	名称	重要港湾 又は地方 港湾の別	面積 (ha)	台帳との整合性	その他
1	大浜港	地方港湾	3.5	台帳と現況に不整合はない。	港湾における潮位の記録が更新されていない。
2	松島港	地方港湾	2.8	台帳と現況に不整合なし	台帳と現地状況に不整合なし

上記のとおり、大浜港について、港湾における潮位の記録について適時に更新がなされていなかった。

大浜港



松島港



第4 その他

1 市営駐車場管理運営・整備事業（指定管理者制度）

（1）施設概要等について

現在、建設局（住宅課を除く）の所管で指定管理者制度を活用して管理運営を行っている施設は、自動車駐車場（18施設）、倉敷運動公園など7施設（緑地部分）及び児島地区公園（緑地部分）である。ここでは、後2者は緑地部分のみであるため、市営自動車駐車場を検討する。

市営駐車場は、市街地における駐車場を確保し、道路交通の円滑化を図り、安全で利便性を高めるために設置した施設であり、都市交通の進展に伴い、道路交通の円滑化を図り快適な市民生活を確保するうえから、駐車場の整備は都市機能の充実に必要不可欠のものである。

市営駐車場の管理・運営については、平成18年4月1日から指定管理者制度が導入されている。平成18年度は財団法人倉敷市開発公社が指定管理者として管理・運営を行い、平成19年4月1日から平成24年3月31日までは公募により日本パーキング株式会社が指定管理者に選定されていた。

【市営駐車場の現況（施設利用を除く）】 （平成26年3月1日現在）

名 称	面 積	収容台数	備 考
市営駅前	6, 466 m ²	231台	立体
元町	6, 454 m ²	124台	立体
中央	5, 122 m ²	176台	地下、屋外
芸文館地下	6, 636 m ²	177台	地下
阿知3丁目	1, 007 m ²	30台	屋外
倉敷駅北	382 m ²	11台	屋外、タイヤロック式
中庄駅北	704 m ²	15台	屋外、タイヤロック式
茶屋町駅前	489 m ²	11台	屋外、タイヤロック式
水島東栄町	2, 347 m ²	89台	屋外
水島八間川 （第1～第5）	2, 388 m ²	196台	屋外、タイヤロック式
児島駅前	328 m ²	12台	屋外、タイヤロック式
新倉敷駅北	409 m ²	12台	屋外、タイヤロック式
玉島中央町第1	823 m ²	40台	屋外
玉島中央町第2	386 m ²	14台	屋外、タイヤロック式
計	33, 941 m ²	1, 138台	

【指定管理者制度の概要】

名称	倉敷まちづくり株式会社
代表者	岡庄一郎
本店所在地	倉敷市白楽町249番地5 倉敷商工会館3F
設立年月日	平成20年9月1日
資本金	2440万円
目的	市民一人ひとりが文化を享受し、文化の心を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と本市にふさわしい新たな市民文化の振興を図り、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と世界にはばたく文化都市・倉敷の進展に寄与する。
事業	・ 倉敷物語館 指定管理事業 ・ 旧林薬品街区整備事業 ・ 倉敷市営駐車場 指定管理事業 ・ 旧奈良萬街区整備事業 など

・ 指定管理期間及び指定管理料

施設名	指定管理期間	指定管理料（総額）
倉敷市阿知1丁目7番 2-108号 外17 施設	平成24年4月1日 ～平成29年3月31日	750,857,142円 (変更後)

市営駅前駐車場



倉敷市元町駐車場



【指定管理者の選定方法について】

・公募・非公募の別

非公募

(理由)

倉敷市の中心市街地の活性化を図るために策定された「倉敷市中心市街地活性化基本計画」を推進するには、官民が連携して各種事業を実施することが必要です。町家再生事業やまちなか活性化事業など拠点となるべき施設の整備・活用に対して、行政としては歩いて楽しい活力のあふれる安全・安心な市街地の形成を進めなければなりません。そこで、車での来訪者のための駐車場は必要不可欠であり、駐車場利用の普及を図ると共に利用者を集客し交流を促進する仕組みの一つとして、駐車場の一体管理により利用者へのサービス・利便性の向上を図ることが中心市街地活性化の推進に寄与することになります。これらのことから、地域のまちづくりを積極的に推進している「倉敷まちづくり株式会社」を指定管理者とすることが、最も適切と判断した結果、同社を非公募により指定している。

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 現場調査 平成27年1月8日

ウ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

指定管理者の選定は公募により行うべきである（意見）。

平成15年9月、地方自治法が改正され、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が公の施設の管理の代行を行うことが認められた。指定管理者の指定は、従来の管理委託制度や業務委託契約とは異なり、議会の議決を経て決定する行政処分にあたる。指定管理者制度導入の背景には、公の施設の管理において、民間の活力を通じて、市民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図ることが目的にあり、もって、市民の多様なニーズに効果的・効率的に対応することとされている。

倉敷市の平成18年度以降の「公の施設管理運営等方針（素案）」では、駐車場（ただし阿知3丁目駐車場など13施設）については、指定管理者の選定方法につき「共通回数駐車券の販売収入と利用実態に合わせた利益配分及び駐車料金の減免実態の把握の試行、並びに各駐車場で収支や施設環境に大きな差があり、公募による指定管理者制度の円滑な導入には一定期間を要します。」とされていたものの、実際には平成19年4月からは公募により日本パーキング株式会社が指定管理者に選定されていた。

倉敷市としては、平成24年4月以降も、再度公募による選定を行うものと考えられたが、同市の平成24年4月以降の「公の施設管理運営等方針（素案）」では、指定管理者の選定について、前記の理由から、非公募とされ、最終的に倉敷まちづくり株式会社が指定管理者に指定されることになった。なお、平成23年5月に上記の「公の施設管理運営等方針（素案）」に対する意見募集も行われたが、パブリックコメントには公募・非公募について意見されたものは見当たらなかった。

市営駐車場につき非公募により指定する理由について、倉敷市（建設局の概要）は、前記と同様、現在、「平成24年度から28年度までは、倉敷まちづくり株式会社が収益をまちづくり活動に活用することから非公募により指定管理者に指名され、現行の最大料金制や24時間営業などのサービス水準を維持し、管理・運営を行う。」としている。

しかしながら、「倉敷市指定管理者制度推進方針（第3版）」によれば、公募

の場合には利用者代表が指定管理者選定委員会に参加することで利用者が複数の提案の中から最も優れた提案を選択することになる一方、非公募では利用者から選択の機会を奪うことになることから、例外的な場合（①専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合で、その者を指名する場合、・・・⑦その他特定の者を指名することが、明らかに効果的、効率的又は適切、若しくは真にやむを得ないと認められる場合などが挙げられている）を除き、「指定管理者の選定方法は、公募により行うこととします。」とされており、本件でも、これを排除する理由は見当たらない。指定管理者制度の導入目的は民間の活力を通じた市民サービスの向上と効率的な運営による経費削減にあるが、これらの目的を達成するためには、公募により複数の提案の中から最も優れた提案を選ぶことが適切であり、本件では、いずれも前記推進方針で挙げられている特定の者を非公募により選定する例外事由には該当しないというべきである。市営駐車場の指定管理者の選定にあたり、中心市街地活性化等を考慮することも重要であるが、指定管理の趣旨に照らした場合、経済性も含め、総合的に検討したうえで指定管理者を決定すべきであり、単に拠点施設と駐車場との一体管理により利用者へのサービス・利便性の向上を図ることで中心市街地活性化の推進に寄与するというだけでは非公募とする理由にはならないと考える。また、本来、公の施設の利用については、全ての利用者に利用の公平性・平等性が確保されるべきであるから、公募か非公募かを決定する際に特定の団体の利益や便益を考慮することは抑制的であるべきである。とりわけ、前回は公募により指定管理者が選定され、特段問題も発生していなかったにもかかわらず、市営駐車場から発生する多額な利用収入（年間約３億円）とも相俟って、平成２０年に倉敷まちづくり株式会社が設立されたことを契機として同社のために特別な便益を図っているのではないかと印象を与えかねない。収益をまちづくり活動に活用されるからといって、倉敷まちづくり株式会社が行う事業は、あくまでの一民間業者による事業に過ぎず、倉敷市による直接的なコントロールが及んでいる訳でもない。しかも、公募により指定管理者が選定されたからといって、倉敷市が挙げる中心市街地活性化の推進を阻害するとも考えられない。

そもそも、通常、指定管理者の選定は選定委員により行われるのであるから、倉敷まちづくり株式会社が市営駐車場の指定管理者として最適であるならば、当然に公募によっても選定されるはずである。

したがって、今後、市営駐車場の指定管理者の選定については、公募によるべきである。

2 地域改善駐車場（旧同和対策事業）

（１）施設の概要

地 区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	真 備	合 計
箇所数	3 5	2	8	6	5	5 6
台数	4 0 5	5 3	7 6	8 5	8 8	7 0 7

（２）旧同和対策事業の経過

地域改善駐車場は、被差別部落の環境改善と差別解消を目的として行われていた、いわゆる同和対策事業の一環である。

国の旧同和対策事業は、昭和４４年（１９６９年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されことにより始まる（当初は１０年の時限立法であったが、その後に延長されている）。その後、昭和５７年（１９８２年）に「地域改善対策特別措置法」が施行され（同和対策から地域改善対策に名称変更）、昭和６２年（１９８７年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、数度にわたる改正を経て、平成１４年（２００２年）に国の事業としての同和対策事業は措置法の期限切れにより終了した。

（３）実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 現場調査 平成２６年１１月１８日

ウ 資料精査

（４）監査の結果及び意見

ア 地域改善駐車場の位置付けを明確にすべきである（意見）。

前記のとおり、国の旧同和対策事業は根拠法の期限切れにより既に終了したが、同事業により設置された地域改善駐車場が現在も残っている。そして、倉敷市では、同駐車場については、当初の目的であった対象の地域における生活改善のための特別なものではなく、周辺住民を含め広く公益に資する施設として位置づけている。

しかし、倉敷市では、国の旧同和対策事業が行われていた期間も条例が制定されておらず、同事業の終了後も、これに関しての条例が新たに定められていないため、現在ある地域改善駐車場の位置付けが不明確なままとなっている。

また、地域改善駐車場の中には、駐車場の利用状況が芳しくなく、時代とともに必要性が失われた駐車場もあるのではないかと考えられるため、同駐車場の維持ないし廃止を慎重に検討することが必要である。

そして、今後は、地域改善駐車場の適切な管理を行いながら、より公益上有効な施設への見直しも視野に入れて、同駐車場の位置付けを明確化すべきである。

イ 駐車場の放置物・放棄物はできる限り迅速に撤去等の措置を講じるとともに、路上駐車がなくなるよう努力すべきである（意見）。

地域改善駐車場には、車両や廃棄物等が放置・放棄されているものも認められたが、早急にこれらを撤去することを検討すべきである。

放置物については、基本的に、警告・犯罪性確認・撤去保管・有価物判定・返却もしくは処分の流れで、法及び条例による所定の手続きを行うことになっている。具体的には、放置自動車は「倉敷市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、放置自転車等（原動機付自転車を含む）は「倉敷市自転車等放置防止条例」により、投棄廃棄物は廃棄法及び「倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により処理されている。

それによれば、放置に対する措置として、移動、撤去、保管、処分等が認められている。放置自動車の場合には、撤去、移動・保管、処分することが認められ、放置自転車等の場合には、当該自転車等を移動し、又は撤去し保管することができるようになっている。廃棄物については、収集、運搬、処分が認められている。

にもかかわらず、地域改善駐車場には、長期間そのまま放置・放棄されているのではないかとと思われる放置物・放棄物が認められた。有害な放置物・放棄物が長期間そのまま放置・放棄された状態のままであると、その場所に駐車できないだけでなく、土地等が汚染されるおそれもある。

そこで、駐車場の放置物・放棄物はできる限り迅速に撤去等の措置を講じることが必要である。

また、違法駐車車両が多い地域が認められた。確かに、違法駐車車両の問題は、地域改善駐車場を所管する市街地開発課ではなく、警察及び道路管理課の所管となるものの、関係各署とも連携の上、「倉敷市違法駐車等の防止に関する条例」を活用するなどして違法駐車車両がなくなるよう努力すべきである。

放置物・放棄物①



放棄物・放置物②



3 駐輪場管理業務

(1) 概要

倉敷市では全域で 31 箇所 12,650 台分の駐輪場を設置しており、駐輪場の管理は業務委託を行っている。管理者は業務委託時に定められた仕様書に基づいて管理を行い、月次で倉敷市に報告書を提出している。

(2) 監査の視点及び実施した手続

ア 監査の視点

倉敷市の委託する駐輪場管理業務が適切に行われ、十分な報告がなされているか。

イ 実施した手続

(ア) ヒアリング調査

(イ) 現地調査

(ウ) 資料査閲

(3) 監査の結果及び意見

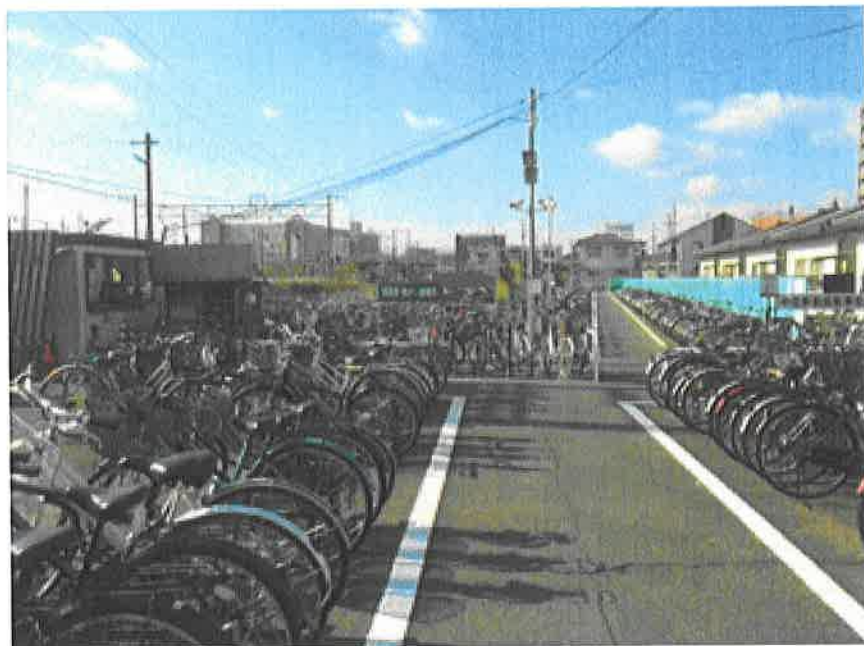
指摘事項又は意見はない。

受託業者から提出される『中庄自転車等駐車場場内整理等業務 5 月分報告書』を査閲した。その記載内容に関し、指摘事項等は発見されなかった。

報告書記載内容は下記のとおり。

- 5 月の利用状況概況
- 重点的取り組み事項
- 警察からの照会に関する対応の顛末
- 他の駐輪場管理者とのミーティングに関する事項
- 6 月の業務予定
- 利用台数報告
- 勤務シフト表
- 蛍光灯使用状況、在庫報告
- 業務実施状況の写真 13 枚

駐輪場



4 公園管理業務

(1) 概要

倉敷市は、快適な市民生活の潤いの場として設置している都市公園及び自然公園（国立公園）を市民が安全で安心して利用できるように管理している。

ア 都市公園・遊園の管理業務

都市公園 746ヵ所（1人当たり8.07㎡）遊園 258ヵ所

（平成26年3月31日現在）

イ 街路樹・緑地帯の管理業務 122路線 114.39km

ウ 要望処理件数 1,900件（平成25年度）

エ 公園の占有、行為許可事務 137件（平成25年度）

（占有63、行為74）

オ 水島緩衝緑地事業費負担金事務

カ 都市計画法第32条に基づく協議、都市計画法第40条に基づく公園の帰属事務

キ 瀬戸内海国立公園の許認可進達事務、園地の管理

ク 風致地区条例に基づく許可

ケ 岡山県立自然公園条例に基づく届出受理等

コ 田之浦パークセンターの維持管理

【倉敷市公園開設状況一覧表】

平成26年3月31日現在

公遊園種別	箇所数	面積 ha	備 考
街区公園	682	88.29	
近隣公園	16	28.28	
地区公園	4	21.99	
総合公園	4	55.52	
運動公園	4	65.13	
歴史公園	1	0.98	
風致公園	4	9.52	
墓園	1	4.00	
緩衝緑地	1	67.67	
都市緑地	27	48.23	
広場公園	2	0.13	
都市公園合計	746	389.74	
児童遊園・その他	258	12.63	開発行為による遊園を含む

合計	1 0 0 4	4 0 2 . 3 7	
----	---------	-------------	--

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

公園管理については、「公園の管理運営について」が本年度の行政監査の監査テーマであり、重複するため、ここでは検討をしない。

もつとも、公園の配置等については、大半の公園施設が建設後30年以上経過しており、その目的・機能と現状とがそぐわないものもあると考えられるため、再検討の余地があるものと思料する。

Ⅲ 私債権（非強制徴収公債権を含む）の管理回収について

第1章 監査対象の概要

第1 地方自治体における私債権の管理

1 地方自治体における債権の定義及び分類

（1）債権の定義

地方公共団体の財産（自治法第237条第1項）の一種である「債権」とは、自治法上、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいうと定義されており（自治法第240条第1項）、財物や労務等を給付の目的とする非金銭債権は除かれており、自治法に基づいて地方自治体が管理すべき財産としての債権は金銭債権に限定されている。

（2）債権の分類

ア 法的性質による分類

地方自治体が有する債権は、公法上の原因に基づいて発生する公債権と私法上の原因に基づいて発生する私債権に区分される（この区分は、公法と私法を区分する伝統的な行政法理論に基づくものである）。債権管理という点に関しては、公債権と私債権は、消滅時効の期間及び消滅時効における時効の援用の要否という点に相違がある。すなわち、公債権については、地方自治体の納付義務者等の関係を画一的に処理する必要があることから、他の法律に定めがある場合を除き消滅時効の期間は5年とされ（自治法第236条第1項）、また、時効期間が経過すれば債務者が時効を援用しなくても債権は当然消滅する（自治法第236条第2項）。これに対し、私債権については、消滅時効の期間は民法（第167条～第174条の2）や商法（522条）等の規定により個別に判断され、また、消滅時効期間の経過により当然に債権が消滅するのではなく、債務者が時効を援用して初めて債権が消滅することになる。

イ 強制徴収権の有無による分類

地方自治体の私債権は、私法上の原因で発生した債権であるから、私人間における債権と同様に、自力救済が禁止され、その強制的実現のためには、判決等の債務名義を取得した上で、裁判所が関与する強制執行手続によらなければならない。

これに対し、公債権については、行政上の目的実現のため、地方自治体が強制的に徴収できることが法律で個別的に認められている。すなわち、地方税については、税目毎に滞納処分の規定が設けられており（地方税法第331条、第373条、第459条等）、また、地方自治体が有する公債権のうち、分担金、加入金、過料及び法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき、督促を受けた者が指定された期限までにその納付をすべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができるとされている（自治法第231条の3第3項）。すなわち、地方税、分担金、加入金、過料及び法律で地方税の滞納処分の例により処分することができるとされる国民健康保険料や保育所保育料等が地方自治体が強制的に徴収できる債権（強制徴収公債権）に該当することになる。

これに対し、地方自治体の公債権のうち強制徴収公債権以外の債権（非強制徴収公債権）は、私債権と同様、債務名義を取得した上で、裁判所の関与する強制執行手続によらなければ強制徴収できない。

なお、非強制徴収公債権と私債権との区分は、法律で明確に区別されているわけではなく、具体的な債権の目的・性質に基づく分類であるから、裁判所の解釈等によりその区分が変更されることがあり得ることに注意が必要である（たとえば、水道料金債権は、従前、非強制徴収公債権として時効期間は5年と解釈されるのが一般的であったが、平成15年10月10日の最高裁の不受理決定により、原審の東京高裁判決が確定し、その後は私債権として、その消滅時効期間は2年として扱われている）。

2 地方自治体における債権管理の概要（非強制徴収債権及び私債権を中心として）

（1）調定・納入通知及び出納管理

ア 調定及び納入通知

地方公共団体の債権が成立した場合に、その成立した債権について権利を行使するためには、歳入の根拠を調査・決定し（調定）、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（自治法 231 条）。

イ 出納管理

調定を行った債権は、一般的には、債権の調定状況のほか、各納入義務者の収入等の状況等を記録した台帳により管理される。台帳には、各納入義務者との交渉記録や督促及び催告、財産調査の状況等を適切に記録し、管理することが重要であり、収入があった場合には、台帳にその事実が記録される。最近では、台帳の管理にあたっては、コンピュータシステムが利用されることも多い。

なお、現金の未収の整理を行うため、会計年度終了後の 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 ヶ月間の出納整理期間が設けられており、この期間に出納が完了しなかった額について収入未済として翌年度に繰り越される。そして、繰り越された収入未済は、翌年度における滞納繰越分として調定されることとなる。

（2）督促及び催告

ア 督促

督促とは、債権について履行期限までに履行しない者があるときに、期限を指定してその履行を催告する行為のことである。公債権については、自治法第 231 条の 3 第 1 項に基づき、私債権の場合は、自治法第 240 条第 2 項及び自治令第 171 条に基づき、督促を行わなければならないこととされている。

地方自治体の行う督促は、民法の一般原則に対する特則として、絶対的な時効中断の効力を有するものとされている（自治法 236 条第 4 項）。

イ 催告

督促を行ったにもかかわらず、なお期限までに納付されない場合に、文書、電話、訪問などにより自主納付を促すために行う請求を催告という。なお、督促による絶対的な時効中断の効力は、1 回目の督促のみに認められ、2 回目以降の催告に関しては、民法の一般原則のとおり、暫定的な時効中断の効力しかないと解されている。

(3) 財産調査

財産調査とは、滞納者の支払能力についての判断材料を収集するとともに、督促及び催告を行ってもなお納付のない滞納者に対して強制執行を行うことを検討するため、滞納者の財産の有無や換価価値等を調査することをいう。なお、非強制徴収公債権及び私債権については、強制徴収公債権と異なり、財産調査を行うための根拠法令がないため、任意の調査として行うことになる。

(4) 延滞金等

ア 公債権

公債権については、自治法第231条の3第2項により、条例の定めるところにより延滞金を徴収することができると規定されている。そして、倉敷市においては、「倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例」第4条及び第5条により、収入金を納期までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めて減免する場合（同条例第5条）を除き、原則として年14.6%の割合の延滞金を加算して徴収しなければならないとされている（同条例第4条）。

イ 私債権

私債権については、自治法第231条の3第2項の規定は適用されないもので、契約で定められた約定利率があればこれにより、契約でその定めがない場合は法定利率5%による遅延損害金を徴収することは可能である（民法第419条）。

(5) 強制執行

滞納者に対して、督促及び催告を行ってもなお自主的に納付がなされない場合は、滞納者の財産に対して差し押さえを行い強制的に換価することにより、債権を回収することになる。非強制徴収公債権及び私債権については、強制徴収公債権と異なり、地方自治体に強制徴収する権限はないから、債務名義を取得の上、裁判所の行う強制執行手続によることが必要となる。

具体的には、自治令第171条の2の規定により、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として以下の措置をとらなければならないこととされている。

- ① 担保権の実行等（自治令第171条の2第1号）
- ② 強制執行手続の実施（自治令第171条の2第2号）
- ③ 訴訟手続による履行請求（自治令第171条の2第3号）

（6）徴収緩和制度

ア 徴収停止

自治令第171条の5の規定により、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき、②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき、③債権金額が少額で、取り立てに要する費用に満たないと認められるとき、のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取り立てをしないことができるとされている。

イ 履行延期の特約等

自治令第171条の3の規定により、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなどの一定の事由があるときは、債権の履行期限を延長する特約又は処分をすることができるとされている。

ウ 免除

自治令第171条の7の規定により、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る

損害賠償金等を免除することができる」とされている。なお、この規定に基づく免除には、地方自治体の議会の議決を要しない。

エ 放棄

自治法第96条第1項第10号の規定により、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄するには議会の議決を要することとされている。倉敷市では、平成23年2月、「倉敷市債権管理条例」を制定し、非強制徴収公債権・私債権について、議会の議決がなくても債権を放棄することを可能にしている。

(7) 時効及び不納欠損処理

ア 時効

時効期間は、非強制徴収公債権については、自治法第236条第1項の規定により5年、私債権については民法上は原則10年（民法167条）とされているが、私債権については、民法で特別の短期消滅時効期間が定められている。

イ 不納欠損処理

不納欠損処理とは、既に調定された歳入が徴収できなくなったことを表示する決算上の取り扱いのことであり、時効の完成や債権放棄により債権が消滅したものについて行うことになる。

公債権については、時効期間の経過により債権は消滅するため、時効の完成により不納欠損処理を行うことに問題はない。

これに対し、私債権については、決算上、不納欠損処理を行ったとしても、債務者による時効の援用や地方自治体による債権放棄がない限り、実体法上債権自体は消滅しない。

第2 倉敷市の私債権の状況

1 平成24年度末における滞納状況

平成24年度末現在の倉敷市の非強制徴収公債権及び私債権の滞納金額の科目、債権の種別、滞納金額は別表「滞納金額年度別推移（平成24年度分 債権別）」のとおりである。非強制徴収債権の滞納金額の合計は260,645,918円、私債権の滞納金額の合計は1,357,526,

685円、両債権の滞納金額の合計は1,618,172,603円となっている。

滞納金額 年度別推移(平成24年度分 債権別)

単位:円, %

担当部署 局部課名	収納金科目名	債権種別	順位	平成24年度最終	対前年度比
1 保健福祉局福祉部生活福祉課	生活保護費返還金	非公	6	195,264,529	117.27
2 保健福祉局子ども未来部子育て支援課	児童扶養手当	非公(強公)	16	18,422,130	112.36
3 環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課(島衛生センター)	し尿処理手数料	非公	18	13,309,610	105.49
4 保健福祉局福祉部高齢福祉課	老人福祉施設費負担金	非公	20	6,917,547	98.79
5 保健福祉局保険部国民健康保険課	一般被保険者返納金	非公	21	5,779,156	皆増
6 環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設課	塵芥処理手数料	非公	22	5,288,500	81.86
7 教育委員会教育総務課	幼稚園保育料	非公	23	4,415,600	95.22
8 文化産業局農林水産部耕地水路課	水路等使用料	非公	26	2,934,172	93.01
9 保健福祉局子ども未来部子育て支援課	児童手当	非公(強公)	27	2,915,000	77.55
10 保健福祉局子ども未来部子育て支援課	子ども手当	非公(強公)	34	1,232,000	262.13
11 競艇事業局競艇管理課	施設使用料	非公	35	1,113,867	93.30
12 保健福祉局保険部医療給付課	補償給付費精算金	非公	37	670,720	1,559.81
13 保健福祉局福祉部障がい福祉課	知的障害者福祉費負担金	非公	40	460,480	96.42
14 保健福祉局保険部国民健康保険課	国保連合会雑入(指定公費)	非公	44	366,125	皆増
15 保健福祉局保険部国民健康保険課	退職被保険者返納金	非公	45	332,322	皆増
16 環境リサイクル局環境政策部環境衛生課	墓地使用料	非公	51	277,070	111.40
17 保健福祉局福祉部障がい福祉課	特別障害者手当等返還金	非公	53	262,200	198.34
18 環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設課東部埋立事業所	塵芥処理手数料	非公	55	192,920	100.00
19 教育委員会教育総務課	高等学校授業料	非公	57	172,800	45.43
20 総務局玉島支所建設課	仮住居使用料	非公	59	111,600	100.00
21 保健福祉局福祉部障がい福祉課	地域活動支援センター(二型)事業利用料	非公	63	56,300	35.70
22 保健福祉局福祉部高齢福祉課	成年後見制度利用支援事業手数料	非公	64	55,040	64.78
23 建設局土木部公園緑地課	公園目的外使用料	非公	65	44,800	5,090.91
24 保健福祉局福祉部高齢福祉課	在日外国人高齢福祉金雑入	非公	66	40,000	100.00
25 保健福祉局食数市保健所健康づくり課	母子保健衛生費雑入	非公	70	11,430	200.53
26 環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課	塵芥処理手数料	非公	76	0	皆減
小 計(非強制徴収公債権)				260,645,916	116.31
1 建設局建築部住宅課	住宅新築資金等貸付金	私	3	722,230,067	98.49
2 水道局水道営業課	水道料金	私	4	316,264,249	88.75
3 建設局建築部住宅課	市営住宅使用料	私	7	167,411,640	95.96
4 市民局人権政策部人権推進室	生活改善事業費貸付金	私	10	42,106,000	99.13
5 環境リサイクル局下水道部下水計画課	工事請負損害賠償金	私	12	38,641,072	133.63
6 保健福祉局子ども未来部子育て支援課	母子寡婦福祉資金貸付金	私	13	28,433,525	94.31
7 保健福祉局福祉部生活福祉課	緊急援護資金	私	15	19,328,500	99.83
8 競艇事業局競艇管理課	売店等光熱水費	私	24	4,402,441	136.25
9 教育委員会学校教育部学事課	奨学金貸付金	私	25	3,479,000	112.59
10 保健福祉局市民病院事務局	診療費	私	28	2,793,040	92.42
11 建設局建築部住宅課	新倉敷駅前再開発住宅等使用料	私	29	2,499,400	92.23
12 建設局建築部住宅課	住宅復興費雑入	私	30	2,216,754	100.08
13 企画財政局企画財政部情報政策課	損害賠償金	私	32	1,537,200	皆増
14 環境リサイクル局下水道部下水普及課	水洗便所改造資金貸付金	私	33	1,335,830	61.62
15 総務局真備支所産業課	農村総合整備モデル事業分担金(真備分)	私	36	810,607	95.65
16 総務局真備支所建設課	委託契約違約金	私	39	513,200	100.00
17 建設局都市計画部市街地開発課	再開発権利床清算金雑入	私	41	399,900	100.00
18 環境リサイクル局下水道部下水計画課	修繕・委託契約違約金	私	42	392,700	100.00
19 総務局総務部契約課	工事又は委託契約違約金	私	43	371,700	100.00
20 建設局建築部住宅課	環境改善資金貸付金	私	46	331,680	75.13
21 建設局建築部住宅課	浴槽設置資金貸付金	私	47	316,000	39.80
22 保健福祉局福祉部高齢福祉課	生活支援ショートステイ事業利用者負担金	私	48	312,900	136.01
23 企画財政局企画財政部財産活用課	土地・建物賃付料	私	49	295,889	180.09
24 総務局真備支所産業課	小規模ほ場整備事業分担金(旧真備町分)	私	50	285,059	85.49
25 保健福祉局福祉部高齢福祉課	シルバーハウジング生活援助員派遣費雑入	私	54	255,900	104.28
26 保健福祉局福祉部高齢福祉課	老人福祉電話雑入	私	56	190,502	100.00
27 企画財政局企画財政部財産活用課	その他雑入	私	58	170,100	皆増
28 建設局土木部道路管理課	道路損害賠償金	私	60	99,330	皆増
29 保健福祉局子ども未来部保育課	公立保育所延長保育利用料	私	61	89,950	49.52
30 市民局市民生活部市民課	臨時運行許可番号標弁償金	私	71	8,030	61.11
31 総務局玉島支所市民課	臨時運行許可番号標弁償金	私	72	2,920	66.67
32 総務局児島支所市民課	臨時運行許可番号標弁償金	私	73	1,460	皆増
33 保健福祉局保険部応保険課	コピーサービス等雑入	私	75	140	皆増
34 総務局茶屋町支所	臨時運行許可番号標弁償金	私	77	0	皆減
35 環境リサイクル局下水道部下水普及課	農業集排水施設使用料	私	78	0	皆減
小 計(私債権)				1,357,526,685	96.51

2 監査の対象とした債権

上記別表の債権のうち、滞納金額100万円以上の債権を中心に、滞納金額10万円以上の債権を監査の対象とした（監査の結果及び意見に記載の個別の債権は、100万円以上の債権に限定した）。なお、教育委員会の奨学金貸付金については、平成24年度外部監査の対象となっており、本監査の対象とはしなかった。

第3 倉敷市における債権管理適正化に向けた取り組み

1 債権管理体制

倉敷市では、倉敷市の債権全般の徴収事務（管理を含む）を行う部署は存在せず、各債権を所管する部署において個別に徴収事務を行っている。現在、総合的に債権の管理回収を行う体制を検討中とのことであるが、具体的な内容の協議は進んでいない。

2 倉敷市債権管理条例の制定

上記に述べたとおり、消滅時効が到来した私債権は、本人から時効の援用があるか、議案を上程して債権放棄を議決してもらうしかその管理をやめる方法がなかったため、平成23年2月議会において、非強制徴収公債権も含めて、一定条件に該当する債権については、議会の議決がなくても債権を放棄することを可能にするため、倉敷市債権管理条例（倉敷市条例第9号）が制定され、同年3月24日から施行された。

倉敷市債権管理条例では、条例の目的（第1条）、条例の適用される「市の債権」の定義（第2条）、市長等の責務（第3条）が規定された上で、第4条第1項各号で、市の債権について、放棄することができる場合が以下のとおり定められ、また、同項に基づき市の債権を放棄したときは、議会への報告が義務づけられている（第4条第2項）。なお、同条例第4条第1項各号に掲げる場合の個々具体的な判断基準は、後記倉敷市債権管理マニュアルに詳細な説明がなされている。

（1）破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき

- (2) 地方自治法施行令第171条の2に規定する強制執行等の措置又は同令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該市の債権について、強制執行等措置又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき
- (3) 地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該市の債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者に当該債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき
- (4) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該市の債権に優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき
- (5) 当該市の債権（当該市の債権の時効消滅について、時効の援用を要するものに限る）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき

3 倉敷市債権管理マニュアルの内容

倉敷市では、債権管理条例の制定にともない、倉敷市における非強制徴収債権及び私債権の管理回収事務を統一的に行うため、倉敷市債権管理マニュアルをあわせて作成した。同マニュアルの構成は、以下のとおりとなっている。

1 債権の分類

- (1) 基本的な分類
- (2) 個別債権の分類

2 債権回収の流れ

- (1) 全体的なフロー
- (2) 延滞金・督促手数料
- (3) 書類の送達・公示送達

3 強制執行

- (1) 債務名義を得るための方法

- (2) 訴訟等にかかる専決処分
- (3) 支払督促にかかる事務の流れ

4 債権放棄

- (1) 倉敷市債権管理条例の必要性
- (2) 倉敷市債権管理条例の内容
- (3) 債権管理条例第4条第1項（債権放棄）の運用基準
- (4) 債権放棄の事務手続

5 消滅時効

- (1) 概略
- (2) 期間の計算方法
- (3) 時効の進行と中断
- (4) 同一人に対し複数の債権を有する場合の事例

6 関係法令

同マニュアルでは、上記の通り、債権の分類や消滅時効など債権の実体的な説明とともに、その債権回収の流れや強制執行の手続などの管理回収の一般的な手続が定められるとともに、債権管理条例が定める債権放棄の基準及びその具体的な運用基準並びに債権放棄の手続が定められているが、個別の債権の管理回収の具体的な内容についての定めはなく、その運用は、各債権の管理を行う部署に委ねられている。

第2章 監査の結果及び意見

第1 共通事項

- 1 倉敷市全体で統一的な債権の管理回収を行う体制を構築し、市債権に関する情報の一元管理を行うとともに、特に延滞債権の回収については、専門家の協力を求めるなどして、一層の回収に努めるべきである（意見）。

倉敷市では、倉敷市債権管理条例の制定にあわせて、倉敷市債権管理マニュアルを作成し、同マニュアルに基づき、債権の管理回収を行っている。ただし、同マニュアルは、債権の種類や消滅時効期間、一般的な管理回収

の流れ等について規定してはいるが、具体的な管理回収に関する定めはなく、具体的な債権毎の管理回収は担当課に任されている。そのため、必ずしも、債務者の生活状況や資産等の情報が共有されていない。また、具体的な債権毎の管理回収は、各担当課に任されているため、時効管理の方法、債権放棄の判断基準、法的な手続の採否等については、必ずしも担当課毎に統一的な基準で行われているとは言えない。

よって、強制徴収公債権も含めて、統一的な債権の管理回収を行う組織を設置し、市債権に関する情報の一元管理を行い、債権の管理回収について専門的な知識を有する職員や法律の専門家等により、より一層延滞債権の回収に努めるべきである。

- 2 消滅時効期間の満了を理由とする債権放棄については、消滅時効期間の経過だけでなく、放棄を相当とする理由の有無についても確認する手続を行うべきである（意見）。

倉敷市債権管理条例第4条第5号では、議会の議決を要することなく、一定のやむを得ない事由がある場合には、債権を所管する担当課の判断で、債権の放棄を行うことが認められている。当該事由のうち、同条第5号では、債権の時効消滅について、時効の援用を要する私債権については、消滅時効に係る時効期間が満了したときには、債権放棄が認められることとされている。そして、本件監査の対象とした債権の中には、この消滅時効期間が経過したことにより、直ちに不納欠損処理が行われているものがある一方、逆に、消滅時効期間が経過していると思われるにもかかわらず、不納欠損処理がなされていない債権も見られた。

同マニュアルも指摘しているとおり、「債権管理にとって大切なことは、債権を放棄することではなく、債権を保全・回収することであり、延滞債権については、いたずらに消滅時効期間を徒過させることなく、保全・回収を図るためにも、消滅時効期間の経過の相当前に、その期間を経過させることが妥当か否かを判断する手続を導入すべきである」と考える。そし

て、その様な判断は、ある程度客観的に行うべきであるから、前項で述べた統一的な組織で行うのが相当である。

3 非強制公債権及び私債権についても、延滞金の管理及び徴収を行うべきである（意見）。

倉敷市では、自治法第231条の3第2項の規定に基づく「倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例」第4条により、非強制公債権については、年14.6%（履行期限の翌日から1ヶ月を経過するまでは年7.3%）の延滞金を徴収しなければならないとされている。また、私債権については、延滞金の割合について契約書や条例等で定めがあれば当該割合が、延滞金の割合について特に定めがない場合であっても、民事法定利率5%の遅延損害金が発生する（民法419条1項）。しかしながら、今回の監査の対象とした非強制徴収公債権及び私債権については、債権の元金（利息）の管理徴収を行っているだけで、延滞金の計算を行ってその管理は行われておらず、したがって、延滞金の回収は行われていない。

租税債権等の強制徴収公債権については、通常、延滞金の計算も行い、それを含めて管理回収がなされているが、同じ金銭債権である非強制徴収債権及び私債権について、これと異なる取扱を行う理由はないと考えられる。また、非強制徴収公債権については、上記倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例の規定に違反していることとなる。

さらに、期限を経過することにより延滞金を賦課されることにより、期限通りに支払を行ってもらいインセンティブを与えることができるとともに、期限通りに債権を支払っている債務者との公平性の観点からも、延滞金の徴収ができない特別の事情がある場合を除き、延滞金の徴収を行うべきである。

4 債権の滞納状況並びに債権回収・整理計画の策定及び公表を行うべきである（意見）。

平成24年度末現在の非強制徴収債権及び私債権の滞納金額の合計は、16億1817万2603円と莫大な金額となっている。また、毎年発生する債権の金額とその回収見込み（出納率）に関する計画を策定し、市民に広く公表することは、債権を管理する担当課にとっては計画的な債権の管理回収を図る目安となり、また、市民の監視が及ぶことにより、安易な債権放棄を抑止する効果がある。

したがって、毎年度末現在の強制徴収債権を含む滞納債権の種類及び金額を公表するとともに、現年度分の債権については出納率の目標を立てるとともに、滞納繰越分については回収目標額と不納欠損処理を行う債権の整理目標額を立て、それらの計画を市民に広く公表すべきである。

第2 個別の債権に関する事項

(企画財政局の私債権等)

1 損害賠償金(私債権13)

(1) 概要

収納金科目名		損害賠償金(私債権)				
担当部署(局部課名)		企画財政局 企画財政部 情報政策課				
収納金の発生根拠		交通事故を原因とした光ファイバーの損傷(火災)				
収納金の内容		原状復帰に要した費用				
収納の状況(千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537
	収納済	0	0	0	0	648
	収納未済	1,537	1,537	1,537	1,537	888
	収納率	0%	0%	0%	0%	42%
滞納の内訳(千円)		収納未済額=滞納額				
収納金徴収事務手続 に関するマニュアル 等		作成していない				
収納金徴収事務手続 の流れ		—————				
時効管理の方法		紙台帳による管理				
滞納者に対する督促 手続の内容		—————				
滞納者に対する訴訟 提起等の有無		なし				
その他備考		平成21年7月発生の交通事故に基づく損害賠償請求権				

(2) 実施した監査手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

消滅時効の管理及び回収を計画的に行うべきである（意見）。

本債権は、交通事故に基づく損害賠償請求権であるが、債務者が所在不明になり、同人と接触、回収ができておらず、意思表示の公示送達申立を行ったもののこれを取下げ、現在に至っている。

他の被害者もあり、損害内容及び債務者の対応がなかなか決まらなかったという事情もあるが、本債権が少額とはいえないので、債務者の所在確認や、時効中断のための手続は、時効完成直前ではなく、より計画的に行うべきである（べきであった）。

なお、既に消滅時効が完成している場合には、債権の放棄手続等を検討すべきである。

(市民局の私債権等)

2 生活改善事業費貸付金 (私債権 4)

(1) 概要

収納金科目名		生活改善事業費貸付金 (私債権)				
担当部署 (局部課名)		市民局 人権政策部 人権推進課				
収納金の発生根拠		倉敷市生業資金貸付要綱 (平成 6 年廃止) 倉敷市結婚資金貸付規則 (平成 9 年廃止)				
収納金の内容		(倉敷市生業資金貸付金) 同和対策事業の一環として、生業に必要な資金が不足するため自立更生が困難な者に対し、生業資金を貸し付けるもの。 (倉敷市結婚資金貸付金) 同和対策事業の一環として、経済的理由により結婚に必要な資金が不足する低所得者に対し、予算の範囲内において結婚資金を貸し付けるもの。				
収納の状況 (千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
結婚資金 貸付金 (過年分)	調定	14,344	14,145	13,963	13,842	13,707
	(件数)	(48)	(48)	(47)	(46)	(46)
	収納済	198	182	121	135	280
	収納未済	14,145	13,963	13,842	13,707	13,427
	収納率	1.38%	1.29%	0.87%	0.98%	2.04%
生業資金 貸付金 (過年分)	調定	29,317	29,069	28,830	28,634	28,398
	(件数)	(112)	(112)	(110)	(109)	(106)
	収納済	248	239	195	236	287
	収納未済	29,069	28,830	28,634	28,398	28,111
	収納率	0.85%	0.82%	0.68%	0.82%	1.01%
貸付金 合計 (過年分)	調定	43,661	43,215	42,793	42,477	42,106
	(件数)	(160)	(160)	(157)	(155)	(152)
	収納済	446	421	316	371	567
	収納未済	43,215	42,793	42,477	42,106	41,539
	収納率	1.02%	0.98%	0.74%	0.87%	1.35%

滞納の内訳（千円）	収納未済額＝滞納額
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等	作成していない
収納金徴収事務手続の流れ	滞納者に対し、４月に１年分の納付書を送付し、催告する。 →納入済み通知書が出納室から届く。→債務者別貸付台帳（裏）の償還金収納台帳に記載する。→債務者別収納台帳に記載する。→年度別収納状況日計表に記載する。→貸付金債務者一覧表に入力する。→納入済通知書と収納金通知書を合わせて保管する。
時効管理の方法	債務者ごとの貸付金収納台帳により管理。また、債務者一覧表により、貸付年月日、最終償還日、分納誓約書提出日、直近の催告日等を入力し、エクセルで管理している。
滞納者に対する督促後の催告方法	滞納者に対し、毎年４月に納付書（１年分）を送付し、催告を行う。納付書到着後、個々の滞納者や連帯保証人からの電話（支払・納付時期等）の相談に応じると共に支払を促す。翌年１月に、４月以降一度も納付のなかった滞納者に再度納付書を送付し、催告を行う。場合によっては、電話連絡を行う事もある。
滞納者に対する訴訟提起等の有無	なし
その他備考	

（２）実施した監査手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

- ア 収納金徴収事務手続に関するマニュアルを作成すべきである（意見）。

同制度は平成9年に廃止され、現在は回収事務のみとなっており、収納事務手続が実際にはマニュアル化されていると思われるが、制度・債権ごとの特徴も踏まえた回収事務を行うためには、債権ごとの回収マニュアルを作成し、担当者間で共有することが望ましい。

イ 市の基準に基づき適正な債権管理及び債権放棄手続を行うべきである（意見）。

過年度発生 of 債権については、その回収率が極めて悪くなっており、既に消滅時効が完成している債権や現実には回収が不可能な債権が多数あると考えられる。したがって、各債務者毎の債権管理（時効管理を含む）を十分に行い、管理条例の規定に従った債権放棄手続を検討すべきである。

(環境リサイクル局の私債権等)

3 し尿処理手数料 (非強制徴収公債権 3)

(1) 概要

収納金科目名		し尿処理手数料 (非強制徴収公債権)				
担当部署 (局部課名)		環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課 児島衛生センター				
収納金の発生根拠		倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条				
収納金の内容		現場で収集したし尿の処理手数料				
収納の状況 (千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
現年度分	調定	71,374	65,314	63,389	59,756	59,140
	(件数)	(30,677)	(28,138)	(26,578)	(25,409)	(23,853)
	収納済	67,554	61,521	60,208	55,997	55,282
	(件数)	(28,921)	(26,390)	(24,992)	(23,752)	(22,166)
	収納未済	3,825	3,796	3,181	3,760	3,858
	(件数)	(1,760)	(1,750)	(1,586)	(1,658)	(1,687)
	収納率	94.65%	94.19%	94.98%	93.71%	93.48%
滞納繰越分	調定	10,326	11,170	12,190	12,616	13,309
	(件数)	(4,814)	(5,274)	(5,688)	(5,969)	(6,214)
	収納済	2,339	1,894	1,313	1,820	3,031
	(件数)	(1,017)	(899)	(636)	(805)	(1,254)
	不納欠損	642	881	1,440	1,247	1,153
	(件数)	(280)	(437)	(669)	(608)	(598)
	収納未済	7,344	8,393	9,435	9,549	0,125
	(件数)	(3,517)	(3,938)	(4,383)	(4,556)	(4,362)
	収納率	22.66%	16.96%	10.78%	14.43%	22.77%
	調定	81,701	76,484	75,579	72,373	72,449
	(件数)	(35,491)	(33,412)	(32,266)	(31,378)	(30,067)
	収納済	69,894	63,416	61,522	57,818	58,313
	(件数)	(29,938)	(27,289)	(25,628)	(24,557)	(23,520)

	不納欠損	642	881	1,440	1,247	1,153
	(件数)	(280)	(437)	(669)	(608)	(598)
	収納未済	11,170	12,190	12,616	13,309	12,983
	(件数)	(5,277)	(5,688)	(5,969)	(6,214)	(6,049)
	収納率	85.55%	82.91%	81.40%	79.89%	80.49%
滞納の内訳（千円）		収納未済額＝滞納額				
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		作成していない				
収納金徴収事務手続の流れ		現場にて、し尿くみ取りし、量を入力（ハンディターミナル）→事務所のシステムに入力する→くみ取りのデータを、月末で1ヶ月分を締めて調定する。翌月に納付書発送又は口座振替依頼（翌月末納期限）→納期限の消込終了した後、当該未納分抽出し、督促発送。				
時効管理の方法		し尿処理システムにて管理				
滞納者に対する督促後の催告方法		個別には随時行っているが、全体には年度内に過年度滞納者に一斉に納付書を送付している（年に2～3回程度）。				
滞納者に対する訴訟提起等の有無		なし				
その他備考						

（2）実施した監査手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

（3）監査の結果及び意見

債権の回収方法についてさらに検討すべきである（意見）。

本債権はその発生原因から、手数料を同時に回収することができない性質のものではあるが、同一人物が多数回にわたって滞納している事例が多い。したがって、過去の滞納者の滞納状況の管理を十分行った上で、実際のし尿処理の際に過去の延滞分の回収を行うなどの回収方法も検討すべきである。

4 塵芥処理手数料（非強制徴収公債権 6）

（1）概要

収納金科目名		塵芥処理手数料（非強制徴収公債権）				
担当部署（局部課名）		環境リサイクル局 リサイクル推進部 環境施設課				
収納金の発生根拠		倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条				
収納金の内容		水島清掃工場に事業活動から排出される可燃ごみを搬入する場合、市長が別に定める方法として後納制度（事業活動から排出される可燃ごみを定例的に搬入する場合、事前に納入義務者が、処理手数料に係る所定の後納申請書により申請を行い、市長の承認を得たときは、納入義務者が、1 ヶ月ごとに集計された当該手数料を納入通知書により納付できるもの）を利用した場合の塵芥処理手数料。				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
現年度分	調定	622,699	608,763	632,355	627,708	634,971
	収納済	622,699	608,763	632,355	627,708	634,971
	収納未済	0	0	0	0	0
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納分	調定	29,555	21,534	10,478	6,460	5,288
	収納済	1,216	1,236	1,242	1,172	1,014
	不納欠損	6,805	9,836	2,775	0	1,258
	収納未済	21,534	10,478	6,460	5,288	3,015
滞納の内訳（千円）		収納未済額＝滞納額				
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		あり（環境施設課現金収納事務マニュアル。ごみ処理手数料（後納）滞納に係る徴収事務取扱要領）				
収納金徴収事務手続の流れ						
時効管理の方法		塵芥処理手数料納付書を毎月 8 日に発送し、納期限までに納付のない場合は、督促状を納期限後 30 日以内に発送す				

	る。滞納者整理台帳に記載。督促状発付日の翌日を消滅時効の起算点として管理する。不納欠損処理は、5年間経過後、年度末に一括処理している。
滞納者に対する督促 手続の内容	納期限後30日以内に期限を指定（督促状送付の日から10日）して督促状を発する。
滞納者に対する訴訟 提起等の有無	なし
その他備考	

（２）実施した監査手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

保証金や預託金等の措置について検討すべきである（意見）。

本債権は、1社の滞納金額が約240万円など、個々の債務者の滞納金額が高額になりうるものであり、滞納期間が長期化すれば、回収が難しくなることが十分想定されるものである。

よって、手数料の後納を認める際に、保証金や預託金を納付してもらうなど、支払を担保するための措置を講ずることを検討すべきである。

5 工事請負損害賠償金（私債権5）

（1）概要

収納金科目名		工事請負損害賠償金（私債権）				
担当部署（局部課名）		環境リサイクル局 下水道部 下水計画課				
収納金の発生根拠		損害賠償請求権（判決確定）				
収納金の内容		下水道工事談合事件に係る損害賠償金				
収納の状況（千円）		H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
現年分	調定	-	42,464	24,431	70,057	-
	収納済	-	13,548	11,530	52,518	-
	収納未済	-	28,916	12,901	17,538	-
繰越分	調定	-	-	28,916	38,641	51,012
	収納済	-	-	3,176	5,166	21,510
	収納未済	-	-	25,739	33,474	29,501
滞納の内訳（千円）		平成 26 年 6 月末時点 29,501 円				
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		なし				
収納金徴収事務手続の流れ		分割誓約（分割納付契約書）に基づき、納付書を作成・送付。				
時効管理の方法		債権管理簿（エクセル）により、督促状況、納付状況、納期限等を記載し、管理している。				
滞納者に対する督促後の催告方法		分納誓約に基づき納付されている。				
滞納者に対する訴訟提起等の有無		支払意思のない者に対し提訴し、勝訴している。				
その他備考						

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

6 水洗便所改造資金貸付金（私債権 14）

（1）概要

収納金科目名		水洗便所改造資金貸付金元利収入（私債権）				
担当部署（局部課名）		環境リサイクル局 下水道部 下水普及課				
収納金の発生根拠		倉敷市水洗便所改造資金貸付条例 倉敷市水洗便所改造資金貸付条例施行規則				
収納金の内容		1. 上記条例及び施行規則により、昭和 47 年 7 月 1 日から平成 15 年度末まで、水洗化に要する資金の貸付金制度を実施。原則、1 戸あたり 800 千円。元利均等 50 回以内償還。年利 3.0%。 2. 制度終了に伴い、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度を平成 16 年度から実施。 3. 分割償還の賦課は平成 20 年度で終了。現在は、滞納繰越金の徴収業務のみ。				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
滞納繰越 分のみ	調定	11,098	10,855	10,453	2,167	1,335
	収納済	243	401	364	304	294
	不納欠損	—	—	7,920	527	209
	収納未済	10,855	10,453	2,167	1,335	832
	収納率	2.20%	3.70%	3.49%	14.03%	22.04%
滞納の内訳（千円）		平成 26 年度当初 832 円（9 人） （滞納理由別内訳） 納付中 514 円（4 人） 死亡 70 円（1 人） 居所不明 42 円（2 人） 生活困窮 204 円（2 人）				
収納金徴収事務手続 に関するマニュアル 等		マニュアルあり（ただし、平成 15 年度で制度が終了しており、新規で貸付の募集を行っていないため、平成 15 年までのマニュアル）				

収納金徴収事務手続の流れ	催告書の発送（毎月）或いは訪問徴収（毎月）→納付確認 →納付のないものは特別徴収期間（１１月から翌年３月） 訪問・交渉
時効管理の方法	管理台帳（管理システム）において、納付期限や償還金額、 収入日、収入額等について記載し、管理している。
滞納者に対する督促 後の催告方法	収納金徴収事務手続の流れのとおり
滞納者に対する訴訟 提起等の有無	なし
その他備考	

（２）実施した監査手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

債権の時効管理を厳密に行うのが望ましい（意見）。

既に制度が終了して１０年以上が経過しているが、管理条例の成立後、多額の債権放棄手続きが実施されており、債権の時効管理について不十分な部分も見受けられるので、より厳密な債権管理に取り組むことが望ましい。

(保健福祉局の私債権等)

7 生活保護費返還金 (非強制徴収公債権 1)

(1) 概要

収納金科目名		生活保護費返還金 (非強制徴収公債権)				
担当部署 (局部課名)		保健福祉局 福祉部 生活福祉課				
収納金の発生根拠		生活保護法第 63 条 生活保護法第 77 条 生活保護法第 78 条 地方自治法施行令第 160 条				
収納金の内容		生活保護法第 63 条返還金 生活保護法第 77 条徴収金 生活保護法第 78 条徴収金 生活保護法返還金戻入未済				
収納の状況 (千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
63 条返還 金 (現年)	調定					
	収納済	54,493	63,875	56,161	87,715	78,719
	収納未済					
	収納率					
63 条返還 金 (過年)	調定					
	収納済	1,034	1,904	1,110	1,316	3,235
	収納未済					
	収納率					
78 条徴収 金 (現年)	調定					
	収納済	16,680	28,706	29,372	24,960	28,440
	収納未済					
	収納率					
78 条徴収 金 (過年)	調定					
	収納済	3,547	2,328	3,057	3,074	4,158
	収納未済					

	収納率					
戻入未済 分（現年）	調定					
	収納済	948	1,888	2,350	1,835	2,369
	収納未済					
	収納率					
戻入未済 分（過年）	調定					
	収納済	812	606	1,009	1,314	1,282
	収納未済					
	収納率					
77 条徴収 金（現年 のみ）	調定					
	収納済					2
	収納未済					
	収納率					
合計	収納未済					228,560
滞納の内訳（千円）		・平成25年度分 生活困窮 51,375 円 居所不明 21,00 円 死亡 7,312 円 ・滞納繰越分 生活困窮 129,282 円 居所不明 13,277 円 死亡 25,211 円				
収納金徴収事務手続 に関するマニュアル 等		あり				
収納金徴収事務手続 の流れ		①当ケースワーカーが費用返還決定→②経理担当者が調定し、税外収納簿・債権管理簿作成→③担当ケースワーカーが決定通知書送付。④担当対象者に納入通知を渡し、納付指導する。→⑤履行延期の申請→⑥担当ケースワーカーが				

	協議の上履行延期の決定⑦経理担当が調停変更し、税外収納簿・債権管理簿に記載⑧担当ケースワーカーから債務者に履行延期の決定を通知。⑨納入通知書の再送付→⑩納入→⑪経理担当者が納入済通知書を受領し、収納確認、⑫経理担当者が収納額を税外収納簿・債権管理簿に記載→⑬督促
時効管理の方法	支所毎に管理しているが、玉島支所と真備支所については管理システムを用いて、それ以外の支所については紙媒体の管理簿を用いて管理している。
滞納者に対する督促後の催告方法	(納期限又は履行期限から30日以内に督促状を発した後)担当ケースワーカーを通じて口頭催告を随時で行っている(一部、1年度1回の頻度で催告状を送付している)。
滞納者に対する訴訟提起等の有無	なし
その他備考	平成27年度から支所について一括でシステムにより管理する予定。

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

なお、生活保護返還金・徴収金事務処理マニュアルを作成している点、管理簿に督促・納入通知発送日を記入し時効管理をしている点、また、扶養義務者の調査を行うなどを行っている点は評価できる。

また、対象者に生活保護受給者が多いため、回収に困難性が伴うことは理解

できるが、不当利得的性格を有する本債権の性質に鑑みれば、たとえ長期間の分割納付になったとしても、粘り強く全額回収を目指すべきである。また、債務者が生活保護の受給対象でなくなった場合には、より回収が困難になりうるため、より所在の把握・納付交渉に努めるべきである。

8 緊急援護資金（私債権 7）

（1）概要

収納金科目名	緊急援護資金（私債権）				
担当部署（局部課名）	保健福祉局 福祉部 生活福祉課				
収納金の発生根拠	緊急援護資金貸付基金条例 緊急援護資金貸付基金規則				
収納金の内容	緊急援護資金貸付基金条例に基づき申請・決定があったもの に対しての償還金				
収納の状況（千円）	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
貸付	17,965	15,575	11,760	8,595	7,263
返還	16,688	15,139	11,271	8,627	7,952
未回収	18,435	18,871	19,360	19,328	18,638
基金総額	20,940	22,940	22,940	22,940	22,940
未回収割合	88.0%	82.3%	84.4%	84.3%	81.2%
基金保有額	2,505	4,069	3,580	3,612	4,301
滞納の内訳（千円）					現年度分 1,157 過年度分 17,481
収納金徴収事務手続 に関するマニュアル 等	なし				
収納金徴収事務手続 の流れ	保護受給が決定し、支給日に担当ケースワーカーが徴収。 難しければ分割納付。				
時効管理の方法	各支所が台帳（エクセル及び紙）に貸付金額、最終償還日 等の記載をして管理している。				
滞納者に対する督促 後の催告方法	生活保護受給が決定した場合、担当ケースワーカーを通じ て口頭催告を随時で行い（一部、1年度1回の頻度で催告 状を送付している）、生活保護申請が却下された場合、通知				

	書を発送する。
滞納者に対する訴訟 提起等の有無	なし
その他備考	

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

督促状や納入通知書の発付日（到達日）が明確にわかるような管理方法にすべきである（意見）。

本債権は、各支所が台帳（エクセル及び紙）に貸付金額、最終償還日等の記載をして管理しているが、真備保健福祉課以外の債権管理簿では督促状や納入通知書の発付日（到達日）が不明確であった。これらは時効の管理にとって重要な事項であり、明確に把握できることが望ましい。

なお、本債権は、未納率が非常に高くなっているものの、低所得世帯が、窮迫した事情による緊急出資を要する場合に貸し付ける資金の返還請求権であり、回収に困難性が伴う債権の一種であることは理解できる。しかし、1件の貸付額が少額であり、法的措置を講ずるという選択をしにくいと思われるので、特に保護申請が却下された場合の債務者の所在の把握や納付交渉に努めるべきである。

9 老人福祉施設費負担金（非強制徴収公債権４）

（１）概要

収納金科目名		老人福祉施設費負担金（非強制徴収公債権）				
担当部署（局部課名）		保健福祉局 福祉部 高齢福祉課				
収納金の発生根拠		老人福祉法第２８条及び老人福祉法第２８条の規定による費用徴収規則				
収納金の内容		６５歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護等を利用することが著しく困難であると認めるときに市が便宜を供与した場合の費用の利用者の一部負担金。また、６５歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る）により居宅において養護を受けることが困難な者を当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させた場合等の費用の利用者の一部負担金。				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	66,556	70,438	75,163	76,242	75,537
	収納済	63,032	65,378	68,880	69,344	65,703
	収納未済	3,826	4,817	6,380	6,917	9,479
	不納欠損	0	301	217	101	365
	収納率	94.7%	92.8%	91.6%	91.0%	87.0%
滞納の内訳（千円）						現年分 3,403 過年度分 6,075
滞納の内訳（件数）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	死亡	0 件	5 件	6 件	1 2 件	8 件
	生活困窮	4 件	1 件	1 6 件	2 0 件	1 5 件

収納金徴収事務手続に関するマニュアル等	なし
収納金徴収事務手続の流れ	(養護老人ホームへの措置) 毎年7月から翌年6月分の負担金額を決定し、各月分の負担金を納入通知書により納入してもらう。長期間支払われない場合もしくは滞納が溜まっている場合には不定期に負担金滞納分の督促を行う。それでも支払われない場合は不定期に催告を行う。 (居宅サービスまたは特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置) やむを得ない事由による措置を実施し介護保険サービスを利用した場合には、9割相当分は保険給付から行われるため、残りの1割(特別養護老人ホームに入所した場合は、居住費と食費相当分も加算)を措置費として支弁するが、措置費で支出した費用については、高齢者本人等の負担能力に応じて徴収する。滞納が発生した場合は、高齢者本人の財産を管理する者に対して不定期に督促・催告を行うが、高齢者本人が認知症等により判断能力が不十分である場合には、成年後見人等をつけるなどして適切な金銭管理による滞納解消を図る。
時効管理の方法	滞納金を管理するための個別ケース記録及び滞納金一覧のデータ管理(エクセル)による。納期限を過ぎた時から5年をもって時効とし、不納欠損処理を行う(年1回)。
滞納者に対する督促後の催告方法	個別訪問、電話、文書(納付書と催告状を郵送又は手渡しする)をケースに応じて随時(概ね年1~2回)。
滞納者に対する訴訟提起等の有無	なし
その他備考	

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

管理簿には納期限や督促状・納入通知の発付年月日を記載すべきである（意見）。

納期限や督促状・納入通知の発付年月日は、消滅時効の起算点を把握するものであり、債権の管理にとっては重要なものであるところ、玉島福祉事務所の管理簿以外はこれらが一覧しにくい形式であるため、これらが明確にわかるような管理方法にすべきである。

10 母子寡婦福祉資金貸付金（私債権 6）

（1）概要

収納金科目名		母子寡婦福祉資金貸付金（私債権）				
担当部署（局部課名）		保健福祉局 子ども未来部 子育て支援課				
収納金の発生根拠		母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令				
収納金の内容		事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就業支度資金、結婚資金				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	48,511	53,952	57,614	60,776	61,319
	収納済	25,028	28,937	31,565	38,199	38,880
	収納未済	23,482	25,015	24,189	22,576	22,438
	収納率	51.6	53.6	54.8	62.9	63.4
滞納の内訳		平成 2 6 年度滞納繰越時点 ・母子福祉資金貸付 現年…元金 7 2 3 件 3,557,412 円 利子 1 件 85 円 違約金 1 0 1 件 293,100 円 過年…元金 2 7 8 0 件 16,705,700 円 利子 1 3 0 件 26, 921 円 違約金 5 0 3 件 4,712,429 円 ・寡婦福祉資金貸付 現年…元金 6 件 108,000 円 利子 0 件 0 円 違約金 0 件 0 円 過年…元金 1 1 7 件 2,025,990 円 利子 2 7 件 14,630 円 違約金 1 2 件 167,000 円				

収納金徴収事務手続に関するマニュアル等	あり
収納金徴収事務手続の流れ	納入通知の発送→収納 滞納の発生→督促→督促納期限後の電話催告→保証人へ連絡→催告→調査
時効管理の方法	管理システムにより、貸付・償還等の業務を一括管理。
滞納者に対する督促後の催告方法	初期滞納については母子・父子自立支援員による電話催告を実施し、滞納が重なってくると、徴収嘱託員に徴収業務を移管し、連帯借受人及び連帯保証人を含めた電話催告・訪問徴収を実施。 また、7月・1月に一斉催告を文書にて行い（滞納分納付書送付）、あわせて連帯借受人及び連帯保証人に対して、滞納通知を送付し納付を促している。 悪質滞納者に対しては支払督促を前置にした催告を随時行う。
滞納者に対する訴訟提起等の有無	なし
その他備考	

(2)実施した監査手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

11 児童扶養手当返納金（非強制徴収公債権２）

（１）概要

収納金科目名		児童扶養手当（非強制徴収公債権）				
担当部署（局部課名）		保健福祉局 子ども未来部 子育て支援課				
収納金の発生根拠		地方自治法２４０条				
収納金の内容		児童扶養手当過払返納金				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	21,015	23,861	22,873	24,214	19,714
	収納済	5,351	6,245	3,769	3,696	2,179
	収納未済	14,807	16,345	16,395	18,422	16,424
	不納欠損	856	1,271	2,708	2,096	1,110
	収納率	26.5%	27.6%	18.7%	16.7%	11.7%
滞納の内訳（千円）		・過年度分…３６件 13,612,530 円 （調定額…４９件 16,395,990 円、収入額…686,880 円、 不納欠損額…５件 2,096,580 円） ・現年度分…１０件 4,809,600 円 （調定額…１９件 7,818,850 円、収入額 3,009,250 円）				
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		あり（児童扶養手当返納金の徴収事務マニュアル）				
収納金徴収事務手続の流れ		納入通知書を納期限の１０日前までに発送する。その後、分納誓約・履行延期の申し出が合った場合、分納誓約根拠を確認し、要件に該当すれば、分納誓約承諾通知書を債務者に送付し、分納誓約期間を基に適宜納入通知書と通知文を送付する。 支払調整の申し出があった場合、履行期限の延期等を適宜行う。 無反応な場合、文書又は口頭での督促を行い、返納がない場合は時効の中断措置を行う。				

時効管理の方法	債務者毎に債権管理台帳を作成し、納付状況・折衝状況・督促状況等を管理。
滞納者に対する督促後の催告方法	毎年4月（過年度債権繰越事務）、6月（現年度債権繰越事務）、また12月～1月を債権回収強化月間とし、滞納者に対して催告書の送付・電話催告・臨戸訪問を行う。
滞納者に対する訴訟提起等の有無	なし
その他備考	

（２）実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

債権の徴収マニュアルは、当該債権の性質に見合った内容のものに見直すべきである（意見）。

本件債権の滞納整理事務については、「児童扶養手当返納金の滞納整理事務の流れ」という名称の事務手続マニュアルが作成されているが、同マニュアルには、強制徴収債権と非強制徴収債権の内容が混在しているため、非常に理解しにくい内容となっている。したがって、同事務手続マニュアルの内容を見直し、本債権の性質に合った内容のものにすべきである。

12 児童手当返納金（非強制徴収公債権 9）

（1）概要

収納金科目名		児童手当（非強制徴収公債権）				
担当部署（局部課名）		保健福祉局 子ども未来部 子育て支援課				
収納金の発生根拠		地方自治法 240 条				
収納金の内容		受給者が支給要件を満たさなくなった際に、その時点に遡及して受給資格が消滅することにより手当の過払いが生じ、債権が発生するもの。				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	3,167	3,007	7,437	3,799	3,475
	収納済	930	605	3,633	704	683
	収納未済	2,217	2,402	3,795	2,915	2,127
	不納欠損	20	0	9	180	665
	収納率	29.6%	20.1%	48.9%	19.5%	24.3%
滞納の内訳（千円）		～H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
件数		4 件	4 件	5 件	0 件	2 件
金額		185	300	1,452	0	190
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		なし				
収納金徴収事務手続の流れ		倉敷市債権管理マニュアルの通り				
時効管理の方法		債務者ごとに債権管理台帳を作成し、納付状況・折衝状況・督促状況等を管理				
滞納者に対する督促後の催告方法		文書、電話、臨戸訪問による催告を行い、早期に納付・折衝の機会を設けるよう努めている。折衝により経済的な理由によって一括納付が困難な場合には分納誓約させて納付を進めていく対応を取り、12～1月を徴収強化月間として過年滞納分の文書催告を行い、連動して電話督促、臨戸				

	訪問を行う。
滞納者に対する訴訟 提起等の有無	なし
その他備考	

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

債権管理・徴収に関するマニュアルを整備すべきである（意見）。

本債権の徴収事務については、倉敷市債権管理マニュアルに従って行っているとのことである。しかし、同マニュアルは一般的な手続きについて説明を行っているにすぎず、債権の特性に応じた徴収手続については各債権によって異なってくるので、本債権の徴収事務につき、マニュアルを整備すべきである。

13 子ども手当返納金（非強制徴収公債権 10）

（1）概要

収納金科目名		子ども手当（非強制徴収公債権）				
担当部署（局部課名）		保健福祉局 子ども未来部 子育て支援課				
収納金の発生根拠		地方自治法 240 条				
収納金の内容		受給者が支給要件を満たさなくなった際に、その時点に遡及して受給資格が消滅することにより手当の過払いが生じ、債権が発生するもの。				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	――	――	572	2,049	2,124
	収納済	――	――	102	817	924
	収納未済	――	――	470	1,232	1,200
	収納率	――	――	17.8%	39.9%	43.5%
滞納の内訳（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
件数		――	――	5 件	3 件	2 件
金額		――	――	264	572	364
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		作成していない				
収納金徴収事務手続の流れ		倉敷市債権管理マニュアルの通り				
時効管理の方法		債務者ごとに債権管理台帳を作成し、納付状況・折衝状況・督促状況等を管理。				
滞納者に対する督促後の催告方法		文書、電話、臨戸訪問による催告を行い、早期に納付・折衝の機会を設けるよう努めている。折衝により経済的な理由によって一括納付が困難な場合には分納誓約させて納付を進めていく対応を取り、12～1月を徴収強化月間として過年滞納分の文書催告を行い、連動して電話督促、臨戸				

	訪問を行う。
滞納者に対する訴訟 提起等の有無	なし
その他備考	

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

債権管理・徴収に関するマニュアルを整備すべきである（意見）。

本債権の徴収事務については、倉敷市債権管理マニュアルに従って行っているとのことである。しかし、同マニュアルは一般的な手続きについて説明を行っているにすぎず、債権の特性に応じた徴収手続については各債権によって異なってくるので、本債権の徴収事務につき、マニュアルを整備すべきである。

14 一般被保険者返納金（非強制徴収公債権 5）

（１）概要

収納金科目名		一般被保険者返納金（非強制徴収公債権）				
担当部署（局部課名）		保健福祉局 保険部 国民健康保険課				
収納金の発生根拠		国民健康保険法 65 条				
収納金の内容		偽りその他不正の取得によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価格の全部又は一部を徴収することができる。				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	4,929	5,614	3,794	12,917 ※	26,101
	収納済	4,929	5,614	3,794	7,138	18,733
	収納未済	0	0	0	5,779	7,368
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%	55.3%	71.7%
滞納の内訳（千円）						過年度分 5,716 当年度分 1,651
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		作成していない				
収納金徴収事務手続の流れ		返納金の把握（エラーチェックによるレセプト点検（資格点検等））→返納金の確定（過誤返戻不可等）→返納金の調定→納入の通知（債務者に対して、返納金の内容説明及び納付書の送付。納付期限：納付書の送付日から 10 日後）→督促（未納者に対して文書による督促）→催告（未納者に対して文書による催告）→翌年度に繰越調定→不納欠損（時効消滅した時点で処理）				
時効管理の方法		エクセルデータにより管理				

滞納者に対する督促 後の催告方法	文書により、督促後3ヶ月を目安に実施
滞納者に対する訴訟 提起等の有無	なし
その他備考	

※平成21～23年度の滞納繰越額 4,844（単位：千円）

平成24年度分調定額 8,073（単位：千円）

（2）実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

（3）監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

なお、平成23年度までは、現実に支払があった債権のみを調定額に計上していたが、会計検査院の指摘により、平成24年度以降請求額（発生額）を調定額に計上するように改善されている。

15 診療費（私債権10）

（1）概要

収納金科目名	診療費（私債権）					
担当部署（局部課名）	保健福祉局 市民病院事務局					
収納金の発生根拠	診療契約					
収納金の内容	主に、医療保険制度、後記高齢者医療制度、公費負担医療制度等に伴う患者の一部負担金					
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
調定		185,579	212,204	229,738	251,919	268,910
収納済		184,473	210,466	228,111	250,663	267,490
収納未済		1,106	1,737	1,626	1,255	1,419
最終欠損		549	716	613	820	-
収納率		99.4%	99.2%	99.3%	99.5%	99.5%
滞納の内訳（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
入院		459	652	585	741	1,283
外来		90	63	27	78	136
合計		549	716	613	820	1,419
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等	作成あり（未収金管理マニュアル）					
収納金徴収事務手続の流れ	電話督促後、1ヶ月以上未収金のある人及び電話催告にて連絡のとれない人については、督促状を送付する。					
時効管理の方法	年度を区分として3年経過したものは一括簿外資産へ移行し、ソフトウェアによる管理及び分納誓約を行っている場合は紙ベースで個人フォルダを作成し管理している。					
滞納者に対する督促後の催告方法	上記のとおり。また、再来院の際、未収金がある患者などの場合、即受付を行わないなどの処置を行い、入金がないと処方箋を発行しないなど強固に対応している。					
滞納者に対する訴訟	支払督促：平成19年度1件					

提起等の有無	平成21年度2件
その他備考	

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

(文化産業局の私債権等)

16 水路等使用料 (非強制徴収公債権 8)

(1) 概要

収納金科目名		水路等使用料 (非強制徴収公債権)				
担当部署 (局部課名)		文化産業局 農林水産部 耕地水路課				
収納金の発生根拠		倉敷市道路および普通河川等管理条例第 16 条				
収納金の内容		橋梁、工作物 (ガス管、電柱等)、一時使用 (仮設) の使用料				
収納の状況 (千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	19,254	19,988	19,926	19,929	19,461
	収納済	18,548	19,261	19,279	19,475	19,094
	収納未済	765	789	703	491	403
	収納率	96.0%	96.1%	96.5%	97.5%	97.9%
滞納の内訳 (千円)						
		会社	個人	全体		
件数		160 件	308 件	468 件		
金額		1,434	1,500	2,934		
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		なし				
収納金徴収事務手続の流れ		毎年 6 月に納付書発送。発送後、納付期限から 30 日以内に督促状発送。発送後、納付書・督促状の宛先不明者の現地調査、電話連絡、戸別訪問実施。毎年 12、1 月に催告書発送。後日、滞納者への電話連絡、戸別訪問実施。				
時効管理の方法		年度ごとのスケジュール (発送日・納付期限記載) を作成し、そのスケジュールに基づき、時効を管理している (エクセル)。時効の変更等がある場合には、そのスケジュールに変更内容を記載している。				
滞納者に対する督促		納期限までに納付されなかった債権につき滞納者リストを				

後の催告方法	作成し、そのリストから12, 1月に催告書を送付し、催告発送後に期限を過ぎても納付がない場合には電話連絡や戸別訪問を実施している（平成25年度より交渉記録を滞納者リストに記載）。宛先不明の納付書については、その都度現地調査や宛先調査を行っている。
滞納者に対する訴訟提起等の有無	なし
その他備考	

（2）実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

（3）監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

(建設局の私債権等)

17 市営住宅使用料 (私債権 3)

(1) 概要

収納金科目名	市営住宅使用料 (私債権)				
担当部署 (局部課名)	建設局 建築部 住宅課				
収納金の発生根拠	公営住宅法、倉敷市営住宅条例				
収納金の内容	住宅使用料 (家賃)				
収納の状況 (千円)	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
調定	744, 045	729, 250	701, 966	687, 206	668, 897
収納済	560, 600	547, 689	520, 711	516, 860	507, 121
収納未済	183, 445	181, 560	181, 255	170, 346	161, 775
収納率	75. 34%	75. 10%	74. 18%	75. 21%	75. 81%
滞納の内訳 (千円)	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
現年分	21, 123	19, 261	17, 419	16, 389	14, 981
滞納繰越分	162, 321	162, 298	163, 835	153, 956	146, 794
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等	倉敷市営住宅家賃滞納整理に関する事務処理要領				
収納金徴収事務手続の流れ	<pre> graph TD A[家賃の納期限] -- 未納 --> B[督促状
(翌月末)] B -- 未納 --> C[催告書
(奇数月)] C -- 未納 --> D[保証人への依頼書
(偶数月)] D --> C C -- 未納 --> E[招致状] E -- 応じない、分納誓約不履行 --> F[再招致状
(必要に応じて)] F -- 応じない、分納誓約不履行 --> G[通告書
(内容証明)] G -- 応じない、未納 --> H[入居許可取消
(内容証明)] H -- 応じない、未納 --> I[市営住宅明渡し等訴訟] I -- 応じない --> J[強制執行] H -- 応じる --> K[裁判所での起訴前和解
(即決和解)に誘導する
(第9条)] H -- 応じる
(第9条) --> L[入居許可取消の取消
(第10条)] I -- 訴訟上の和解 --> L </pre>				

時効管理の方法	特になし
滞納者に対する督促 後の催告方法	本人宛文書催告…奇数月毎 保証人宛文書催告…偶数月毎 電話・訪問催告…随時 招致状及びその他法的措置…随時 明渡しの強制執行…随時
滞納者に対する訴訟 提起等の有無	明渡訴訟・起訴前和解（申立件数：平成21年度14件、平成22年度5件、平成23年度9件、平成24年度2件、平成25年度5件）
その他備考	徴収嘱託員3名

(2)実施した監査手続

- ア ヒアリング
- イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

- ア 延滞金の徴収についての検討を行うべきである（意見）。

住宅使用料については、倉敷市では現在、滞納した場合でも延滞金を徴収していない。

この点、住宅使用料については私債権であると解されているため、倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例の適用はなく、民事法定利率（年5パーセント）以上の延滞金を課するためには個別に条例で規定するか契約書に延滞金を明記することが必要となるが、倉敷市では条例（倉敷市営住宅条例）や契約書に延滞金の利率について特に規定していない。

住宅使用料の滞納を抑制する心理的効果や他の債務者・債権との公平性の観点から、住宅使用料について延滞金を徴収することについての検討を行うべきである。

イ 不正入居の有無の管理をより徹底すべきである（意見）。

倉敷市では、「倉敷市営住宅家賃滞納整理に関する事務処理要領」を定めており、それに基づいて、債務者や保証人への催告、債務者等との個別の交渉、法的措置（明渡訴訟や訴え提起前の和解）を取っており、実際に滞納額も減少しているなど、評価できる。そして、滞納者の中には長期にわたって住宅使用料を滞納する者もあり、滞納が長期になればなるほど回収や解決は難しくなるといえるが、長期滞納者の中には、入居者として決定した者以外の者が市の承諾なく入居（居住）する、いわゆる不正入居の者が含まれている場合があるので、一定期間未納が続けば、現地訪問を行うなど、不正入居の有無についてより管理を徹底すべきである。

18 住宅新築資金等貸付金（私債権１）

（１）概要

収納金科目名		住宅新築資金等貸付金（私債権）				
担当部署（局部課名）		建設局 建築部 住宅課				
収納金の発生根拠		倉敷市住宅新築資金等貸付条例（平成８年度末で条例廃止）				
収納金の内容		住宅新築資金：自ら居住する住宅の新築又は購入に要する資金 住宅改修資金：老朽化又は防災上、衛生上又は居住性上劣悪な状態にある住宅の改修に要する資金 宅地取得資金：自ら居住する住宅の用に供するため、土地又は借地権の取得に要する資金 いずれも旧同和対策事業として実施されたもの。				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	808,582	784,392	777,019	761,250	743,564
	収納済	59,482	41,662	43,733	39,020	32,186
	収納未済	749,100	742,729	733,285	722,230	711,377
	収納率	7.4%	5.3%	5.6%	5.1%	4.3%
滞納の内訳（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	現年分	18,385	16,021	13,147	10,838	10,097
	滞納繰越分	730,714	726,708	720,138	711,391	701,280
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		なし				
収納金徴収事務手続の流れ		納入通知・納付書送付→督促（納期限から３０日以内に発送）→催告（電話・訪問・文書による催告）→法的措置				
時効管理の方法		特になし				
滞納者に対する督促後の催告方法		文書催告…年４回（平成２５年度実績） 電話催告…随時 臨戸訪問聴取 ５９９件（平成２５年度実績）				

滞納者に対する訴訟 提起等の有無	あり（平成22年度に支払督促申立から訴訟に移行したものが1件）。
その他備考	嘱託徴収員3名

（2）実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

（3）監査の結果及び意見

収納金徴収事務手続に関するマニュアルを作成し、十分な債権管理を行うべきである（意見）。

本貸付制度は平成8年に廃止され、現在は回収事務のみとなっており、収納事務手続が実際にはマニュアル化されていると思われるが、制度・債権ごとの特徴も踏まえた回収事務を行うためには、債権ごとの回収マニュアルを作成し、担当者間で共有することが望ましい。

特に、滞納整理カードには、債務者の財産状況や担保の設定状況等が記載されておらず、また、延滞金や時効の管理も行われていない。そのため、実際には消滅時効が完成していると思われる債権についても、管理条例に基づいた放棄の手続きがなされていない。

よって、以上の点を明確に定めたマニュアルを作成し、十分な債権管理を行うべきである。

19 新倉敷駅前再開発住宅等使用料（私債権 11）

（1）概要

収納金科目名		新倉敷駅前再開発住宅等使用料（私債権）				
担当部署（局部課名）		建設局 建築部 住宅課				
収納金の発生根拠		倉敷市新倉敷駅前再開発住宅等条例第 1 0 条				
収納金の内容		倉敷市新倉敷駅前再開発住宅等の使用料				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	29,716	29,475	28,824	31,375	30,109
	収納済	26,866	26,483	26,114	28,734	27,563
	収納未済	2,850	2,991	2,709	2,640	2,546
	収納率	90.4%	89.9%	90.6%	91.6%	91.5%
滞納の内訳（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
現年分		217	358	96	141	47
滞納繰越分		2,663	2,633	2,613	2,499	2,499
収納金徴収事務 手続に関するマ ニュアル等		なし				
収納金徴収事務 手続の流れ		家賃収納業務・滞納整理業務を指定管理者へ委託（倉敷市新倉敷駅前再開発住宅等の指定管理者仮協定書）				
時効管理の方法		特になし				
滞納者に対する 督促後の催告方 法		指定管理者が電話又は訪問による納入指導を実施している。				
滞納者に対する 訴訟提起等の有		あり（支払督促、動産差押、訴え提起前和解）				

無	
その他備考	

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

延滞金の徴収についての検討を行うべきである（意見）。

住宅等使用料については、倉敷市では現在、滞納した場合でも延滞金を徴収していない。

この点、住宅使用料については私債権であると解されているため、倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例の適用はなく、民事法定利率（年5パーセント）以上の延滞金を課するためには個別に条例で規定するかあるいは契約書に延滞金を明記することが必要となるが、倉敷市では条例や契約書に延滞金の利率について特に規定していない。

住宅使用料の滞納を抑制する心理的効果や他の債務者・債権との公平性の観点から、住宅使用料について延滞金を徴収することについての検討を行うべきである。

20 住宅復旧費雑入（私債権 1 2）

（1）概要

収納金科目名		住宅復旧費雑入（私債権）				
担当部署（局部課名）		建設局 建築部 住宅課				
収納金の発生根拠		公営住宅法第 2 1 条但し書、倉敷市営住宅条例第 2 3 条 3 項、第 2 5 条 2 項				
収納金の内容		市営住宅返還に伴う原状回復費用、市営住宅修繕に伴う入居者負担費用				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	2, 852	2, 892	2, 956	4, 420	2, 812
	収納済	687	711	740	2, 205	462
	収納未済	2, 173	2, 181	2, 216	2, 214	2, 349
	収納率	24. 1%	24. 6%	25. 0%	49. 9%	16. 4%
滞納の内訳（千円）		～H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
件数		32 件	1 件	3 件	0 件	1 件
金額		2, 148	4	33	－	162
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		作成していない				
収納金徴収事務手続の流れ		①調定決議を入力し、納付書を送付 ②納入が確認できない場合、電話による督促を実施				
時効管理の方法		特になし				
滞納者に対する督促後の催告方法		上記収納金徴収事務手続のとおり				
滞納者に対する訴訟提起等の有無		なし				
その他備考						

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

なお、平成19年以前の滞納分があるが、不納欠損処理が全くなされていない。

また、古い債権についてどのように時効の管理が行われているか不明であり、既に消滅時効が成立している債権等については、管理条例に基づく放棄の手続きを行うべきである。

(競艇事業局の私債権等)

21 売店等光熱水費 (私債権 8)

(1) 概要

収納金科目名		売店等光熱水費 (私債権)				
担当部署 (局部課名)		競艇事業局 競艇管理課				
収納金の発生根拠		倉敷市児島モーターボート競走場内施設使用規則第 11 条				
収納金の内容		電力料金、水道料金、燃料費				
収納の状況 (千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	2,626	2,519	3,935	4,285	3,740
	収納済	2,626	2,519	1,164	3,114	2,783
	収納未済	0	0	2,771	1,171	957
	収納率	100.0%	100.0%	29.6%	72.7%	74.4%
滞納の内訳 (千円)		収入未済額＝滞納額				
収納金徴収事務手続 に関するマニュアル 等		作成していない				
収納金徴収事務手続 の流れ		納入依頼書を作成し請求する。				
時効管理の方法		分納誓約書を提出させ、定期的な納付を義務付ける。				
滞納者に対する督促 後の催告方法		分納誓約書を 1 年に 1 回提出させ、定期的な納付を義務づけて いる。				
滞納者に対する訴訟 提起等の有無		なし				
その他備考						

(2) 実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

なお、後記施設使用料とともに、児島モーターボート場内の施設であるという特殊事情は考慮するとしても、このような債権の延滞が恒常的に発生することは異常な事態であることを認識し、延滞の解消に努力されるべきである。

22 施設使用料（非強制徴収公債権 1 1）

（1）概要

収納金科目名		施設使用料（非強制徴収公債権）				
担当部署（局部課名）		競艇事業局 競艇管理課				
収納金の発生根拠		倉敷市児島モーターボート競走場内施設使用規則第 1 2 条				
収納金の内容		使用料				
収納の状況（千円）		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	761	761	1, 447	1, 953	1, 950
	収納済	761	761	1, 447	1, 240	1, 330
	収納未済	0	0	0	713	620
	収納率	100. 0%	100. 0%	100%	63. 5%	68. 2%
滞納の内訳（千円）		収入未済額＝滞納額				
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		作成していない				
収納金徴収事務手続の流れ		納入依頼書を作成し請求する。				
時効管理の方法		分納誓約書を提出させ、定期的な納付を義務付ける。				
滞納者に対する督促後の催告方法		分納誓約書を 1 年に 1 回提出させ、定期的な納付を義務づけている。				
滞納者に対する訴訟提起等の有無		なし				
その他備考						

（2）実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

(水道局の私債権等)

23 水道料金 (私債権 2)

(1) 概要

収納金科目名		水道料金 (私債権)				
担当部署 (局部課名)		水道局 水道営業課				
収納金の発生根拠		地方公営企業法 21 条、倉敷市水道条例 22 条				
収納金の内容		水道料金				
収納の状況 (千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	7, 272, 570	7, 328, 213	7, 229, 805	7, 131, 540	6, 970, 953
	収納済	6, 896, 459	6, 943, 582	6, 873, 461	6, 815, 276	6, 685, 758
	収納未済	376, 110	384, 630	356, 343	316, 264	285, 194
	収納率	94. 8%	94. 8%	95. 1%	95. 6%	95. 9%
滞納の内訳 (千円)		平成 25 年度末時点 (合計 48, 059 件、180, 407) 24 年度…4, 954 件 18, 343 23 年度…5, 403 件 17, 067 22 年度…6, 232 件 20, 466 21 年度…6, 513 件 21, 394 20 年度…6, 533 件 21, 269 19 年度…5, 922 件 19, 977 18 年度…5, 222 件 23, 360 17 年度…2, 571 件 14, 349 16 年度…1, 620 件 8, 806 15 年度…1, 157 件 6, 033 14 年度… 854 件 4, 012 13 年度… 643 件 3, 083 12 年度… 435 件 2, 242				
収納金徴収事務手続に関するマニュアル等		なし。ただし、滞納整理委託業者に業務委託している。				

収納金徴収事務手続 の流れ	検針月/調定 ↓ 検針翌月 1 日、納付書送付→完納/終了 ↓ 検針翌々月 1 日、督促状送付→完納/終了 ↓ 検針翌翌々月 1 日、催告状送付→完納/終了 ↓ 催告状納期（16 日）過ぎても未納の場合、滞納整理委託業者案件となる。 ↓ 委託業者にて、電話・訪問など。納付に至らない場合、給水停止措置を講ずることもある。 ↓ 滞納者居所が不明な場合、不納欠損処理を行う。
時効管理の方法	水道料金システムにて管理。同システムでは、督促による時効中断については督促状納期（原則、督促状送付月 16 日）を中断後の時効起算点としている。
滞納者に対する督促 後の催告方法	当初納期内に納付がない場合、督促状・催告書を送付する。催告書送付以降の折衝については、滞納整理業者が対応する（電話、訪問、給水停止など）。詳細は上記週納金徴収事務手続の流れのとおり。
滞納者に対する訴訟 提起等の有無	なし
その他備考	

(2)実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 債権（時効）管理を適切に行い、管理条例に基づき適切な債権放棄の手続きを行うべきである（意見）。

本債権の滞納分については、滞納整理委託業者にその回収を委託しているが、100万円以上の滞納額のものが6件（そのうち、未納額約369万円のものが1件）あり、50万円以上の滞納額のものが16件（内11件は現年納付中又は分納中）あるなど、平成12年度以降に発生した非常に古い債権が多くあるにもかかわらず、不納欠損処理は行われていない。滞納債権については、その時効管理を十分に行い、管理条例の要件を満たす債権については、債権の放棄手続きを行うなど、適切な債権管理を行うべきである。

イ 大口の滞納債権については、支払督促等の法的手続きを検討すべきである（意見）。

本債権については、費用対効果が確保されていないため、過去に訴訟提起等がなされたことはないとのことであるが、支払督促等の手続きには、多額の費用がかかるとは考えられず、また、他の自治体でも支払督促等の手続きは積極的に活用している事例もあり、今後は、法律の専門家に依頼しての催告書の送付や支払督促等の法的手続きを行うことを検討されるべきである。

(教育委員会の私債権等)

24 幼稚園保育料 (非強制徴収公債権 7)

(1) 概要

収納金科目名		幼稚園保育料 (非強制徴収公債権)				
担当部署 (局部課名)		教育委員会 教育総務課				
収納金の発生根拠		倉敷市幼稚園条例 3 条				
収納金の内容		幼稚園保育料				
収納の状況 (千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	調定	225, 474	215, 838	214, 556	219, 187	216, 892
	収納済	220, 433	210, 671	209, 382	214, 104	212, 095
	収納未済	4, 664	4, 609	4, 637	4, 415	4, 336
	不納欠損	376	557	536	666	460
	収納率	97. 8%	97. 6%	97. 6%	97. 7%	97. 8%
滞納の内訳 (千円)		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	現年分	1, 219	1, 040	1, 212	1, 555	1, 680
	過年度分	3, 444	3, 569	3, 424	2, 680	2, 656
収納金徴収事務手続 に関するマニュアル 等		なし				
収納金徴収事務手続 の流れ		①指定納期限から 3 0 日以内に督促状を発付 ②随時未納リストを元に、担当課職員、幼稚園職員による 催告 (園内、電話、訪問等により) ③年に 2 回過年度分の催告書を送付 ④ 5 年の時効で不納欠損処理				
時効管理の方法		幼稚園保育料システムで、督促状発送日を管理、分納誓約書等時効中断事由となるものは別に一覧表を作成し、年度末に未納リストに転記している。				
滞納者に対する督促 後の催告方法		1 滞納繰越分について催告書を年 2 回自宅に郵送。同時に幼稚園にも送付リストを送り、在園者を中心に声かけ				

	をしてもらう。 2 現年度分については年 5 回程度、滞納繰越分については年 2 回程度、幼稚園に未納者リストを送付し、在園者（弟妹在園者）を中心に、電話、訪問等を行う。 3 すでに幼稚園を退園、卒園しているものについては、教育企画総務課職員で年 7，8 回自宅訪問を行う。 4 随時、教育企画総務課担当者が電話催告を行う。
滞納者に対する訴訟提起等の有無	なし
その他備考	保護者の同意書があれば、児童手当からの天引きが可能なので、推進している（年間 10～20 件程度）。

（２）実施した監査手続

ア ヒアリング

イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

なお、本債権について、倉敷市では非強制徴収公債権として時効期間を 5 年と扱っているが、幼稚園保育料について私債権とする考え方もあり（「自治体のための債権管理マニュアル」出版社：ぎょうせい）、その場合、時効期間は 2 年（民法 173 条 3 号）となる。したがって、少なくとも債権管理という観点からは、時効期間を 2 年とされた場合を前提とした管理を行うのが望ましい。

IV 倉敷市下水道事業について

第1章 監査対象事業の概要

第1 下水道事業について

1 下水道の役割

(1) 汚水の排除による生活環境の維持

人間の社会活動と水は、切っても切れない関係にある。もし、これらの活動によって生じた水が適切に排水されなければ、水は汚水となって人間の生活環境周辺に滞留し、悪臭や害虫の発生、感染症の発生などを引き起こす可能性がある。

しかし、下水道が整備されることにより、汚水は速やかに排除され、人間の生活環境は維持される。

(2) 浸水対策

日本の年間平均降水量は、世界の年間平均降水量の約2倍である。したがって、日本に住む人は、常に浸水の危険性にさらされている。

このような浸水に対処するため、都市内に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行うことは下水道の重要な役割となっている。

特に、近年、市街地における緑地、空き地等が減少し、舗装道路が増加したことにより、雨水の浸透及び貯水能力が減少したことで、雨水流出量が短時間に著しく増大する、いわゆる都市型水害等への対応として下水道の整備が重要となっている。

(3) 公共用水域の水質保全

近年、河川の水質汚濁の状況は、一時期と比べて改善されてきているが、都市域を流れる河川では、まだ生活排水等による汚れが見られるのも事実である。

公共用水域の水質汚濁源としては、大別して工場排水と生活排水がある。

工場排水は、排水基準が法令等により規制されているが、生活排水は規制とはなじまないものである。したがって、生活排水は下水槽を整備することによって、汚濁負荷量を削減すること以外に対応方法がないものである。

下水道は、生活排水を中心とする汚水を管きよで終末処理場に集め、適切に処理するため、河川等の公共用水域における水質汚濁防止に積極的な役割を果たしており、豊かな自然環境を保全するのに大きく寄与するものである。

この水質保全の役割は、近年特に重視されてきたものであり、昭和45年の下水道法改正で下水道法の目的に加えられたものである。

2 下水道とは

(1) 下水

下水とは、「生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水（以下、「汚水」という。）又は雨水」をいう（下水道法第2条第1項第1号）。

すなわち、下水は、「汚水」と「雨水」の二つに大別される。

汚水は、人間の消費生活または生産活動に伴って生ずるすべての不用な水（廃水）であり、具体的には、し尿、生活雑排水、工場排水、家畜などのし尿等である。さらに、生活雑排水とは、洗面、掃除、洗濯、食事作り、風呂等の使用後の水などである。

雨水は、単に雨水の集まりだけでなく、雪解け水、湧水等の自然水も含むとされている。

(2) 公共下水道と公共下水道管理者

下水道行政の基本法として下水道法が定められている。下水道法は、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」を「公共下水道」（広義）と定義している。

公共下水道（狭義）とは、公共下水道（広義）に含まれるもののうち、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道以外の公共下水道をいう。

公共下水道（狭義）は、管きょの末端に終末処理場を設け、下水を処理して河川その他の公共の水域または海域に放流する「単独公共下水道」と流末を流域下水道に接続する形態をとる「流域関連下水道」に大別される。

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、原則として市町村が行うとされており（下水道法第3条第1項）、倉敷市は公共下水道を管理する者（公共下水道管理者）に該当する。

(3) 下水道法

下水道行政の基本法である下水道法の目的は、「流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」(下水道法第1条)である。

同法の直接の目的は、下水道の整備を図ることであるが、究極の目的は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することにある。

(4) 下水道の分類

「下水道」と呼ばれているものには様々なものがあり、それぞれ目的や効果に差がある。

一般に「下水道」という場合、①下水道法で定められているもの、②建築基準法上のし尿浄化槽等、③排水施設に大別される。

下水道法上の下水道は、公共下水道(広義)、流域下水道及び都市下水路に大別される。上記のとおり、公共下水道(広義)は、さらに公共下水道(狭義)、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道に大別される。

建築基準法上のし尿浄化槽は、浄化槽、農村漁村集落排水処理施設、地域し尿処理施設等がある。

排水施設としては、道路側溝などがある。

これらのうち、本報告書で取り上げるものは、①公共下水道(狭義)、②流域下水道、③浄化槽、④農村漁村集落排水処理施設の4種類である。

(5) 倉敷市の汚水（生活雑排水）の処理方法

倉敷市は、地域の状況に合わせ、市管理の下水道と個人管理の浄化槽により、汚水（生活雑排水）を処理している。

また、市管理の下水道は、地域の状況に合わせて、大きく公共下水道（狭義）及び農業集落排水事業に大別される。

【表】 倉敷市の汚水（生活雑排水）の処理方法

処理方法		内容
市管理	公共下水道（狭義）	倉敷市内を倉敷処理分区、倉敷地区、水島処理区、児島処理区、玉島処理区、真備町及び船穂町の7つの処理区に分け、このうち倉敷処理分区は児島湖流域下水道へ接続され、その他の6つの処理区はそれぞれの終末処理場で処理される。
	農業集落排水事業	倉敷市内の一部（浅原地区1施設、船穂地区3施設、真備地区1施設）では、農業集落の生活雑排水・し尿等の汚水を処理する施設を整備し、そこで汚水を処理し、農業用水路や河川に流している。
個人管理	浄化槽	下水道区域・農業集落排水区域を除く区域では、個人で合併処理浄化槽を設置する必要がある。個人設置浄化槽は個人の所有物のため、所有者による適正な維持管理が必要となる。

3 流域下水道

(1) 流域下水道

流域下水道は、下水道法によれば、専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう（下水道法第2条第4号イ）。

すなわち、2つ以上の市町村の区域にわたり下水道を一体的に整備することが効率的・経済的な場合に実施する根幹的な下水道施設であり、幹線管きよ、ポンプ場、終末処理場より構成されているものが流域下水道である。

(2) 児島湖流域下水道

岡山県南中核都市圏の生活環境改善と児島湖の水質汚濁防止のため、岡山県では昭和47年に児島湖流域別下水道整備総合計画を策定、昭和53年度に流域下水道事業の事業計画を決定し、昭和54年3月に都市計画法及び下水道法に基づく事業認可を得て実施、昭和58年に児島湖流域下水道浄化センター及び幹線管きよの建設工事に着手している。

平成元年3月より岡山市、玉野市、灘崎町（後に岡山市と合併）で一部供用を開始、平成3年3月より倉敷市、早島町で一部供用を開始している。

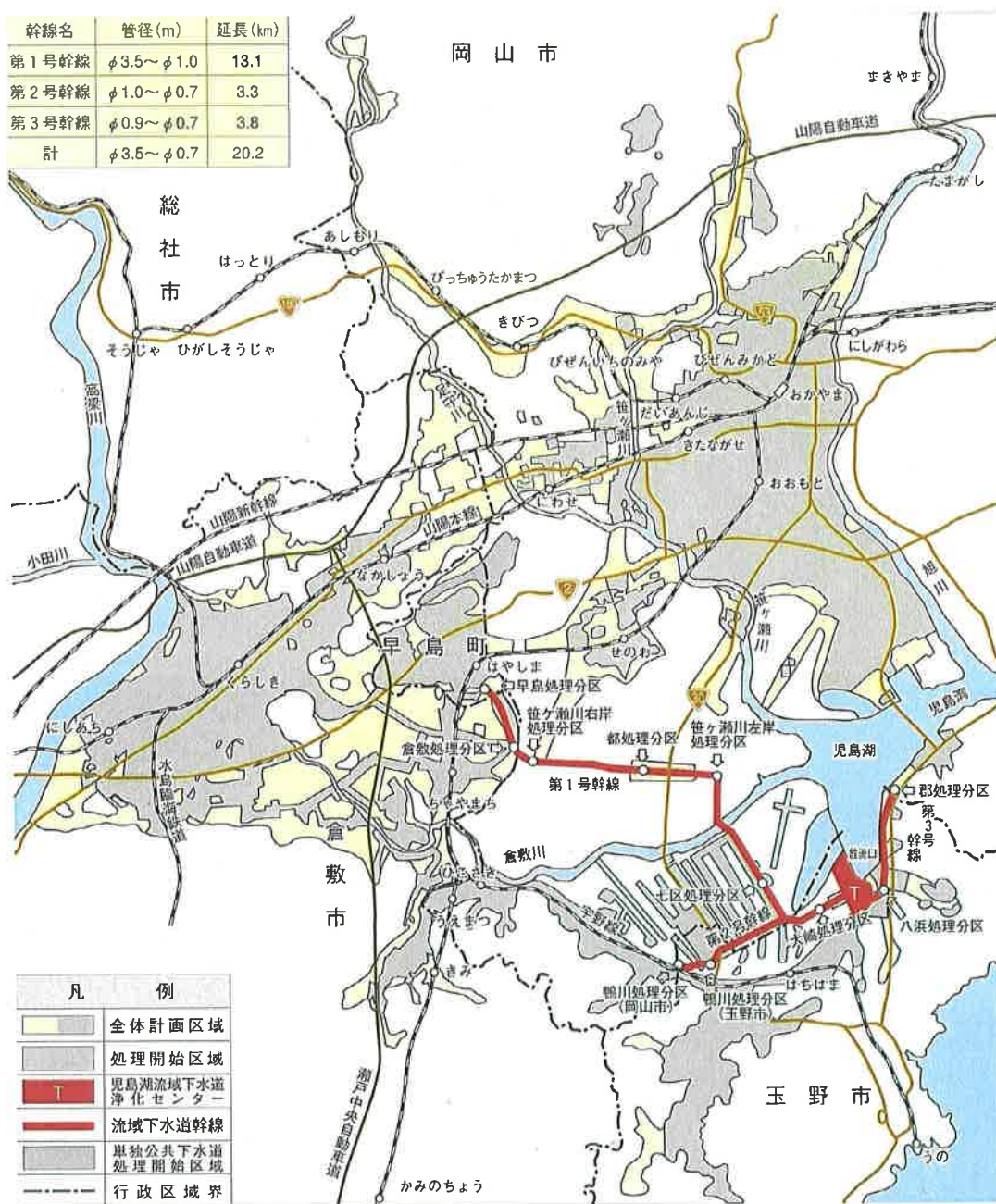
【表】 児島湖流域下水道の全体事業概要

流域関連市町	全体計画	事業計画
処理面積	14,707ha	11,236ha
処理人口	588,100人	558,900人
処理能力	335,161 m ³ /日最大	319,718 m ³ /日最大
幹線管きよ	20.2km	20.2km
計画年度	S53年～H42年	S53年～H31年
関係市町	岡山市、倉敷市、玉野市、早島町	
排除方式	分流式	
浄化センター	玉野市東七区 504 (53.4ha)	

【図】 児島湖流域下水道浄化センター



【図】 児島湖流域下水道の計画図



4 浄化槽

(1) 浄化槽とは

倉敷市では、下水道区域、市設置浄化槽区域、農業集落排水区域を除く区域では、個人で合併処理浄化槽を設置する必要がある。

浄化槽は、微生物の働きを活かして汚水を浄化する排水処理施設で、下水道等のない地域で水洗便所を使用する場合に汚水を浄化して河川等に放出する機能を有している。住宅などの建物ごとに設置される民間主体の汚水処理施設で、以下のような特徴を有している。

- ・ 浄化槽法に基づき専門の技術者によって、設置・維持管理が行われ、良好な処理性能を有する。
- ・ 設置費用が安く（5人槽で約84万円）、短期間（約1週間）で設置できる。
- ・ 自然の浄化能力も活用し、身近な清流を回復する。
- ・ 地形の影響を受けずに車一台分のスペースで設置できる。
- ・ 地震に強い。

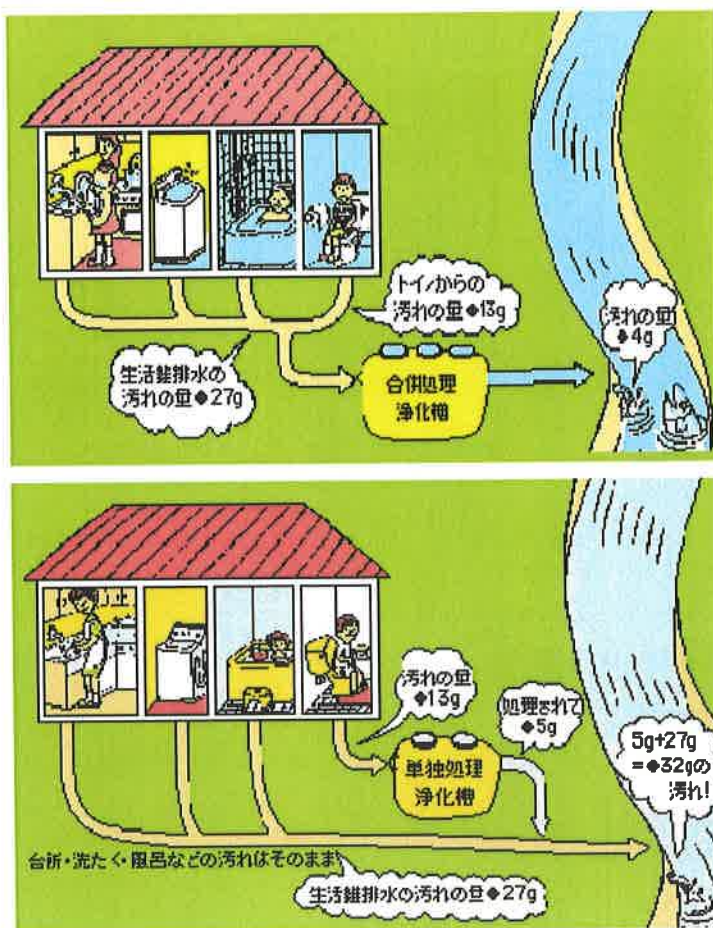
(2) 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽

浄化槽は、その処理する対象によって、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と、し尿と併せて生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の二つに大別される。

浄化槽は、浄化槽法にその定めがあるが、同法においては、合併処理浄化槽を浄化槽法上の浄化槽と定義している。便所と連結してし尿を処理し下水道以外に放流するための設備または施設としては、合併処理浄化槽以外のものの設置が原則として禁止されているが、下水道の予定処理区域内においては、既存のし尿のみを処理する浄化槽（以下「単独処理浄化槽」という。）の存置が認められている。

また、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽については、浄化槽法上の浄化槽とみなすこととされている。ただし、その使用者は、合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更に努めなければならない。

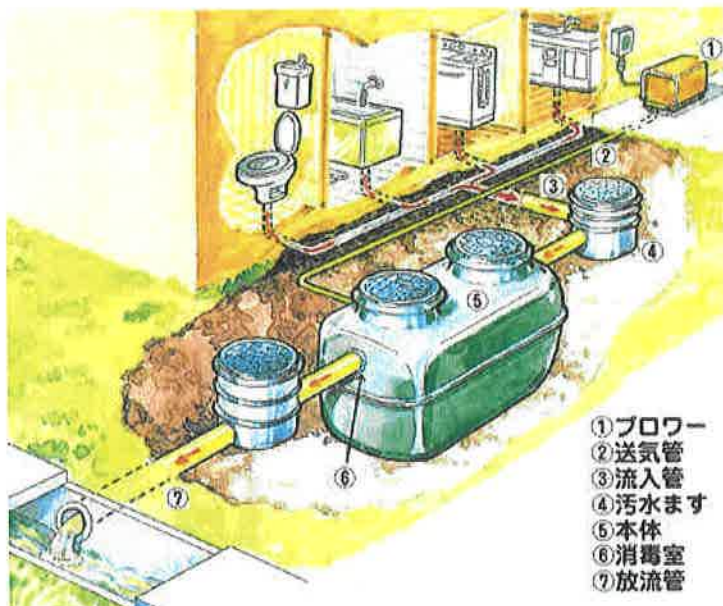
【図】 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽



(3) 浄化槽の構造

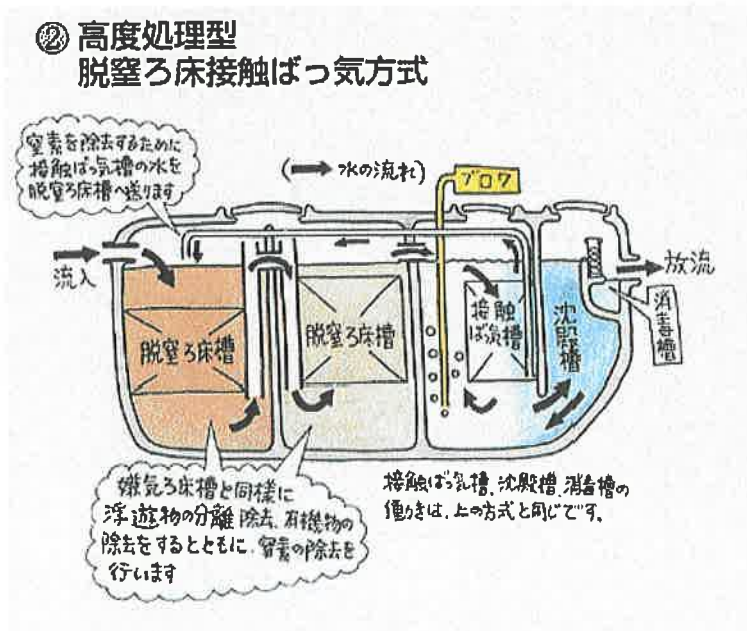
浄化槽という場合、浄化槽本体だけでなく、汚水ます、流入・放流管、送風機、電気設備などを含む。

【図】 浄化槽の構成



小規模な合併処理浄化槽の主な処理方式には、BOD処理型と高度処理型がある。次の図は、一般家庭に設置されている代表的な合併処理浄化槽（BOD除去型・嫌気ろ床接触ばっ気方式）の構造を示したものである。

【図】 合併処理浄化槽（嫌気ろ床接触ばっ気方式）の構造

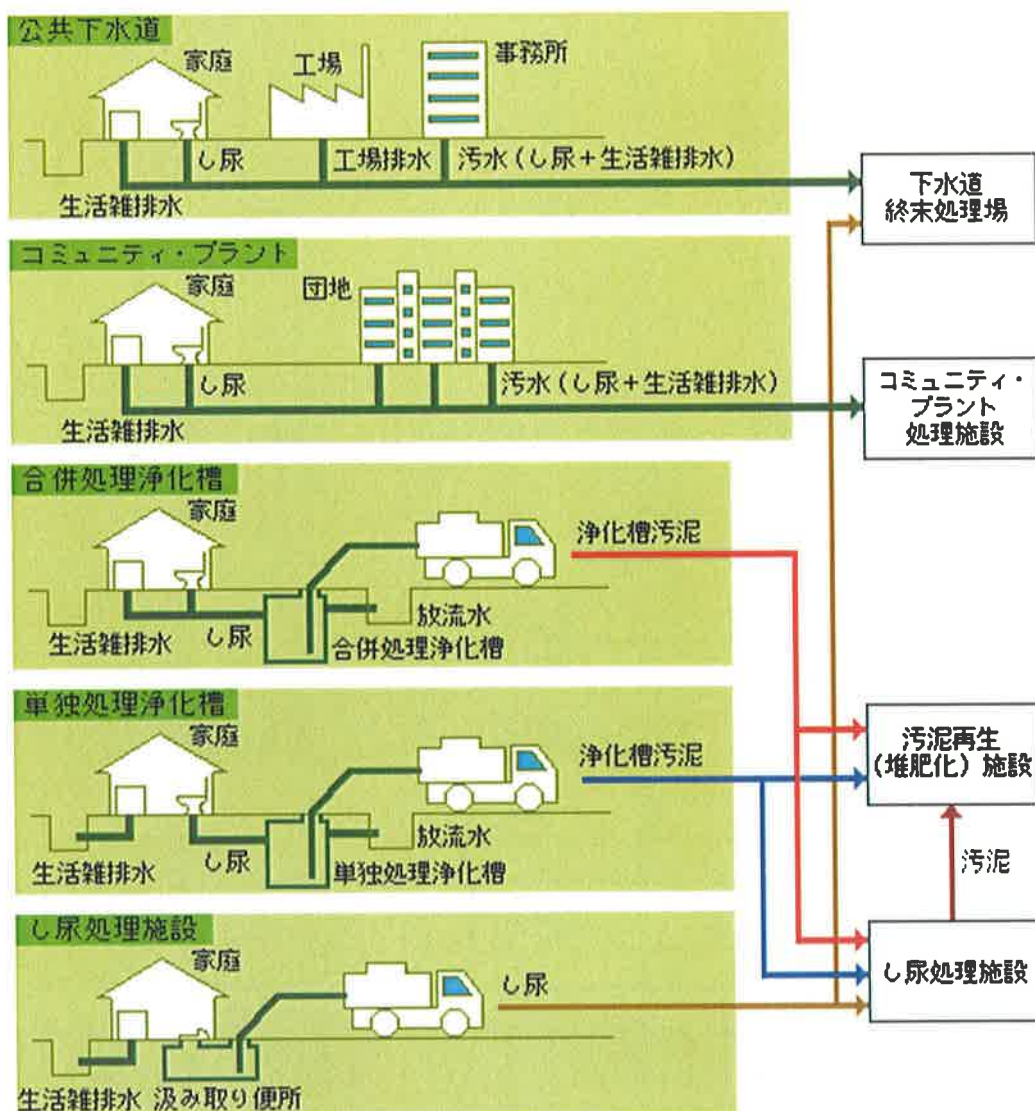


(4) 生活雑排水処理の概要

次の図は、生活雑排水処理方法である公共下水道、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設（汲み取り便所）の概要を示したものである。

なお、倉敷市ではコミュニティ・プラントは採用されていない。

【図】 生活雑排水処理の概要



(5) 倉敷市の汚水（生活雑排水）処理方法

倉敷市の汚水（生活雑排水）の処理方法は、公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽があり、浄化槽は個人が設置・管理するものと市が設置・管理するものに大別される。

ア 個人が設置・維持管理する浄化槽

個人が設置・管理する浄化槽は、個人の所有物のため、所有者による適正な維持管理が必要となる。

【表】 個人設置浄化槽の維持管理

項目	内容
法定検査	浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査。 浄化槽を設置してから設置後3ヶ月経過後5ヶ月以内に受ける検査（第7条検査）と翌年から1年に1回受ける定期検査（第11条検査）の2種類がある。
保守点検	機械の点検調整、補修、微生物や消毒剤の補給などを行うもので、保守点検は倉敷市長の登録を受けた業者に委託することができる。
清掃	槽内に汚泥が溜まると浄化能力が低下するため、清掃（汚泥の引き抜き等）が必要となる。

イ 市設置高度処理型浄化槽

倉敷市の場合、市が設置・管理する高度処理型浄化槽などは採用されていない。

5 農業集落排水施設

(1) 農業集落排水事業の制度概要

農業集落排水事業の目的は、農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能を維持、または農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄することである。

なお、公共用水域の定義は、水質汚濁防止法に定められており、同法によると、河川、湖沼、港湾、沿岸地域、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路で下水道を除くものをいう。

【表】 農業集落排水事業の制度概要

対象地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。）内の農業集落
対象人口	原則として概ね1,000人以下
対象下水	雨水、汚水（生活雑排水、し尿）、汚泥
耐用年数	40～50年
建設期間	約3～5年
現状	事業数は平成20年度において943事業で、うち供用中は928事業、処理区域内人口は359万人

（「下水道経営ハンドブック」より）

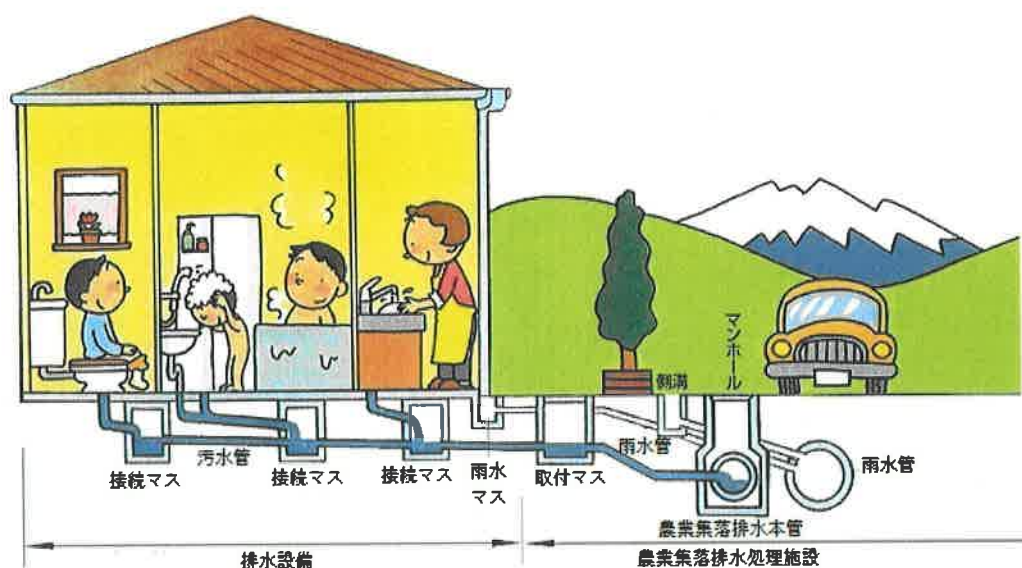
(2) 農業排水処理施設の概要

排水の対象は、家庭、事業所などから流す生活排水やし尿に限られており、雨水や工場等の有害な水は流すことができない。

また、農業集落排水処理施設を利用するには、使用者負担で「排水設備」を設置し、維持管理する必要がある、使用中には使用料を納めることが必要である。

排水設備の修理費用は使用者の負担となる。排水設備とは、トイレ・浴室・台所・洗濯機などから取付けマスの手前までをいう。取付けマスとは、家庭からの汚水を農業集落排水の本管に流すために、使用者の宅地内に設置しているマスのことである。マスの設置は、原則使用者の負担となる。

【図】 排水設備と農業集落排水処理施設



(3) 倉敷市の農業集落排水事業の概要

倉敷市では、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄するため、農業集落の生活雑排水・し尿等の汚水进行处理する施設を整備しており、浅原地区1施設、船穂地区3施設、真備地区1施設が稼働している。

【表】 各地区処理施設の概要（平成24年3月31日現在）

地区名		供用開始 年度	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	処理区域 内人口 (人)	処理区域 内戸数 (戸)
倉敷	浅原	H11.8	491	133	381	149
船穂東部	加瀬	H1.6	130	34	130	46
	堅盤谷	H1.6	190	55	177	60
船穂西部	船穂西部	H10.10	430	95	317	101
真備	箭田川南	H13.5	412	111	311	98
倉敷市合計			1,653	428	1,316	454

なお、下水道事業を汚水処理の観点から総合的に考えれば、公共下水道への接続を推進する必要があることを倉敷市においても認識している。

第2 倉敷市の下水道事業

1 倉敷市の下水道事業の概要

(1) 倉敷市の下水道整備状況

平成25年度末（平成26年3月31日）時点における倉敷市の下水道事業の規模は、処理区域面積8,334ha、管きょ延長1,904km、処理区域内人口362,548人、人口普及率は75.0%である。

倉敷市における処理区別の下水道整備状況は下表のとおりである。

【表】 平成25年度末における倉敷市の下水道整備状況 (単位：ha)

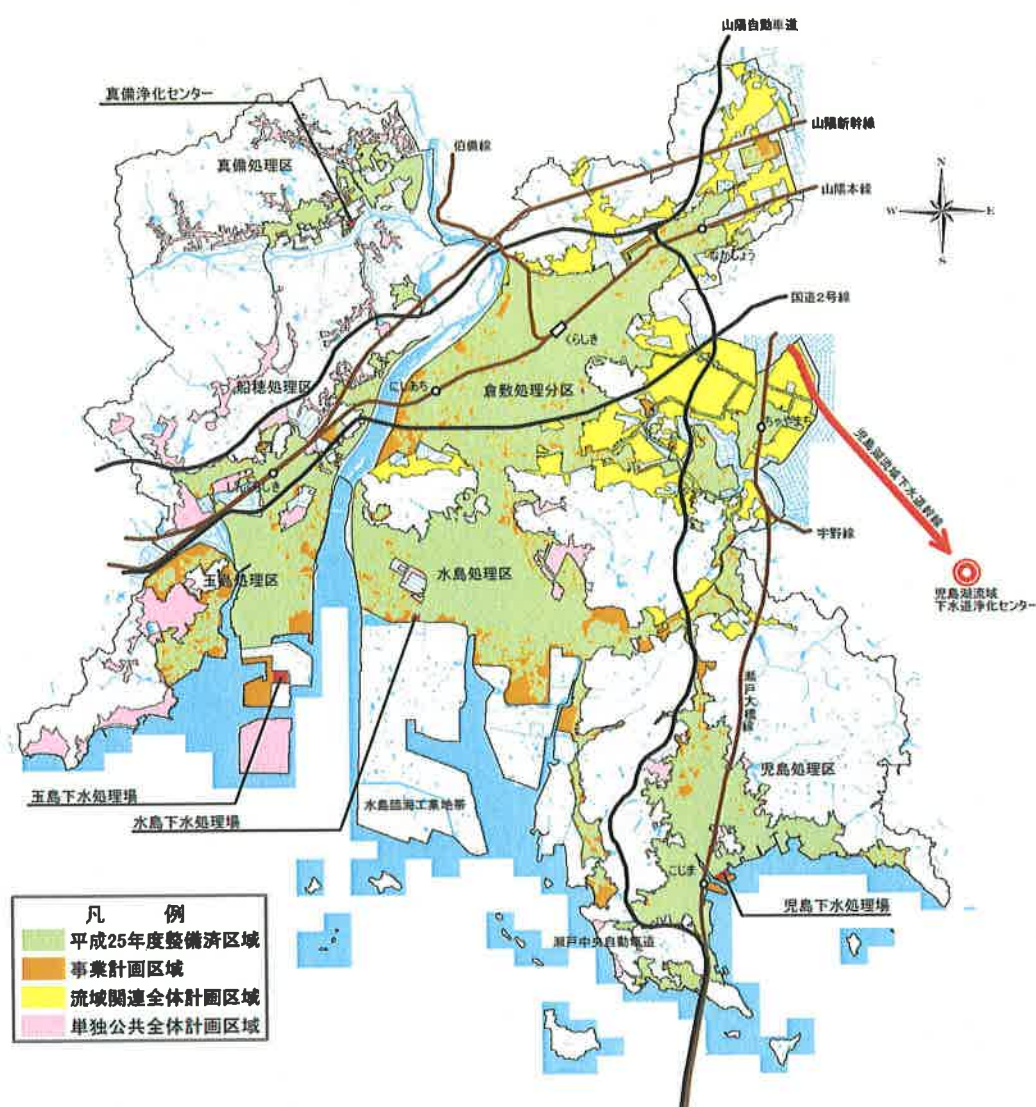
処理区		行政区 域面積	事業認 可面積	整備面積 (整備率)		処理面積 (整備率)	
単独 公共下水道	水島	6,340	2,644	2,000	75.6%	1,974	74.7%
	児島	8,013	1,551	1,413	91.1%	1,413	91.1%
	玉島	6,019	1,736	1,304	75.1%	1,259	72.5%
	船穂	1,084	227	191	84.1%	191	84.1%
	真備	4,408	306	282	92.2%	282	92.2%
流域関連 公共下水道	倉敷	9,608	3,800	196	84.7%	196	84.6%
	倉敷分区			3,022		3,019	
合計		35,472	10,264	8,408	81.9%	8,334	81.2%

【表】 平成25年度末における倉敷市の下水道整備状況 (単位：km、人)

処理区		管きょ 延長	住基台 帳人口	整備人口 (整備率)		処理人口 (整備率)	
単独 公共下水道	水島	479km	90,724	79,906	88.1%	79,879	88.0%
	児島	288km	60,079	53,903	89.7%	53,898	89.7%
	玉島	249km	65,077	43,107	66.2%	42,967	66.0%
	船穂	49km	7,470	4,972	66.6%	4,958	66.4%
	真備	73km	22,967	11,124	48.4%	11,099	48.3%
流域関連 公共下水道	倉敷	57km	11,357	11,337	99.8%	11,337	99.8%
	倉敷分区	709km	225,460	158,884	70.5%	158,410	70.3%
合計		1,904km	483,134	363,233	75.2%	362,548	75.0%

倉敷処理区における人口普及率は99.8%となっており、ほぼ全域で整備が進んでいるが、旧2町とくに真備処理区では今後の下水道整備が課題となっている。

倉敷市の下水道整備の状況を図示すると次のようになる。



(2) 倉敷市の下水道事業の財源

下水道の整備及び維持管理には膨大な事業費が必要である。現在、倉敷市では、下水道の建設整備には国庫補助金、県補助金、事業債（借入金）、受益者負担金（分担金）を財源とし、また、下水道管やポンプ場などの維持管理にかかる費用については、主に使用料収入で賄っている。

2 倉敷市の下水道事業の沿革

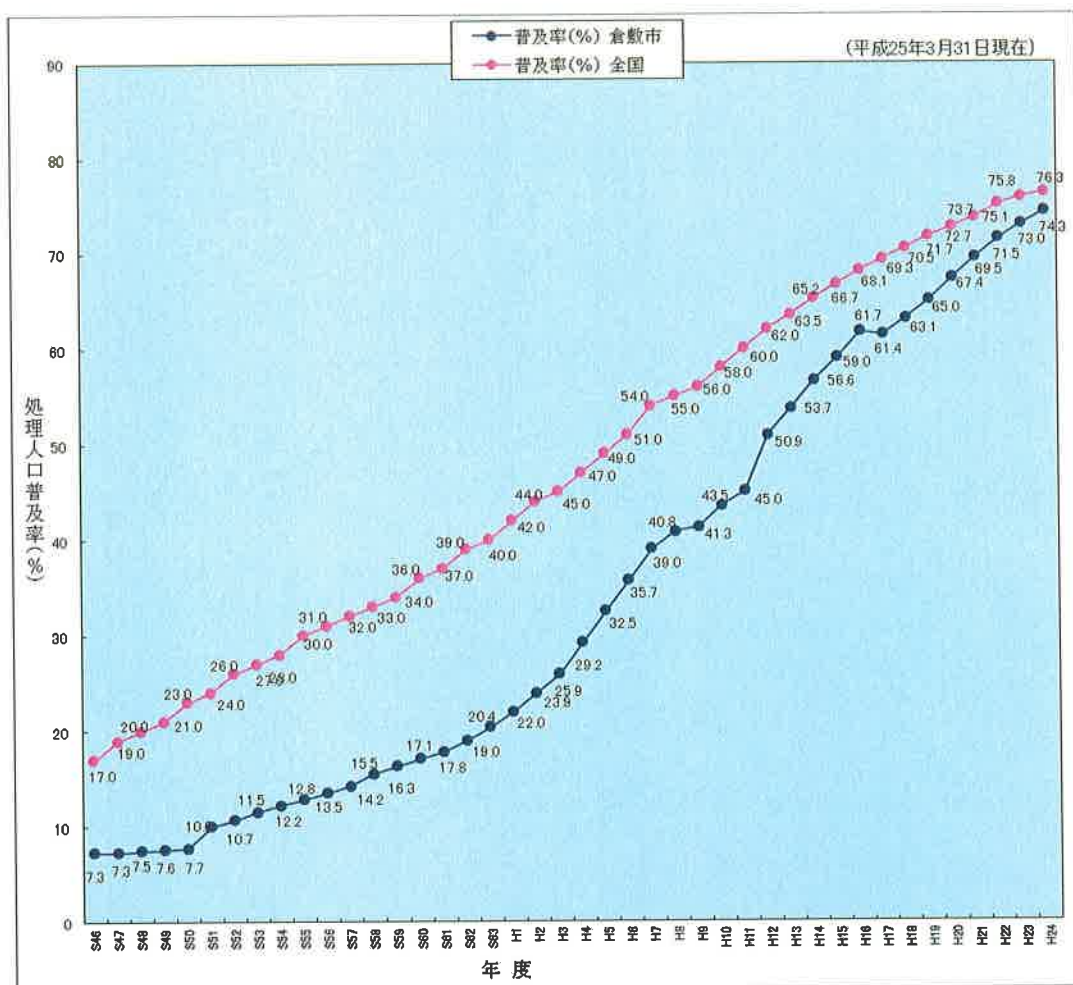
倉敷市の下水道事業の沿革をまとめると、下の表のとおりである。

【表】 倉敷市の下水道事業の沿革

年月	記事
昭和27年 7月	児島地区 事業認可
昭和30年 2月	倉敷地区 事業認可
昭和35年10月	倉敷下水処理場 運転開始
昭和38年10月	下水道条例 制定（旧倉敷市）
昭和39年 2月	水島地区 事業認可
昭和40年 3月	公共下水道施設条例 制定（旧倉敷市）
4月	下水道課 設置・下の町ポンプ場 運転開始
昭和42年 2月	倉敷市、児島市、玉島市 大合併
昭和43年12月	倉敷市下水道条例 制定（旧条例廃止）
昭和45年 7月	児島下水処理場 運転開始
昭和47年 5月	下水道部に改組
昭和50年12月	玉島地区 事業認可
昭和51年 4月	水島下水処理場 運転開始
昭和54年 3月	児島湖流域下水道 事業計画の認可
昭和56年 4月	下水道部に改組
昭和57年 6月	玉島下水処理場 運転開始
昭和59年 6月	倉敷処理分区 事業認可
平成 3年 3月	児島湖流域下水道への接続
平成 8年10月	玉島処理区 事業認可変更（船穂公共下水道の受入れ） 船穂地区 事業認可
平成10年10月	真備地区 事業認可
平成17年 8月	倉敷市、船穂町、真備町 合併
平成21年 3月	倉敷処理区の汚水を流域へ切替
	倉敷下水処理場から倉敷雨水貯留センターへ切替

また、倉敷市における公共下水道の整備経過を人口普及率の推移から見てみると、次のとおりである。

【図】 人口普及率の推移



3 倉敷市の下水道事業に関する計画

倉敷市の下水道事業に関する計画は、倉敷市のHPを見ると、次のように公表されている。

財務状況

倉敷市下水道事業集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）

倉敷市下水道事業経営健全化計画（平成22年度～平成26年度）

長期計画

社会資本総合整備計画（平成23年度～平成27年度）

第11次下水道整備五箇年計画（平成23年度～平成27年度）

「倉敷市下水道事業集中改革プラン」は、平成18年度から平成22年度を実施対象期間として、倉敷市第五次総合計画後期基本計画（行財政改革編）実施計画の実施項目として掲げられたものである。収入の増加及び経費の削減に積極的に取り組み、下水道事業の健全経営を推進する目的で策定されたものである。

「倉敷市下水道事業経営健全化計画」は、公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を公表したものである。申請に係る書式をそのまま市民に公表した形になっており、市民にとっては分かりにくい。

「社会資本総合整備計画」は、行政改革としての総合整備計画の中で計画をたてたものであり、下水道事業に特化した計画を立てたものではない。

「第11次下水道整備五箇年計画（平成23年度～平成27年度）」は、平成22年12月に倉敷市環境リサイクル局下水道部により作成されたもので、倉敷市における下水道事業計画の中核をなすものである。その概要版を示すと次のとおりである。

【図】 第11次下水道整備五箇年計画（平成23年度～平成27年度）

第11次下水道整備五箇年計画 概要版

現状と課題

今まで下水道普及（H22末下水道人口普及率見込み約71%）や放流水質の確保（高度処理の導入）に力を注いできました。

しかし、施設の老朽化、緊急時の対応（危機管理）、グローバルな環境へのニーズ（地球温暖化対策等）など様々な課題が新たに生じています。

第11次五箇年計画の方針と施策

1 快適な生活

1-1 普及促進【ナショナルミニマム（生活の最低条件）としての下水道整備の促進】

A=910haを整備することにより5箇年の最終年（平成27年）に市街化区域の整備を完了し、下水道普及率77%を目指します。

1-2 合流改善【合流式下水道の放流水質の改善】

平成23～25年度で倉敷地区において貯留施設を整備し、事業完了します。

2 安全、安心な生活環境

2-1 長寿命化（管きょ）【維持管理費・工事費の最適化と予防保全型へ】

予防保全型への転換と維持管理費・工事費の最適化や長寿命化支援事業の活用によりコスト削減を図り、倉敷処理分区の合流区域のうちL=20kmについて管更生等により長寿命化を行います。

2-2 長寿命化（処理場・ポンプ場）【維持管理費・工事費の最適化と予防保全型へ】

予防保全型への転換と維持管理費・工事費の最適化や長寿命化支援事業の活用によりコスト削減を図り、下水処理場4箇所、ポンプ場14箇所の改築更新を行います。

2-3 地震対策【地震対策を行うことにより、市民の生命を守る】

液状化によって被害が大きくなると想定される倉敷、水島、児島、玉島地区において、管きょL=28kmを更生等により耐震化を行います。また、随時、下水道整備区域内の避難所へマンホールトイレを整備します。

2-4 浸水対策【浸水対策を行うことにより、市民の生命と財産を守る】

倉敷処理分区、児島処理区、船穂処理区の各一部について、調査・検討を行い、浸水対策計画の策定、雨水浸透施設や雨水貯留施設の整備に着手します。

3 環境への寄与

3-1 温室効果ガス排出量の縮減【省エネの推進、地球温暖化対策へ寄与】

処理場の運転状況の調査や効率的な運転について試験を実施し、最適なエネルギー計画を策定します。処理場運転方法の工夫のみならず、設備の省エネ型への改造や更新、新たなエネルギーの確保等により、温室効果ガス排出量の縮減を図ります。

3-2 資源回収【下水道に存在する有効な資源を回収し、活用】

下水に含まれる資源（リンなど）の活用について研究を進めます。

3-3 再生水の利用促進【処理水を有効活用し、社会全体としての省エネルギー化を図る】

再生水の利用促進に向けて、調査・検討します。

第11次下水道整備五箇年計画の指標

指 標 の 内 容	現況値と目標値	
	H22	H27
市内で下水道を利用できる人の割合	71%	77%
合流式下水道を改善した面積の割合	22%	100%
耐震化ができた下水管の区間	2km	30Km
長寿命化ができた下水管の区間	0km	20Km
下水処理場の長寿命化計画を作成した箇所の割合	0%	100%

事業概要

(1) 事業実施箇所

ア 管きよの整備箇所（処理区別）

処理区	整備面積 (ha)	整備人口 (人)	人口普及率 (%)	整備箇所
倉敷 処理分区	385	15,300	75	【倉敷地区】中島、西阿知町、西阿知町西原、 西阿知町新田、片島町、粒浦、上束の各一部 【児島地区】林、木見、福江の各一部
水島処理区	240	7,350	91	【水島地区】連島町連島、連島町鶴新田、福田 町古新田、広江、南畝、松江、呼松の各一部 【児島地区】児島宇野津、児島塩生、児島通生 の各一部
児島処理区	6	150	89	児島柳田町、児島唐琴の各一部
玉島処理区	250	6,750	71	玉島乙島、玉島阿賀崎、玉島柏島、玉島通崎、 玉島黒崎、玉島黒崎新町の各一部
船穂処理区	16	600	61	船穂町船穂の一部
真備処理区	11	500	41	真備町川辺、真備町岡田、真備町有井の各一部
計	908	30,650	77	

イ 危機管理（管きよの長寿命化・地震対策、浸水対策）

事業	箇所	区間延長
長寿命化	倉敷処理分区（合流）の一部	1=20km
地震対策	下水管の耐震化： 倉敷処理分区、水島処理区、児島処理区、玉島処理区の各一部	1=28km
	マンホールトイレの整備 倉敷処理分区、水島処理区、児島処理区、玉島処理区の各一部	8箇所
	倉敷駅前東土地区画整理区域内における雨水貯留槽 児島処理区：合流地区における円滑な雨水の排除に向けた調査・検討 船穂処理区：船穂町船穂における雨水排除についての調査・設計	—

ウ 処理場・ポンプ場

施設名	区分	整備設備
下水処理場	水島下水処理場	改築 汚泥脱水機、かす脱水機、脱臭装置 等
	児島下水処理場	改築 沈砂槽出機、除塵機、主ポンプ、管理棟防水 等
	玉島下水処理場	改築 用水設備、汚泥脱水機、主ポンプ 等
	真備浄化センター	新設 汚泥処理棟増築
	各下水処理場	改築 長寿命化計画の策定
ポンプ場	倉敷雨水貯留センター	改築 沈砂池、計装設備、電源装置 等
	船倉貯留管	合流 貯留施設：躯体建設、ポンプ設備
	塩生ポンプ場	新設 躯体、ポンプ設備（本荘地区 144ha を集水）
	阿津ポンプ場	改築 沈砂池、雨水ポンプ、受変電設備 等
	阿賀崎第1ポンプ場	新設 躯体、ポンプ設備（阿賀崎地区 231ha を集水）
	ポンプ場 外9施設 計14施設	

※【区分欄】改築：改築更新（長寿命化を含む。） 合流：合流改築事業

環境：実施にあたっては、詳細な調査・試験・検討が必要

(2) 事業費

この計画の総事業費は400億円を見込んでおり、事業期間での起債（借金）残高は約2,000億円から約1,850億円へ減額する見通しとなります。

なお、総務省からは強制的ではないものの「経営計画」を策定することが提案されており、中核市における経営計画策定状況を、後述する地方公営企業法の適用状況とあわせて表にすると、下記表のとおりである。

さらに、平成26年8月29日の総務省からの通知（留意事項通知）では、「経営戦略」の策定が提案されており、これに取り組む必要がある。

【表】 経営計画策定の有無と地方公営企業法適用状況

中核市	経営計画策定の有無		法適用状況(H24年度)		備考
	あり	なし	企業会計	特別会計	
函館市		○	○		
旭川市		○	○		
青森市		○		○	
盛岡市	○		○		
秋田市	○		○		
郡山市		○	○		
いわき市		○	○		
宇都宮市		○	○		
前橋市		○	○		
高崎市		○	○		
川越市	○		○		
船橋市		○		○	平成30年度導入予定
柏市		○	○		
横須賀市	○		○		
金沢市	○		○		
富山市	○		○		
長野市		○	○		
岐阜市	○		○		
豊橋市	○		○		
岡崎市		○	○		
豊田市		○	○		
豊中市		○	○		
大津市	○		○		
高槻市		○	○		
東大阪市		○	○		
姫路市	○		○		
尼崎市		○	○		
西宮市		○	○		
奈良市		○	○		
和歌山市		○		○	
倉敷市		○		○	
福山市	○		○		
下関市	○		○		
高松市		○	○		
松山市	○		○		
高知市		○	○		
久留米市		○	○		
長崎市		○	○		
大分市	○		○		
宮崎市	○		○		
鹿児島市	○		○		
那覇市		○	○		
42市	16市	26市	38市	4市	

4 下水道事業に関する事務を所掌する組織

(1) 所轄部署

倉敷市では、次表に記載した環境リサイクル局下水道部における各課が、下水道事業に関する事務を所掌している。

【表】 下水道事業に関する事務を所掌する部課

課名	事務分掌
下水計画課	(1) 下水道の基本計画の策定に関すること (2) 下水道の長期計画に関すること (3) 流域下水道との調整に関すること (4) 下水道の国庫補助に関すること (5) 下水道に関する知識の普及及び啓発事業に関すること (6) 下水道事業の健全経営に関すること (7) 下水道事業の推進に係る協議会等に関すること (8) 工事用資材等の調達に関すること (9) 倉敷市下水道事業審議会に関すること (10) 農業集落排水に関すること
合併浄化槽設置推進室（下水計画課）	(1) 合併処理浄化槽の普及促進に関すること (2) 合併処理浄化槽設置補助金に関すること (3) 浄化槽保守点検業者の登録、指導及び監督に関すること (4) 浄化槽設置届出の受理、審査及び指導に関すること (5) 浄化槽管理者に対する浄化槽の保守点検及び清掃の指導並びに監督に関すること
下水普及課	(1) 下水道受益者負担金に関すること (2) 下水道使用料に関すること (3) 公共下水道の供用及び処理開始の告示に関すること (4) 水洗便所及び排水設備の普及促進に関すること (5) 水洗化補助金及び改造資金の融資あっせんに関すること (6) 排水設備の確認申請に係る審査及び検査に関すること (7) 特定施設等の設置指導、設置確認及び検査に関すること

	(8) 事業場等からの排水に係る水質調査及び指導に関すること (9) 共同排水に関すること (10) 下水道排水設備指定工事店に関すること (11) 下水道排水設備工事責任技術者に関すること (12) 下水道排水設備指定工事店等審査委員会に関すること (13) 公共下水道の特別使用に関すること (14) 下水道自家用汚水ポンプ施設の設置に関すること (15) 開発行為に伴う団地接続に関すること (16) 雨水流出抑制施設の設置に関すること (17) 水洗化あっせん委員制度に関すること (18) 農業集落排水の分担金及び使用料に関すること
下水建設課	(1) 公共下水道の管きよの実施計画及び施行に関すること (2) 管きよの改築更新等に関すること (3) 私道への公共下水道敷設に関すること (4) 公共ます等新設工事（他部署を除く）に関すること (5) 管きよ（マンホールポンプを除く）の維持管理に関すること (6) 都市下水路の維持管理に関すること (7) 都市計画法第 32 条に基づく同意及び協議に関すること (8) 下水道台帳の調製及び保管に関すること (9) 農業集落排水の管きよに関すること
下水施設課	(1) 下水処理場及びポンプ場の維持管理の総括に関すること (2) 下水道の水質に関すること (3) 下水処理場及びポンプ場の実施計画及び施行に関すること (4) 農業集落排水に関すること (5) 船穂町糞殻堆肥化施設の総括に関すること
下水処理場	(1) 下水の終末処理に関すること

(下水施設課)	(2) 施設の管理及び運営に関する事 (3) 水質試験に関する事 (4) ポンプ場の管理及び運転操作に関する事
建設課下水道係 (総務局各支所)	(1) 地域内の管きよの維持管理に関する事 (2) 地域内の水洗便所及び排水設備の普及促進に関する事 (3) 地域内の排水設備の確認申請に係る審査及び検査に関する事 (4) 地域内の共同排水に関する事 (5) 地域内の私道への公共下水道敷設に関する事 (6) 地域内の水洗化補助金及び改造資金の融資あっせん(利子補給及び損失補償を除く)に関する事 (7) 地域内の公共下水道の供用及び処理開始の告示に関する事 (8) 地域内の下水道台帳の調製及び保管に関する事 (9) 公共ます等の新設工事(他部署を除く)に関する事 (10) 公共下水道の特別使用に関する事 (11) 下水道自家用汚水ポンプ施設の設置に関する事 (12) 開発行為に伴う団地接続に関する事 (13) 雨水流出抑制施設の設置に関する事 (14) 水洗化あっせん委員制度に関する事 (15) 農業集落排水の管きよの維持管理に関する事

(2) 職員数の状況

環境リサイクル局下水道部の平成26年3月31日現在の組織図及び職員数をまとめると次の表のとおりである。

【表】 環境リサイクル局下水道部組織図及び職員数

課名	係（担当）	人数（人）
下水計画課		11 人
	合併浄化槽設置推進室	3 人
下水普及課	業務係 普及係 排水設備係	15 人
下水建設課	建設 1 係 建設 2 係 建設 3 係 維持管理係	41 人
下水施設課		17 人
	倉敷下水処理場	2 人
	水島下水処理場	5 人
	児島下水処理場	4 人
	玉島下水処理場	4 人
建設課（水島支所）	下水道係	3 人
建設課（児島支所）	下水道係	3 人
建設課（玉島支所）	下水道係	3 人
建設課（真備支所）	下水道係	1 人
合計		112 人

5 倉敷市下水道事業特別会計

(1) 倉敷市下水道事業特別会計の概要

市の会計制度では、通常不特定多数の広義の公共事務（道路、教育、福祉等）に係る歳入歳出の経費は、一般会計に計上され、この事務に要する経費は受益と関係なく税金で賄われている。しかし、公共事務の中でも受益者が特定でき、また受益の度合いが明確な上下水道などの特定事業については、特別会計を設け、その事務に要する経費はその事業の経営に伴う収入で賄うことが、地方財政法上義務付けられている。

倉敷市では、この受益と経費の関係から、下水道事業特別会計を設けている。

(2) 倉敷市下水道事業特別会計の歳入

倉敷市下水道事業特別会計の歳入決算額（収入済額）における過去5年間の推移と平成25年度決算額についての構成比をまとめると、次の表のとおりである。

【表】 倉敷市下水道事業特別会計の歳入推移・構成比 (単位：百万円)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	構成比
繰入金	10,485	10,812	12,337	11,159	12,505	47.2%
使用料	6,539	6,661	6,770	6,873	6,878	26.0%
市債	12,923	7,883	5,716	5,925	4,384	16.6%
補助金	2,428	2,607	2,193	2,393	2,289	8.6%
繰越金	246	186	93	222	221	0.8%
負担金	121	101	123	95	81	0.3%
その他	10	13	29	37	115	0.5%
計	32,752	28,263	27,261	26,704	26,473	100%

(3) 倉敷市下水道事業特別会計の歳出

倉敷市下水道事業特別会計の歳出決算額（支出済額）における過去5年間の推移と平成25年度決算額についての構成比をまとめると、次の表のとおりである。

【表】 倉敷市下水道事業特別会計の歳出推移・構成比 (単位：百万円)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	構成比
管理費	2,983	3,512	3,557	3,608	3,326	12.6%
事業費	7,743	8,082	7,263	7,349	7,820	29.6%
公債費	21,840	16,576	16,219	15,526	15,269	57.8%
計	32,566	28,170	27,039	26,483	26,415	100%

過去5年間の推移をみると、管理費は平成24年度まで微増していたが、平成25年度は減少に転じている。

管理費の推移を内訳別にみると、次の表のとおりである。

【表】 管理費の推移 (単位：百万円)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
総務費	729	910	860	948	886
排水管理費	239	219	221	200	182
処理場管理費	1,332	1,375	1,385	1,348	1,417
流域下水道管理費	683	1,008	1,091	1,112	841
計	2,983	3,512	3,557	3,608	3,326

平成25年度において、流域下水道管理費が減少したことが、管理費が減少した要因である。

また、過去5年間の事業費の推移を内訳別にみると、次の表のとおりである。

【表】 事業費の推移 (単位：百万円)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
下水道事業費	7,563	7,998	7,167	7,265	7,694
流域下水道事業費	180	84	96	84	126
計	7,743	8,082	7,263	7,349	7,820

さらに、過去5年間の公債費支出の推移をみると、公債費支出は減少傾向にある。

なお、過去5年間の公債費償還を元金および利子の内訳別にみると、次の表のとおりである。

【表】 公債費（元金および利子）の推移 (単位：百万円)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	構成比
元金	16,614	11,701	11,485	10,984	10,930	71.6%
利子	5,226	4,875	4,734	4,542	4,339	28.4%
計	21,840	16,576	16,219	15,526	15,269	100.0%

第3 地方公営企業法の適用について

1 地方公営企業法

(1) 地方公営企業法の適用

地方公営企業法は、地方自治の発達に資することを目的として、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準に関する特例を定める法律である。

同法の適用範囲は、次のとおりである。

【表】 地方公営企業法の適用範囲

項目	内容
当然適用される企業	地方公共団体が経営する企業のうち、水道事業（簡易水道事業を除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業（地方公営企業法第2条第1項）。
一部の規定が適用される企業	地方公共団体が経営する企業のうち、病院事業については、同法第2条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで、並びに附則第2項及び第3項の規定（以下、「財務規定等」という。）が適用される（地方公営企業法第2条第2項）。
その他の企業	上記以外の企業において、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについては、条例で定めるところにより、その経営する企業に、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用することができる（地方公営企業法第2条第3項、同施行令第1条第2項）。

倉敷市では、下水道事業について地方公営企業法の財務規定等の適用を受けるかどうかの検討をしているところである。しかし、後述するように、地方公営企業法の適用については、そのメリットと時代の流れから適用せざるを得ない状況である。

(2) 下水道事業に対する地方公営企業法の適用

地方公共団体が経営する企業を公営企業といい、下水道事業は公営企業の一つとされている。

地方財政法では、公営企業に関して、その財政運営の基本原則として、特別会計の設置と独立採算の原則の考え方を定めている。ただし、下水道事業に地方公営企業法の全部または一部を適用するか否かは、事業設置団体の任意の判断によるものとされている。

平成25年度地方公営企業決算状況調査によると、平成24年度時点での下水道事業者の数は3,633事業者で、その中で地方公営企業法を適用しているのは、502事業者（全体の13.8%）である。

（3）地方公営企業法適用のメリット

地方公営企業法を適用することにより、次のメリットがある。

【表】 地方公営企業法適用のメリット

項目	内容
経営状況の明確化 及び使用料の適切な算定	①損益取引（管理運営に係る取引）と資本取引（建設改良等に係る取引）が区分されており、経営状況等を正確に把握できる。そのため、経営分析が容易になり、経営計画の策定など会計情報の用途が広がる。 ②発生主義により経理が行われるため、現金の収支とは関係なく、企業活動に基づいたリアルタイムの状況把握が可能となる。これにより、経営状況や財政状態の把握は正確かつ容易になる。 ③適正な期間損益計算が行われるため、使用料対象原価が明確化される。 ④複式簿記による記帳経理が行われるため、複式簿記に本来的に内在する自己検証機能が発揮され、誤謬が発生しにくくなる。 ⑤出納閉鎖期間がなくなり、決算が早期に確定する。 ⑥使用料の適切な算定が可能となり、使用料を改定する際の議会又は住民に対する説明が容易になる
企業経営の弾力化	①必要に応じ、業務量の増加に伴い収益が増加する場合においては、当該業務に対する経費について予算超過の支出が認められている（法第24条第3項）。

	②企業用資産の取得及び処分については、議会の単行議決は不要であり、一定の要件を上回る資産について企業会計予算で定めておけば足りることになっている（法第33条、令第26条の3）。 ③法非適用事業の繰り出し基準に定められていない繰り出しについては、地方財政法第6条の規定により議決が必要であるが、法適用事業においては予算計上すれば足りることになっている（法第17条の3、令第17条の3、令第17条第1項第9号）。
職員の経営意識の向上	適切な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則が職員の意識改革を促進し、経営意識を向上させる。
地方財政措置における特別な取扱いの許容	①資本平準化債について、法非適用事業から供用開始時点を基準にするのに対し、法適用事業では建設仮勘定から本勘定へ振り替える時点を基準にしているので、供用開始済みの処理区においても未稼働の資産があれば、起債対象となる。 ②高資本対策に要する経費について、法非適用企業に比べ、財政措置対象資本費が多くなる有利な算定方法となっている。
資産の有効活用	一般の行政財産と異なり、地方公営企業が有する土地については、その貸付けの相手方について地方公共団体が出資していない公益法人、株式会社及び総務大臣が指定する法人まで対象とすることが可能であり、貸付けの用途についても合築に限らず、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供する場合にも貸し付けることができる。
法適用に伴う経費に対する財政措置	下水道事業法適化計画に基づく法適用の準備に要する経費（資産評価、システムの導入、資産台帳の作成等に要する経費）の1/2について一般会計からの繰出しを行うとともに、当該一般会計繰出金について特別交付金を措置している。

2 倉敷市における公営企業会計移行への取組み

(1) 倉敷市における取組み

地方公営企業会計制度を取り巻く背景と倉敷市における取組みを時系列にまとめたものが次表である。

【表】 背景と取組み

時期	背景と取組み	
H21.7.8	総務省	「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
H21.12	総務省	「地方公営企業会計制度等研究会報告書」
H22年度	倉敷市	下水道部内に「地方公営企業法適用・研究・準備プロジェクトチーム」設置
H22.7.5	倉敷市	市長協議
H23.10.4	倉敷市	副市長協議
H25.7	総務省	「地方公営企業法の適用に関する研究会」
H26.3	総務省	「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」

(2) プロジェクトチームの検討結果

平成22年度に設置された「地方公営企業法適用・研究・準備プロジェクトチーム」では、その検討結果として次の4つの観点から公営企業会計へ移行し、下水道事業の経営健全化への取組みを強化すべきであるとの報告がなされている。

【表】 プロジェクトチームの検討結果

移行の目的（メリット）	
経営状況の明確化	企業会計制度の導入は、下水道使用料という営業収入を前提とした事業の経営状況を明らかにするものであり、事業実施期間の収益（下水道使用料）と費用（下水道処理費用）の関係を明確化し、下水道利用者に対し経営状況をわかりやすく示すことができます。
健全経営に向けた取組みの強化	企業会計の損益計算書などにより、健全経営に向けた取組みが事業経営に直接的に反映されることになると同時に、下水道使用料等の収入を意識しながら、事業経営に携わることができ、執行管理面の強化が図れます。

ファシリテ ィ・マネジメン トへの取組み	企業会計の導入は、減価償却費の計上で将来の改築更新に対する内部留保の蓄積余力が明確になります。現在は市債償還金が多いため、直ちに内部留保の蓄積はできないものの、将来的には市債償還金の減少に伴って資金の内部留保が可能となり、財政面での強化が図れます。
消費税の節減	企業会計への移行で、一般会計からの繰入金の取扱いが変更（特別会計では特定収入、企業会計では特定収入とはならない）されることにより、消費税の納税額を節減できます（節減額は百万円単位となる見込み）。

（担当課より入手した資料を監査人が抜粋）

倉敷市では、このプロジェクトチームの報告を受け、平成23年10月4日に副市長協議が開催されており、公営企業会計移行の検討は重ねているものの、結果として公営企業会計制度の導入を決定するには至っていない。

なお、平成26年8月には、総務省より公営企業会計の適用拡大に関するロードマップの提示がなされた。これによれば、平成27年1月に公営企業会計の適用の要請がなされ、特に重点事業として下水道事業及び簡易水道事業については、平成32年4月までに適用することが求められている。さらに、進捗を踏まえて法制化も検討されており、倉敷市においても公益企業会計の導入は避けられない状況にある。

なお、中核市42市のうち、公営企業会計の導入がなされていないのは、青森市、船橋市（平成30年度導入予定）、和歌山市及び倉敷市の4市のみである。

3 地方公営企業の会計基準の見直し

総務省は、地方公営企業会計制度の今後の在り方等について検討を行うため、平成21年6月8日から「地方公営企業会計制度等研究会」（以下、「研究会」という。）を開催しており、平成21年12月24日に、研究会は「地方公営企業会計制度等研究会」報告書（以下、「研究会報告書」という。）を取りまとめ公表している。

研究会報告書で見直しの対象とされているのは、地方公営企業会計基準、地方公営企業の資本制度及び地方公営企業の財務規定等の適用範囲の拡大等の3項目である。このうち、地方公営企業の資本制度については、平成23年4月28日に地方公営企業法が一部改正され、平成24年4月1日より施行されている。

地方公営企業会計基準については、平成24年1月27日に地方公営企業法施行令及び同施行規則の改正が行われ、平成26年度の事業年度から新しい会計基準が適用されており、平成24年度又は平成25年度の事業年度からの先行適用することも認められていた。

主な見直し対象項目は次のとおりである。

- ・ 資本制度の見直し
- ・ 借入資本金
- ・ 補助金等により取得した固定資産の償却制度
- ・ 引当金
- ・ 棚卸資産の評価
- ・ 減損会計の導入
- ・ リース会計の導入
- ・ セグメント情報の開示

第2章 監査の結果及び意見

第1 倉敷市の下水道事業

1 他の中核市との比較

(1) 概要

ア 下水道事業の規模

次表は平成24年度の中核市の下水道事業の概要データを整理したものである。

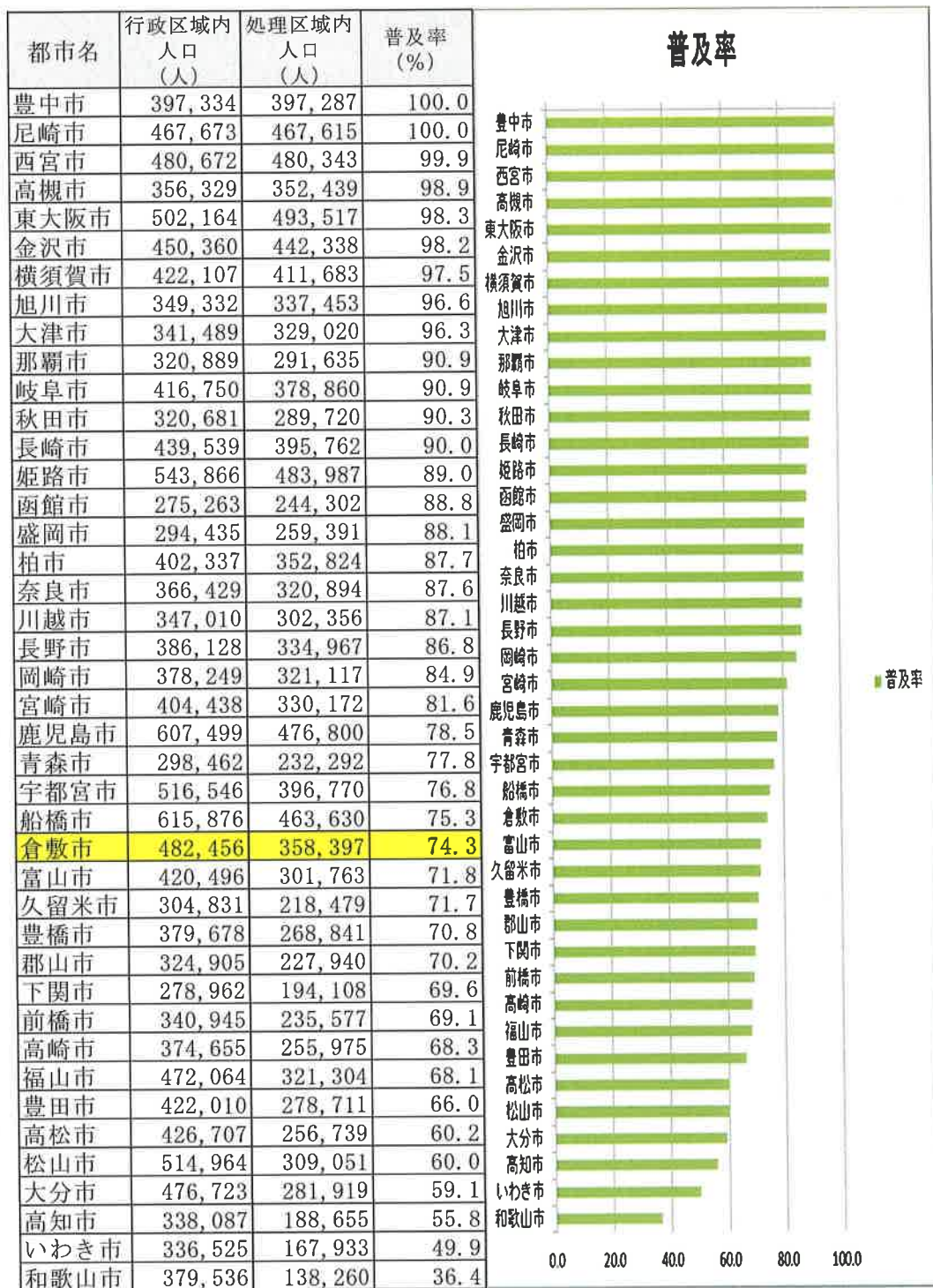
【表】 下水道事業の中核市比較（平成24年度）

都市名	市域面積 (ha)	人口 (人)	処理区域内 人口 (人)	下水道普及率 (%)	管きょ延長 (km)	ポンプ場数 (箇所)
函館市	67,795	275,263	244,302	88.8%	1,293	6
旭川市	74,760	349,332	337,453	96.6%	1,904	1
青森市	82,462	298,462	232,292	77.8%	1,100	15
盛岡市	88,647	294,435	259,391	88.1%	1,829	11
秋田市	90,567	320,681	289,720	90.3%	1,461	12
郡山市	75,706	324,905	227,940	70.2%	1,044	6
いわき市	123,135	336,525	167,933	49.9%	1,000	39
宇都宮市	41,684	516,546	396,770	76.8%	1,628	13
前橋市	31,164	340,945	235,577	69.1%	1,395	8
高崎市	45,941	374,655	255,975	68.3%	1,316	6
川越市	10,916	347,010	302,356	87.1%	914	4
船橋市	8,564	615,876	463,630	75.3%	1,035	3
柏市	11,490	402,337	352,824	87.7%	1,201	0
横須賀市	10,071	422,107	411,683	97.5%	1,330	18
金沢市	46,822	450,360	442,338	98.2%	2,192	13
富山市	124,185	420,496	301,763	71.8%	1,862	189
長野市	83,485	386,128	334,967	86.8%	2,010	3
岐阜市	20,289	416,750	378,860	90.9%	2,146	2
豊橋市	26,135	379,678	268,841	70.8%	1,252	15
岡崎市	38,724	378,249	321,117	84.9%	1,661	8
豊田市	91,847	422,010	278,711	66.0%	1,192	9
豊中市	3,638	397,334	397,287	100.0%	1,044	9
大津市	46,410	341,489	329,020	96.3%	1,425	10
高槻市	10,531	356,329	352,439	98.9%	699	4
東大阪市	6,181	502,164	493,517	98.3%	1,152	2
姫路市	53,444	543,866	483,987	89.0%	2,596	19
尼崎市	5,026	467,673	467,615	100.0%	1,068	10
西宮市	9,996	480,672	480,343	99.9%	1,174	13
奈良市	27,684	366,429	320,894	87.6%	1,140	4
和歌山市	20,923	379,536	138,260	36.4%	799	26
倉敷市	35,473	482,456	358,397	74.3%	1,868	22
福山市	51,815	472,064	321,304	68.1%	1,529	27
下関市	71,617	278,962	194,108	69.6%	848	23
高松市	37,517	426,707	256,739	60.2%	1,268	31
松山市	42,906	514,964	309,051	60.0%	1,447	18
高知市	30,922	338,087	188,655	55.8%	993	22
久留米市	22,984	304,831	218,479	71.7%	1,035	10
長崎市	40,647	439,539	395,762	90.0%	1,897	19
大分市	50,128	476,723	281,919	59.1%	1,476	6
宮崎市	64,461	404,438	330,172	81.6%	1,789	28
鹿児島市	54,721	607,499	476,800	78.5%	2,246	2
那覇市	3,927	320,889	291,635	90.9%	734	3

1) 下水道普及率及び処理区域の人口

下水道普及率は、「処理区域内人口／人口（住民基本台帳と外国人登録人口の合計等）」で計算される指標であり、平成24年度末の倉敷市の下水道普及率は74.3%である。倉敷市の人口の約25%は依然として下水の処理区域外となっている。

【表】 下水道普及率の比較（平成24年度）



処理区域とは、排除された下水を終末処理場で処理することができる範囲を指す。

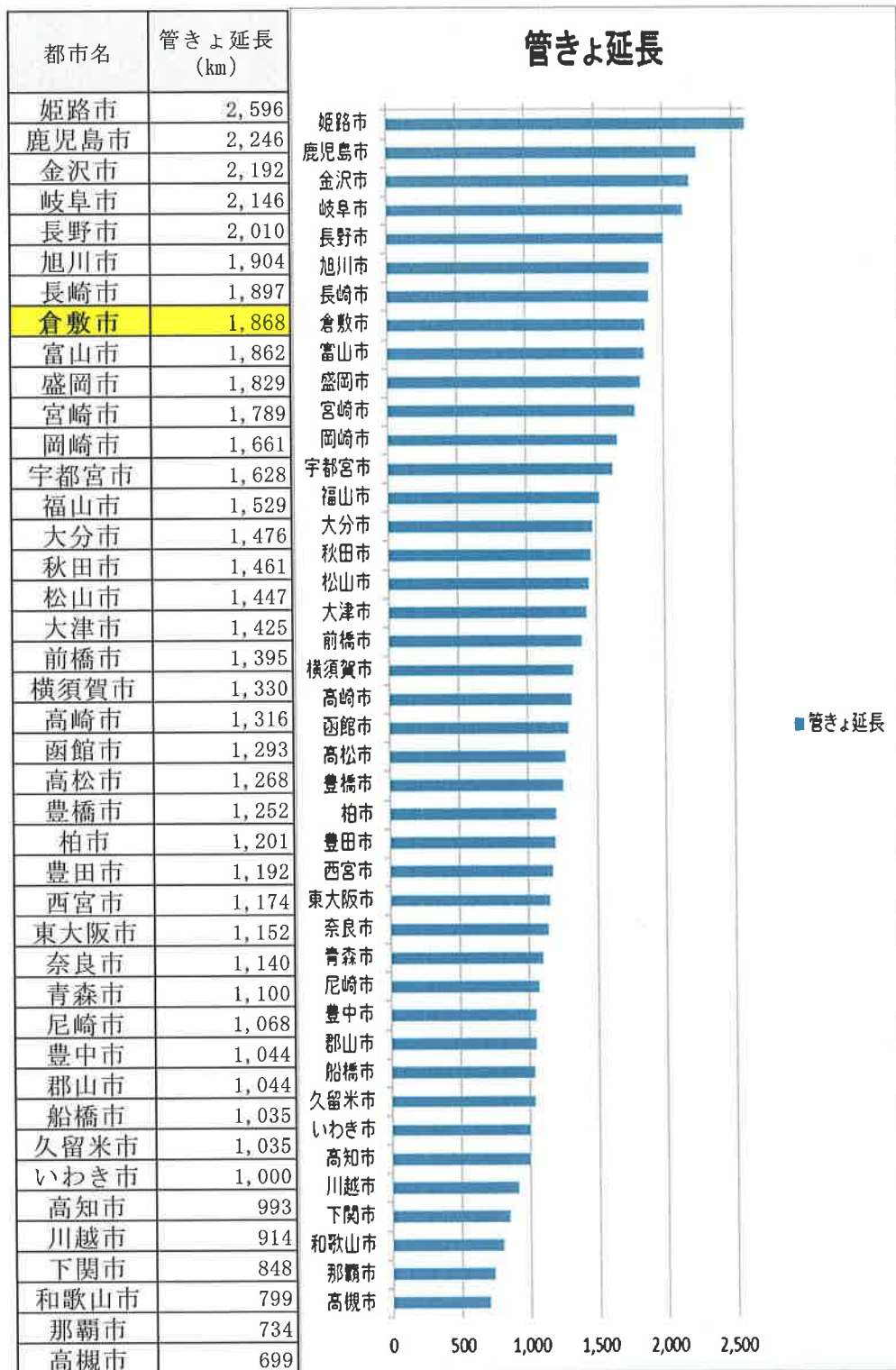
倉敷市では、処理区域を倉敷処理分区、倉敷地区、水島処理区、児島処理区、玉島処理区、真備町及び船穂町の7つの処理区に分け、このうち倉敷処理分区は児島湖流域下水道に接続された「流域関連公共下水道」であり、その他の6つの処理区は「単独公共下水道」である。

中核市42都市のうち、9都市で下水道普及率が95%以上である。倉敷市の下水道普及率は、下から15番目となっている。

2) 管きょ延長距離とポンプ場数

倉敷市の管きょ延長距離は1,868km(平成25年3月31日現在)であり、中核市のうち8番目となっている。

【表】 管きょ延長距離の比較 (平成24年度)



なお、倉敷市のポンプ場数は22施設となっている。

ポンプ場数は、地形的制約を受けて自治体ごとに条件が異なるため、他の中核市との比較は、ここでは行わないこととした。

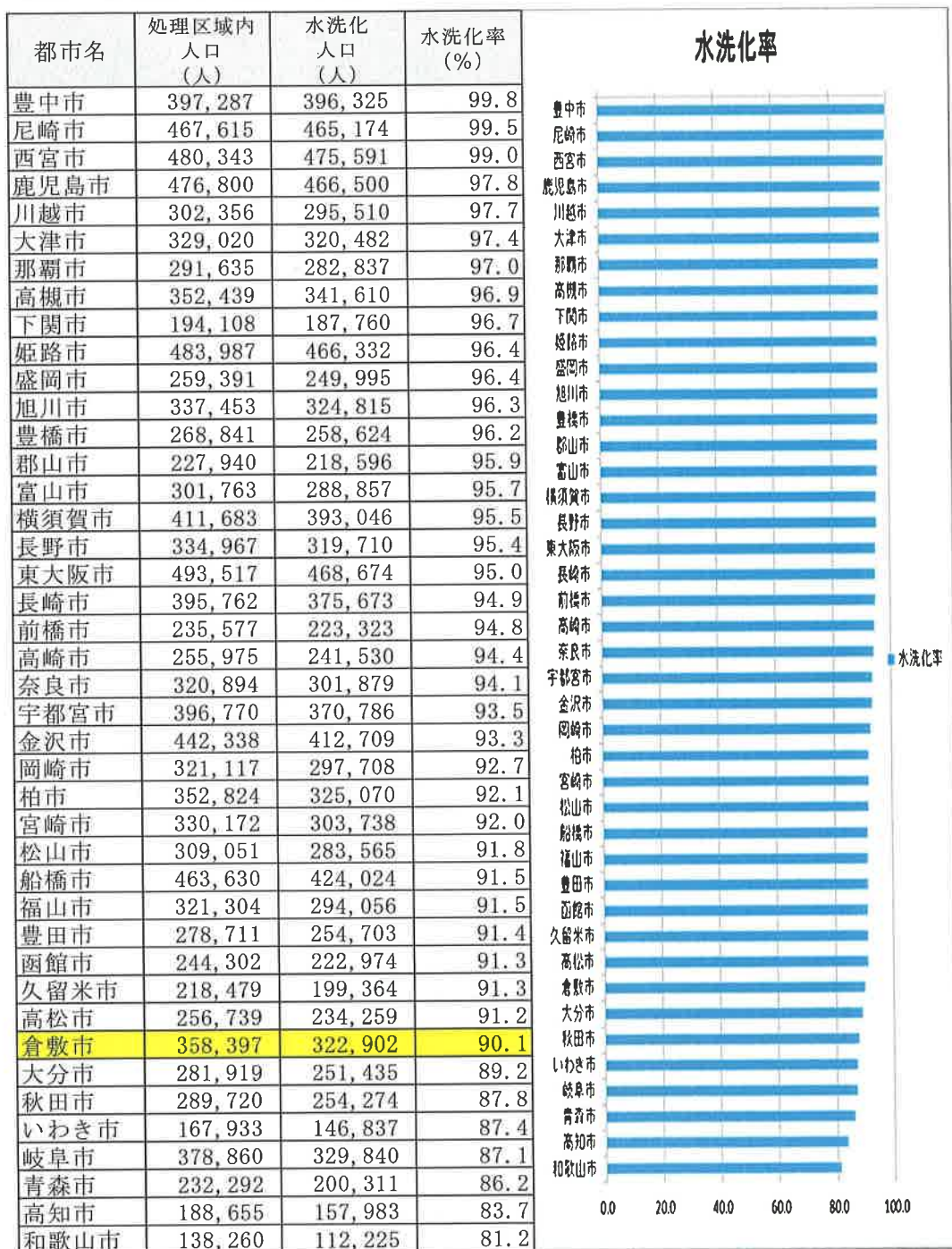
イ 下水道施設の活用度、効率性（水洗化率、有収率）

1) 水洗化率

水洗化率とは、処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合であり、次の式により算定される。

$$\text{「水洗化率（％）＝水洗化人口／処理区域内人口} \times 100 \text{」}$$

【表】 水洗化率の比較（平成24年度）



平成24年度の水洗化率をみると、豊中市や尼崎市などでは、ほぼ100%に達しているほか、ほぼ半数の都市が95%を超えている。

倉敷市の水洗化率は、下から8番目の90.1%であり、約1割の市民が依然として水洗便所に改造せず、公共下水道に接続していないことになる。

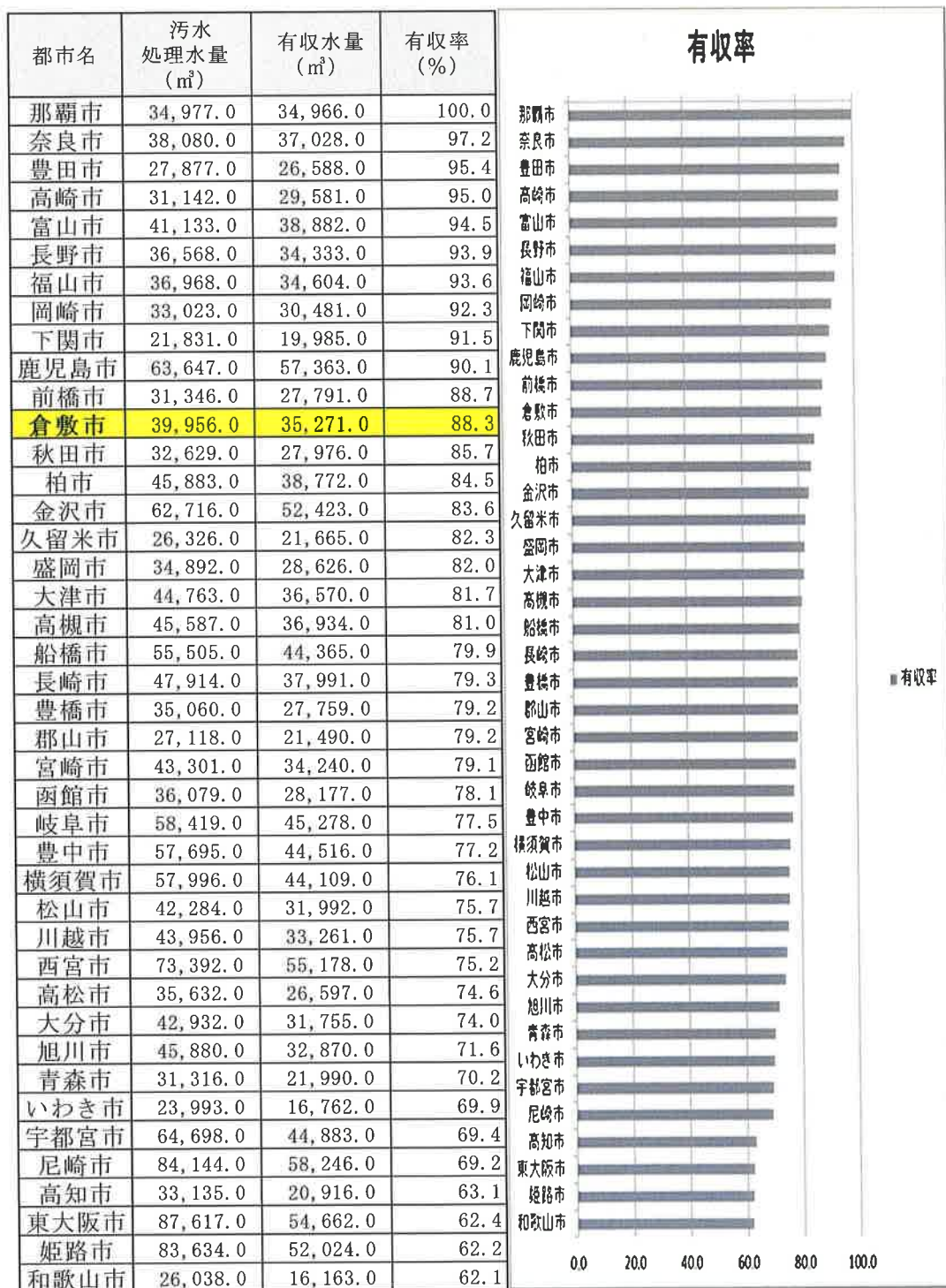
水洗化率の向上は、下水道施設の有効活用だけでなく、使用料収入の確保のためにも重要である。

2) 有収率

有収率とは、下水道施設の効率性を表す指標として、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる汚水の割合を示しており、次の算式で計算される。

$$\text{「有収率（％）＝年間有収水量／年間汚水処理水量×１００」}$$

【表】 有収率の比較（平成２４年度）



倉敷市の平成24年度の有収率は88.3%である。中核市の中では、上から12番目となっており、比較的高くなっている。

汚水処理量がそのまま使用料徴収の対象とならない要因、すなわち有収率が100%とならない要因としては不明水が挙げられる。不明水とは、雨水や地下水などが汚水管きょに流入したものである。具体的には、雨樋や側溝等の汚水管きょへの誤接続による雨水流入や、管きょ欠陥部分への雨水浸透水の流入、地下水位変移による管きょ欠陥部分への地下水流入などが考えられる。不明水が多いと、雨水もしくは地下水などを必要以上に処理することになり、その分、使用料収入に直接結びつかない下水道処理費を支出することになる。

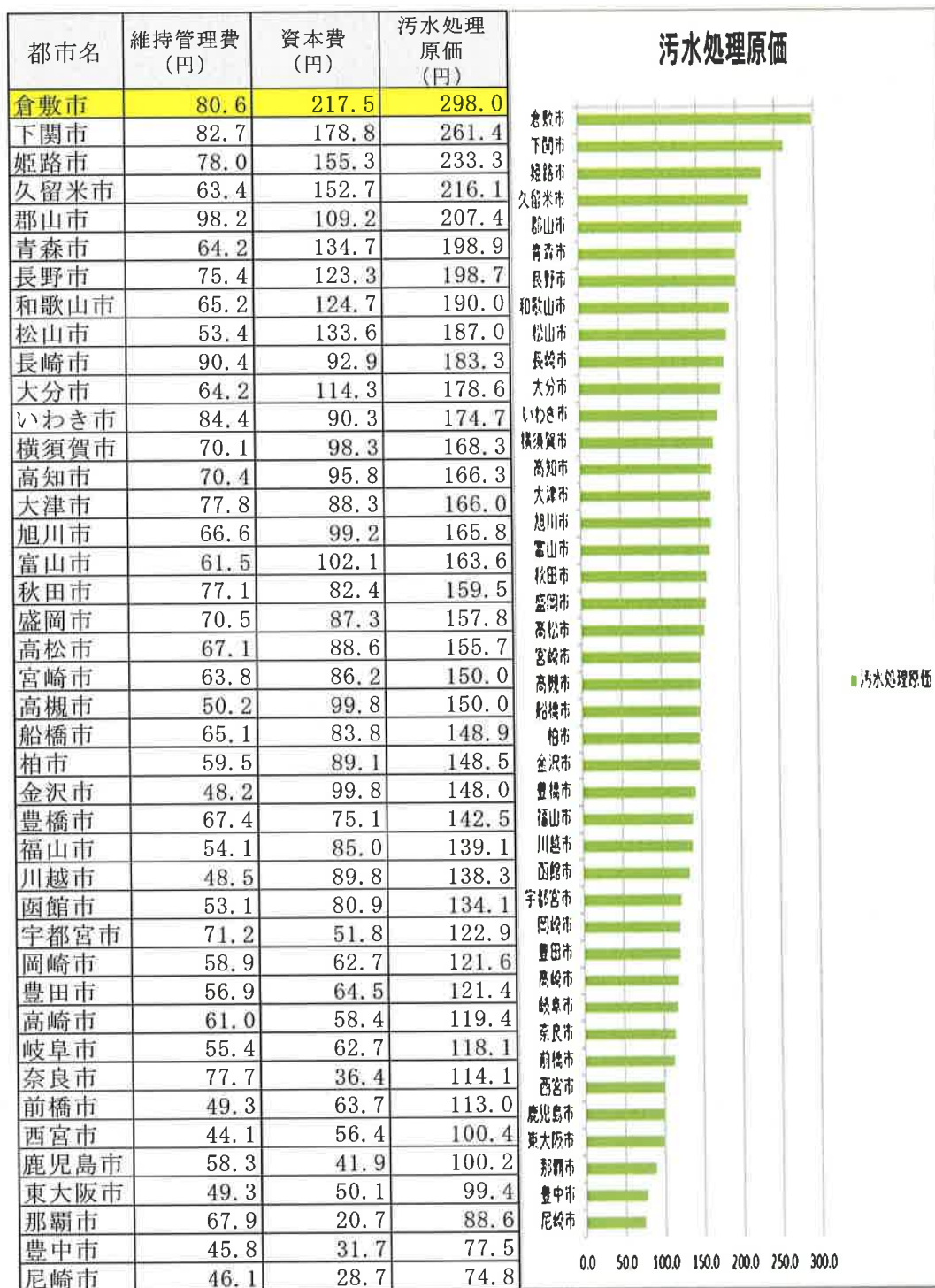
倉敷市の有収率は高く、下水道施設の効率性は悪くないが、改善の余地も残されている。今後の有収率向上に向けて、倉敷市では、侵入水、継手の整備など不明水調査に注力しているところである。

ウ 下水道事業経営の効率性（污水处理原価）

污水处理原価は、使用料を徴収している污水处理量 1 m³を処理するのに必要な処理費を示したものであり、次の算式で計算される。

$$\text{「污水处理原価（円/m}^3\text{）} = \text{污水处理費} \div \text{年間有収水量} \text{」}$$

【表】 污水处理原価（維持管理費＋資本費）の比較（平成24年度）



汚水処理原価が低いほど、より効率的な経営が行われているといえる。

平成24年度の倉敷市の汚水処理原価は298円/m³であり、中核市の中では、最も原価が高くなっている。

汚水処理原価は、維持管理費の汚水処理原価と資本費の汚水処理原価に区分できる。維持管理費は管きょ費やポンプ場費、処理場費などからなり、資本費は企業債利息と減価償却費からなる。

倉敷市の場合、地方公営企業法非適用であるため、資本費は事業債等利息と事業債償還金で計算される。各年度の地方債償還の状況によって資本費が上下することになる。

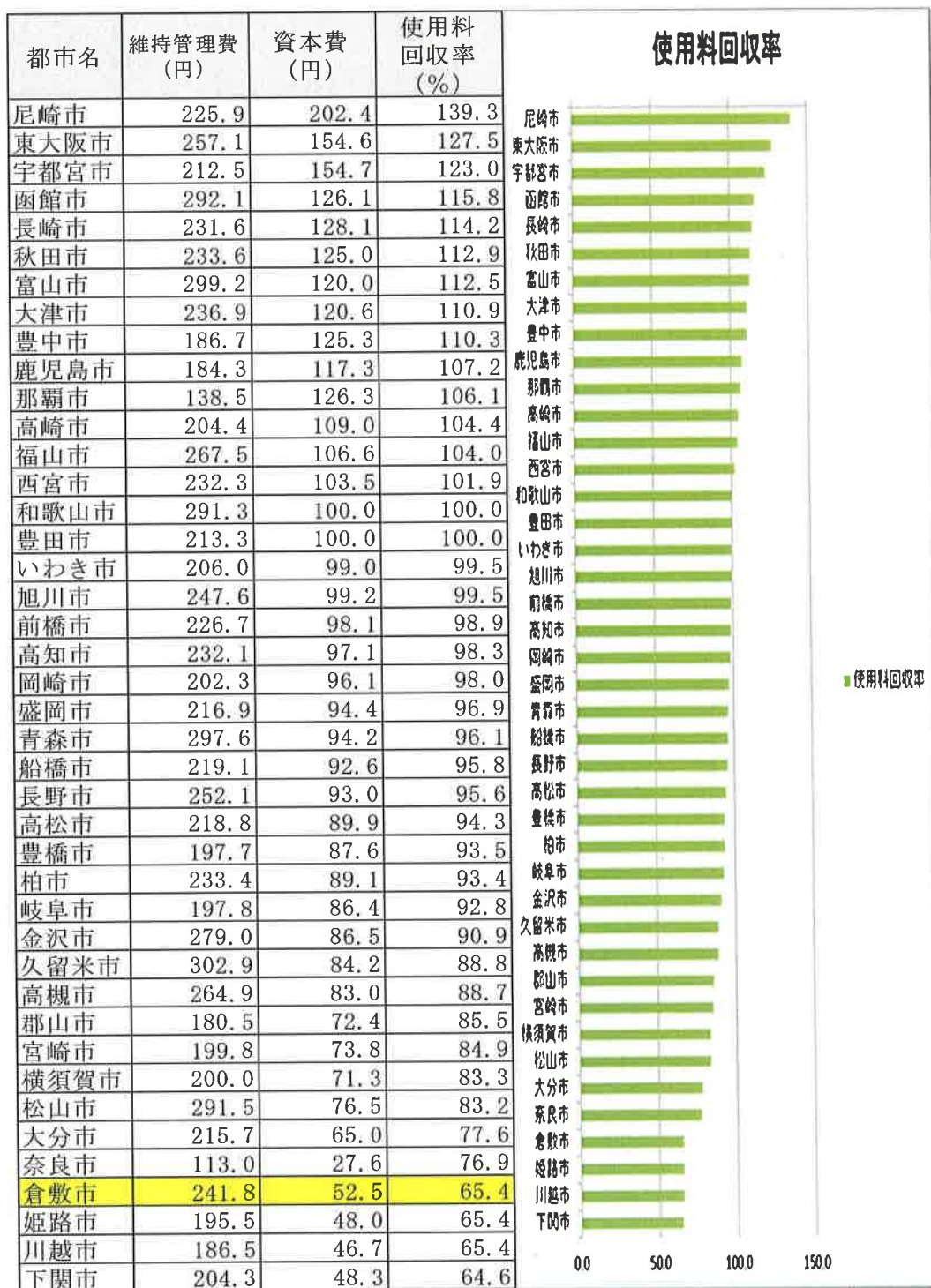
平成24年度の倉敷市の汚水処理原価を区分してみると、維持管理費が80.6円/m³、資本費が217.5円/m³である。中核市の中では、それぞれ5番目、1番目に高くなっている。

エ 下水道事業の採算性（使用料回収率、使用料単価、一般家庭使用料）

使用料回収率とは、汚水処理に要した費用に対して使用料による回収の程度を示す指標であり、次の算式で計算される。

$$\text{「使用料回収率（％）＝使用料収入／汚水処理費×１００」}$$

【表】 使用料回収率の比較（平成２４年度）



下水道事業における経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が基本原則となっており、雨水の排除に係る経費は公費で負担するが、汚水の排除、処理施設についての経費は下水道利用者の負担とすることとされている。

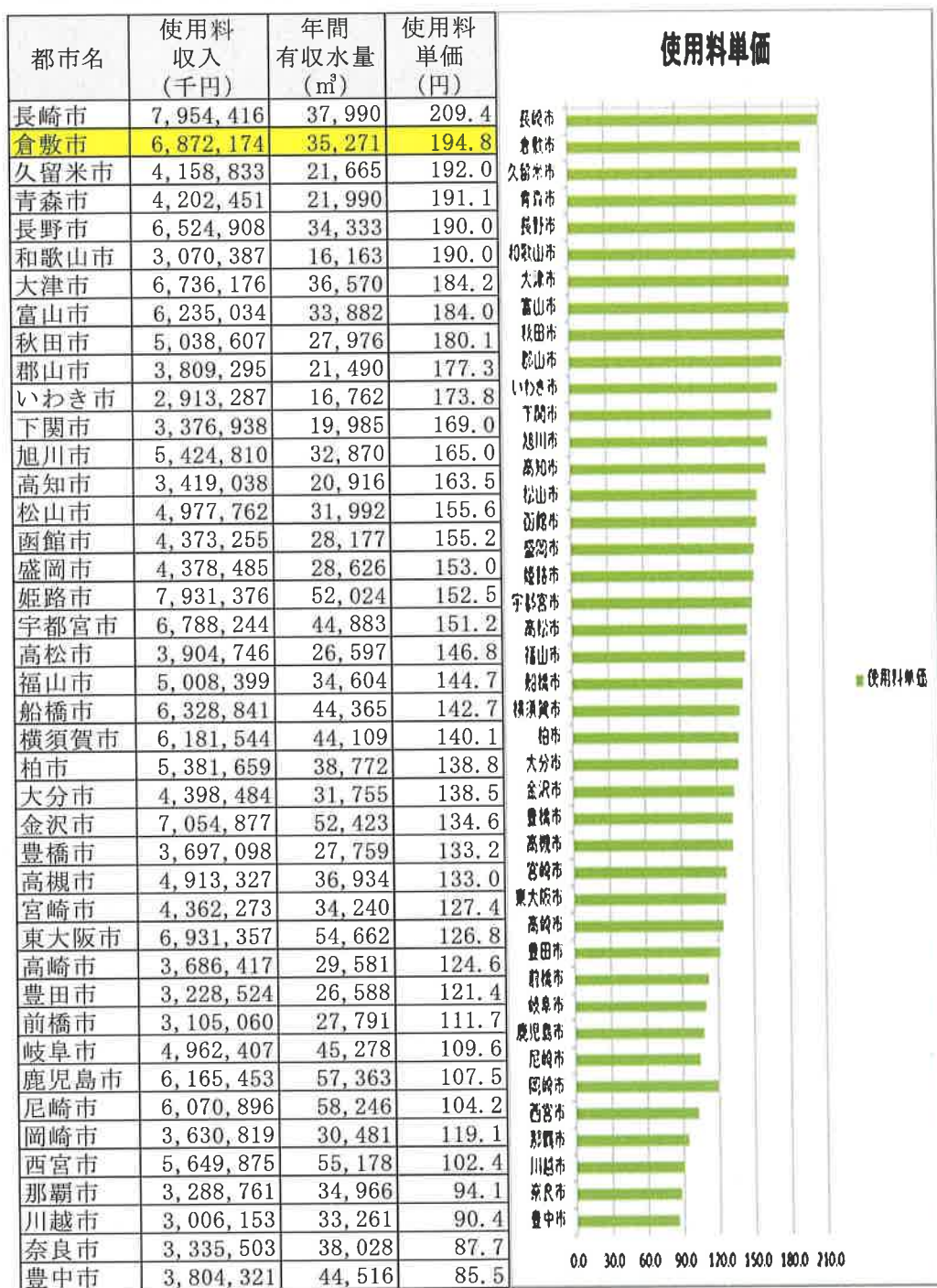
したがって、原則として汚水処置費はすべて使用料収入で賄い、使用料回収率は100%となることが理想である。

平成24年度の倉敷市の使用料回収率は、65.4%であり、100%に遠く及ばない。汚水処理費を使用料収入で賄えていないことになる。

他の中核市では、尼崎市の139.3%を筆頭に16都市が100%以上となっている。倉敷市よりも使用料回収率が低い都市は下関市の64.6%のみであり、姫路市と川越市が65.4%で倉敷市と並んでおり、この4都市の使用料回収率が低い。

使用料単価は、「使用料収入／年間有収水量」で計算され、有収水量当たり、どの程度の使用料収入を確保できているかを示している。

【表】 使用料単価の比較（平成24年度）



倉敷市の平成24年度の使用料単価は、194.8円/m³であり、中核市のなかで長崎市の209.4円/m³に続き2番目に高い。中核市42都市の平均使用料単価は、145.2円/m³であるので、3割強高い水準にある。

【表】 一般家庭使用料（1ヶ月20m³当たり）の比較（平成24年度）



1ヶ月20m³当たりの一般家庭使用料で下水道料金の設定レベルを見てみると、倉敷市は2,834円であり、中核市42都市中13番目に高くなっている。

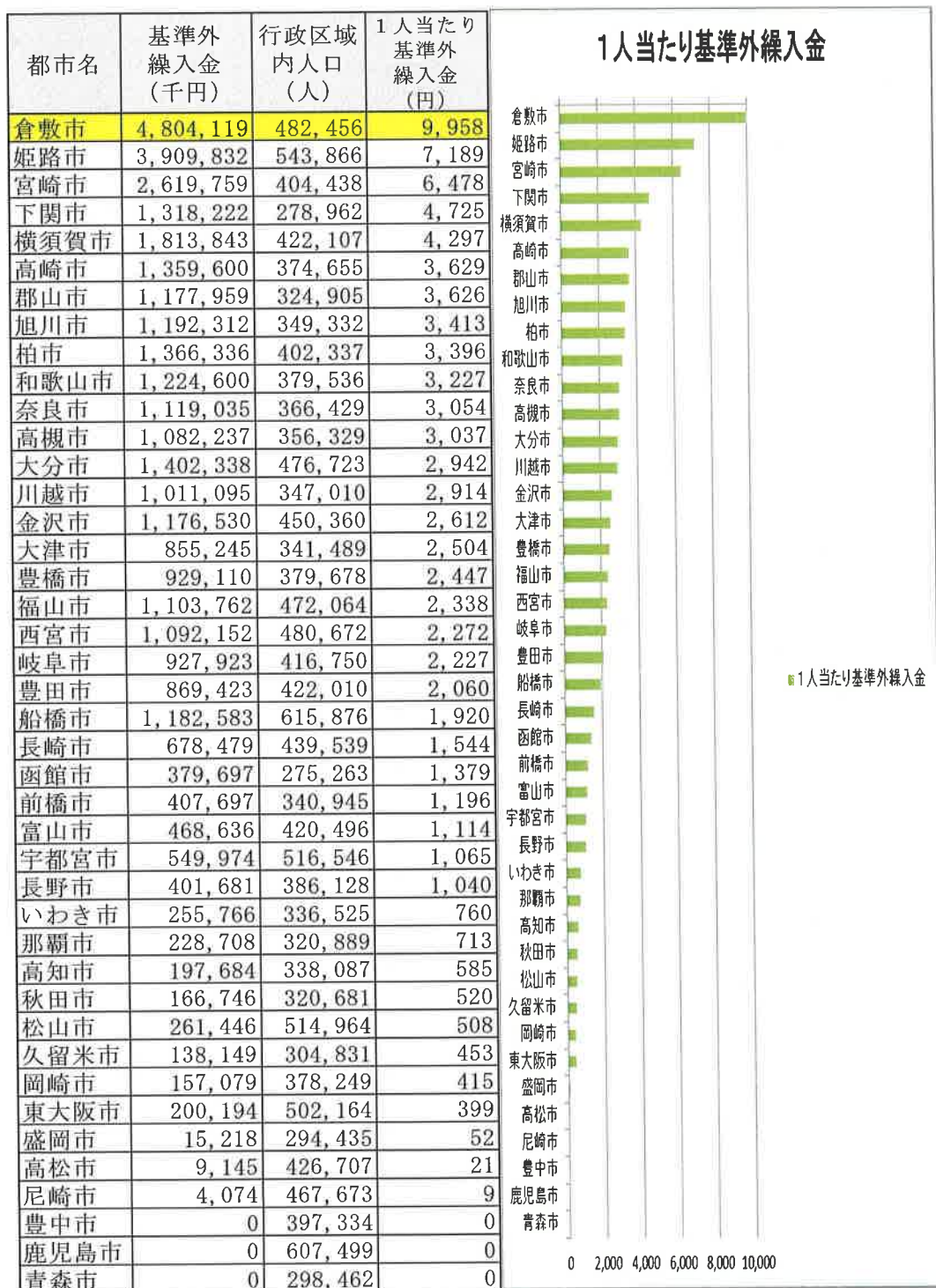
最も高い長崎市で3,374円/m³、最も低い豊中市で1,356円/m³となっており、約2.5倍の開きがある。

オ 下水道事業経営の健全性(1人当たり基準外繰入金、1人当たり地方債現在高)

1) 1人当たり基準外繰入金

行政区域内人口1人当たりの基準外繰入金について、他の中核市との比較を行ったものが次の表である。

【表】 行政区域内人口1人当たり基準外繰入金の比較 (平成24年度)



一般会計から下水道事業特別会計への繰入金のうち、総務省の定める基準以外のものが基準外繰入金であり、各地方公共団体の政策判断によって繰り入れられている。

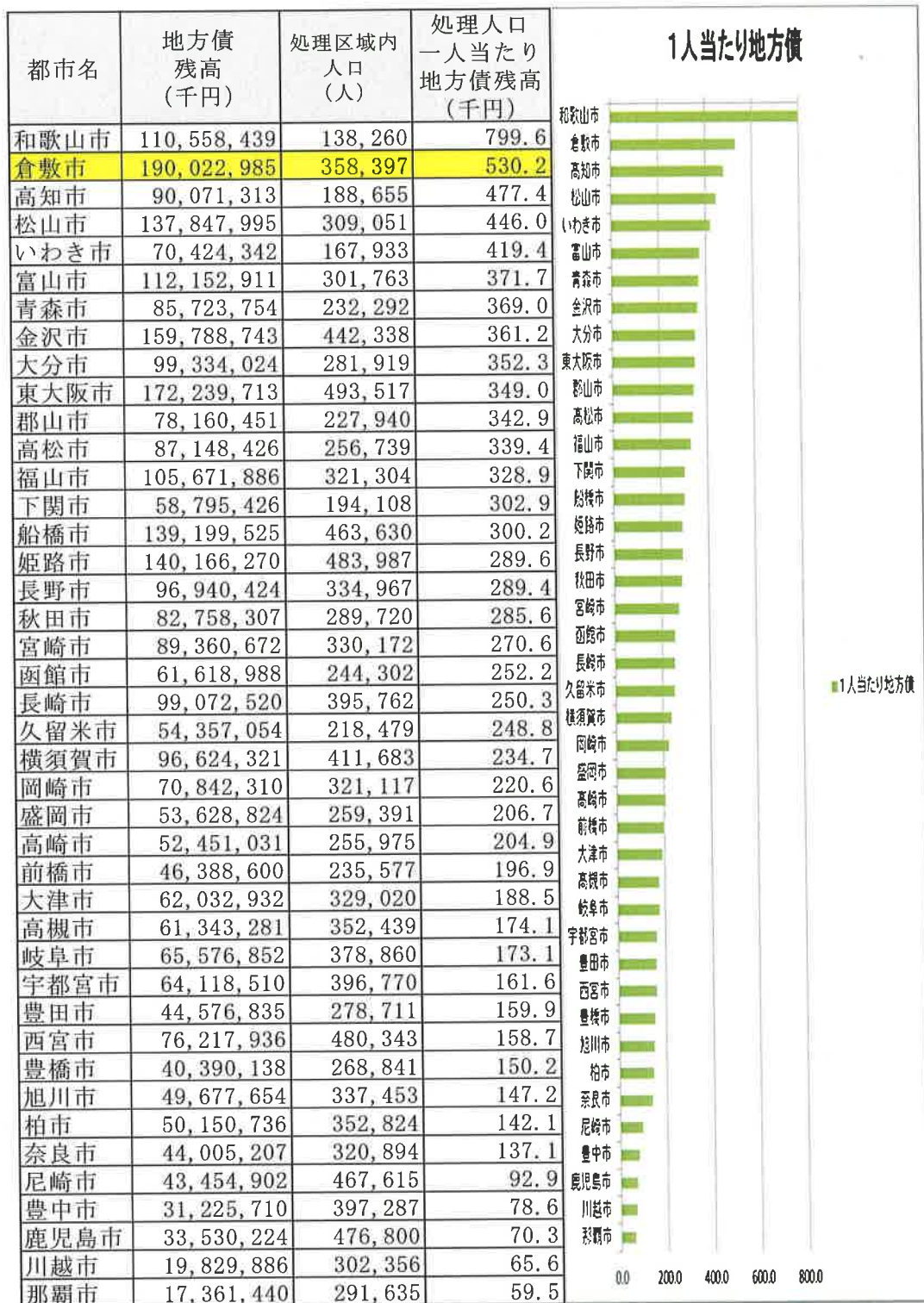
倉敷市の平成24年度の1人当たり基準外繰入金は、9,958円／人であり、中核市42都市中で圧倒的に一番高い。

総務省の繰入金に係る基準は、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づいて定められているが、基準外繰入金を通じて通常の汚水処理に公費が充当されている。前述した使用料回収率が100%に達していない部分にも基準外繰入金が充当されており、使用料収入の不足分を税金で賄っていることになる。

2) 1人当たり地方債現在高

処理区域内人口1人当たりの地方債現在高について、他の中核市との比較を行ったものが次の表である。

【表】 処理区域内人口1人当たり地方債現在高の比較（平成24年度）



1人当たり地方債現在高とは、地方債残高を処理区域内人口で除したものであり、地方債の発行残高の状況を示す指標となっている。

平成24年度の1人当たり地方債現在高が最も少ない都市は那覇市の59千円／人である。倉敷市は和歌山市に次ぎ地方債現在高が多く、530千円／人である。これは1900億円にものぼる地方債残高が原因である。

(2)実施した監査手続

ア 中核市のデータの分析

中核市の下水道事業に係るデータを入手し、分析を実施した。

イ 担当者へのヒアリング

都市比較のデータ分析結果を踏まえて、担当者へのヒアリングを実施した。

(3)監査の結果及び意見

経営データを活用して中長期的・体系的な目標値を設定した上で、課題に取り組むことが望ましい。(意見)。

経営データを活用し、他都市とも比較しつつ現状の課題を分析することが必要である。それを踏まえて、将来の状況を予測し、各種の経営指標や経営改善の取組に関して目標値を定量的に設定することが望ましい。

倉敷市においても、目標値は中期経営計画等の形でまとめ、定期的に目標への到達度を整理し、市民に公表していくことなどが必要である。

2 下水道事業の経営状況

(1) 概要

ア 倉敷市下水道事業の経営状況

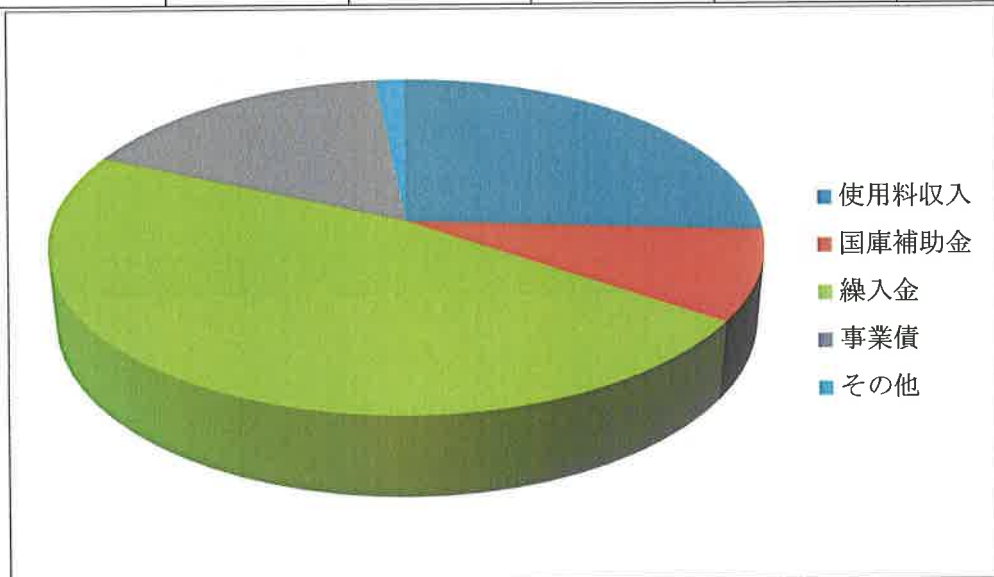
公営企業とは、地方公共団体が経営する企業である。このうち、「一定の事業」については地方財政法第6条により、特別会計の設置と独立採算の考え方が定められている。下水道事業は、この「一定の事業」に該当するため、特別会計が設置されなければならない。

また、ここでの独立採算の考え方とは、「その経費は、その性質上当該事務の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入（地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。」（地方財政法第6条抜粋）というものである。

このような独立採算の考え方を念頭に置き、下図に示す倉敷市下水道事業特別会計における歳入歳出を見た場合、繰入金125億5百万円がいわば倉敷市の下水道事業における収支ベースの赤字額ということになる。

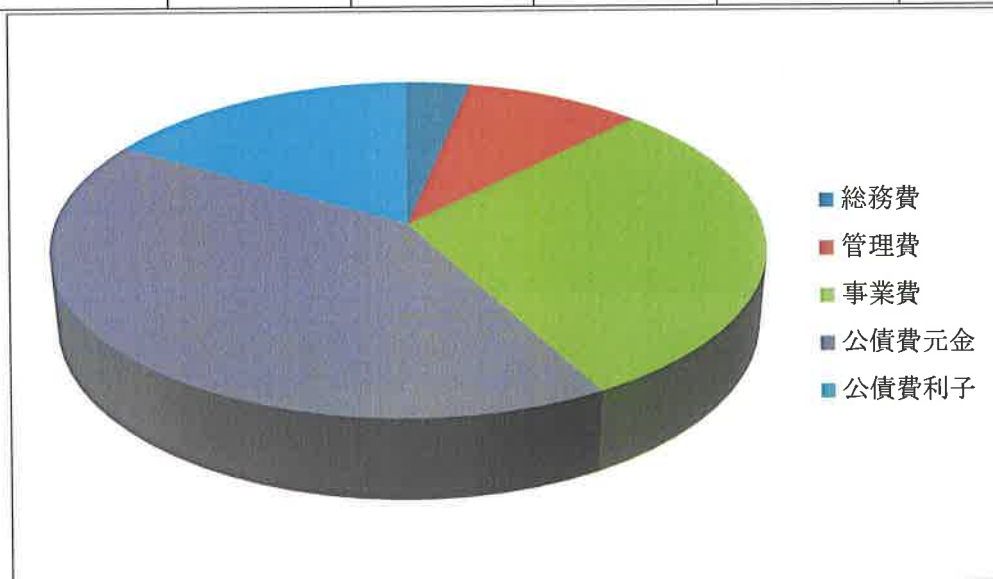
【図】 倉敷市下水道事業特別会計 平成25年度歳入決算 (単位：百万円)

使用料収入	国庫補助金	繰入金	事業債	その他	歳入合計
6,878	2,289	12,505	4,384	417	26,473
26.0%	8.6%	47.2%	16.6%	1.6%	100.0%



【図】 倉敷市下水道事業特別会計 平成25年度歳出決算 (単位：百万円)

総務費	管理費	事業費	公債費元金	公債費利子	歳出合計
886	2,440	7,820	10,930	4,339	26,415
3.4%	9.2%	29.6%	41.4%	16.4%	100.0%



イ 繰出基準

独立採算によることが客観的に困難であると認められる経費については、公費として、地方公共団体の一般会計で負担することとなる。一般会計から公営企業の特別会計に支出される経費を「繰出金」といい、それを特別会計側からみたものが「繰入金」である。

一般会計から特別会計に対して繰り出す際の基本的な考え方が繰出基準であり、総務省により毎年度通知されている。

下水道事業に係る繰出基準の項目を要約すると次の表のとおりであり、これらの項目に要する経費について繰出が指定されている。

【表】 下水道事業に係る繰出基準の項目（平成25年度）

番号	項目	繰出しの基準
1	雨水処理	雨水処理に要する資本費及び維持管理費相当額
2	分流式下水道等	分流式の公共下水道等に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額
3	流域下水道の建設	（市町村にあっては）都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業の場合10%）
4	下水道に排除される下水の規制に関する事務	水質保全に資するための下水の規制に関する事務に要する経費相当額
5	水洗便所に係る改善命令等に関する事務	水洗便所への改善命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1
6	不明水の処理	計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費相当額
7	高度処理	下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額の2分の1
8	高資本費対策	当該事業の資本費及び使用料で一定の要件を満たすもの
9	広域化・共同化	下水道事業費（広域化・共同化分）の元利償還金の

		55%相当額
10	地方公営企業法の適用	地方公営企業法の適用に要する経費の2分の1
11	小規模集合排水処理施設整備事業	建設改良に要する経費の30%
12	個別排水処理施設整備事業	建設改良に要する経費の30%
13	下水道事業債（特別措置分）の償還	下水道事業債（特別措置分）の元利償還金相当額
14	その他	①下水道事業費（普及特別対策分）の元利償還金の55%相当額 ②下水道事業費（臨時措置分及び特例措置分）の元利償還金相当額

（総務省総務副大臣通知「平成25年度の地方公営企業繰出金について」より）

なお、総務省の繰出基準の範囲内での繰り出しや繰り入れを「基準内繰出」、「基準内繰入」といい、その一部については国から地方公共団体（一般会計）への地方交付税の交付対象となっている。また、繰出基準の範囲外での繰り出しや繰り入れは「基準外繰出」、「基準外繰入」と呼ばれ、各地方公共団体の政策的な判断に基づいて一般会計から特別会計に繰出されている。

ウ 市の繰入金の動向

上述したとおり、平成25年度の倉敷市下水道事業特別会計における一般会計からの繰入金は12,505百万円であり、これは下水道事業特別会計の平成25年度歳入決算額全体の47.2%を占めている。

また、一般会計からの繰入金の額に関する基準内繰入及び基準外繰入の内容は、下表のとおりである。

【表】 一般会計からの繰入金の内容（平成25年度決算額）（単位：千円）

項目	合計金額	うち基準内繰入	うち基準外繰入
雨水処理費	1,670,209	1,670,209	0
分流式下水道等経費	3,706,919	3,706,919	0
流域下水道の建設経費	33,470	33,470	0
水質規制事務費	5,700	5,700	0
水洗便所普及費	50,508	50,508	0
不明水処理費	337	337	0
高度処理費	155,601	155,601	0
事業債元利償還（特別措置分）	23,917	23,917	0
臨時財政債（特例措置）元利償還	309,721	309,721	0
緊急整備債（臨時措置）元利償還	81,488	81,488	0
災害復旧費（市債元利償還等）	58,568	58,568	0
その他収益勘定繰入金	194,444	0	194,444
その他資本勘定繰入金	6,214,217	0	6,214,217
合計	12,505,099	6,096,438	6,408,661

（2）実施した監査手続

地方公営企業繰出基準と市の繰入金の考え方、繰入金の計算過程、基準外繰入金の内容について担当者にヒアリングした。

(3) 監査の結果及び意見

ア 繰入金の算定根拠を明確にし、市民や利用者等に対して説明責任を果たせる状況にしておくことが必要である(意見)。

平成25年度決算における一般会計からの繰入金は12,505百万円であり、下水道事業収入に占める割合は47.2%とかなり大きくなっている。

しかし、平成25年度における繰入金額は、予算策定の段階でその内容がどこまで詳細に決まっていたのかが不明瞭であり、どのような使途に対する支出か明確でないまま計上されていた。

また、その算定プロセスは単に繰入金の金額を計算するだけでなく、下水道事業に係る経費や支出を公費と私費に区分する作業であり、一般会計の財政負担、下水道利用者の負担、そして下水道事業経営の独立採算性にそれぞれ直結する重要なプロセスである。

したがって、繰入金の算定根拠を明確にし、市民や利用者等に対して説明責任を果たせる状況にしておくことが必要である。

イ 一般会計からの基準外繰入の算定方法を明確化し、下水道事業の独立採算制を志向した経営が行えているか否かを検討できるようにすべきである(意見)。

平成25年度決算における一般会計からの基準外繰入金の額は6,408百万円である。そのうち、収益的収支として194百万円、資本的支出として6,214百万円が計上されている。これらの基準外繰入金は、前者が事業債にかかる支払利息に充当され、後者は事業債の元本償還に充当されている。

平成25年度の一般会計からの繰入金のうち、51.2%が基準外繰入金となっており、処理区域内人口1人当たりの基準外繰入金の額は他の中核市と比較しても多い。一般会計からの繰入金の中でも、基準外繰入は税金による下水道事業の赤字補てんであり、経営上の重要な問題である。

したがって、繰入金の算定方法を予算策定段階からの積み上げ方式にするなどして、予算策定の過程で下水道事業の独立採算性を志向した健全な経営が行えているか否かについて詳細な検討が行えるようにすべきである。

3 下水道事業の財政状態

(1) 概要

ア 下水道整備の財源

下水道施設を整備するための主要な財源として、一般的に地方債（公営企業債）（以下「事業債」という。）、国庫補助金、都道府県補助金、受益者負担金及び受益者分担金がある。

【表】 下水道施設を整備するための主要な財源

財源	説明
事業債	地方公共団体は、毎年度の支出額の平準化と世代間の公平を維持するため、下水道施設の建設費のうち一定限度までを事業債として借り入れることが認められている。下水道施設建設時の事業債の償還費（起債償還費）は毎年度に少しずつ長期間に分けて負担する。
国庫補助金	下水道事業は地方公共団体が行うものだが、その建設には多額の費用が必要であり、また下水道を緊急に整備することは国家的見地から見ても非常に重要であるとの考えから、下水道を建設する地方公共団体に対して国が補助を行う。
都道府県補助金	国庫補助金と同じ観点から、市町村が行う下水道事業に対して都道府県が補助を行うもの。
受益者負担金	都市計画法に基づくもので、都市計画事業として行われる下水道事業について、地方公共団体が条例を定めて徴収している。
受益者分担金	地方自治法第224条の規定に基づくもので、市街化調整区域等における公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方公共団体が条例を定めて徴収している。

イ 事業債の新規発行額、償還高及び発行残高の推移

下水道の建設は短期間に集中して行われるにも関わらずその効果は長期にわたるものであり、その財源を返済が長期にわたる事業債の発行によることは世代間の負担の公平を図る意味で適当であるといえる。

したがって、下水道の建設財源については、国庫補助対象事業にあつては地方負担額の、地方単独事業にあつては事業費の大部分に事業債が活用されることとされている。

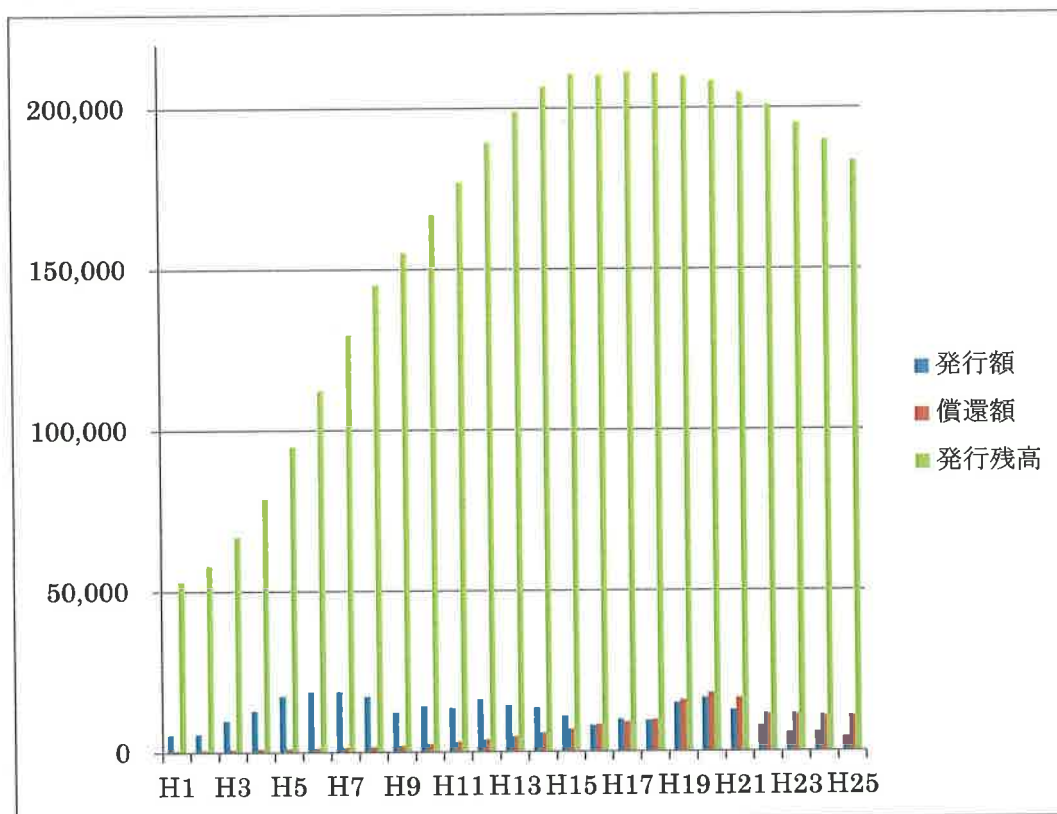
倉敷市下水道事業における平成元年度から平成25年度までの事業債の発行額、償還高及び発行残高の推移を表及びグラフで表すと、次の図のようになる。

【表】 事業債の発行額、償還額及び発行残高の推移 (単位：百万円)

年度	発行額	償還額	発行残高
H1	5,642	758	53,028
H2	5,806	848	57,986
H3	9,868	946	66,908
H4	12,917	1,110	78,715
H5	17,537	1,286	94,966
H6	18,770	1,418	112,319
H7	18,740	1,595	129,464
H8	17,307	1,769	145,002
H9	12,365	2,156	155,210
H10	14,142	2,643	166,709
H11	13,683	3,323	177,068
H12	16,203	4,053	189,218
H13	14,486	4,874	198,830
H14	13,689	6,002	206,516
H15	11,030	7,059	210,487
H16	8,222	8,530	210,180
H17	10,126	9,285	211,020
H18	9,716	9,981	210,755
H19	15,151	16,055	209,851
H20	16,760	18,251	208,360
H21	12,923	16,614	204,669
H22	7,883	11,701	200,851
H23	5,716	11,485	195,082
H24	5,925	10,984	190,023
H25	4,384	10,930	183,477

【図】 事業債の発行額、償還額及び発行残高の推移

(単位：百万円)



倉敷市は、発行額が償還額を上回る状況が続いていたが、平成18年度以降は償還額が発行額を上回る状況になった。したがって、発行残高は平成17年度末の211,020百万円をピークに減少し続けている。

平成25年度の事業債の状況は、発行額が4,384百万円、償還額は10,930百万円、発行残高は183,477百万円である。

なお、倉敷市の事業債には流域下水道の建設に伴い起債した流域下水道債が含まれる。流域下水道は都道府県が設置・管理するものであるが、都道府県は当該流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができるとされている（下水道法第31条の2第1項）。

そこで、建設段階では建設費負担金を、供用開始後では維持管理負担金を徴収することになっている。下水道事業債の取扱いにおいては、このように市町村に建設費負担をさせた場合には、それぞれの負担割合に応じて、市町村に対して起債措置することとされている。

ウ 資本費平準化債について

下水道整備は、先行投資が多額となる事業であり、供用開始当初は、処理原価が高くなる傾向がある。そこで、供用開始当初の負担を軽減し、下水道事業における資本費負担の一部を後年度に繰り延べるための仕組みとして、かつ世代間の負担の公平を図るため、昭和５６年度に「未稼働資産等債」が制度化された。その後対象範囲等が順次拡大され、昭和６１年度に名称が「資本費平準化債」に変更されている。

資本費平準化債は、平成１６年度に起債対象が拡大されている。下水道事業債の元金償還期間と下水道施設の減価償却期間が異なっていることから、当該年度の元金償還金相当額と減価償却費相当額との差に対する起債が平成１６年度から新たに認められている。この平成１６年度の拡大分については、償還期限は２０年以内、資金は全額民間資金（銀行等資金）とされている。

倉敷市の資本費平準化債は、昭和６２年度から発行されている。下水道施設は、その耐用年数である約５０年間で減価償却費を計上していく。それに対し事業債は、約３０年間で償還される。したがって、将来的には減価償却費は計上されるが、事業債の償還がない期間（約２０年間）が到来することとなる。そこで、この期間にも事業債の償還（資本費）をすることで、減価償却費の計上期間と事業債の償還期間を一致させ、資本費が長期間にわたって一定となるようにするため発行されるのが資本費平準化債である。

倉敷市において、基本的には、この期間にどれくらいの事業債償還をすることによって資本費が平準化されるかを計算して、毎年度の資本費平準化債の発行を決定している。

【表】 資本費平準化債の推移

（単位：千円）

	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度	H 2 5 年度
発行額	3, 661, 000	3, 368, 000	1, 897, 000	2, 059, 900	0
償還額	1, 965, 200	1, 916, 549	1, 894, 943	1, 835, 940	1, 674, 159
残高	21, 332, 458	22, 783, 909	22, 785, 966	23, 009, 927	21, 335, 768

エ 国庫補助金及び県補助金の推移

次表は、平成 2 1 年度から平成 2 5 年度までの国庫補助金及び県補助金の推移である。

【表】 国庫補助金・県補助金（歳入額）の推移 (単位：千円)

	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度	H 2 5 年度
国庫補助金	2, 427, 859	2, 577, 565	2, 172, 040	2, 393, 131	2, 289, 098
県補助金	0	29, 085	20, 790	0	0
合計	2, 427, 859	2, 606, 650	2, 192, 830	2, 393, 131	2, 289, 098

(2) 実施した監査手続

倉敷市下水道事業特別会計決算書等により、事業債の状況を分析した。

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

4 岡山県との関わりについて（児島湖流域下水道の負担金）

（１）概要

ア 流域下水道事業特別会計の概要

平成２５年度の流域下水道事業特別会計の歳入及び歳出は次の表のとおりである。

【表】 流域下水道事業特別会計の歳入及び歳出 （単位：千円）

区分		決算額	備考
	市町管理費負担金	2,419,412	
	市町建設費負担金	406,137	
	分担金及び負担金	2,825,549	市町負担分
	国庫支出金	1,185,966	
	繰入金	743,000	県負担分
	繰越金	5,214,313	平成２４年度より
	諸収入	3,751	公社消費税還付金等
	県債	332,100	
	財産収入	76	
歳入合計		10,304,755	
	下水道公社業務委託	1,484,669	薬品費・電気料金等
	汚泥処理処分	934,763	汚泥運搬・処分費等
	その他	127,580	消費税等
	流域下水道管理費	2,547,012	
	流域下水道建設費	1,828,990	浄化センター建設費等
	流域下水道建設関連費	54,474	浄化センター建設用地管理費
	県債元金償還費	616,324	
	県債利子償還費	228,265	
	翌年度繰越金	5,029,690	
歳出合計		10,304,755	

イ 児島湖流域下水道（岡山県）への負担金支出額の推移

倉敷市は、児島湖流域下水道事業（以下、「流域下水道事業」という。）において、岡山県（以下「県」という。）に毎年度負担金を支出している。

負担金は、流域下水道施設の建設に要する負担金（以下、「建設負担金」という。）と流域下水道施設の維持管理に要する経費の負担金（以下、「維持管理負担金」という。）に大別され、平成２５年度は、建設負担金１２５，７００千円、

維持管理負担金 724,037 千円の合計 849,737 千円を県に支出している。

倉敷市が支出している負担金の平成元年度以降の推移は次の表のとおりである。

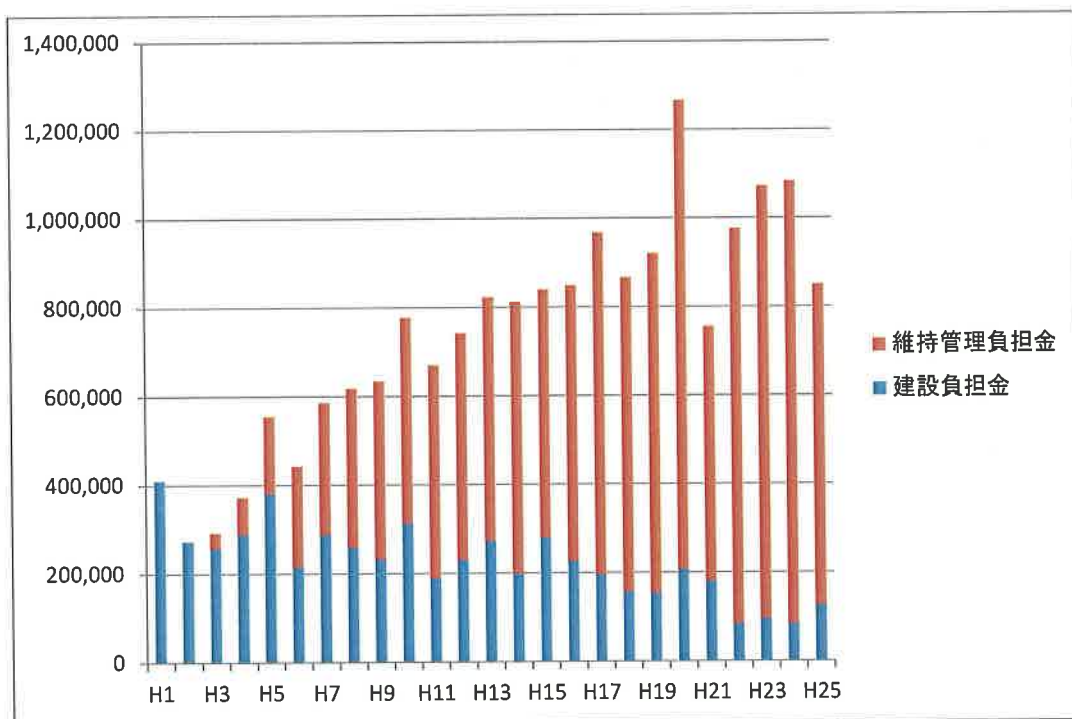
【表】 児島湖流域下水道への負担金の推移 (単位：千円)

年度	建設負担金		維持管理負担金		合計	
	倉敷市負担率 (%)	金額	倉敷市負担率 (%)	金額 (①)	金額 (②)	①／② (%)
H元年度	15.29%	410,768	0%	0	410,768	0%
H2年度	〃	273,226	0%	0	273,226	0%
H3年度	〃	256,804	3.85%	36,093	292,897	12.3%
H4年度	〃	288,670	24.17%	84,326	372,996	22.6%
H5年度	14.825%	380,473	23.07%	174,772	555,245	31.5%
H6年度	〃	215,600	23.59%	227,460	443,060	51.3%
H7年度	〃	287,352	26.64%	298,912	586,264	51.0%
H8年度	〃	260,024	28.34%	357,777	617,801	57.9%
H9年度	〃	232,348	30.81%	401,739	634,087	63.4%
H10年度	〃	313,030	30.75%	464,222	777,252	59.7%
H11年度	〃	187,729	30.08%	482,338	670,067	72.0%
H12年度	〃	230,095	29.88%	512,370	742,465	69.0%
H13年度	〃	272,205	29.89%	550,433	822,638	66.9%
H14年度	〃	198,156	27.10%	614,850	813,006	75.6%
H15年度	〃	278,834	25.90%	561,408	840,242	66.8%
H16年度	〃	226,572	28.80%	622,921	849,493	73.3%
H17年度	〃	196,107	26.61%	771,010	967,117	79.7%
H18年度	〃	156,804	27.61%	709,399	866,203	81.9%
H19年度	16.892%	153,499	27.37%	766,801	920,300	83.3%
H20年度	〃	207,031	27.70%	1,058,990	1,266,021	83.6%
H21年度	〃	180,210	32.81%	574,789	754,999	76.1%

H22 年度	〃	83,732	35.86%	892,823	976,555	91.4%
H23 年度	〃	95,986	34.84%	976,033	1,072,019	91.0%
H24 年度	〃	83,608	28.89%	999,463	1,083,071	92.3%
H25 年度	15,463	125,700	27.88%	724,037	849,737	85.2%

【図】 負担金の推移

(単位：千円)



(担当課より入手した資料に基づき監査人が作成)

負担金は、平成3年5月から流入開始したことに伴い、維持管理負担金が毎年増加していることに伴い、増加傾向にある。また、建設負担金は、年度により多少の増減はあるものの、傾向としては減少傾向にある。

平成25年度の負担金総額は849,737千円で、維持管理負担金が85.2%を占めている。負担金に占める維持管理負担金の割合は平成18年度以降80%台で推移しており、建設負担金よりも維持管理負担金が必要な割合を占めている。

ウ 児島湖流域下水道関連市町の負担額

平成25年度は、倉敷市をはじめとする児島湖流域関連市町（以下、「流域関連市町」という。）4団体で、406,137千円の建設負担金と2,419,412千円の維持管理負担金を負担している。

次表は、平成25年度の建設負担金と維持管理負担金の県及び流域関連市町4団体の負担額と負担割合を示したものである。

【表】 平成25年度負担金の市町別負担額 (単位：千円)

市町	建設負担金		維持管理負担金		合計	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
岡山市	263,477	32.437%	1,580,413	65.32%	1,843,890	65.26%
倉敷市	125,602	15.463%	724,037	29.93%	849,639	30.07%
玉野市	9,747	1.200%	55,326	2.29%	65,073	2.30%
早島町	7,311	0.900%	59,636	2.46%	66,947	2.37%
関連市町計	406,137	50.000%	2,419,412	100.0%	2,825,549	100.0%
岡山県	406,137	50.000%	336,863	-	743,000	-
合計	812,274	100.00%	-	-	-	-

平成25年度の倉敷市の建設負担金（事業費負担金のみ）125,602千円及び維持管理負担金724,037千円は、いずれも流域関連市町4団体で岡山市に次ぎ大きい金額となっている。

負担金総額で、流域関連市町4団体のうち約3割を負担していることになる。

エ 負担額の算定方法

1) 建設負担金の算定方法

建設負担金は、児島湖流域下水道事業全体計画における建設事業費から国費を控除した額の二分の一を計画汚水量（日最大汚水量）の比によって負担する。

平成25年度の倉敷市の場合、計画汚水量103,651m³、計画汚水量全体335,161m³であるため30.926%であるが、岡山県が二分の一を負担するため15.463%の負担割合となる。

2) 維持管理負担金の算定方法

維持管理負担金は、児島湖流域下水道事業計画に基づき、岡山県が4年ごとに策定する経営計画において、流入水量を基に処理費用を算定し、流域関連市町の負担金単価が算定されている。現計画（第7期経営計画）では平成25年度から平成28年度までの計画内における負担金単価が算定されている。

流域関連市町の水量及び負担金は、経営計画ごとに覚書を締結し費用負担を毎年行うが、計画上の水量であるため、実水量との差額を翌年度の計画水量と差引き精算を行っている。

平成25年度の場合、倉敷市からの汚水流入量19,593,594 m^3 、全体汚水流入量70,279,686 m^3 であるため、倉敷市の負担割合は27.88%となる。

【表】 汚水流入量による負担割合（平成25年度）（単位： m^3 ）

	岡山市	倉敷市	玉野市	早島町	合計
汚水流入量	47,364,838	19,593,594	1,602,292	1,718,962	70,279,686
負担割合	67.39%	27.88%	2.28%	2.45%	100.00%

オ 公社について

1) 公社設立の経緯

昭和58年に、県は児島湖流域における下水処理を効率的・一体的に行うための施設として、「児島湖浄化センター」の建設事業に着手している。

昭和63年4月、県と流域関連市町は、当浄化センターの機能を十分発揮し、適正かつ効率的な維持管理をするための組織として、民法第34条の規定に基づく「財団法人岡山県下水道公社」を設立し、平成25年4月1日に、財団法人岡山県下水道公社は、公益法人制度改革関連法である整備法第44条の規定に基づいて、公益財団法人に移行している。

なお、同法人の基本財産の県及び関連市町村ごとの内訳は次のとおりである。

【表】 基本財産の内訳

(単位：円)

	金額	構成比
岡山県	15,000,000	50.0%
岡山市	9,853,500	32.845%
倉敷市	4,587,000	15.29%
玉野市	321,000	1.07%
早島町	238,500	0.795%
合計	30,000,000	100.0%

2) 倉敷市と公社の関係

公社は、県から流域下水道及び流域関連公共下水道の維持管理に関する業務等を受託しており、倉敷市との直接的な業務関係はない。倉敷市環境リサイクル局の職員が評議員及び理事として執行役員に参画しているという関係はあるが、原則として、倉敷市と公社との間で直接的に事務等のやり取りを行うことはない。

(2) 実施した監査手続

ア 流域下水道事業の収支状況の分析

維持管理負担金のベースとなる流域下水道事業の収支状況を分析した。

イ 負担金額のこれまでの推移の分析

建設負担金及び維持管理負担金のこれまでの推移を分析した。

ウ 負担金額の算定方法の検討

建設負担金及び維持管理負担金の算定方法の妥当性を検討した。

エ 平成25年度の負担金額の算定過程の検討

建設負担金及び維持管理負担金の算定過程の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

第2 収入事務

1 下水道事業における収入等について

(1) 概要

ア 倉敷市の下水道事業における収入項目

平成25年度における倉敷市の下水道事業特別会計の主な歳入項目を示すと次の表のようになる。

【表】 倉敷市下水道事業特別会計の主な歳入項目 (単位: 千円)

特別会計決算書における項目	平成25年度決算額
下水道使用料	6,878,443
下水道受益者負担金	81,473
下水道事業費国庫補助金	2,289,098
下水道事業債	4,383,900
一般会計繰入金	12,505,099
その他の歳入	114,667
繰越金	220,590
合計	26,473,270

イ 下水道使用料

1) 下水道使用料とは

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる（下水道法第20条第1項）。

倉敷市では、1期（2ヶ月）ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ算定した使用料の額を徴収している。

【参考法令】 下水道法

第20条 （使用料）

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

公共下水道の供用が開始された場合、下水道法第10条により当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。このように下水道はその使用に強制性があるため、使用料徴収の範囲及び方法等について、地域の実情に即するよう十分に配慮する必要がある。そのため、下水道法では、使用料についての基本原則を明示し、実際に適用される使用料の徴収の範囲及び方法等の詳細は条例に委ねることとしている。

倉敷市では、倉敷市下水道条例（以下「下水道条例」という。）第14条及び第15条で、下水道使用料単価を含む使用料の徴収の範囲及び方法等の詳細を定めている。

2) 下水道使用料の算定方法と使用料対象経費

下水道使用料の算定方法について、下水道法の第20条第2項第2号に、「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」との定めがある。これは、非能率的な管理に起因する原価の増加分を下水道使用者に転嫁することを禁止したもので、下水道法上の料金の設定の基本原則とされている。下水道事業者は、この基本原則を踏まえて使用料対象経費（下水道使用料算定の基礎となる経費）を計算し、使用料を算定している。

使用料対象経費は、維持管理費と資本費に大別される。維持管理費とは、日常の下水道施設の維持管理に関する経費であり、具体的には、人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管きょ清掃費及びその他の維持管理費によって構成される。資本費とは、下水道設備を整備するために発行した事業債にかかる償還金元金および支払利息等である。

基本的に、使用料対象経費に何を含めるかについては、法令等による詳細な規定はなく、各事業者の判断に任されているところである。したがって、維持管理費及び資本費の使用料対象経費への繰入率については各事業者が任意に決定している。

なお、全国の下水道事業者の、平成23年度における使用料対象経費の状況をまとめたものが、次の表である。

【表】 使用料対象経費の状況

(単位：団体)

使用料対象経費				法適用	法非適用	合計		
維持管理費			資本費	企業	用企業			
全部算入				全部算入	36	42	78	
				一部算入	140	510	650	
				算入率区分	8 0 % ～	26	35	61
					6 0 % ～ 8 0 %	34	83	117
					4 0 % ～ 6 0 %	35	139	174
					2 0 % ～ 4 0 %	31	127	158
					～ 2 0 %	14	126	140
				算入せず				19
一部算入	13	171	184					
算入率区分	8 0 % ～	5	51				56	
	6 0 % ～ 8 0 %	1	52				53	
	4 0 % ～ 6 0 %	3	39				42	
	2 0 % ～ 4 0 %	1	19	20				
			～ 2 0 %	3	10	13		
合計				208	962	1,170		

(平成23年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省HP)より)

地方公営企業法の適用の有無にかかわらず、下水道事業者の約84%は、その使用対象経費として維持管理費を全部算入している。これは、地方公営企業法を適用していない団体だけで見た場合でも、約82%の下水道事業者に当てはまる。

一方、資本費については、全部算入している団体は少ないが、地方公営企業法を適用していない団体では、その一部を算入している団体が約53%と半数を占めている。

倉敷市は、維持管理費の全部、資本費の一部を使用対象経費に算入している。資本費の算入は、平成23年度においては40%～60%となっている。

ウ 下水道事業受益者負担金、公共下水道区域外流入分担金

1) 下水道事業受益者負担金とは

都市計画事業にかかる受益者負担金は、都市計画法第75条の規定に基づき、事業の実施により著しい利益を受ける者に対してその受ける利益の限度において事業費の一部を負担させる制度である。下水道事業においては過去からこの受益者負担金制度が採用されており、下水道の整備財源のうち国庫補助金以外の部分は、適正な受益者負担金を徴収することを前提として財政制度が組み立てられている。

下水道事業において受益者負担金制度が採用されている理由として、一つはそれが整備されることにより利益を受ける者の範囲が明確であることと、もう一つはその整備によって特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として、当該地域の資産価値を増加させるためである。

2) 公共下水道区域外流入分担金とは

公共下水道事業計画区域外の区域から公共下水道の排水施設に汚水を排除させる場合に徴収する分担金である。

(2) 実施した監査手続

倉敷市下水道事業特別会計歳入歳出決算書等より、下水道事業に関連する収入の状況を分析した。

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

2 下水道使用料

(1) 概要

ア 倉敷市の下水道使用料

倉敷市では、下水道条例第14条及び第15条において、使用料の徴収及び算定方法について、次のように定めている。

【参考法令】 下水道条例

第14条 (使用料の徴収)

市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により使用者から2月分ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。

第15条 (使用料の算定方法)

使用料の額は、使用月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ次の表により算定した額とする。

【表】 1月あたりの下水道使用料単価表（消費税・地方消費税を含む）（単位：円）

使用区分		料金区分	排出量		使用料
水道水	一般用	基本料金	8 m ³ まで		1,090
		超過料金	1 m ³ につき	8 m ³ を超え10 m ³ まで	136
				10 m ³ を超え20 m ³ まで	155
				20 m ³ を超え30 m ³ まで	240
				30 m ³ を超え50 m ³ まで	265
				50 m ³ を超え100 m ³ まで	291
				100 m ³ を超え500 m ³ まで	322
				500 m ³ を超え1000 m ³ まで	406
				1000 m ³ を超えるもの	481
	湯屋用	基本料金	10 m ³ まで		1,360
		超過料金	10 m ³ を超える1 m ³ につき		32
	特別用		1 m ³ につき		240
その他		基本料金	10 m ³ まで		1,360
		超過料金	10 m ³ を超える1 m ³ につき		155

倉敷市は、下水道使用料について倉敷市水道局に徴収事務を委託し、水道料金と下水道使用料を一緒に請求する上下水道料金一括納付制度を採用している。

イ 使用料の収納状況の推移

下水道使用料の過去 5 年間の収入推移は、次の表のとおりである。

【表】 過去 5 年間の下水道使用料の収納状況 (単位：千円)

年度	調定額	収納額	不能欠損額	収入未済額	収納率
H21 年度	6,963,136	6,538,131	20,698	404,308	93.90%
H22 年度	7,102,040	6,660,198	49,562	392,280	93.78%
H23 年度	7,149,877	6,769,529	42,880	337,469	94.68%
H24 年度	7,196,062	6,872,174	61,311	262,578	95.50%
H25 年度	7,120,020	6,878,204	35,171	206,645	96.60%

最近 5 年間の使用料収入は、平成 24 年度まで微増していたが、平成 25 年度はわずかながら減少に転じている。

収納率は、比較的高い割合で安定しながら微増しており、平成 25 年度では 96.6%になっている。

不能欠損額については、毎年ある程度の金額が計上されているが、その分収入未済額は減少しており、平成 25 年度末で 206,645 千円となっている。

ウ 使用料の減免状況の推移

1) 使用料の減免制度

下水道使用者の使用料の負担を軽減または免除することを減免という。

倉敷市では、倉敷市下水道条例第17条により、「市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、申請により使用料もしくは占用料を減免し、または納期限を猶予することができる」とされている。

この条例を受けて、具体的に使用料が減免される者（以下、「減免対象者」という。）、減免対象額及び減免率が、倉敷市下水道条例施行規則第19条において、次の表のとおり定められている。

【表】 倉敷市下水道条例施行規則 第19条（使用料の減免）関連

減免対象者	減免対象額	減免率
社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する事業を実施する者。ただし、国及び地方公共団体は除く。	条例第15条第1項の表に規定する10m ³ の料金。ただし、使用水量が10m ³ に満たないときは、その水量の料金	100%
生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者	条例第15条第1項の表に規定する10m ³ の料金。ただし、使用水量が10m ³ に満たないときは、その水量の料金	100%
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第2号に規定する生活支援給付を受けている者	条例第15条第1項の表に規定する10m ³ 立方メートルの料金。ただし、使用水量が10m ³ 立方メートルに満たないときは、その水量の料金	100%

2) 使用料減免実績の推移

過去5年間の使用料減免実績の推移は、次の表のとおりである。

【表】 使用料減免実績の推移 (単位：千円)

減免対象者	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度	H 2 5 年度
社会福祉施設	133 人	138 人	140 人	152 人	155 人
	1,247	2,082	2,120	2,228	2,299
生活保護等	1,057 人	1,258 人	1,508 人	1,721 人	1,937 人
	13,240	15,606	18,379	20,869	23,591

(2) 実施した監査手続

ア 使用料の妥当性の検討

使用料の妥当性を市がどのような方法で検討しているのかについて、担当者に質問した。

イ 滞納使用料への対応及び管理にかかる手続

滞納使用料の推移を分析し、その対応を担当者に質問した。また、不能欠損にかかる諸手続及び平成25年度関連資料を閲覧し、担当者に質問した。

ウ 使用料の減免にかかる手続

過去5年間の減免実績の推移を分析し、その対応を担当者に質問した。また、減免手続に係るフローを担当者に質問し、その管理状況が妥当かどうかを検討した。

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

3 受益者負担金、受益者分担金

(1) 概要

ア 受益者負担金について

下水道利用者は、道路や公園とは異なり、下水道が整備された地域の住民に限られる。そこで、下水道が利用できるようになった土地の所有者などに、建設費の一部（その土地に対して1回のみ）を負担していただくものが受益者負担金である。

倉敷市における下水道事業受益者負担金は、都市計画事業として執行する下水道事業のうち、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条に基づき徴収するものである。

原則として、下水道が整備された区域の土地所有者が受益者として負担金を納めることとなるが、例外として、その土地に建物所有者・居住者・地上権者がいる場合、相手の承諾があれば受益者を変更することができる。

負担金額は、土地の面積1㎡あたり87円を乗じた金額である。

下水処理開始の告示日の翌年度に一度だけ賦課され、3年間にわたる分割納付又は一括納付される。なお、申請により徴収猶予と減免の制度がある。

徴収猶予の対象としては、田・畑・山林があり、土地の現況、地籍、所有者等に移動があるまで猶予される。また、災害や盗難などで納付が困難な場合にも2年を限度に徴収猶予される。

減免の対象としては、町内会の公会堂、集会所、消防団の消防器具倉庫に係る土地や、墓地、急傾斜地、公共性のある私道などがある。

過去5年間の下水道事業受益者負担金の収入推移は、次の表のとおりである。

【表】 下水道事業受益者負担金の収入推移 (単位：千円)

	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度	H 2 5 年度
収納額	120,794	100,957	120,878	94,776	81,473
収納率	87.7%	86.8%	88.2%	86.3%	85.9%

イ 受益者分担金について

倉敷市における受益者分担金は、具体的には公共下水道区域外流入分担金であり、公共下水道事業計画区域外の区域から公共下水道の排水施設に汚水を排除させる場合に徴収する分担金である。

過去5年間の公共下水道区域外流入分担金の収入推移は、次の表のとおりである。

【表】 公共下水道区域外流入分担金の収入推移 (単位：千円)

	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度	H 2 5 年度
収納額	132	722	534	446	36,858
収納率	100%	100%	100%	100%	100%

(2)実施した監査手続

ア 受益者負担金・受益者分担金の賦課徴収にかかる手続

受益者負担金・受益者分担金の賦課徴収にかかる諸手続き及びそのチェックの仕組みについて担当者に質問した。

イ 滞納債権への対応及び管理にかかる手続

滞納している受益者負担金・受益者分担金への対応について担当者に質問した。

ウ 受益者負担金・受益者分担金の徴収猶予にかかる手続

徴収猶予にかかる申請書類等を閲覧し、ヒアリングを実施した。

エ 受益者負担金・受益者分担金の減免にかかる手続

減免にかかる申請書類等を閲覧し、ヒアリングを実施した。

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

第3 資産管理

1 地方公営企業法の適用について

(1) 概要

ア 倉敷市の現状と方向性

倉敷市は、監査対象年度の平成25年度及び監査実施年度の平成26年度において、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等の適用を予定していない。したがって、監査対象の平成25年度において会計上の資産は特に管理の対象となっていない。

倉敷市では、資産管理の重要性やその他の維持管理にかかる費用の経済性などの問題を認識し、平成22年度にプロジェクトチームを設置して地方公営企業法適用の移行について、その目的やメリットなどを検討し、市長及び副市長との協議を重ねてきた。ただ、結果として公営企業会計制度の導入を決定するには至っていない。

イ 下水道事業の課題

倉敷市の下水道人口普及率は、平成25年度末において75.0%、とくに市内中心部である倉敷処理区では99.8%に達し、平成28年度から始まる第12次下水道整備五箇年計画以降では、市街化調整区域への下水道整備にも着手していくほか、調整区域内に存在する大型団地などを対象に下水道整備を行っていく予定である。

一方、昭和27年の事業着手から55年以上が経過したことから、老朽化した施設の改築や延命化といった新たな建設需要が発生しつつある。また、局所的な集中豪雨による都市型水害に対する浸水対策事業、大規模な地震に備える耐震化事業等の安心・安全を目的とする下水道事業も求められている。

人口減少と少子高齢化、生活様式や都市構造の変化、経済低迷といった現状において、これらの事業を継続していくためには、効率的・安定的な事業経営を実践する必要がある。

ウ 法適用の意義

公共下水道事業は、地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいため、行政改革や財政健全化に取り組む中で、経営基盤の強化が急務となっている。長期的に安定した事業運営を実施するためには、経営の健全化や計画性・透明性の向上が求められており、法適用はその取り組みの柱の一つとして位置付けるべきものである。

下水道施設は、市民の恒久的な財産であり、適正に維持しつつ、その利用に供していかなければならない。厳しい財政状況の下で健全な運営を確保するには、経営状況を正しくとらえ、内部管理的な観点だけでなく、利用者及び市民に対しても理解を求めていく必要がある。

そのためには、事業の経営成績や財政状況を明瞭に把握することが可能となる経理方式、すなわち発生主義に基づく複式簿記の手法によって経理する企業会計方式を採用することが効果的であると考えられる。

エ 企業会計方式導入のメリット

前述したとおり、平成22年度に設置された「地方公営企業法適用・研究・準備プロジェクトチーム」では、その検討結果として次の4つの観点から公営企業会計へ移行し、下水道事業の経営健全化への取組みを強化すべきであるとの報告がなされている。

【表】 プロジェクトチームの検討結果（再掲）

移行の目的（メリット）	
経営状況の明確化	企業会計制度の導入は、下水道使用料という営業収入を前提とした事業の経営状況を明らかにするものであり、事業実施期間の収益（下水道使用料）と費用（下水道処理費用）の関係を明確化し、下水道利用者に対し経営状況をわかりやすく示すことができます。
健全経営に向けた取組みの強化	企業会計の損益計算書などにより、健全経営に向けた取組みが事業経営に直接的に反映されることになると同時に、下水道使用料等の収入を意識しながら、事業経営に携わることができ、執行管理面の強化が図れます。
ファシリテ	企業会計の導入は、減価償却費の計上で将来の改築更新に対する内

イ・マネジメントへの取組み	部留保の蓄積余力が明確になります。現在は市債償還金が多いため、直ちに内部留保の蓄積はできないものの、将来的には市債償還金の減少に伴って資金の内部留保が可能となり、財政面での強化が図れます。
消費税の節減	企業会計への移行で、一般会計からの繰入金の取扱いが変更（特別会計では特定収入、企業会計では特定収入とはならない）されることにより、消費税の納税額を節減できます（節減額は百万円単位となる見込み）。

また、一般的に法適用に伴う企業会計方式の導入により、次のメリットがあると言われている。

【表】 企業会計方式導入のメリット

項目	メリット
損益取引と資本取引の明確化	管理運営に係る収支（損益取引）と建設改良に係る収支（資本取引）が区分されるので、経営状況を明確には把握することができる。
発生主義の採用	現金収支でなく、経済活動の発生に基づき経理が行われるため、毎年度のコストや適切な損益計算が可能となる。
使用料対象原価の明確化	期間損益計算が適切になされる結果、使用料対象原価が明確に算定される。
説明責任の向上	使用料改定の際、市民や議会に対し財政状況の説明が容易である。
固定資産管理情報の活用	中長期的な視野からのライフサイクルコスト分析がなされ、計画的な維持管理及び改築更新が可能となる。
職員の経営意識の向上	経営状況の明確化や独立採算性の原則により、職員の意識改革を促進し、経営効率の向上が期待できる。

オ 法適用の範囲

地方公営企業法は、主に「第2章 組織」「第3章 財務」「第4章 職員の身分取扱」の各規定で構成される。このうち、第3章の財務規定等を適用範囲

とし、企業会計方式へ移行することは「一部適用」、全ての規定を適用することは「全部適用」とされている。

例えば、水道事業は全部適用、病院事業は一部適用が義務づけられているが、公共下水道事業は「その他の事業」に区分され、適用は任意であり、適用範囲も任意となっている。

カ 法適用にあたり必要となる業務

法適用に伴う企業会計方式への移行にあたっては、大別して以下に示す3業務が必要となる。いずれの業務も高度な専門性や多くの人員を要するため、豊富な技術や知識を有するコンサルタントを活用し、担当職員と連携して処理をする必要がある。

【表】 所要事務及び概要

業務	概要
固定資産調査	既存の資産台帳データを活用し、有形及び無形固定資産の取得価額を把握し、固定資産台帳を作成する。
会計移行事務	予算編成、職員研修、打ち切り決算、開始貸借対照表の作成等、企業会計への移行に必要な業務を行う。
会計システム構築	企業会計システム、固定資産管理システム等を構築する。

(2)実施した監査手続

地方公営企業法の財務規定について、適用の有無と今後の適用予定についてヒアリングを実施した。

(3)監査の結果及び意見

地方公営企業法の財務規定について、適用に向けて早急に移行時期を決定し、移行準備を始めるべきである（意見）。

監査実施年度の平成26年度中に、総務省からは平成26年8月29日付け「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が通知され、地方公営企業法の適用に向けた「ロードマップ」が示された。

このロードマップでは、人口3万人以上の団体においては、平成32年4月までに公営企業会計へ移行するべきとされ、平成27年1月に総務省より要請があるものとされている。

また、本市と同規模の中核市における公営企業会計へ未移行の都市は、青森市、船橋市、和歌山市及び倉敷市の合計4市のみであること、このうち船橋市は平成30年度に移行予定であることなどを考えても、遅くとも期限内に移行を行う必要性があることを倉敷市においても十分に認識されているところである。

このように地方公営企業法の財務規定の適用は避けられない状況であり、前述した法適用のメリットを享受するため、また法適用にあたり必要となる業務量も膨大なことから、適用に向けて早急に移行時期を決定し、移行準備を始めるべきである。

2 貸借対照表とその内容

(1) 概要

ア 下水道事業のバランスシート

平成26年度現在においては、実際に運用に供されている貸借対照表や固定資産台帳はない。今後の地方公営企業法の適用を目指して、地方公営企業法に準拠した貸借対照表の作成を試算することが望まれるところである。

ただ、倉敷市では、現在の倉敷市下水道事業の財政状況を市民へ公表する目的で、「下水道事業のバランスシート」を作成し、倉敷市のHPにて公表している。

【表】 下水道事業のバランスシート（平成25年3月31日現在）（単位：千円）

借方		貸方	
有形固定資産		固定負債	
公共下水道費	272,402,636	地方債	179,092,826
無形固定資産		流動負債	
流域下水道費	3,847,336	翌年度償還予定額	10,930,159
		負債合計	190,022,985
流動資産		国庫支出金	71,859,880
現金・預金	220,590	一般財源等	14,903,889
未収金	316,192	正味資産合計	86,763,769
資産合計	276,786,754	負債・正味資産合計	276,786,754

このバランスシートから分かるように、勘定科目は公共下水道費と表示されているが、実質的には資産のほとんどが有形固定資産の構築物であり、その大部分は管きよである。

なお、倉敷市のHPでは、以下のように説明がなされている。

【表】 バランスシートからわかること（倉敷市HPより）

平成25年3月31日現在で、倉敷市の下水道事業の総資産は約2,768億円(↓0.9%)になりました。

一方、将来返済しなければならない借金となる負債総額は約1,900億円(↓2.6%)、民間企業でいうところの資本金に当たる正味資産は約868億円(↑3.1%)に

なりました。

1. 資産の部の状況

資産の部では、有形固定資産（管きょ・処理場・ポンプ場）が約2,724億円で、資産全体の約98%を占めています。他には、兄島湖流域下水道の施設利用権としての性格を持つ無形固定資産があります。

なお、有形固定資産の耐用年数は44年としています。

2. 負債の部の状況

負債の部約1,900億円は、固定負債、流動負債ともに地方債であり、平成24年度末の起債残高となります。

下水道事業の特性として、財源を起債（借入金）に多く依存する仕組みとなっており、このことは、下水道施設の建設費は初期投資が多く、その事業効果が長期にわたるため、建設事業費の地方負担の財源について起債（借入金）を充当することにより世代間の負担の公平化を図ることによるものです。

3. 正味資産の部の状況

正味資産は、国からの補助金や受益者負担金など返済の必要のない資産です。

国からの補助金が約719億円、一般財源等（下水道受益者負担金等）が約149億円となっています。

イ 固定資産の重要性

平成25年3月31日現在における貸借対照表（バランスシート）では、総資産の98%が有形固定資産で構成されており、事業（企業）の総資産の大部分を占める重要な資産となっている。したがって、固定資産システムにより管理された固定資産台帳の作成とその管理が重要となってくる。

なお、下水道の管きょ（法定耐用年数50年）のように支出の効果が長期にわたって持続するものについては、建設した年度の一時の費用ではなく、取得年度以降に減価償却費として計上される。

ウ たな卸資産（貯蔵品）の取扱い

下水道事業を含めた公営企業は、商品・製品の販売ではなく、住民にサービスを提供することが業務の中心である。したがって、商品・製品・半製品等を保有することはほとんどなく、また製品に取り付けられるような部品もほとんど存在しないのが通常である。そこで、公営企業の実務では、たな卸資産のうち、商品・製品・半製品等を除いた「貯蔵品」が計上されるケースが考えられる。

エ 現金預金の管理

平成25年度及び平成26年度は、企業会計を適用していないので、下水道事業としての現金預金はない。

法適用後は、現金の実査や現金預金の照合などの管理が必要になる。

(2)実施した監査手続

現在、下水道課で管理している資産台帳を閲覧した。

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

3 固定資産（下水処理場・ポンプ場）の実査

(1) 概要

ア 倉敷市の下水処理場

倉敷市の下水道事業は、地形的な制約、又は合併により、倉敷処理区・水島処理区・児島処理区・玉島処理区・船穂処理区・真備処理区の6処理区及び倉敷処理分区（児島湖流域関連公共下水道）に分けて施行されている。

このうち、倉敷処理区は児島湖流域下水道処理区へ編入され、その他の処理区は単独公共下水道として下水処理場（浄化センター）で処理されている。なお、船穂処理区については、玉島処理区に接続し、玉島下水処理場で処理されている。

下水処理場の一覧を示すと次の表のとおりである。

【表】 下水処理場一覧（平成26年3月31日現在）

処理場名	敷地面積 (㎡)	処理能力 (㎡/日)	処理方法	運転開始
水島 下水処理場	52,900	59,400	・凝集剤添加担体投入3段硝化脱窒法 ・凝集剤添加標準活性汚泥法	昭和51年 4月
児島 下水処理場	78,500	29,900	・凝集剤添加浮遊型3段硝化脱窒法 ・凝集剤添加標準活性汚泥法	昭和45年 7月
玉島 下水処理場	149,200	17,600	・凝集剤添加浮遊型3段硝化脱窒法 ・凝集剤添加標準活性汚泥法	昭和57年 6月
真備浄化 センター	43,600	6,000	・オキシデーションディッチ ＋凝集剤添加＋砂ろ過	平成16年 3月

また、平成25年3月31日現在の処理面積と今後の計画概要は次のとおりである。

【表】 計画概要（平成25年5月31日現在）

処理場名	処理面積 (ha)	全体計画		事業計画	
		処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)
水島	1,895	2,782	87,800	2,620	87,878
児島	1,410	1,655	54,300	1,528	56,630
玉島	1,417	2,957	58,830	1,960	53,362
真備	280	825	20,170	306	12,000

このうち、運転開始が比較的早く、処理能力が最も高い水島下水処理場を、現場視察の対象として選定した。

さらに、逆に運転開始が新しく、処理方法も他の下水処理場と異なる真備浄化センターについても、現場視察の対象として選定した。

1) 水島下水処理場の概要

水島処理区は、倉敷処理区の南部、高梁川の左岸に位置し、北部の一部は丘陵地であるが、大部分は平坦地である。また、八間川に沿って、南北に帯状に広がる市街地は、満潮面より低い状態になっている。土地の利用状況は、都市計画街路の100m道路を境に、南は準工業地域及び水島臨海工業地帯の工業専用地域で、北の市街地は商業地域となっており、この地域に連なる大部分は居住地域になっている。

水島処理区は、昭和39年から事業着手し、水島下水処理場の建設は昭和46年度から工事を開始し、昭和50年度末に主要部分が完成、昭和51年4月に運転開始している。また、瀬戸内海の富栄養防止、放流先の環境基準に対応するため、平成12年度に高度処理化の工事に着手し、平成14年9月から運転を開始している。

2) 真備浄化センターの概要

平成8年9月に公共下水道全体計画を策定し、平成10年10月に事業認可を受け、事業に着手した。真備浄化センターの建設は、日本下水道事業団に委託し、平成13年度建設工事に着手し、平成16年3月31日に供用を開始した。

イ 倉敷市のポンプ場

倉敷市のポンプ場には、大きく流域関連下水道関連の8箇所のポンプ場と、単独公共下水道の14箇所のポンプ場がある。

それぞれ、一覧にすると次の表のとおりである。

【表】 流域関連下水道のポンプ場一覧（平成26年3月31日現在）

ポンプ場名	所在地	現有能力 ($\text{m}^3/\text{分}$)	概要	運転開始
倉敷中第1 ポンプ場	白楽町	36.40	倉敷中第1地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送っている。	平成4年 4月
倉敷中第2 ポンプ場	羽島	12.10	倉敷中第1・第3地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送っている。	平成3年 3月
倉敷中第3 ポンプ場	日ノ出町	5.25	倉敷中第1地区の汚水の中継し、倉敷中第2ポンプ場へ送っている。	平成3年 8月
倉敷北第3 ポンプ場	中庄	5.00	倉敷北地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送っている。	平成16年 4月
吉岡川第2 ポンプ場	粒浦	12.80	倉敷西・倉敷中第2地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送っている。	平成13年 10月
倉敷東第2 ポンプ場	亀山	1.40	倉敷東地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送っている。	平成12年 4月
倉敷東第4 ポンプ場	藤戸町 天城	2.90	倉敷南・倉敷東地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送っている。	平成14年 4月
倉敷雨水貯 留センター	白楽町	77.00	倉敷地区の合流式下水道を改善する滞水施設で雨天時の下水抑制を行っている。	平成21年 3月

【表】 単独公共下水道のポンプ場一覧（平成26年3月31日現在）

ポンプ場名	所在地	現有能力 ($\text{m}^3/\text{分}$)	概要	運転開始
水島東 ポンプ場	中畝	7.20	水島東第1地区・第3地区の汚水の中継し、水島下水処理場へ送っている。	昭和63年 6月
粒江 ポンプ場	松江	2.70	水島東第2地区の汚水の中継し、水島東ポンプ場へ送っている。	平成17年 4月
下津井 ポンプ場	下津井	1.50	下津井地区の汚水の中継し、児島下水処理場へ送っている。	平成10年 10月

田の口 ポンプ場	児島 田の口	雨水 97.0 汚水 2.30	田の口地区の汚水の中継し、児島下水 処理場へ送っている。	平成 10 年 4 月
鶴の浦 ポンプ場	鶴の浦	4.80	水島西地区の汚水の中継し、水島下水 処理場へ送っている。	平成 6 年 1 月
阿津 ポンプ場	児島 駅前	雨水 1180.44	赤崎・味野排水区の雨水の中継し、瀬 戸内海へ排水している。	昭和 50 年 4 月
阿津第 2 ポンプ場	児島 阿津	1.90	大島地区・下津井地区の汚水の中継し、 児島下水処理場へ送っている。	平成 5 年 6 月
下の町 ポンプ場	児島 下の町	雨水 312.5 汚水 33.4	田の口地区他の汚水の中継し、児島下 水処理場へ送っている。	昭和 40 年 4 月
玉島北第 1 ポンプ場	玉島 長尾	1.80	玉島北地区の汚水の中継し、玉島下水 処理場へ送っている。	平成 8 年 2 月
玉島北第 2 ポンプ場	玉島 爪崎	1.70	玉島北地区の汚水の中継し、玉島下水 処理場へ送っている。	平成 8 年 3 月
玉島北第 3 ポンプ場	玉島 八島	1.60	玉島北地区の汚水の中継し、玉島下水 処理場へ送っている。	平成 16 年 4 月
柏島 ポンプ場	玉島 柏島	2.50	柏島地区の汚水の中継し、玉島下水処 理場へ送っている。	平成 15 年 4 月
船穂中新田 ポンプ場	船穂町 船穂	1.20	船穂地区の汚水の中継し、玉島下水処 理場へ送っている。	兵営 14 年 10 月
船穂雨水 ポンプ場	船穂町 船穂	200.00	船穂排水区の雨水の中継し、高梁川に 排水している。	平成 14 年 3 月

このうち、運転開始が比較的早く、現有能力が最も高い倉敷中第 1 ポンプ場を
現場視察の対象とした。

あわせて、隣接の倉敷雨水貯留センターについても現場視察の対象とした。

(2)実施した監査手続

ア 下水処理場の現場視察

水島下水処理場 平成26年8月25日

真備浄化センター 平成26年11月6日

倉敷雨水貯留センター 平成26年11月6日

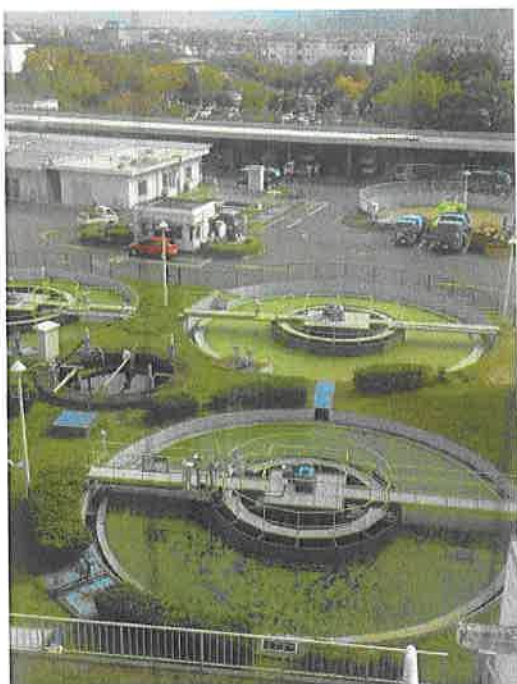
倉敷中第1ポンプ場 平成26年11月6日



水島下水処理場



真備浄化センター



倉敷雨水貯留センター



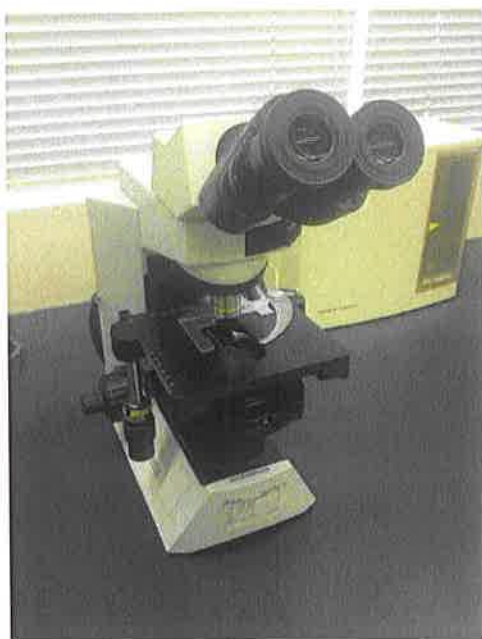
倉敷中第1ポンプ場

イ 現物実査

備品台帳より金額的に重要性の高い資産についてサンプル抽出し、現物実査を実施した。サンプルとして抽出した資産については、管理番号シールが貼付されており、台帳からの資産特定もスムーズに行うことができ、適切に資産管理が行われていた。



採水器（水島下水処理場）



顕微鏡（水島下水処理場）



PH測定器（水島下水処理場）

（３）監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

4 下水道施設の老朽化

(1) 概要

ア 日本の下水道施設の状況

下水道施設を整備・維持して汚水を収集・処理し、雨水の排除等を行うことによってはじめて、衛生的な街づくり・浸水被害の防止・公共用水域の水質保全等、衛生的で快適な市民生活は保障される。日常はあまり意識されていないが、このように下水道は市の基本インフラであり、市民の生活を維持していく上で不可欠な施設である。

下水道の主な施設には、①下水管、②ポンプ場、③下水処理場があるが、この3つの組み合わせによって初めて機能するので、これらの下水道施設は、ある程度集中して整備する必要がある。そのため、多くの地方公共団体において、一時期に集中して下水道施設を整備してきた。その結果、都市部のほとんどの地域で下水道が整備され、都市部のどこに住んでいても簡単に下水道施設を利用できる状況になっている。

これらの施設は時の経過に伴って老朽化し、いずれ寿命を迎えることになる。さらに、必要な手当がなされない場合には、想定された寿命を全うできない可能性もある。

したがって、下水道施設を安全に利用し、快適な市民生活を続けるためには、施設を改築・修理しなければならないが、それには当然コストがかかる。

ほとんど気づかれていないが、限られた財源、マンパワー、民間の施工体制等という制約の中で、今後どのように下水道機能を維持・管理していくかという問題が現在の下水道施設における大きな課題となっている。

この点において、国土交通省では平成23年9月に発表した「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）」の中で、下記のような基本的な考え方を示している。

『下水道の普及率は、平成21年度末で73.7%（人口普及率）に達し、今や全国の多くの地域で、下水道があることが毎日の暮らしの中で当たり前のこととなっている。これは、長年の投資と努力の賜物である。

管きょ延長約42万km、処理場数約2,100箇所におよぶ膨大なストックは、今後年を経るにつれて劣化が進み、施設を維持管理する費用の増大が見

込まれる。しかし、下水道は人々の日常生活や社会経済活動を支える基本的な社会基盤施設であるために、計画的かつ効率的な施設管理を行うことにより所期の機能を継続的に発揮していく必要がある。

全国の下水道統計によると、下水道の管路施設は、布設後約30年を経過すると道路陥没などの事故を起こす割合が急激に増加することがわかってきている。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、下水道施設にも大きな被害が及び、改めて下水道の社会的な重要性が認識される中で、地震等への対応力の強化が求められている。次の世代に明るい社会を残すことがわれわれの世代の使命であるとすれば、下水道資産の維持管理と改築修繕に対してしっかりとの方針・目標と将来像（計画）を描いて取り組むべきである。』

イ 倉敷市の下水道施設の沿革

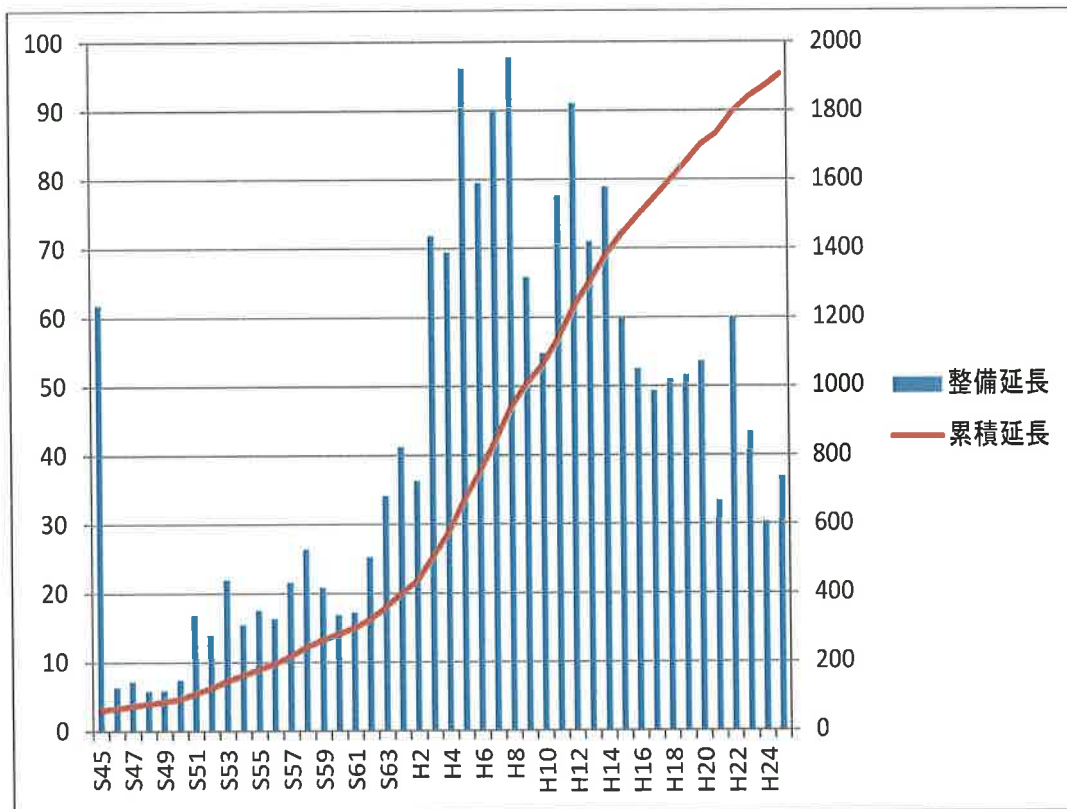
倉敷市における下水道施設は、倉敷地区は昭和30年に、水島処理区は昭和39年に、児島処理区は昭和27年に、玉島処理区は昭和50年に事業着手している。また、倉敷処理分区については、平成3年に児島湖流域下水道に接続し、供用開始している。さらに、真備処理区は平成10年、船穂処理区は平成8年にそれぞれ事業着手している。

この結果、平成25年度末（平成26年3月31日）時点における倉敷市の下水道普及率は75.0%であり、下水道事業の規模は、処理区域面積8,334ha、管きょ延長1,904kmとなっている。

下図のように、平成3年から平成14年にかけて集中的に整備されてきており、その結果として、将来の更新期も集中することとなる。

【図】 年度別の整備延長と累積延長

(単位：km)



(担当課より入手した資料により監査人作成)

ウ 倉敷市における下水管の経過年数

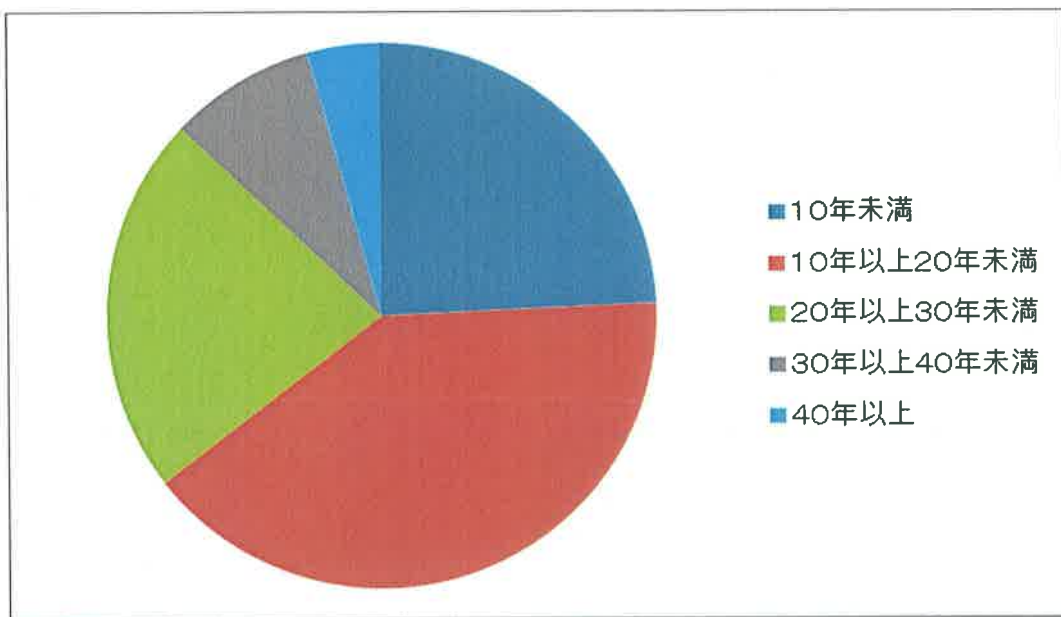
初期に建設された倉敷市の下水道施設は、建設からすでに60年が経過しており、老朽化が相当進んでいると考えられる。ちなみに、下水管の標準耐用年数は50年である。

国土交通省が行った経過年数別道路陥没箇所数の調査では、下水管は建設後30年が経過すると道路陥没が急増する傾向があることが確認されている。

倉敷市が建設した下水管の総延長は、平成26年3月31日現在で1,904 kmであり、そのうち建設後30年を経過した管が全体の12.9%（245.36 km）を占めている。

【図】 倉敷市における下水管の建設後経過年数別分類（単位：km）

経過年数	管きょ延長	構成比
10年未満	462.64	24.3%
10年以上20年未満	766.74	40.2%
20年以上30年未満	429.78	22.6%
30年以上40年未満	163.98	8.6%
40年以上	81.38	4.3%
合計	1,904.52	100.0%



エ 老朽化した下水管（管きょ）破損による道路陥没

倉敷市では、過去において下水管の大きな破損は管内カメラによる調査を行っていても多くは発見されておらず、老朽化した下水管（管きょ）破損が原因と考えられる道路陥没も発生していない。

しかし、日本全国では、毎年5,000件近い道路陥没が発生しており、特に戦前から下水道が整備されている東京都や横浜市では、老朽化した下水管（管きょ）が原因と考えられる道路陥没事故も多く発生している。

倉敷市においても、近い将来において同様の状況に陥る可能性があり、早急に対策を講じる必要がある。

（2）実施した監査手続

倉敷市の下水管の状況について、担当課にヒアリングを行った。

（3）監査の結果及び意見

下水道施設の現状を適切に把握したうえで、将来を見据えた下水道施設の維持、更新の計画を策定する必要がある（意見）。

将来確実にやってくる下水管の老朽化に対処するためには、管きょの老朽化に対する問題に対処し、いかに財源を確保するかが大きな課題となる。

日々意識せず、誰もが当たり前と感じているが、下水道機能は都市に必要不可欠な基本インフラであり、今後も継続して下水道機能を維持するためには、できるだけ早くその対策を立てる必要がある。

財源が極めて厳しい中で、下水道施設の維持・更新についてどのような方向・方法を選択するかを検討するためには、市民に対してその現状と将来像を知らしめて理解を求める必要があるであろう。そのためには、倉敷市における下水道施設の現状を適切に把握したうえで、10年後、20年後を見据えた計画を策定する必要がある。

なお、現在のような限りある財源の中では、定期的に補修などを行い長期間利用できるようにすることで、整備費や維持管理費の削減や平準化を図る施設の長寿命化対策等によって当面のコストを平準化することも同時に進めていく必要がある。

第4 浄化槽にかかる事業

1 合併処理浄化槽の設置に関する補助

(1) 概要

生活排水によって生じる公共用水域の汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公共衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用の一部を補助している。

環境省（旧厚生省）では、昭和62年度から浄化槽設置整備事業（旧合併処理浄化槽設置整備事業）の中で、この補助制度を実施している市町村に対し補助金を交付している。

平成11年度からは、窒素等除去処理能力を有する高度処理型合併処理浄化槽に対する新たな国庫補助基準額を認定している。

倉敷市の補助制度（浄化槽設置補助事業）の概要は次のとおりである。

【表】 合併処理浄化槽設置補助事業の概要

項目	内容
対象者	下水道事業計画区域外、もしくは下水道整備が当分の間（7年以上）見込まれない区域に合併処理浄化槽を設置する人で、市税の滞納がなく、次のいずれかに該当する人。 ・主に居住の用に供する建物（専用住宅）に合併処理浄化槽を設置する人。 ・延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（併用住宅）に合併処理浄化槽を設置する人。 ・20人槽以下の共同住宅に合併処理浄化槽を設置する人。
非対象者	・浄化槽の設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する人。 ・補助事業の当該年度内に合併処理浄化槽を設置することができない人。 ・販売を目的とする専用住宅（建売住宅）に合併処理浄化槽を設置する人。 ・農業集落排水処理区域（事業採択を受けた区域を含む）や他の法令

	などにより汚水処理施設、または合併処理浄化槽の設置を義務付けられている住宅団地の区域に合併処理浄化槽を設置する人。 ・倉敷市合併処理浄化槽設置補助金要綱により補助金を受けて設置した合併処理浄化槽（設置した年度の翌年度の4月1日から起算して7年以上を経過していないもの）を廃して、新たに設置する人。 ・補助金交付決定前に合併処理浄化槽の設置工事（補助対象部分）をした人。
対象浄化槽	し尿及び生活雑排水を併わせて処理する浄化槽であって、BODの除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L以下の機能を有するもので、構造基準に適合したもの。 ただし、国庫補助指針が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するもの。 （全国浄化槽推進市町村協議会で登録しているもの）

【表】 補助限度額（平成25年度～平成29年度）

（単位：円）

区分	標準型	高度処理型		
		窒素又は磷除去能力を有する型	窒素又は磷除去能力を有する型	BOD除去能力に関する型
処理能力 人槽区分	BOD:20mg/L以下	窒素:20mg/L以下 磷:1mg/L以下	窒素:20mg/L以下 磷:1mg/L以下	BOD:20mg/L以下
5人槽	332,000	444,000	528,000	489,000
6人槽・7人槽	414,000	486,000	693,000	654,000
8人槽～	548,000	576,000	963,000	903,000

（2）実施した監査手続

ア 監査要点

合併処理浄化槽の設置希望者に対して浄化槽設置補助金を交付した後に、公共下水道の整備を実施することになった等、市が二重に設備投資をするようなことはないか。

イ 実施した監査手続

倉敷市内の個人設置浄化槽の設置状況をどのように把握し管理しているかについて、浄化槽台帳の整備状況を含め資料の閲覧を行い、説明を受けた。

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

2 個人設置浄化槽の維持管理

(1) 概要

個人設置浄化槽は、個人の所有物のため、所有者による適正な維持管理が必要になる。

合併処理浄化槽は、公共下水道と同程度の浄化能力を有しているが、正常に機能させ、良好な処理水を確保するために、浄化槽法により浄化槽の使用者に対して法定検査、保守点検及び清掃を義務づけている。また、既存の単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽と同様の義務が課せられている。

【表】 浄化槽の維持管理（再掲）

項目	内容
法定検査	浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査。 浄化槽を設置してから設置後3ヶ月経過後5ヶ月以内に受ける検査（第7条検査）と翌年から1年に1回受ける定期検査（第11条検査）の2種類がある。
保守点検	機械の点検調整、補修、微生物や消毒剤の補給などを行うもので、保守点検は倉敷市長の登録を受けた業者に委託することができる。
清掃	槽内に汚泥が溜まると浄化能力が低下するため、清掃（汚泥の引き抜き等）が必要となる。

【参考法令】 浄化槽法

第7条第1項 （設置後等の水質検査）

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機構」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第11条第1項 （定期検査）

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(2)実施した監査手続

ア 監査要点

浄化槽法で義務づけられている法定検査の受検率がどの程度であるか、法定検査の受検率が低い場合にどのような対策が取られているのか、適切な管理がなされていないことが発見された場合はどのような処置が行われるのか。

イ 実施した監査手続

個人設置浄化槽の法定検査についての資料を閲覧し、説明を受けた。

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

第5 下水道に関連する事業

1 水洗化促進事業

(1) 概要

ア 下水道への接続義務

1) 下水道への接続

下水道の普及は、各家庭の生活環境の改善や公衆衛生の向上になるだけでなく、河川、湖沼や海などの公共用水域の水質保全のため欠かすことのできないものである。しかしながら、公共下水道は整備された区域すべての排水設備が下水道に接続されてはじめてこれらの効果が十分に発揮することができるものであるため、下水道施設の整備が完了し、公共下水道は供用開始となった地域では、下水道法第10条に基づき公共下水道への接続が義務付けられ、排水設備を設けることにより、家庭などから汚水を直接公共用水域に流さないことになっている。

【参考法令】 下水道法

第10条 第1項（排水設備の設置等）

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。

ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りではない。

イ 建築物の敷地である土地にあつては、当該建物の所有者

ロ 構築物の敷地ではない土地（次号に規定する土地を除く）にあつては、当該土地の所有者

ハ 道路（道路法第百八十号による道路をいう）その他の公共施設（建築別を除く）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2) 排水設備の設置義務等

公共下水道が整備された区域内（以下「処理区域内」という。）では、し尿は公共下水道によって処理されることが公衆衛生上の観点からも望ましい。この

ため、公共下水道が整備され供用開始の公示が行われると、下水道法によって、処理区域内の建物は原則汲み取り便所の家屋は「供用開始日から3年以内」に排水設備工事（水洗便所に改造する工事）を行うことが、家屋の所有者に義務づけられている。また、すでにし尿浄化槽式による水洗便所を設置されている家屋についても、浄化槽を撤去して直接放流による水洗便所に「遅滞なく」切り替える必要がある。

また、処理区域内に新設される便所については、水洗便所としなければならない旨が建築基準法に規定されており、下水道法とは別途に規制が行われている。

なお、排水設備工事は定められた基準に従って正しく施行する必要があるため、倉敷市では「指定下水道工事店」を定めている。

【参考法令】 下水道法

第11条の3（水洗便所への改造義務等）

処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同上第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

2 建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。

3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取り便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りではない。

4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

5 市町村は、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた

場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

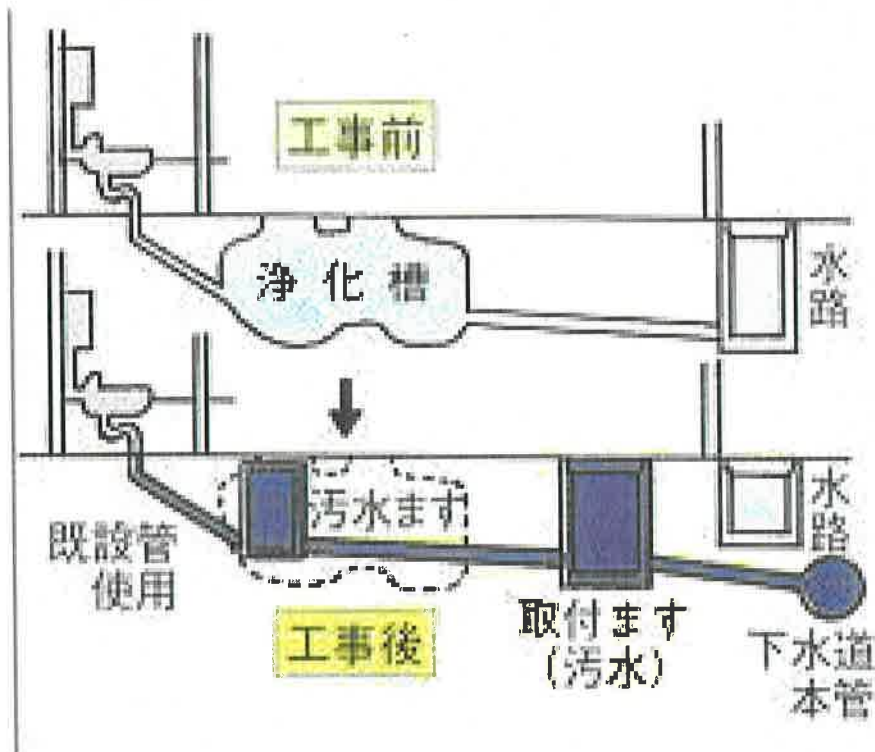
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとする。

【参考法令】 建築基準法

第31条 第1項（便所）

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

【図】 浄化槽の廃止と接続替工事



3) 水洗化人口普及率の推移

水洗化人口普及率とは、処理区域内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合である。

倉敷市の水洗化人口普及率の過去5年間の推移を示すと次の表のとおりである。

【表】 公共下水道の水洗化人口普及率（接続率）（単位：人）

年度	処理区域内人口 (A)	水洗便所設置済人口 (B)	水洗化人口普及率 (B/A)
平成 21 年度	329, 448	294, 272	89. 32%
平成 22 年度	339, 574	302, 454	89. 07%
平成 23 年度	347, 905	311, 521	89. 54%
平成 24 年度	353, 962	318, 969	90. 11%
平成 25 年度	362, 548	328, 896	90. 72%

下水道が整備されていても、水洗化されなければ下水道施設は未利用のままであり、公共用水域の水質改善にはつながらない。このため市としては、下水道の供用を開始した区域の全ての住民に公共下水道へと接続してもらう必要がある。

イ 水洗化促進事業

下水道法では、下水道の供用開始後の処理区域内は遅滞なく下水道に接続することを義務付けているが、建築確認申請を伴うもの以外の浄化槽等から下水道接続への切り替えについては住民の自主性に委ねられており、必ずしも接続世帯が増加しないのが実情である。

しかしながら、下水道接続の不徹底は、莫大な投資をした下水道施設の不効率・遊休化、公共用水域等の水質への悪影響、予定された下水道料使用料が収入とならず下水道事業経営上の問題となること、接続済の者と未接続者との間の負担の公平性など、多くの問題を惹起するため、早急に改善しなければならない。

倉敷市では、下水道接続を促進するため、以下のような事業を行なっている。

1) 水洗便所改造に対する補助金制度

くみ取り便所（し尿浄化槽を含む）を水洗便所に改造する者に、一定の条件を設け補助金を交付する制度である。

また、くみ取り便所を水洗便所に改造する者のうち、生活扶助等受給世帯に対しては、市が便所の改造及び排水設備の設置費用を負担する水洗便所特別補助金の制度がある。

【表】 水洗便所改造補助金

主な条件	金額
(1) 下水処理の開始日から1年以内に、くみ取り便所や浄化槽を廃止して下水道に切り替えるための接続申請をする者。 (2) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金の滞納がないこと。	1戸当たり 12,000円

【表】 水洗便所特別補助金

主な条件	金額
(1) 生活保護法第11条第1号の生活扶助を受けている世帯主であること。 (2) 下水の処理を開始すべき日から3年以内に、くみ取り便所を水洗便所に改造すること。 (3) 持家であり、現に居住していること。	全額

平成25年度における水洗便所改造補助金の実施件数は、643件（倉敷地区240件、水島地区116件、児島地区104件、玉島地区162件、真備地区21件）であった。

なお、平成25年度における水洗便所特別補助金の実施件数は、ゼロ件であった。

2) 共同排水設備設置に対する補助金制度

私道へ下水道共同排水設備を設置する者に、一定の条件を設け設置資金の一部を補助する制度である。

【表】 共同排水設備設置補助金

主な条件	金額
(1) 設置する下水道排水設備に汚水を排除する家屋が2戸以上。 (2) 下水の処理開始日から3年以内に、設置すること。 (3) 私道の所有者が下水道共同排水設備の設置を承諾していること。 (4) 設置する下水道共同排水設備が市の指定した構造であること。	標準工事費 の2/3以内

(5) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金の滞納がないこと。	
-----------------------------------	--

平成25年度における共同排水設備設置補助金の実施件数は、21件（倉敷地区9件、水島地区9件、児島地区1件、玉島地区0件、真備地区2件）であった。

3) 私道への公共下水道の敷設

下記のような条件を満たしている場合に、公費で私道へ公共下水道を敷設する制度である。

主な条件
(1) 私道の一方が公道に接続し、不特定多数の者が利用していること
(2) 道路の幅員が1メートル以上であり、公共下水道を敷設することが可能であること。
(3) 私道に接していて、汚水を流している所有者の異なる構築物（同一世帯除く。）が2戸以上あり、その全戸が遅滞なく水洗化すること。
(4) 私道の所有者及び利用者が公共下水道の敷設を承諾していること。
(5) 私道の使用期間が無制限であり、無料で使用できること。
(6) 私道の所有権又は制限物件を第三者に譲渡する場合は、下水道敷設部分の使用権を受け継がせる確約が得られていること。

4) 低宅地汚水ポンプの公共設置

公共下水道への接続にあたり、ポンプ施設を設置しないと接続できない低宅地などの方のために、低宅地ポンプ施設を設置するものである。

【表】 低宅地用汚水ポンプ施設設置制度

対象	公共下水道への接続にあたり、ポンプ施設を設置しないと下水道に接続できない低宅地などで、個人が所有する一戸建て住宅。
設置基準	ポンプ施設は1宅地につき1施設。

5) 水洗便所改造資金の融資あっせん制度

既設の便所（くみ取り式及び浄化槽を使用した便所）を水洗便所に改造するために必要な資金を、金融機関から借り入れられるよう市が融資のあっせんをする制度である。

【表】 水洗便所改造資金融資あっせん制度

下水処理開始日から	融資利率	償還方法	融資限度額
3年以内の申請	無利子	50回以内の元金	800,000円以内
4年目以降の申請	契約利率	均等月賦償還	

なお、以下の資格要件が必要である。

【表】 水洗便所改造資金融資あっせん制度の資格要件

主な条件
(1) 市税、下水道使用料、下水道受益者負担金及び水道料金の滞納がないこと。
(2) 融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。
(3) 確実な連帯保証人が1人あること。

平成25年度における融資あっせん件数は全41件（倉敷地区13件、水島地区14件、児島地区6件、玉島地区5件、真備地区3件）、あっせん金額は合計で22,010千円であった。

6) 雨水貯留槽の補助制度

雨水の有効利用を図るための流出抑制施設の新設または改造に要する費用を助成するものである。

倉敷市では、下水道への切り替えに伴い不要となった浄化槽の雨水貯留槽への改造や、市販の雨水簡易貯留槽を設置する場合に、補助金を交付している。

【表】 雨水流出抑制施設設置補助金制度の概要

対象施設	工事内容	対象区域	補助率	限度額
雨水簡易貯留槽	雨といから直接集水する簡易な施設で、市販の雨水タンク（100L～500L）を購入し、設置	下水道事業計画区域内（市街化区域及び市街化調整区域の一部）	標準製品単価の2/3	10万円
10人槽以下の浄化槽	下水道への切り替えに伴い不要となった浄化槽を改造	下水道処理区域内	標準工事費の2/3	10万円

なお、平成25年度における雨水流出抑制施設設置補助金の実施件数は、全83基であった。

7) 水洗化あっせん委員制度

公共下水道処理区域内において、排水設備の設置、くみ取便所の水洗便所への改造又は既設し尿浄化槽の切り替えを行おうとする者と、土地所有者・建築物所有者等の利害関係者との間に、水洗化に係る紛争が生じた場合に、当事者間の利害を調整し円満に解決するため、弁護士・民事調停委員・不動産鑑定士の専門的知識を持つあっせん委員が、公正・中立の立場から無料であっせんを行い、より一層の水洗化を図るものである。

8) 水洗化普及指導員による個別訪問

水洗化普及指導員（嘱託員）を8名（下水普及課、各3支所建設課に各2名）を配属し、未接続家屋を訪問し接続依頼を実施している。訪問頻度は、供用開始から3ヶ月、9ヶ月、2年6ヶ月、3年3ヶ月のすべての義務期限到来時点である。それ以降3年の義務期限後にも年1回程度の戸別訪問を実施している。

9) 職員による大口事業所訪問

大口使用者（100㎡以上／2ヶ月）の建物所有者に対し、年2回（9～10月、2～3月）、市職員による訪問指導を実施している。

10) 水洗化案内文の送付

供用開始時と供用開始から9ヶ月（接続義務期限）、2年6ヶ月（下水道法の接続義務期限）の時点で、未接続家屋の所有者へ接続依頼文（補助期限、義務期限のお知らせ）を郵送している。

11) 公共施設への継続依頼

下水道未接続物件を所管する市の各課・県など官公庁へ接続を依頼している。年1回予算前の9月頃までに所属長へ通達するとともに、財政課に対し予算確保の依頼を行っている。

1 2) 地元説明会の開催

下水道工事開始区域の住民を対象に、下水道事業への理解及び制度の周知徹底を目的として、地元説明会を地元集会所等で開催している。

1 3) PRの徹底

「広報くらしき」(月1回発行)に、供用開始の告示時期にあわせて、年3回(6月、10月、2月)、告示区域、水洗化促進、補助制度の案内を掲載している。

下水道の日を中心として、市役所内や商業施設において啓発イベントを開催している。また、子ども向けの啓発活動として、市内小学生を対象とした出前授業や下水処理場見学と授業を併せた夏休みリサイクル親子探検隊イベントを開催している。

1 4) 水洗化啓発看板の設置

公園、支所等のフェンスに、水洗化啓発看板を設置している。

平成24年度は4箇所、平成25年度は21箇所の設置実績がある。平成26年度は20箇所程度の設置を予定している。

(2)実施した監査手続

ア 監査要点

市の行っている水洗化促進事業について、その有効性や効率性などについて検討し、現在行っている事業以外にも水洗化促進を図るため有効となる方法がないかについても検討した。

イ 実施した監査手続

公共下水道の処理区域内における水洗化普及の状況、未水洗化の理由等についてどのように把握し、管理されているかについて、水洗化促進事業の実施状況を含め資料の閲覧を行い、説明を受けた。

(3) 監査の結果及び意見

水洗化阻害要因を分析し、他の市町村の事例を参考にして、現状より手厚い援助制度を検討することが望ましい（意見）。

倉敷市では、平成7年から普及指導員が公共下水道へ未接続となっている未水洗化世帯を訪問し、下水道への接続を指導する普及促進活動を実施している。

その水洗化指導の中で、公共下水道へ未接続となっている未水洗化戸数と未水洗化理由について聴取した成果をまとめたものが次の表である。

【表】 未水洗化理由の調査結果 (単位：件)

未水洗化理由	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
経済的困難	3,526	25.2%	3,628	25.0%	4,098	28.2%	4,319	28.1%	5,010	31.7%
家屋の老朽化	3,438	24.6%	3,371	23.2%	3,445	23.7%	3,320	21.6%	3,271	20.7%
改造工事予定あり	2,244	16.0%	2,471	17.0%	2,656	18.3%	2,736	17.8%	2,513	15.9%
借地・借家関係	1,396	10.0%	1,471	10.1%	1,609	11.1%	1,906	12.4%	1,976	12.5%
空家・長期不在	1,227	8.8%	1,263	8.7%	1,381	9.5%	1,475	9.6%	1,501	9.5%
その他	2,152	15.4%	2,336	16.1%	1,351	9.3%	1,613	10.5%	1,533	9.7%
合計	13,983	100%	14,540	100%	14,540	100%	15,369	100%	15,804	100%

調査結果を分析すると、阻害要因の1位は「経済的困難」であり、改善資金が足りない、融資を受けても返済できないという経済的理由と考えられる。

2位は「家屋の老朽化」であり、資金を投入しても無駄になるという理由だと考えられる。

3位は「改造工事予定あり」であり、家屋の取り壊し、改築・移転等の予定があるという理由だと考えられる。

その他、近年の高齢者のみの世帯の増加を反映し跡継ぎがいないことや、既に浄化槽を使用しており水洗化していることから、現在使用している浄化槽で間にあっているため、下水道接続の必要性を認識していないケースが考えられる。

水洗化の主な阻害要因のうち、「経済的困難」は排水設備工事に係る資金面での不安であり、「家屋の老朽化」は古くなった家屋を水洗化しても、投資するだけ無駄であると考えている人が多いためと考えられる。

「改造工事予定あり」については、水洗化してもすぐに改築をすれば二重の投資になってしまうことが理由であるため、時期が到来すれば水洗化され下水道に接続されることが期待される。

未水洗化の理由のうち、市が阻害要因を直接的に解消できるのは経済的負担の軽減である。このため、排水設備工事の経済的負担を和らげるための制度を新たに設けるのも方法である。

現在、倉敷市では、水洗便所改造補助金（１戸当たり１２，０００円）や水洗便所改造資金融資あっせん制度（３年以内の申請の場合、無利子）など、排水設備工事に対する援助制度がある。現在の普及促進施策で年間０．６％程度の水洗化率を向上させており、一定の効果をあげていることは評価される。もちろん普及促進施策は、総合的に評価・検討する必要があるが、他の市町村の事例を参考にさらに手厚い援助制度を検討することが望ましい。

新たな排水設備工事に対する援助は、当然に支出の増加につながるものであるが、経済的負担の増加を嫌う未接続者の負担を少しでも減らし、早期に接続できる環境を整えることは重要である。

未接続者の解消により、将来的に得られる下水道使用料を勘案すれば、長期的経営判断としてこのような制度を導入する余地はあると考える。

2 農業集落排水施設にかかる事業

(1) 概要

ア 倉敷市の農業集落排水事業の概要

農業集落を対象に，生活環境の改善を図り，農業用水や河川などの水質保全のため，排水処理施設を整備する事業である。

倉敷市の農業集落排水処理施設の現状は、次の表のとおりである。

【表】 倉敷市の農業集落排水処理施設の概要（平成24年3月31日現在）

地区名		供用開始 年度	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	処理区域 内人口 (人)	処理区域 内戸数 (戸)
倉敷	浅原	H11.8	4 9 1	1 3 3	3 8 1	1 4 9
船穂東部	加瀬	H1.6	1 3 0	3 4	1 3 0	4 6
	堅盤谷	H1.6	1 9 0	5 5	1 7 7	6 0
船穂西部	船穂西部	H10.10	4 3 0	9 5	3 1 7	1 0 1
真備	箭田川南	H13.5	4 1 2	1 1 1	3 1 1	9 8
倉敷市合計			1, 6 5 3	4 2 8	1, 3 1 6	4 5 4



(1) 倉敷地区 浅原



(2) 船穂東部地区 加瀬



(3) 船穂東部地区 堅盤谷



(4) 船穂西部地区



(5) 真備地区 箭田川南

イ 倉敷市農業集落排水処理施設条例

倉敷市が設置する農業集落排水処理施設の管理及び使用についての必要な事項は、倉敷市農業集落排水処理施設条例（以下「施設条例」という。）に定められている。

ウ 農業集落排水事業特別会計の歳入

倉敷市が行っている農業集落排水事業に関して、農業集落排水事業特別会計が設けられている。

農業集落排水事業特別会計の歳入決算額（収入済額）における過去5年間の推移と平成25年度決算額についての構成比をまとめると、次の表のとおりである。

【表】 農業集落排水事業特別会計の歳入推移・構成比 (単位：千円)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	構成比
繰入金	77,113	71,314	77,557	73,719	81,649	74.5%
使用料	18,874	19,404	18,547	18,332	18,257	16.6%
補助金	0	0	0	3,119	9,340	8.5%
分担金等	592	4,131	564	352	419	0.4%
計	96,579	94,849	96,668	95,522	109,665	100.0%

なお、平成24年度までは岡山県からの補助金は、委託金として支出されていた。

エ 農業集落排水事業特別会計の歳出

農業集落排水事業特別会計の歳出決算額（支出済額）における過去5年間の推移と平成25年度決算額についての構成比をまとめると、次の表のとおりである。

【表】 農業集落排水事業特別会計の歳出推移・構成比 (単位：千円)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	構成比
管理費	30,109	31,274	34,255	33,581	34,295	31.3%
施設整備費	0	0	0	0	9,346	8.5%
公債費元金	47,245	45,327	45,116	45,605	46,586	42.5%
公債費利子	19,225	18,248	17,297	16,336	15,355	14.0%
繰越明許費	0	0	0	0	4,083	3.7%
計	96,579	94,849	96,668	95,522	109,665	100.0%

オ 使用料

市長は、別に条例で定めるところにより、使用者から排水処理施設の維持管理費として使用料を徴収する（施設条例第11条）。

また、同条例第12条により、1ヶ月当たりの使用料を、次の表のとおり定めている。

【表】 1ヶ月当たりの使用料単価表 (単位：円、税抜)

使用区分	料金区分	排出量	使用料
水道水	基本料金	10 m ³ まで	1,188
	超過料金	1 m ³ につき	
		10 m ³ を超え20 m ³ まで	158
		20 m ³ を超え30 m ³ まで	236
		30 m ³ を超え50 m ³ まで	300
		50 m ³ を超え100 m ³ まで	319
その他	基本料金	10 m ³ まで	1,188
	超過料金	10 m ³ を超える1 m ³ につき	158

カ 分担金

農業集落排水処理施設の供用開始後に建築物を建築し、処理施設を使用する場合は、分担金を徴収するため、倉敷市農業集落排水事業分担金徴収条例を定めている。

一戸当たりの分担金は、地区に異なっており、次の表のとおりになっている。

【表】 一戸当たりの分担金単価表

地区名		分担金
倉敷	浅原	一戸当たり 230,000円
船穂東部	加瀬	一戸当たり 200,000円
	堅盤谷	
船穂西部	船穂西部	
真備	箭田川南	一戸当たり（取付マス一個当たり） 100,000円 ＋ 土地の面積1平方メートル当たり 410円

(2)実施した監査手続

ア 水洗化への対応状況の検討

農業集落排水施設への接続が適切に行われ、水洗化への対応が図られているかについて担当者に質問した。

イ 農業集落排水事業の有効性の検討

農業集落排水事業が有効に機能しているかについて、排水処理施設の状況と事業の現状について担当者に質問した。

(3)監査の結果及び意見

指摘事項又は意見はない。

以上